

1998 年

手続要覧

ロータリアンの
手引き

収録：

- 国際ロータリーの定款と細則
- 国際ロータリーのロータリー財団細則
- 標準ロータリー・クラブ定款
- 推奨ロータリー・クラブ細則



国際ロータリー

年 2000

2000年

2000年

2000年

2000年

2000年

2000年

版權：1998年國際ロータリー
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201, USA

すべての権利を保有。

手続要覧

ロータリアンの手引き

本手続要覧には、年次国際大会、規定審議会、RI 理事会、ロータリー財団管理委員会が採択した方針と手続が記載されている。また、RI 定款と細則、標準ロータリー・クラブ定款、RI 理事会の推奨するクラブ細則、ロータリー財団細則と法人設立定款抜粋の最新版が収録されている。

手続要覧は、3年ごとに数カ国語版が出版され、各ロータリー・クラブと RI 役員に 1 部送付される。1998 年版は、1995 年版出版以来の方針と手続の変更が織り込まれている。何度も言及される事項は、まとめ直し、探しやすいようにした。明確さを期して多くの記載事項を再編集した。手続要覧の意味、解釈について疑義が生じた場合、英文が正文となる。

アーロン・ハイアット
事務総長

本手続要覧の全部を通じて、男性代名詞も女性代名詞も、
両方の性を含むものとする。

目次

| | | |
|--------------------|---------------------|-----|
| 第 1 部 | 管理 | |
| 第 1 章 | ロータリー・クラブ | 3 |
| 第 2 章 | 地区 | 25 |
| 第 3 章 | 国際ロータリー | 53 |
| 第 2 部 | プログラム | |
| 第 4 章 | ロータリーのプログラム一般 | 71 |
| 第 5 章 | 職業奉仕 | 75 |
| 第 6 章 | 社会奉仕 | 79 |
| 第 7 章 | 国際奉仕 | 89 |
| 第 8 章 | 新世代のためのロータリー・プログラム | 99 |
| 第 3 部 | 国際的会合 | |
| 第 9 章 | 国際大会 | 119 |
| 第 10 章 | 地域大会 | 125 |
| 第 11 章 | 会長主催会議 | 129 |
| 第 12 章 | 協議会 | 131 |
| 第 13 章 | 研究会 | 133 |
| 第 14 章 | 規定審議会 | 137 |
| 第 15 章 | 会議運営手続規則 | 143 |
| 第 4 部 | ロータリー財団 | |
| 第 16 章 | 組織および目的 | 155 |
| 第 17 章 | ロータリー財団のプログラム | 157 |
| 第 18 章 | 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 | 167 |
| 第 5 部 | 雑則 | |
| 第 19 章 | ロータリーの名称と徽章 | 173 |
| 第 6 部 | 組織規定 | |
| 国際ロータリー定款 | | 183 |
| 国際ロータリー細則 | | 189 |
| ロータリー財団の法人設立定款（抜粋） | | 253 |
| 国際ロータリーのロータリー財団細則 | | 255 |
| 標準ロータリー・クラブ定款 | | 265 |
| 推奨ロータリー・クラブ細則 | | 279 |
| 語彙 | | 291 |
| 索引 | | 305 |

本文中の出典

1998年手続要覧には、パラグラフ末尾のカッコの中に数字が記載されている箇所があったところにある。これは方針または手続の出典を示しているのである。例えば：

RI 理事会の決定

一つまたは複数の2桁のアラビア数字（二つ以上の場合、あいだに読点をいれてある）。一例を挙げるなら（45, 84）。この例の場合、1945-46年度と1984-85年度の理事会の決定事項の一部であるということを意味する。

ロータリー財団の管理委員会の決定

管理委員会という語に続いて一つまたは複数の2桁のアラビア数字がある場合。例えば（管理委員会71, 87）。この例の場合、1971-72年度と1987-88年度の管理委員会の決定の一部であることを意味する。

国際大会または規定審議会の決定

ハイフンによって隔てられた二つの数字。最初の数字は、規定審議会か国際大会の年度を示す。2番目の数字は立法番号である。一例を挙げるなら（80-102）。これは1980年規定審議会の決議番号102であって、これは通常、「決議80-102」と言われるものである（1998年審議会の決定に従って、RI国際大会はRI立法事項をもう審議しない、ということに留意しなければならない。しかし、これまでの国際大会の決定は本要覧に依然として引用されるものである。）。

RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款の規定

RI 定款、標準定款（標準ロータリー・クラブ定款）に続いて、条と節がある。

RI 細則の規定

二つのピリオドによって隔てられた4桁から7桁のアラビア数字がある。最初の桁は、その出典である細則の条に相当する。ピリオドに挟まれた3桁の数字は、条の中の節である。もし2番目のピリオドの右に数字があれば、項を指す。例えば（11.030.7.）は、直前の文章が細則の第11条第3節第7項を意味し、第11.030.7.項と呼ぶ。

いろいろなところからの出典

参照文献がセミコロンで隔てられている場合。例えば（RI 定款第5条第3節；4.040. ;87）は、直前の文章がRI 定款第5条第3節、RI 細則第4条第4節、1987-88年度RI 理事会からの出典であることを示している。

ロータリー章典(Rotary Code of Policies)

この章典は、組織の方針の開発、整備に現代的角度から取り組んだものである。

理事会、国際大会、規定審議会の決定で現在も生き続けているものを総合的に利用しやすく、まとめた文書である。現在、各種方針には、中心的な調整された目的がある。しかし、過去においては、方針は、それぞれの目的で、いろいろな折りに個々に開発された。

章典は現在も生き続ける文書である。ロータリー章典は今後多年にわたり絶えず分析されることになる。折りに触れ修正され、改良を重ね、風土や文化の変化にも応えられるものとなるであろう。

訳者注：改正された箇所には原則としてアンダーラインを引いた。第11章は全文新たに挿入されたものなので、アンダーラインを引いていない。さらに、文章の書き換え、移動についてはアンダーラインを引いていない。従って、アンダーラインは単なる目安と考えてほしい。正本である英文にはアンダーラインは引かれていない。

...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...

...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...
...the ... of ...

第 1 部

管理

(Administration)

第1章 ロータリー・クラブ(The Rotary Club)

クラブの管理 (ADMINISTRATION OF CLUBS)

国際ロータリーの会員組織 (Membership in Rotary International)

RIは、RI定款および細則に従って結成され現に存在するロータリー・クラブによって構成される。クラブがRIに加盟するに当たって、クラブ定款として標準ロータリー・クラブ定款を採択しなければならない。しかし、標準定款が採択された1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブは、そのクラブ独自の標準定款の下に運営する資格を有する。但し、その独自の規定は所定の承認を受けていなければならない。(2.030.)

クラブ役員(Club Officers)

クラブの役員、その資格、任務、選考方法は、各クラブの定款と細則に規定されている(標準定款第8条)。標準ロータリー・クラブ定款の規定によると、理事会はクラブの管理主体である。理事会は、少なくとも月1回会合を開くものと期待されている。

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長(以上の人は全員、理事会のメンバーとする)、さらに、幹事、会計、会場監督は、クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであってもなくてもよい。(標準定款第8条第3節)

資格(Qualifications)

クラブ会長は：

- 1) クラブの名譽会員以外の暇疵なき会員であって、さらに正会員、

ァディショナル正会員の場合にはその職業分類について疑問の余地のない者。

- 2) クラブ全体を指導する能力を有し、かつ同僚会員の尊敬と信頼を有する者。
 - 3) 会長エレクトとして、地区の会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席し、かつ、いつでもクラブを指導し、クラブの事務を執るのに必要な時間と労力を捧げうる者。但し地区協議会または会長エレクト研修セミナーに出席できない然るべき理由がある場合、欠席についてガバナー・エレクトの許可を得たうえ、所属クラブから指名した代理を必ず派遣し、その報告を受けなければならない。(標準定款第8条第4節)
 - 4) 自己のクラブの理事あるいは一つまたはいくつかの主要な委員会の委員を務めたことがある者。
 - 5) 1回以上地区大会に出席したことがある者。
 - 6) 自己のクラブの定款・細則およびロータリーの綱領について実際の知識を有する者。
- (就任前に少なくとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい)。

任務(Duties)

クラブ会長は：

- 1) クラブの諸会合の議長を務める。
- 2) 各例会に当たって入念に立案し、開会および閉会の時間を厳守するよう配慮する。
- 3) 定例理事会の議長を務める。
- 4) 任務にふさわしい人をクラブ委

- 員会委員長および委員に任命する。
- 5) 各委員会はそれぞれ明確な目標をもちかつそれぞれの働きが調和するようにする。
 - 6) 定例のクラブ協議会を開催する。各委員の任命後、できるだけ早い機会に第1回のクラブ協議会を開催する。
 - 7) 地区大会に出席する。
 - 8) 次期会長として地区協議会と会長エレクト研修セミナーに出席する。
 - 9) クラブ内および地区内のロータリーの諸問題に関シガバナーと協力し、かつ諸通信を速やかに処理する。
 - 10) 例年の会計検査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する。
 - 11) ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意する。
 - 12) RI事務局から得られる情報および有益な示唆を利用する。
 - 13) 「ロータリー・ワールド」、「ガバナー月信」、その他RI事務局とガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実にクラブ会員に伝達されるよう注意を払う。
 - 14) 地区大会およびRI国際大会に、クラブから適正な代表者が出るよう配慮する。
 - 15) 1月にはロータリー年度第二半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導する。
 - 16) 6月にはクラブの財政状態および当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出する。
 - 17) 退任前に次期クラブ会長と会談する。
 - 18) クラブの新しい管理事務が順調に発足できるようにするため、また同時にクラブ管理の継続性

を保つため、新旧理事の合同会合を開催する。

- 19) 職業分類委員会、会員選考委員会、会員増強委員会、ロータリー情報委員会の監督および業務調整の責任者に会長エレクトまたは副会長を任命する。(16、52、62)

クラブ役員の選出

(Selection of Club Officers)

会長および幹事の職はもとより、理事、委員長の職もかわるがわる就任するという原則を、守ることができれば、クラブのためにこの上なく役立つであろう。役員は無期限に留任してはならない。(35、50)

クラブ役員が2年続けて同一役職につくことは奨励されていないし期待されてもいない。しかし、事情が許すなら、引き続き2年目に同一役員を選んだり、期間を置いてクラブの元役員を再選することがクラブに役立つ場合もある。(42、62)

役員の就任式 (Officer Inductions)

各ロータリー・クラブは、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開かなければならない。このような会合は、クラブ役員や委員が、所属団体の目標に献身する熱意を新たに、再確認する機会を提供するものと認められているからである。また、このような会合は、地元地域社会にロータリーの目的と目標を知らせる広報の機会ともなる。

クラブ協議会 (Club Assemblies)

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動について討議するために開かれるクラブ役員、理事、委員会委員長の会合である。クラブの他の会員も出席を要請される。(82) クラブ協議会は、ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時および他の適切なときに数回開かれる。クラブは、地区および地区内他クラブのプログラムと活動に関する報告が受

けられるように地区大会終了後にクラブ協議会を開催するよう奨励されている。

クラブ資金の取扱 (Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは、支払小切手に対する連署と毎年度の会計監査など、実務的に財務を処理するよう要請されている。(41)

保険と法人組織 (Insurance and Incorporation)

クラブは、クラブ自体(またはその活動)を法人組織にするか、あるいは適切な賠償責任保険に加入することによって、クラブ・プロジェクトと活動から発生しう事故や損害に対する賠償責任から保護される手はずを整えるべきかどうかについて、法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう要請されている。ロータリー・クラブの法人化の是非に関する問題は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決める問題であるとRI理事会は考えている。ロータリー・クラブが、クラブ側に責任がかかるような特別な活動に携わろうとする場合、クラブ自身よりむしろ活動を法人化することが望ましい。(57、83)

RI理事会は、ロータリー・クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、RI定款・細則に忠実に従うという文言を加えるなら、ロータリー・クラブの法人化に反対するものではない。

RI理事会は、法人設立定款として、次のような一般規定を承認している：

この法人の名称は、
法人 _____

国 (州/県) (市)
ロータリー・クラブとする。

この法人は、非営利団体法人とする。その目的は、慈善、博愛、かつ、国際ロータリーの目標を奨励、推進、拡大することと、国際ロータリー加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である _____ 州/県の法令の規定の認める範囲内で、この法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である _____ 州/県の法令に反しない細則を採択できるものとする。

この新しく設立された法人を、国際ロータリーと調和したものにするために、法人は、RIが加盟クラブのために定めた標準ロータリー・クラブ定款と推奨クラブ細則の関係規定を細則として採択しなければならない。

法人設立定款には、このほかに、法人設立の準拠法が定める文言を、もちろん、書きしるしていなければならない。法人となったクラブがあらゆる点においてRIの加盟クラブである、という明白な趣旨に反しない限り、ここに述べた規定を変更しても差し支えない。既存クラブがこのような条件に従って法人化されたとしても、RIとの関係には何の変化もなく、従来と変わらないと認められるものとする。

事務総長は、RI理事会に代わって、法人申請書の裁定をするよう要請されている。さらに方針声明が必要となるような状況の場合、事務総長は、この申請書を執行委員会に付議するものとする。(40、57)

ロータリー・クラブと他団体 (Rotary Club and Other Organizations)

RIの構成員として、クラブは他のいかなる団体にも加入すべきでなく、また、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員および委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、そうせねばならぬ場合もあろうが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(80-102)

必要もしくは望ましいと思われる場合、ロータリー・クラブは奉仕プロジェ

クトの後援に協力することができる。しかし、RIの管理の枠内に入らない目的のためにロータリー・クラブの連合体を設立することは、認められない。ロータリー・クラブには、その会員を、他の団体に加入させたり、結びつけたりする権限はない。(70) (第2章の「地区とロータリー・クラブによる他団体との協力」も参照のこと)。

国法の遵守

(Club Compliance with National Laws)

各ロータリー・クラブは、クラブが存在し、その機能を果たしている国の法律に従うことが期待されている。自国の法律がRI組織規定と矛盾する場合は、関係クラブは必ずRI理事会に問題を提出し、助言と指導を仰ぐものとする。(75)

仲介と提訴(Arbitration and Appeals)

標準ロータリー・クラブ定款第14条にはクラブ内の意見の衝突の仲介手続が規定されている。RI理事会の合意によると、この手続に訴えた場合：

- 1) クラブ会長は、それぞれが1名の仲介人を指定する日を、仲介の意思の通知後15日以内に設定するものとする；
- 2) クラブ会長は、仲介人が中立の裁定人を指名する日を、仲介人の指名後15日以内に設定するものとする；
- 3) 然るべき理由がある場合、関係者全員の合意を得て上記の期間を修正できる。(94)

標準ロータリー・クラブ定款の第8条と第10条にはクラブにおける提訴の手続が規定されている。一方の当事者が提訴または仲介に訴える場合、いずれの方法に訴えても差し支えないが、いずれかを選び、それが最終となる、ということにRI理事会は合意している。両方を利用することはできない(96)

出席(ATTENDANCE)

RIの現役員と標準ロータリー・クラブ定款の第7条第3節(b)項の定めるシニア・アクティブ会員を除くロータリー・クラブ会員は、標準ロータリー・クラブ定款第10条第5節に述べる出席条件を満たすことができないと自動的に会員身分を失うことになる。しかし、第7条第1節には、クラブ例会欠席を補填する具体的方法が記載されている。

クラブ例会の欠席

(Absence From Club Meetings)

陪審員としての職務

陪審員としての任務を果たすためクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。(23、25)

議会

議会に出席しなければならないためクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。(52)

非公式の会合

船上、リゾート地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合を出席と認める規定は存在しない。(56、69)

他の奉仕クラブの会合

他の奉仕クラブの例会出席を、ロータリー・クラブ例会出席とみなすという規定はない。(26)

国際ロータリーの会合への出席

RI理事会は、標準ロータリー・クラブ定款の条項を次のように解釈してきた。ロータリアンが会期2日以上の国際ロータリーの会合(例えば地区大会)に出席したとき、その期日がメークアップ期間内に含まれる場合、2回分のメークアップとみなすことができる。(83)

出席義務規定の免除 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する場合は前もって欠席許可を求めなければならない、という規定を設けることは現実的でない。(25)

60パーセントの出席規定

標準ロータリー・クラブ定款の第7条第1節の規定によると、ロータリアンがクラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または所定の方法で欠席をマークアップしなければならない。RI理事会は、100パーセント出席をあまりに奨励しすぎることは会員候補者や新会員の意欲をそぐし、会員の退会につながりかねない、と考えるものである。クラブ指導者には、会員や会員候補者に次のことを強調するよう奨励する。

- 1) 規則正しい出席の価値と意義；
- 2) 60パーセントの出席規定；
- 3) 100パーセントの出席を奨励しすぎることなく、できる限り、クラブの全活動への各会員の積極的参加がクラブにとっても地域にとっても重要であるということ。

職業分類 (CLASSIFICATIONS)

ロータリー・クラブの各正会員は、会員の事業または専門職務に従って職業分類される。「職業分類」はロータリアンの所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、会員の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。クラブは、このような定義の下で、区域内の事業および専門職務活動を表す適切な職業分類を設定すべきである。

クラブは、RI定款第5条と標準ロータリー・クラブ定款第5条に規定する原

則の下に、できる限り、地元地域社会の、一般に認められたあらゆる事業、専門職務の代表者を会員に迎えるべきである。組織的な職業分類表はクラブ発展の理論的基礎である。この表は地域社会の徹底的な職業分類調査を行うことによつてのみ作成できるものである。職業分類は、特定個人の占めている地位によつてではなく、むしろその事業活動もしくは社会的に果たしている仕事によつて定められるものである。分かりやすく言えば、銀行の頭取の場合、その職業分類は、「銀行頭取」ではなく「銀行業」または「銀行経営」である。

職業分類を決定するのは、商社、会社または団体の主要かつ一般世間からもそのように認められている事業活動か、または、その人の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務活動である。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社における常勤の電気技師、保険清算人または支配人などは、その人が直接担当している特定の仕事の代表者とみなすこともできるし、あるいは、その人が、専門的な仕事に専従している商社、会社または団体の代表者とみなすこともできる。

職業分類の原則を守ることは望ましいが、RI理事会は、各ロータリー・クラブが職業分類の慣行を注意深く考慮し、現代の事業および専門職務慣行に合わせて必要に応じて職業分類の解釈を拡大していくことに同意した。(95)

産業の区分 (Division of Industries)

ほとんどの産業は、それぞれ他のものと明らかに異なる事業形態をもった次の四つの部門に分けることができる。生産(または製造)Producing (or Manufacturing) ; 配布 Distributing ; 小売 Retailing ; サービス Servicing。これら四つのグループは、すべてこれをロータリー・クラブにおいて代表させることができる。

配布 (Distributing)

「配布」という語は、ここでは、次に掲げる市場活動のすべてについて、これらを指称する言葉として用いる。すなわち、卸売、仲買、委託販売、ブローカー、輸出および輸入を指すものとす。どのような場合に上記の言葉の一つを職業分類用語としての配布という言葉に替えて用いることにするかは、各クラブの職業分類委員会が決定すべきことである。

職業分類の調査 (Classification Survey)

各クラブは、その職業分類委員会によって、8月31日までのなるべくロータリー年度の早い時期に、その地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業別電話帳その他の事業別名簿を用いて、充填未充填職業分類表を作成する。分類表には、ある職業分類にかかわる事業活動がたとえクラブの区域内で行われていなくても、その職業分類を貸与されている会員がクラブの区域内に居住している場合には、その職業分類も記載されなければならない。

一事業体内の独立部門 (Separate and Distinct Divisions of One Concern)

RI 理事会は、「事業」「専門職務」「業務」「企業」あるいは「会社」等の用語の解釈に次のものを含めている。

- 1) 商業的活動
- 2) 工業的活動
- 3) 専門職務活動
- 4) 団体の活動

のいずれかに属する事業活動で、たとえ、その二つあるいは三つの業務にまたがって財務に関する管理権限とか財政政策に関する最終決定権が、一つの法人または個人事業主に帰属している場合でも、そのおのおのの業務全般にわたる運営方針の決定、任務遂行について十分な独

立性をもつならば、その事業活動を、一つの「事業」「専門職務」「業務」「企業」「会社」とみなすことができる。

一例を挙げれば、大規模な大学内に、おのおの明確に独立した三つの学部が存在し、各学部ごとに学部長と教授会があり、それぞれ学部の運営一般に関する独自の方針の決定と責任遂行とについて十分な独立性をもっている場合には、クラブは、職業分類表に、各学部別に、それぞれの主要かつ一般世間からもそのように認められている活動に対応して次のような職業分類を設定すべきである。例えば：医学部；工学部；法学部。

大規模な大学内の明らかに独立した各学部の職業分類の設定に用いられたこの原則は、また、大規模な法人においてそれぞれの部門の職業分類の設定についても適用される。地域社会において一つまたは少数の法人が主要な産業を運営しているとしても、その地域社会に明確に異なる業務が存在する場合、この原則を適用できる。(52、62)

職業分類の貸与

(Loaning Classifications)

特定の職業分類の下に会員となるには、商業、工業、専門職務または団体にかかわる活動の少なくとも60パーセントを、当該職業分類となっている活動に捧げており、かつ当人が主として当該事業または専門職務活動に従事していることがその地域において一般から認められていなければならない。各クラブはこのような規定を採用するように勧告されている。

均衡のとれた会員組織：10パーセントのルール

(Balanced Membership - 10% Rule)

相互に関連または類似する事業、または同一の法人その他の事業主の所有もしくは管理に属する事業を職業分類とする正会員およびアディショナル正

会員の数は、当該クラブの正会員およびアドイショナル正会員総数の10パーセントを超えないことが望ましい。特殊な事情のため、10パーセントを超えることとなってもやむを得ないとされる場合も考えられるが、しかし、均衡のとれた会員組織の原則はあくまで維持されるべきである。古いクラブで、現在、充填されている職業分類が均衡を失っている場合には、均衡のよくとれたクラブ会員組織にするため、ほかの職業分類の正会員およびアドイショナル正会員を増やすように努めなければならない。

新クラブ (New Clubs)

クラブを結成する場合には、さまざまな分野から会員を得られるよう考えておくことが大切である。従って、結成のときに、相互に関連のある職業分類グループから、一つの職業分類だけを充填するようにすることが望ましい。但し事情によっては、関連のある職業分類を二つ以上充填しなければならないような場合も考えられるが、しかし創立会員となる正会員の総数の10パーセントを超えてはならない。

報道機関、宗教および外交官 (News Media, Religion and Diplomatic Service)

一つの職業分類を代表する会員の数に制限を設けているが、複数の宗派の各代表者、複数の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、その職業分類の下に正会員となる資格条件を備えている。(4.070. ; 標準定款第5条第9節)

会社合併 (Merged Companies)

会社の合併に関連して起こる職業分類の問題を処理するための指針を次に挙げる：

- 1) 許容される場合：一つまたはそれ以上の会社が合併されてできた企業体で、たとえ財務が一つ

に統制されているとしても、その各事業所がそれぞれ独立して製造販売を営み、かつ既に職業分類表に載っている職業分類とは明らかに異なる業務を社会に提供している場合には、新たに別々の職業分類をその職業分類表に追加することができる。

- 2) 許容されない場合：合併された会社が、一つの経営管理の下で一つの製造工場および販売所に統合された場合には、一つの職業分類しか設けることができない。そして、この職業分類は合併前の一つ一つの会社の業務でなく、合併されてきた会社全体の業務を表すものでなければならない。
- 3) この指針は新旧会員に適用できる：上述の指針は新会員に対してのみ実施されるのではなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を表す職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。
- 4) 職業分類は重複してはならない：この原則は上述の指針に従って許容された職業分類がクラブ内に既に存在する他の職業分類と現実に重複しない場合のみ適用されるのである。

上記の勧告によって既に会員である者が無理にその会員身分を剥奪されることはない。(37)

シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員のバッジと職業分類 (Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

シニア・アクティブおよびパスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクティブ」または「パスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類.....)という欄を設けておくようにすることが望ましい。(45) 一度も正会員であったことがないパスト・サービ

ス会員には前職業分類がない。

営利化と配布

(COMMERCIALIZATION AND CIRCULARIZATION)

ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

RIの公式名簿は、全ロータリアンへ情報を伝えるために毎年出版されている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもならない。ロータリー・クラブ会員が自己の商取引に営利を目的として公式名簿を利用することは妥当でない。(29-12; 80-102)

ロータリー・クラブへの配布

(Circularizing Rotary Club)

いかなる団体もRI加盟クラブに文書その他を一律に配布することはできない。しかし、国際大会の決定あるいはRI理事会の勧告によって定められる限度内において、営利に関係のない事柄に限り、他のクラブに配布することが許されている。但し以下の限定条件による：

- 1) いかなる事項に関しても、他のクラブの協力を得ようとする加盟クラブは、まずそれぞれのガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。
- 2) いかなる加盟クラブも、まずRI理事会の承認を受けるまでは、他のクラブ、あるいは自クラブの会員以外のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。(80-102)

RIの公式名簿にせよ、あるいは地区またはクラブの会員名簿にせよ、ロータリアンまたはロータリー・クラブ、地

区は、これを文書配布を目的としてはならない、ということが慣行として確立されている。(36)

ロータリー・クラブおよびロータリアンの名簿

(Lists of Rotary Club and Rotarians)

RIは、RI理事会の同意がなければ、目的のいかんを問わず、通常、ロータリアン名簿を他に提供しない。(20)クラブ会員の名簿を入手したい人は、そのクラブ自身から入手するか、あるいは会員名簿を他へ提供することを承認したRI事務局宛の当該クラブの書面を、まず手に入れなければならない。(37)

ガバナーが事務総長に地区内の全ロータリアンの名簿を請求した場合、事務総長はガバナーに名簿を支給することになっている。(93)クラブ名簿あるいはクラブ役員または委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の合法的な要請がある場合、あるいは事務総長、RI理事会または執行委員会の同意がある場合はこの限りでない。(40、83)

電話販売(Telemarketing)

RI理事会は目的のいかんを問わず、ロータリー・クラブや地区による営利を目的とする電話販売の使用に好意を寄せない。しかし、電話販売を行う場合、特に営利を目的とする電話販売業者を利用するときは、クラブも地区も、細心の注意を払わなければならない。営利を目的とする電話販売業者との協定においては、代表者のロータリー・クラブまたは地区に関して十分に身元を明らかにして適正な表現を使用しなければならない。電話販売の使用は既存のロータリー配布方針に合致してなければならない。(97)

親睦 (FELLOWSHIP)

名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリアン同士が互いに相手の姓ではなく、名 (first name) で呼び合うのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。この習慣がそのクラブの存在する国の一般の習慣と一致しない場合もある。

ロータリアンの親族

(Relatives of Rotarians)

すべてのロータリー・クラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリー・クラブ会員の配偶者と家族のことを考慮に入れなければならない。これらの配偶者と家族は、ロータリー・クラブ在籍に伴う楽しい親睦と奉仕目標に寄与できる。(89-139)

多くのクラブは、ロータリアンの奉仕活動並びにロータリー・クラブの諸活動に協力し、それを支持するロータリアンの親族をもって構成される委員会もしくはその他の組織を有し、その恩恵に浴してきた。理事会は、そのようなグループの有益な働きを奨励し、称賛するものである。RI 理事会は、ロータリー・クラブに対し、次の指針の範囲内で、ロータリアンの配偶者グループの結成を非公式に提唱するよう奨励している。

- 1) 賛助グループ、委員会、団体は、地元のロータリー・クラブと提携し、定期的な連絡をとり続けること；
- 2) この団体の目標には、ロータリー・クラブ奉仕活動の支援、会員間の友好の奨励、ロータリーの全般的理想の推進が含まれていること；
- 3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリー・クラブの目標を支援または補足する

ものでなければならないこと。

この趣旨は、賛助グループまたは団体が、地元のクラブと単に非公式に提携するというにすぎない。RI の方針として、他団体の活動およびプログラムを RI が保証することはできない。(84) このようなグループは、第19章に記載されているロータリーの名称と徽章の使用に関する制約を見直さなければならない。

クラブの例会

(MEETING OF CLUBS)

例会場 (Meeting Places)

各クラブは、自己の権限で例会場を決定できる。しかし、1995年3月1日以降に加盟したクラブは、別のクラブの区域限界内で、そのクラブの同意なしに例会を開催することはできない。但し、当該クラブが正当な理由もなく合意を拒否したり、意見の衝突があった場合は、ガバナーに付議し、その決定を仰ぐものとする。各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員あるいはパスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席できるように場所で例会を開くものと期待されている。(46、95)

例会の取消

(Cancellation of Weekly Meetings)

クラブは標準ロータリー・クラブ定款に定められている場合を除き季節的または祭日の理由により例会を取りやめることはできない。(55、62、72)。しかし、クラブ理事会は、標準ロータリー・クラブ定款に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。(標準定款第4条第1

節)

来賓 (Guest)

ロータリー・クラブ例会への来賓

例会で特に興味深いプログラムが予定されている場合、クラブは、個々の会員に対して、ロータリアンでない地元の人を招待するよう勧めてほしい。一般の人々にクラブの役割とその目的を理解してもらうためである。報道関係者または他のクラブの会員は別として、クラブまたはクラブ会員が長期間同一人を来賓とすることは望ましくない。(72)

また、クラブ例会に訪れるロータリアンの配偶者などのゲストを歓迎することをクラブに奨励する。クラブにゲストの出席を認める裁量権があるが、このようなゲストの出席で、クラブの奉仕活動が一般の人々に知られるようになるし、親睦も深まるし、新会員の入会につながることもある。(98 - 278 ; 98)

ロータリー・クラブ例会への学生招待

クラブは、大学および他の学校の学生に関心を持ち、学生にロータリーの理想と原則を知らせるよう配慮してほしい。学生をゲストとしてクラブの例会に招待する計画は奨励するが、学生は、学生というだけでクラブの会員とはなることはできない。(26)

来訪ロータリアン

クラブまたはロータリアンに招待された場合を除き、来訪ロータリアンは、クラブで行われている慣行に従い食券を自分で買うものとする。(80-102)

ロータリー会員身分の照会

他の町から来たロータリアンだと称する人がクラブや会員個人を訪れ、財政援助を求めることがよくある。ロータリアンは仲間のロータリアンを助け

たい気持ちから金品を与えたり世話をしたりするのであるが、これが実は「偽者」だったということが後で分かることがある。援助を求められた場合には、本人が会員だと称するクラブに電話その他の方法で確かめるのが一番よい。本当のロータリアンであつたらこのような照会に異存はないはずである。

クラブ・プログラム (Club Programs)

各クラブは、その細則中に親睦、卓話その他の特別プログラムを具体的に規定した明確なクラブ例会議事順序を規定することが重要である。(62) 単に関心の高いテーマまたは娯楽を意図したプログラムより、ロータリーに関するプログラムを心がけるよう尽力しなければならない。このようにしてロータリー・クラブを単なる社交クラブとする風潮を覆さなければならない。(32) 奉仕プロジェクトの交換およびクラブ間の円満な関係を増進する手段として、クラブは、その例会に来賓として同一地区内の他のクラブ会長を招待し、来訪会長にそれぞれのクラブのプログラムと活動について簡潔に報告する機会を提供するよう奨励されている。(72) また、クラブは、クラブ用務、活動、クラブ行事の討議のためだけの例会を定期的に開くよう奨励されている。(62)

講演者と来訪者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers and Visitors)

クラブがRIの現または元役員あるいは他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者のほうから、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れて講演者を当惑させてはならない。(14)

クラブ例会の運営

(Conduct of Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、いろいろな宗教的信仰あるいは価値観を

もち、人類への奉仕に結束している会員がいる。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、寛容というロータリーの基本原則を汲み、人道的奉仕プロジェクトへのロータリアンの参加を奨励するような方式で良識を働かせて例会を行うべきである。(95)

例会における酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合で酒類を供するかどうかは、各クラブが決定すべきことである。この問題に関してロータリーは何ら公式の方針をもっていないが、長いあいだの経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも、酒類を食事の一部として供する習慣のない国においては、ロータリーの会合では酒類を供しないほうがロータリーのためによいであろうとすることができる。

他の奉仕クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同例会を開くことが、クラブのプログラムおよび活動を最もよく推進するとは思われない。従って、RI 理事会は、ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同で週例会を開くことに反対である。しかし、RI 理事会は、特別の場合に、他の奉仕クラブと合同例会を開くことがあってもこれに反対するものではない。(42)

会員身分 (MEMBERSHIP)

クラブの会員身分

(Membership in Clubs)

各クラブは、RI 定款および細則と標準ロータリー・クラブ定款に規定されている資格条件を備えた人から構成される。ロータリー・クラブの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が所属して

いる共同企業体 (Partnership) または法人 (Corporation) のものではない。(80-102)

事業場または住居の所在地

(Location of Business or Residence)

クラブの各正会員とある種のパスト・サービス会員は、クラブで分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっていることを要する。但し別段の規定による場合を除いて、その事業場またはその住居がクラブの区域限界内になければならない。(RI 定款第5条第3節; 標準定款第5条第3節) 「事業場」とは、正会員または推薦されている正会員候補者が通常自己の事業または専門職務活動をなし、責務を果たす所を指すものと了解されている。(61) 組織規定中で「住居」と述べる場合、それは、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている。(69) 正会員候補者を審査するに当たって、クラブは、クラブで分類される予定の職業にクラブ区域限界内で自らかつ現実に携わっており、かつまたその事業場をクラブの区域限界内にもつ候補者を優先させなければならない。(68)

クラブは、事業場または住居が、以下に該当する人を会員として入会させることができる。

- 1) クラブの区域限界内
- 2) クラブが所在する市の行政区域内
- 3) 直接に隣接するクラブの区域限界内
- 4) 既存ロータリー・クラブの区域に含まれない直接に隣接する地域社会内 (RI 定款第5条第3節; 標準定款第5条第3節)

クラブの区域限界外へ移転する正会員は、理事会の承認を得て、その会員身分を保持できる。但しその会員は同一の職業分類において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席その他のすべての条件に引き続き従

わなければならない。(RI定款第5条第3節(a)項;標準定款第10条第2節(a)項)

他の団体の会員 (Membership in Other Organizations)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは、会員としての義務を果たす機会を事実上減らしかねない同種の地域クラブまたは奉仕クラブに所属してはならない。(91)ロータリー・クラブの会員の選考に当たっては、既に他の奉仕団体の会員であるか否かを明らかにしなければならない。(91)ロータリー・クラブの会員が、同種の地域クラブまたは奉仕クラブに入会しようとする場合は、あらかじめ所属ロータリー・クラブの理事会の承認を求めなければならない。(91)

会員身分は、クラブ理事会が十分な理由があるとみなした場合、クラブ理事会によって、これを終結することができる。他の奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、ロータリー会員としての義務を果たしていない場合も、その会員身分を終結させることができる。(60)

同一のクラブで同時に 正会員および名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、RI細則第4条第4.050.節と標準ロータリー・クラブ定款第5条第7節の下に禁じられている。

アディショナル正会員 (Additional Active Members)

クラブはアディショナル正会員の規定を利用し、より多くの人々をロータリーに入会させるべきである。各クラブはまた、アディショナル正会員の資格条件は正会員と同一であるというこ

とに留意しなければならない。(52)

シニア・アクティブ会員 (Senior Active Membership)

元ロータリアンがシニア・アクティブ会員に選ばれるためには、かつてシニア・アクティブ会員であったか、あるいは会員でなくなったときに既にRI細則および標準ロータリー・クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員となれる条件を備えていた者でなければならない。シニア・アクティブ会員身分の条件の中に示された年数は連続的でなくてもよい。シニア・アクティブ会員は、出席条件その他の会員としての義務を果たす限り、居住地にかかわらずシニア・アクティブ会員身分を続けて保持できる。

名誉会員 (Honorary Membership)

ロータリーの理想推進に著しい功績のあった人だけを名誉会員に選ぶようにクラブは心がけなければならない。名誉会員の地位はクラブが与えうる最高の荣誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を安易に承認すると、ロータリーの会員規定の純粋性にマイナスの影響を与えかねない。(52)

クラブ会員候補者を推薦する特典を名誉会員がもつことは、RI組織規定の精神に反するので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各クラブは、会員候補者の推薦はクラブの暇疵なき正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員によってのみなすという規定をクラブ細則に設けるよう示唆されている。(60)ロータリー財団奨学生等を名誉会員にすることはとりわけ望ましくない。(52、58)

会員身分の移籍 (Transfer of Membership)

あるロータリー・クラブの会員が他

の別のクラブに当然に移籍できるというような規定は存在しない。(38、61)

元ロータリアンの団体 (Organization of Former Rotarians)

元ロータリアンの団体はRIと何の関係もない。RIは、このような団体がRIとの関係を示すような名称を使うことを承認しない。(24、49、62)

会員カード(Membership Cards)

各クラブは、各会員に会員証を発行するものとする。ロータリアンがクラブを訪問する際には必ずこの会員証を提示して自己紹介をしなければならない。(80-102)

会員増強 (MEMBERSHIP DEVELOPMENT)

次の諸点に重点を置き、クラブの会員増強の重要性を強調すること。

- 1) 会員選考委員会と職業分類委員会の委員の継続性を図ることが望ましい；
- 2) 地元地域社会に有益な業種で、代表者をクラブに入会させるべき業種を度々調査する。併せて、恒久的かつ最新の充填未充填職業分類表を整備する；
- 3) 未充填の職業分類は、全部を大部の一覧表にして発表するより少しずつ分けて公表すべきである。(39)

明確かつ継続的会員増強計画を開発し、積極的にこれに取り組むことが必要だが、そのよりどころとしてクラブは、最新の職業分類調査を整備・活用するよう奨励されている。最新の充填未充填職業分類表は会員増強に不可欠の手段であり、会員増強に成功するための方途として効果的である。(69、74)

クラブが地元地域社会に根を下ろしかつ地域住民の要望に応えるためには、適格な人物を1人残らず会員に迎える

ことが極めて大事である。従って、クラブが勝手に会員数を制限することは、ロータリーの原則に沿わないし、また反することである。さらに、クラブ会員増強の方途や新会員推薦方法、あるいは新会員をクラブに溶け込ませる方法を知らなかったり、無関心であったりするために、会員の増強ができないのは、適正なこととはいえない。

重要なのは、各クラブが、適切な純増員数を確保できるような会員増強の方途を設定、維持することである。各クラブは、会員数の増加が、会員の質の低下につながるはならないということを認識しつつ、会員増強に対して積極的な姿勢を取るべきである。会員増強は常に、クラブが、ロータリーのプログラム推進に確実に寄与してもらえと思われる真に適格な人物を会員に選挙することによってのみ達成されるべきものである。

ロータリーの目的の本質は、個人による奉仕の理想の実践という責任の受諾にある。そして、また重要なのは、この責任の中には、個々のロータリアンが他の人とロータリーを分かち合い、適格者を会員に推薦することによってロータリーの拡大に助力するという義務も含まれているのを認識することである。(75)

「5名で1名の新会員」計画は、クラブ会員を増やすうえで効果的な方法である。クラブ会長は、この計画の下に、全会員を5名ずつのグループに分ける；各グループは、可能な限り、新会員1名、比較的会員歴の長い人1名、元会長1名、理事または元理事1名と委員会委員長1名で編成される；そして各グループごとに会合し委員長と書記を決める。

各グループは、次の計画を推進する。

- 1) 年度内、できれば上半期中に、新会員1名を獲得すること；
- 2) グループ・メンバーに、プログラムおよびプロジェクト案を考え、提出するよう勧め、クラブの健全、発展、安寧に役立つ

クラブ運営並びに活動面に関する提案もしくは建設的批判を提出するよう勧めること。このような全提案および勧告は、グループ書記が適切な書式で作成し、クラブ理事会に提出すること。

クラブ会員増強委員会(またはグループ会長の任命した総括委員長)は全グループおよび全体的プログラムを統轄し、次のことに注意を払う責務を負わなければならない:

- 1) 委員長と書記の指名後速やかに会合が開かれているか;
- 2) プログラムが遂行されており、かつ各グループからの勧告事項が会長および理事に達しているか;
- 3) 5人編成のグループは適格な候補者を推薦しているか。(69)

1人でも多くの適格者にロータリーに入会したいという興味を与えるため、また会員の減少を防ぐため、クラブは次のことを行わなければならない。

- 1) 会員増強のための現行規定を十分かつ意図的に利用すること;
- 2) クラブの奉仕活動を常にその地域社会のニーズに合致させかつ奉仕をさらに一層有意義なものとする;
- 3) 個々の会員を効果的に参加させ、その関心を絶えず引き付けるようなクラブ活動を行うこと。

さらに

- 1) クラブは自己の会員増強の傾向を調べ、満足すべき成果を上げているか否かを検討し、それによって健全な発展を成し遂げるための対策を講じなければならない;
- 2) ガバナーその他の人々は、より一層の会員増強のために助力を必要とするクラブに協力し、なぜ会員が増えないのか、その根本の原因に真正面から取り組むべきである;

- 3) ロータリアンが、住居または事業所の変更のため退会を申し出たとき、元クラブは、移転先の一つまたはいくつかのクラブに、この人を推薦しても差し支えない。また、移転先のクラブは、そのような元ロータリアンと積極的に接触し、元ロータリアンのクラブ入会に対する関心を評価してほしい。(69; 89-137)

均衡のとれた会員組織 (Balanced Membership)

各クラブは、地元社会の業界の横断面となる均衡のとれた会員組織を維持しなければならない。その地域の事業または専門職務グループが少数に限られているような場合、クラブはその互いに関連ある職業グループの中から各職業分類ごとに何名の正会員を入会させるべきか、その限界を決定しかねることがしばしばあろう。しかし、多種多様な事情を考慮すると、このような状況において上限をどこに設定するかは、クラブが決めることであって、RI理事会が、全体に適用する上限を定めることはできない。(59)各クラブは可能な限り、クラブの地元地域社会にある、一般に認められたすべての事業、専門職務の各代表者を会員にもつべきである。

クラブ内に、その地域社会の事業および専門職務活動が適切に代表されるようにするため、いずれのクラブも、その会員組織において、クラブの区域限界内に事業場を有する会員の十分な数または比率を保つように努力しなければならない。各クラブは、居住地に基づく正会員数が総数の50パーセントを超えてはならないという規定を採用することを勧告されている。(68)

ロータリーに新会員を引き付け、現会員をロータリーに留めておくうえで、適切な広報がいかに重要であるかを、クラブ、特にクラブ会員増強委員会に

強調し続けなければならない。(71)

若い人に入会の機会を与えること (Providing Membership for Young Persons)

クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。クラブは、アドイショナル正会員の規定を活用し、適切であれば、正会員がシニア・アクチブ会員となり空席となった職業分類を若い人で充填すべきである。(42)

元ロータリアンを会員に選挙 (Election of Former Rotarians)

引退者が特に多数居住している地域のロータリー・クラブにおいては、自己の地域に移転してくるシニア・アクチブ会員、バスター・サービス会員、元ロータリアンで会員資格条件を備えた人を会員に選挙するよう奨励されている。(73)

会員資格とロータリー財団寄付 (Membership and Rotary Foundation Contributions)

ロータリー・クラブは、ロータリー財団への寄付を入会条件としてはならない。(64)

広報によってロータリーに新会員を引き付ける (Attracting New Members to Rotary through Public Relations)

ロータリー・クラブは次のことを行わなければならない：

- 1) 現在その数を増しつつある、事業および専門職務分野で責任ある地位を占める若い人たちにロータリーへの関心を深めさせる手段、方法を見いだす；
- 2) ロータリーの綱領をよりよく伝えかつ表現する、適切な例会プログラムの方策を講じる；
- 3) 広報の効果を一段と高める方法として、より明確に広報に焦点を合わせた活動を採用すること

を考慮する。(69)

新会員をロータリーに引き付け、現会員を引き止めておくのに広報が重要である。ロータリー・クラブ、特に、クラブ会員増強委員会に対して広報の重要性を強調しなければならない。(71)

会員候補者をクラブ例会に招待 (Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブは、会員候補者を数回クラブ例会に招待してから、会員申込用紙に署名を求める慣例を取り入れることが望ましい。(49)

新会員の入会式 (Induction of New Members)

- 1) 新会員のクラブへの入会式を厳粛に行う手続は、各クラブが自クラブに合わせて考案しなければならない。
- 2) 標準もしくは一定の入会式次第が作成されることはないし、クラブに示唆されることもない。
- 3) クラブは、新会員を直ちに一つまたはいくつかの委員会の委員に任命し、その委員会の委員長が、新委員を然るべくクラブに溶け込ませる責務を負うべきものとする。
- 4) ガバナーは、さらに一層ロータリー教育を行わなければならないことを強調し、そして、この面において日本サービス・センターから有益な助言が得られる旨クラブの注意を喚起しなければならない。
- 5) ガバナーは地区内のクラブを一つ選び、地区協議会で、10分間、そのロータリー・クラブ例会で実施している厳粛な入会式を上演させるよう要請されている。
- 6) 事務総長に要請すれば、数種類の入会式次第を指針としてガバナーに送付する。(44)

名称と区域

(NAME AND TERRITORY)

クラブの名称と区域

(Club Name and Territory)

標準ロータリー・クラブ定款の本文中の、それぞれのクラブの名称および区域限界については、RI 理事会の承認を得て、クラブが記入する。但し、その後の変更は、RI 理事会の承認を得なければならない。各クラブは、ある一定の場所(地域)に結成されなければならない。その地域とは、クラブ定款に定めるところの区域限界を意味する。

クラブの名称または区域限界の変更手続は、標準ロータリー・クラブ定款第17条第4節に規定されている。「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない。(RI 定款第5条第3節(e)項)

社会的貢献をする仕事に活発に従事している、事業および専門職務に携わる人が十分な人数いて、その事業場または住居が互いに近接しており、クラブとして活動できる適当な広さの区域があれば、RI はこれを前記のような地域と認めることができる。このような地域にクラブを結成する場合には、RI でクラブの区域限界を定めこれをクラブ定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとし、以後は、RI とクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。

仮クラブは、それぞれ、その名称に所在地を表す文言を用い、これを定款の中に入れるものとし、この名称はあらかじめRI の承認を得なければならない。この承認を得た後は、RI およびクラブ双方の同意によるほかこれを変更することはできない。(標準定款第17条第4節; 38、74、87)。(第2章の拡大の項も参照のこと)

クラブの区域限界が、クラブの所在

する市町村名もしくは他の自治体名によつてのみ表示される場合は、そのクラブの区域限界は、クラブの所在する市町村もしくは自治体の行政上の境界と同一とする。クラブの区域限界の表示が、その地域の行政上の境界と一致している場合、その後その地域の行政上の境界が拡大されても、クラブの区域はそれに従って自動的に拡大されることはなく、従来のみとする。区域限界を拡大するにはRI 組織規定に従ってクラブが改正措置を講じなければならない。(67)

クラブの区域限界に関する文書中の「近接区域」とは、特定のロータリー区域にじかに接している、つまり直接地続きになっている区域に限定される。ロータリーの区域とは、クラブの結成並びに運営を成功させるために当然必要と考えられる広さをもつ地域で、住民が自己の社会、市民、事業上の諸種の活動並びに共通の利益をもたらす奉仕を行う主たる場とみなすことのできる地域を指す。(66)

長期巡航船でのロータリー・クラブ設立(Establishment of a Rotary club on a Cruise ship)

RI 細則に規定されているロータリー・クラブの区域限界は大型の巡航船を含まないと解釈してよい、とRI 理事会は合意した。ロータリー最善のためには、海上または陸上に本部を置くにせよ、一つの法人がクラブに、はなはだしい影響を及ぼすほど、営利企業とクラブが緊密な関係になるようなことがあってはならないというのがRI 理事会の決定である。(95)

区域の割譲または共有

(Relinquishing or Sharing Territory)

RI の承認の下に、クラブはその区域の一部を割譲するか、あるいは、同一区域を共有して、アディショナル・クラブを結成することができる。新クラブに

区域を割譲したクラブは、その新クラブの加盟が終結したとき、その終結前に割譲も共有も行われていない場合、その区域を取り戻すことができる。(94)

クラブが区域限界に関し自己の定款の規定を改正するとの決議報告書を理事会に提出し、その承認を求めるに当たっては、改正理由説明書を添付するものとする。他のクラブが近接地にある場合、近接クラブと協議し、改正について近接クラブからの異議のない旨明記した説明書も併せて添付しなければならない。(64、71)

ロータリーの理想と原則を他の地域社会にも均衡を保った組織的な方法で押し広めていくために、クラブの区域限界が不明確であったり、必要以上に広い場合は、クラブの区域限界を調整または縮小することを考慮するよう要望されている。但し、その調整はクラブの現会員の地位に影響することはない。

広報(PUBLIC RELATIONS)

ロータリーの広報の目的 (Purpose of Rotary Public Relations)

ロータリーの広報プログラムの目的は、ロータリーの綱領とプログラムへの理解、認識、支援を育成することにある。広報プログラムは、すべてのロータリアンのあいだに、次のような意識を高めるものでなければならない。つまり、広報の目的を達成し、人類への奉仕を広げるなら、よい意味でのパブリシティ、好ましい広報、肯定的イメージは、ロータリーにとって望ましく不可欠の目標となる。(83)

広報における個々のロータリアンの責務 (Responsibility of the Individual Rotarian in Public Relations)

各ロータリアンは、ロータリーの綱

領、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績を推進する機会を求めるものと期待されている。(83)

ロータリアンは、ロータリーの発展と奉仕活動を改善、拡張するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているかについて、直接他の人に知らせて、自分たちのクラブが地域社会においてその存在を一層際立たせる力になるよう要請されている。(95)

広報におけるロータリー・クラブの責務 (Responsibility of the Rotary Club in Public Relations)

各クラブは次のことを期待されている：

- 1) 建設的な対報道機関関係を維持する；
- 2) 成功を収めた奉仕プロジェクトや活動でロータリーの意図と業績を明らかに示すものを報道機関を通じて広報する；
- 3) ロータリアン誌、ロータリー・ワールド、ロータリーの地域雑誌および他の推進方法を利用して、ロータリーの意図と業績を地域社会内に広める；
- 4) ロータリーの意図と業績を家族、友人、知人に知らせるようロータリアンに勧める；
- 5) ロータリーとその綱領、規模、プログラム、活動を認識してほしい地域社会の指導者、青少年、関係団体の理解を助長する；
- 6) ロータリーの声価を損ない、その効果を制約しかねない地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止、矯正するための積極的措置を講じる。(83)
- 7) 報道関係者をできる限り会員に迎える。(35)

広報における国際ロータリーの責務 (Responsibility of Rotary International in Public Relations)

会長は、国家元首、政府の指導者、市民の指導者、報道機関、一般社会の人々に、ロータリーの意図と業績を知らせるものとする。ガバナーは、クラブの広報と対地域社会活動が効果的に運ぶよう激励、指導、支援するものとする。

ガバナーは、広報分野に経験豊かなロータリアンを含む広報委員会を設置しなければならない。RI 事務局は：

- 1) 一般社会にロータリーを紹介、説明、推進する；
- 2) 会長、RI 理事会、事務総長が効果的な広報プログラムを立案・実施するのを援助する；
- 3) 効果的な広報プログラムを推進、実施するためにロータリー地区およびクラブの意欲を高め、手法を示し、指導する。(83)

RI メディア・リエイゾン制度 (RI Media Liaison System)

RIのメディア・リエイゾン制度は、RIの広報活動を広げ、高めるために創設されたが、広報のプロであるロータリアンにより構成され、世界の報道の中心に位置する全国的、国際的報道機関に対して、RIの代表としての役割を果たすものである。このロータリアンたちは、全国的、国際的ジャーナリストへの連絡に実績があり、主要な報道機関にロータリー・ニュースを伝えるのを援助し、広報全般の相談に乗る。(95)

不利な広報 (Adverse Public Relations)

各クラブは、ロータリーの声価を損ないかねない、もしくはロータリーの効果を制約しかねない地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止または矯正するための積極的措置を講じなければならない。ロータリーの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じ

た場合、クラブは、正確な一般向け情報並びに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めなければならない。

他のクラブまたはRIに影響を及ぼすような事態が存在したり、あるいは、問題が発生した場合、クラブはできるだけ早い機会にガバナーに報告し、協力してその問題に対処できるようにしなければならない。地域社会との関係において問題の発生を防ぎ、解決するためにクラブに助言および援助を与えるのはガバナーの責務である。事務総長は、RI 会長およびRI 理事会に絶えず報告し、もしその審議を必要とする問題であれば、これをRI 会長およびRI 理事会に回付して、ガバナーやクラブを援助する。(82)

広報とクラブ・プロジェクト (Public Relations and Club Projects)

いずれのロータリー・クラブも毎年主要な社会奉仕活動の一つ提唱することが望まれる。成功裏に完了した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるのに非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、ロータリー・クラブによって見事に遂行されたプロジェクトについてこれを一般の人々に広く知らせる活動はロータリー広報にとって不可欠である。地域によってはロータリーに否定的な態度を示す傾向があり、それがロータリーのプログラムに好ましくない影響を与えていることもある。そのような場合、その地域に絶えず注意を払わなければならない。また、そうした地域にあるクラブには、建設的な奉仕プログラムを開始して、このような否定的態度を一掃するよう要請しなければならない。(72、76)

大都市のクラブは、クラブの存在を際立たせ、人目につくようにする年次プロジェクトと継続的プロジェクトの

両方を手がけなければならない。このようなプロジェクトには、直接の奉仕活動と財政支援が含まれなければならない。(95)

ロータリーと報道機関との関係 (Rotary and News Media Relationships)

クラブとガバナーは、ロータリーと報道機関との関係改善のために適切な措置を講じ、さらに、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、両者の関係を改善するために、次のようなクラブ並びに地区の活動に着手するよう要請されている：

- 1) 報道関係者による報道機関の役割に関する卓話；
- 2) ロータリアンと報道関係者で構成される小規模のグループ討論会；
- 3) ロータリアンと報道関係者が出席するフォーラムとセミナー；
- 4) 青年ジャーナリストにその見聞を広めさせる目的で奨学金を支給し、研修終了後、報告書をクラブに提出させるという青年ジャーナリスト対象のロータリー・クラブ奨学金制度；
- 5) ロータリー財団研究グループ交換チームに報道機関の代表を参加させること；
- 6) 報道機関の代表者をロータリー・クラブ会員に加えるようなお一層の努力をすること。(77)

講演者の斡旋(Speakers Services)

ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を、地元のグループに紹介しなければならない。(72)

RI 広報賞(RI Public Relations Awards)

RI 広報賞の目的は、ロータリー活動

が地元地域で大々的に報道されたクラブや地区、また地域社会においてロータリーのイメージを著しく高めたプログラムを実施したクラブや地区を表彰することである。(96)

クラブの「機能喪失」

“ CLUB FAILURE TO FUNCTION”

RI 理事会は、「機能喪失」に関する次の基準を設けた。

a) 次の十の基準のうち六つを満たすことができない場合(いずれの場合も名誉会員を除く)

- 1) クラブが少なくとも10人の会員を維持すること。
- 2) クラブが、会員の大半の参加する社会奉仕活動を少なくとも一つ現在実施していること。
- 3) クラブが、職業奉仕活動を少なくとも一つ現在実施していること。
- 4) クラブが、国際奉仕活動を少なくとも一つ現在実施していること。
- 5) クラブ会長または代理が就任前に地区の会長エレクト研修セミナーに出席したこと。
- 6) クラブ会長または代理が就任前に地区協議会に出席したこと。
- 7) クラブ幹事が一番最近の地区協議会に出席したこと。
- 8) クラブが一番最近の地区大会に少なくとも丸1日会員を出席させたこと。
- 9) クラブの半期ごとの平均出席率が60パーセントを上回ること(未報告の月は、0と計算する)。
- 10) クラブが月例理事会を開くこと。

b) RI 定款細則、標準ロータリー・クラブ定款に従えないこと。

クラブが上記の基準に従って機能していないと事務総長が判断した場合、

地区ガバナーの勧告を受け、RI 理事会に代わって、事務総長が「機能喪失」を理由としてクラブの加盟資格を終結させる権限を与えられている。この決定を下す前に、ガバナーまたは事務総長がクラブに事態を告げ、申し立てに対するクラブの弁明を求めなければならない。(97)

雑則 (MISCELLANEOUS)

クラブのパナー (Club Banners)

RI 理事会は、ロータリー・クラブ間のパナー、旗、ペナントなどの交換が適切で有益な目的を果たしていることを認識している。このような慣例の誤用が、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかける場合もある。また、クラブの基本的奉仕活動を妨げ、かつ、交換の本来の目的を挫折させかねない場合もよくある。このような記念品交換に参加するすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンは、交換準備に当たって、慎重に配慮しなければならない。

このような交換を実施しているクラブは、パナー、旗、ペナントに、クラブの所在地、国、地域を明瞭かつ適切に強く表現することを心がけつつ、デザインを入念に研究すれば、プログラムの効果を高める機会に恵まれるであろう。(58)

ロータリアンでない者に対する

証明書その他の発行

(Credententials, etc. for Non-Rotarians)

クラブは自己のクラブの会員以外の者に対して信用証明書、身分証明書あるいは紹介状を発行すべきではない。ロータリアンはそのクラブに所属しているからその会員証をもっているのである。

ロータリーと政治

(Rotary and Politics)

RI とその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控えなければならない。かつ、ロータリアンは、政府もしくは行政当局にいかなる団体的圧力をもかけてはならないのであるが、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

- 1) クラブ内で：世界理解と平和というロータリーの目標の追究と、自己の職業および地元地域社会への奉仕に影響を及ぼすものに限り、地元地域社会および世界各地の政治状況を検討する。問題を公平な立場で全体で討議し合った後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるように、釣り合いのとれたプログラムと討議を通じて、信頼できる情報を得ることを期待している。
- 2) クラブ外で：すべての人々の尊さを理解し、個人の必然的人権を尊重することを言葉ばかりでなく立派な行為で推進するために、できるだけ多くの合法的グループおよび団体で個人として積極的に行動する。(82 ; 89—134)

ロータリー情報 (Rotary Information)

会員に対して、そのロータリー知識と理解を広げるような情報を伝えることに各例会の初めの3分ないし5分間を充てることがいかに有益であるかという点についてクラブの注意を促したい。クラブのロータリー情報委員会は、全会員、特に新会員が、ロータリーを十分理解し、ロータリー会員の特典と責務を把握できるよう援助することに力を注がなければならない。年間を通じ少なくとも毎月1回、奉仕の四部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識と行動を増幅するようなプログラム

を提供しなければならない。(35、52) ガバナーは、ロータリー教育の格段の必要性を強調し、この方面においてRI事務局から有益な助言が得られることにクラブの注意を喚起しなければならない。(44)

クラブのロータリー情報委員会は、幅広く広大な調整責務をもつ重要な高い地位におかれるものである。従ってロータリー情報委員には、考えうる最適任の人を任命しなければならない。

ロータリアン誌の購読 (Subscriptions to THE ROTARIAN)

米国およびカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員およびパスト・サービス会員がすべて機関雑誌の有料購読者となること、

そして会員資格を保持する限り購読を続けることを、会員資格取得の条件としている。

米国およびカナダ以外のクラブは、その正会員、シニア・アクティブ会員およびパスト・サービス会員のそれぞれが、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの地域雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない。但し、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた公式地域雑誌に用いられている言語を読めない場合は、RI理事会によって、そのクラブに対する前記の規定の適用が免除される。(20.030.; 標準定款第12条第1節)

第2章 地区(The District)

地区とは、RIの管理の便宜上まとめられた一群のロータリー・クラブの所在する、一定の地理的領域である。ロータリー地区の活動並びにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元レベルにおいてロータリー・クラブや個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない。(72)

地区の編成(Districting)

RI理事会は、新しく地区を編成し、また現存地区の境界を変更する権限を有する。但し、地区境界の変更は、それによって影響を受ける地区内の過半数のクラブの反対を冒して行われてはならない。(15.010.) RI理事会は、新たに編成された地区の境界が決定、発表されてから1か年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(48)

RI理事会は、RI細則の第15.010.節に規定するように地区の境界とその編成について補佐する地区編成委員会(Districting Committee)を設置できる。

地区編成委員会は、次のような任務を果たす：

1) クラブ数が多い、地区が広い、言語や文化が異なる、あるいは、いろいろな理由が重なり合って、地区の運営が難しくなっている場合、地区は、地区再編成の計画を立てて、問題の解決を図ろうとすることがよくある。地区担当のRI事務局職員が、再編成を考慮するように地区指導者に提言する場合もある。地区編成委員会とRI理事会は、こういったことに精通しているので、地区に再編成を考慮するように助言する場合もある。

2) 地区編成委員会が地区再編成案を審議するのは、通常、国際協議会のときだけである。他の時期に地区再編成案の審議を求めるには例外的な理由がなければならない。

3) 地区指導者が、RI事務局職員の協力を得て、地区編成委員会やRI理事会の要求する情報を含む再編成案を作成する。編成案は、国際協議会開催日の90日前までに事務総長の手元に届けられなければならない。編成案には次のことが記載されていなければならない：

- a) 現在の地区を管理するに当たって直面した問題の説明；
 - b) その問題を軽減するために立てた計画の説明；
 - c) その地域の広さ、再編成後の地区の境界、クラブの所在状況を明確に示す地図；
 - d) 既存クラブの名称、この3年間における各クラブの会員数、再編成後の地区それぞれにおける拡大可能性のある地域；
 - e) 再編成後の地区それぞれにおける地区大会開催地に関する情報；
 - f) 再編成後の地区それぞれにおける交通の便に関する説明；
 - g) 再編成案に関連のある、地域内の地理的、文化的、言語、政治、経済状況の説明；
 - h) この再編成案を地区内のクラブに提示し、どのクラブが承認し、過半数となったかを知らせる報告書へのガバナーの署名；
- 4) RI地区編成委員会は、ガバナー提出の再編成案を調査研究するために、毎年、国際協議会開催地で、RI理事会の要請に応じて、会合を開くものとする。ガバナー・エレクトは地区

の提案のあらゆる面に完全に精通しているよう要請されている。地区編成委員会が、ガバナー・エレクトに、追加情報を求める場合もあるからである。再編成案を調査後、地区編成委員会は、RI理事会の審議を求めするために、その勧告をRI理事会に報告する。

- 5) RI理事会が、地区内のクラブを、RI細則第15.010.節の規定の下に、再編成する場合、会長は、上記地区内のクラブに、決定事項と地区再編成の発効日を通知するものとする。
- 6) 影響を受ける地区内のクラブの過半数が、RI理事会の示す期間内に異議を申し立てない場合には、事務総長が、ガバナーにその旨通知し、次にガバナーから関係クラブに書面で通知するものとする。
- 7) 地区編成委員会は、提出されている地区再編成案を国際協議会で調査したうえ、地区再編成問題について話し合いたいと思っているガバナー・エレクトの相談に乗らなければならない。打ち合わせの約束などの手配は、地区編成委員会に協力しているRI事務局職員が行う。

地区内のクラブ数とロータリアン数 (Number of Clubs and Rotarians in a District)

RI理事会の合意事項としては、クラブ数50未満、ロータリアン数1,800人未満の地区は、その数字に達するか、その最小数を満たすために近隣地区と合併するよう奨励されている。会員数が1,800人未満で、クラブ数が50未満の場合は地区を設定してはならない。(97)

国家間に跨る地区 (International Districts)

言語、風習および距離が許す場合、国家間に跨る地区を新たに編成することは、原則として、望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編し、2以

上の地区あるいは地区の一部を結合して国際的な地区を編成することは、関係クラブにとっても、また、RIの全般的運営にとっても望ましいことではない。(46)

ガバナー (Governor)

地区に編成されている地区内のクラブは、ガバナーの直接監督の下に管理される。ガバナー制度を効果的に運営するためには、地区におけるRI役員としてガバナーに選ばれるロータリアンが、完全な適格者であり、その任務および責務について精通しており、注意深く選ばれ、その任務および責務を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができるということが、不可欠である。ガバナー・ノミニーの選考に当たっては、ガバナー職の資格および必要条件を明確に理解しかつ十分に考慮を払うことが必要である。(61)

ガバナー・ノミニーの選出:ガバナー・エレクトを務める

(Selection of Governor-Nominee: Service as Governor-elect)

地区内のクラブは、ロータリーの原則に合致した厳粛で信頼できる方法で、ガバナー・ノミニーを選出しなければならない。(64)

RI細則第10.050.節の規定によると、選挙によって任命されるRIの役職につくために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、RI理事会の定める一定期間、当該役職および将来のRI役職の被選資格を失うことになる。

1998年規定審議会は、ガバナーの指名、選挙に関するRI細則の規定を改正する立法案を採択した。この規定は1998年7月1日に発効した。この新しい規定を分かりやすく説明するために、2000-2001年度ガバナーの指名、選

卒の日程と新手續への移行期間中に考慮すべきことを以下に記した。

- 1) 地区は、十分な時間的余裕をもってRI細則第13条の指名手續に従えるように、1999年1月までに2000-2001年度ガバナー・ノミニーを選出しなければならない。
- 2) 2000-2001年度ガバナー・ノミニーは、1999年国際大会でガバナー・エレクトになる(新手續への移行期間中のため、1999-2000年度ガバナー・ノミニーと2000-2001年度ガバナー・ノミニーが1999年国際大会で同時にガバナー・エレクトになる。1999-2000年度ガバナー・エレクトは1999年7月1日にガバナーに就任する)
- 3) 2000-2001年度ガバナー・エレクトは、1年間ガバナー・エレクトを務め、その間、2000年の国際協議会で研修を受ける。
- 4) RI細則の関係条件をすべて満たすと、2000-2001年度ガバナー・エレクトは、2000年7月1日にガバナーに就任する(13.01.)

今後の規定審議会で改正されなければ、この日程は以後のガバナー職に適用されることになる。

その場合、ガバナーに就任する年度の前年度にガバナー・エレクトは：

- 1) ガバナーから、その地区の各種委員会または地区組織に関し、特別の任務が与えられる；
- 2) ガバナー・エレクトを参加者として指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するよう、ガバナーから要請される；
- 3) 地区大会のプログラムにどのような任務で参加するかをガバナーによって考慮される。(66)

ガバナーは、ガバナー・エレクトのオリエンテーション、教育を行い、さらに職務に対する意欲を刺激するという責

務を負わなければならない。そしてそのために元ガバナーおよびロータリー研究会等の会合を活用すべきである。(69)

地区は、クラブ群または地理的地域のあいだで回り持ちによってガバナーを指名する、という従来の方式に煩わされない手續によって、ガバナーとして最適の人を探し、指名するよう要請されている。(69)

郵便投票手續によるガバナー・ノミニーの選出 (Selection of Governor-Nominee through Ballot-By-Mail Procedure)

地区は、やむを得ない事情がある場合、RI理事会の承認を得れば、郵便投票でガバナー・ノミニーを選出することができる。ガバナー・ノミニー選挙のための投票用紙に添付する略歴に記載するのは、次のものだけである：

- 1) 候補者の氏名；クラブの名称と所在地；ロータリー在籍年数；職業分類または元職業分類；現または元の会社の名称；現または元の会社における役職；最近5年間に出席した会合；ロータリーにおいて選挙または任命されている現役職と任務；ロータリーにおいて選挙または任命されたことのある元役職と任務；
- 2) 候補者が従事してきた特別のロータリー奉仕および／または特定のロータリー活動、例えば、候補者がロータリーを推進するために何をしてきたか；
- 3) 事業および専門職務活動において非常に意義深い褒賞または業績；
- 4) 公共奉仕活動において非常に意義深い褒賞または業績。(86)

ガバナー・ノミニーを投票で選出 (Voting for Governor-nominee)

地区がガバナー・ノミニーを地区大会または郵便投票で選出する場合、一

つのクラブ(会員数に基づき、2票以上の投票権を有する場合)が、ガバナーへ投じる投票はすべて同一の候補者に対するものでなければならない。(96)

新地区におけるガバナー・ノミニーの選出 (Selection of Governor-nominee in New Districts)

既存地区のクラブが、新地区に再編成される場合、新地区は、できれば、再編成前に当該クラブが使っていた手続と同じ手続で、新地区発効前に、ガバナー・ノミニーを選出するものとする。このような手続が実施できない場合、RI 理事会は郵便投票の実施を承認し、ガバナーにその任に当たらせるものとする。

ガバナーの身分、資格および任務 (Status, Qualifications and Duties of Governor)

ガバナーに最適の候補者を得るために、ガバナーは、毎年、所管地区内のクラブに対し、あらゆる資料を調査しガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請してほしい。ガバナーは、地区内の全クラブに対し、RI 細則の規定に従って、ガバナー候補者の推薦案と候補者の履歴および資格を伝達しなければならない。

このような指名に対する被推薦者並びに推薦者がガバナーの責務に精通できるように、毎年、ガバナーの身分、資格および任務に関する次のような文書を全クラブに配布している。(29、39、74)

身 分

ガバナーは所管地区内のクラブによって指名され、RI 国際大会によって選挙される RI 役員である。7月1日に就任し、1カ年間または後任者が選挙され、資格が確定するまでその任に留まるものとする。

資 格

ガバナー・ノミニーは、選出の時点で次の資格条件を備えていなければならない：

- 1) 本人が指名を受ける地区内のクラブの名誉会員以外の瑕疵なき会員であることを要する。
- 2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。
- 3) 本人がガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、RI または地区に対して負債残高をもたない、義務機能を果たしている瑕疵なきクラブの有資格会員でなければならない。
- 4) クラブ会長を全期務めたことのある者でなければならない。
- 5) ここに規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。
- 6) このほかに、就任時までに必要な資格条件を満たそうとする能力と熱意がなければならない。(15.070.)

ガバナーは、就任の時点で、一つまたはいくつかのクラブで通算7年以上会員であり、国際協議会に全期間を通して出席していなければならない(15.080.)。ガバナーは、また、

- 1) 所属クラブの尊敬の的であり、かつ信頼されていなければならない；
- 2) 本人の事業または専門職務においてその経営力が示されている、職業上名ある人物でなければならない；
- 3) ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間を提供できるように、自己の事業または専門職務

をうまく編成しなければならぬ

- 4) 本人並びにその近親者の品行が非難の余地のないものでなければならない；
- 5) ロータリーとその目的、綱領および規則をよく心得ており、RI に対し忠実であることが認められているロータリアンでなければならない；
- 6) ロータリーのあらゆる面において信服させる方法で論じることができ、情報を明確に伝達できなければならない。

任 務

ガバナーは RI 理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区における RI の役員である。地区内クラブに対する直接監督の責任を果たすに当たってガバナーはロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、自ら次の諸項の責務を負うものとする：

- 1) 新クラブ結成。
- 2) 既存クラブの強化助成。
- 3) 地区内クラブ相互間の友好関係およびクラブと RI 間の友好関係の増進。
- 4) 地区大会を計画・主宰すること。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画・準備に当たるガバナー・エレクトに協力すること。
- 5) 地区内の全クラブを訪問すること。
- 6) 地区内各クラブの会長および幹事に対して月信を発行すること。
- 7) 会長または RI 理事会の要請があれば速やかに RI に報告を提出すること。
- 8) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前に地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告

案を提供すること。

- 9) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
- 10) 地区における RI 役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務は、RIBI 審議会の指示の下に、RIBI 定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。ガバナーは、また、会長あるいは RI 理事会から要請があった場合は、速やかに RI へ報告をし、そして地区における RI 役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない。(15. 100.)

このほか、ガバナーは、次のことを遂行すべきものと考えられている：

- 1) ロータリアン誌、承認され指定されたロータリー地域雑誌、ロータリー・ワールド、その他 RI 事務局から発行されるすべての公報、文献類、および地区内各クラブの出版物などを読む；
- 2) 各クラブに対し、少なくとも毎年 1 回は都市連合会に参加するよう奨励する；
- 3) 国際大会への出席を勧奨する；
- 4) 必要があれば、クラブ会長と幹事のいずれかまたは両者の特別会議を開催する；
- 5) 毎月地区内クラブの出席報告の摘要を作成し、この報告を事務総長に送付する。

ガバナー・ノミニー：ガバナー・エレクト (GOVERNOR-NOMINEE : GOVERNOR-ELECT)

指名に必要な資格の取得

(Qualifying for Nomination)

ガバナー・ノミニーとしての資格条件を認められるためには、候補者は、細

則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示さなければならない。候補者は、ガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解していること、およびガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思があり、それができる状態にある旨の声明書に署名し、これを RI に提出しなければならない。(15. 070.)

RI 細則は、所定の資格並びに必要な条件に合致しないガバナー・ノミニーの指名は拒否されるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとするを規定している。(13. 070. 1)

もしも、前述の規定の通りガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろう、と RI 理事会が信じる理由があれば、RI 理事会はその指名を一時保留することができる。このような一時保留が行われたならば、ガバナーとそのノミニーに、その旨通告しなければならない。そして、そのノミニーは、ガバナーおよび事務総長を経由して、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを RI 理事会に提出する機会が与えられるものとする。このような申し立てを含めすべての関連事情を審議したうえで、RI 理事会は、3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは一時保留を解除するものとする。(13. 070. 2)

もし上述の規定のいずれかに基づいてガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は、関係地区のガバナーに、その旨、並びに理由を通告しなければならない。そしてガバナーは、これを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで、時間が許すならば、その地区は、細則の規定に従って、ガバ

ナー指導の下に、地区大会または郵便投票のいずれかにより、ガバナー・ノミニーを再度選ばなければならない。地区が、ガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合、ノミニーは、RI 細則第 13. 020. 節の規定に従って選出されるものとする。

ガバナー・エレクトの

国際協議会出席

(Attendance of Governor-Elect at International Assembly)

ガバナー・エレクトが国際協議会に出席することは、RI の地区レベルの管理に不可欠である。さらに、各ガバナーが、その地区における RI の代表者として効果的に行動し、かつ RI の役員としてガバナーに期待されている地区内クラブの指導、指揮および助言を行おうとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練が不可欠である。

各ガバナーは、ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対し、次のことを強調すべきである。ガバナー・エレクトはガバナーとして必要な準備をするため国際協議会に出席しなければならない。また、候補者が国際協議会にその全期間出席できかつ実際出席するのであれば指名は承認されない。

理由のいかんにかかわらず、ガバナー・エレクトが国際協議会に出席することができない場合は、エレクトおよび地区内クラブに対し公平に考え、かつ、世界を通じての RI の最善の利益のために、その人は、国際協議会に全期間出席できかつ事実出席する被指名者の選択ができるようにするため、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

ガバナーまたはガバナー・エレクト職の空席を補充するに当たって、RI 理事会は、次の方針を採択した：

- 1) 国際協議会前に 2 回目の就任が決まった元ガバナーは、RI の費

用で国際協議会に出席するよう要請される；

- 2) 国際協議会から9月1日までのあいだにガバナー職の空席を補充するために選出された元ガバナーは、RIの費用で、サービス・センターにおいて1日ないし2日間、強化研修を受けるものとする。

活動 (ACTIVITIES)

多地区合同活動 (Multidistrict Activities)

2 地区またはそれ以上の地区のクラブが参加する、奉仕活動およびプロジェクトが奨励されている。このような多地区合同奉仕活動およびプロジェクトは：

- 1) クラブ・レベルでロータリーのプログラムを推進するというクラブ本来の活動の規模や有効性を妨げたり、損なうようなものであってはならない。クラブやロータリアンの力量の範囲内の規模および性格でなければならない；
- 2) 関係地区の各ガバナーがまずこのような合同活動に賛成したうえ、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があつて初めて着手するものとする；
- 3) 関係ガバナーの直接監督下にあるものとする。このような活動のために募金もしくは徴収した全資金の保管は、たとえ関係地区のロータリアンから成る委員会が設置され、このような資金の管理を援助するとしても、関係ガバナーの責務とする；
- 4) 関係ガバナーが、理事会を代行する事務総長の承認を事前に合同で得てから着手するものとする；
- 5) ロータリー・クラブおよび／ま

たはロータリアンの参加は任意とし、任意ということを明確に打ち出すものとする。クラブまたは個々のロータリアンの参加費用が必要としても最小限にとどめ、人頭分借金または賦課金その他といった形で強制してはならないし、また、そのようにほめかしてもならない；

- 6) 地区内のすべての多地区合同活動の詳細を、ガバナーを通じて「RIへの報告」に記載するものとする；
- 7) 関係ガバナーの承認を先に得たのでなければ、クラブにいかなる文書も配布してはならない。

一つの地区が「援助提供者」となり、もう一つの地区が「援助受領者」または「プロジェクト提唱者」となる世界社会奉仕活動において地区が協力しているプロジェクトについては、この方針は適用されない。

単一ロータリー年度を超える多地区合同活動を始めようとする地区のガバナーは、RI多地区合同方針に従って運営指針を考案し、事務総長の承認を得なければならない。ガバナー・エレクトは、就任前に、このような指針の年次審査を行うものとする。多地区合同活動に携わるガバナーは、この活動またはプロジェクトに対して、責任をもって、多地区合同活動の監査報告が作成されるようにしなければならない。この報告は、次の地区大会に提出され、正式に採択されなければならない。事務総長には写しを送る。(96)

多地区合同奉仕活動またはプロジェクトへの参加に終止符を打とうとする参加地区は、地区内のクラブの3分の2の承認を得なければならない。ガバナーは、その終結の60日前までに、その決定を、事務総長と他の関係ガバナーに通知するものとする。

RI理事会は、二つ以上の地区のクラブの関係する機関または他の管理組織を設置することを好ましいとは思わな

い。しかし、RI 理事会は、二つ以上の地区のクラブの協力を必要とする規模のプロジェクトまたは活動があることを認めているので、ガバナーたちが、教地区のクラブに対してこのような運動の運営に力を貸すための諮問グループまたは調整グループの設置を承認することに異議を唱えない。但し、二つ以上の地区の参加する活動またはプロジェクトは、多地区合同活動に関するRI 理事会の方針に記載されている規定に従うものとする。(66、75、80)

地区とロータリー・クラブによる 他団体との協力 (District and Rotary Club Cooperation with Other Organizations)

地区とロータリー・クラブは、次のことを定めたプロジェクトと活動において、他団体を支援し、他団体と協力することができる：

- 1) ロータリーの理想と目的に沿って着手すること；
- 2) 関係クラブまたは地区内の会員がこの協力活動を承認していること；
- 3) 活動の継続期間中クラブ会長またはガバナーの任命したロータリー委員会が直接協力し、責任を負うこと。毎年見直すこと；
- 4) 独立した組織体としてのクラブまたは地区の自主性を保持すること；
- 5) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、クラブまたは地区が適切な形で認められること；
- 6) クラブまたは地区と協力団体とが合同プロジェクトの性格を一般の人々に伝達するという共同責任を負うこと；
- 7) クラブまたは地区は、合同プロジェクト参加に当たって継続的義務を引き受けけないこと；

- 8) クラブまたは地区は、他団体への継続的財政義務を引き受けないうで、地区内のロータリー・クラブに対して、地区大会その他の適切な手段により、このようなプロジェクトまたは活動への継続的支援を検討し、決定を下せるような機会を提供すること；
- 9) クラブまたは地区は、協力団体のメンバーとならないこと；
- 10) クラブと地区は、他団体にクラブ名簿またはロータリアン名簿を提供したり、他団体に資料を配布したりしないこと。但し、ロータリー・プログラムのためになるような具体的目的(募金を含まない)のある場合を除く。(88)

管理 (ADMINISTRATION)

ガバナーの職務管理に関する方針 (Policy on Administration of Office of Governor)

RI の定款並びに細則は、ガバナーが遂行する具体的な任務を規定している。ガバナーは、地区を管理する役員であるから、地区内クラブに関する権限または責任をいささかも軽減させることはできない。

ガバナーの記録および書類 (Records and Files of Governor)

退任するガバナーは、ガバナー・エレクト上に対し、地区内ロータリーに最も貢献できるような方法でガバナーの任務を遂行するのに役立つ情報をすべて引き渡すよう期待されている。退任するガバナーは、代々相伝の地区記録を全部ガバナー・エレクトに引き渡すものとする。

RI へのガバナーの報告

(Governor's Report to RI)

ガバナーは、ロータリー年度の第2半期中にRIに一般報告を提出しなければならない。その報告には、RI事務局がクラブと将来のガバナーへの業務を向上させるのに役立つような情報を含める。ガバナーは、地区の管理、地区内の会員増強と拡大の目標、ロータリー・プログラム活動への地区の参加状況、RI出版物と資料に対する意見、地区の状況とRI事務局の支援についての総合的な所見を具体的に書き記す。この報告は、4月15日までにサービス・センターに送付する。(95)

ガバナー月信

(Governor's Monthly Letter)

地区内のクラブ会長と幹事それぞれに月信を発行するのはRI細則第15.090節に規定されているガバナーの任務である。月信は、地区内クラブのその月の会員数と出席報告など、特に関心も高く重要な事項を直接、公式に伝達するものである。ガバナーは、適切であれば、その月信第1号に、日本語版で入手可能なロータリー出版物を紹介するよう要請されている。ガバナーが月信でクラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代わりに、またはそれに加えて、当該ロータリー年度の7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(67)

地区リーダーシップ・プラン

(District Leadership Plan)

歩みと目的

RI理事会が、地区内クラブ数の増加に伴う経費増を憂慮し、また、地区ガバナーの増え続ける負担を減らす必要性に直面して、1992年に3年間の試験的プログラムが生まれた。このプログラムには、改訂された地区運営のモデルを開発することを目指して、世界から

12地区が参加した。1996年2月に理事会は地区リーダーシップ・プラン(DLP)と呼ばれるモデルを採択した。地区は1997年7月よりこのプランを実施できるようにになった。このDLPは、数名のガバナー補佐を任命し、管理業務の一部を担当させることによって、地区運営の再編成を行い、公式訪問に柔軟性を高めようというものである。このプランの目的は、クラブにできる限り迅速な支援をし、クラブの要望に応える援助をし、十分な研修を積んだ地区指導者を多数増やし、地区ガバナー候補者の裾野を広げ、財団と地区の諸活動への参加を高め、100以上のクラブを効果的に管理し、地区内のコミュニケーションを円滑にすることによって、地区レベルとクラブ・レベルでロータリーを強化することである。

地区リーダーシップ・プランの作成 (Formulating a District Leadership Plan)

RI理事会は、DLPを地区管理の推奨プランとして採択したが、プランへの参加を強制しているわけではない。DLPは、世界中の地区のニーズに対応できるように柔軟性を配慮している。地区指導者は、現および元地区指導者と力を合わせ、次のような問題に考慮を払い、取り組む計画を練ることが勧められている：

- 理事会は、「ガバナー補佐」という用語を使っているが、地区は、この役職を示す他の言葉を使ってもよい；
- 地勢、言語、文化、強力なクラブと弱体クラブのバランス、ガバナー補佐が無理なく支援できると思われるクラブ数などの要素を考慮に入れたうえで、地区のニーズに基づいて任命するガバナー補佐の数。(ガバナー補佐1名に付き4から8クラブを担当することが推奨されている)；
- 各ガバナー補佐の責務；

- ガバナー補佐の研修；
- ガバナーとガバナー補佐の関係；
- 現在の地区リーダーシップ・プランへガバナー補佐を組み入れること；
- ガバナー補佐を活用して指導力に継続性をもたせること；
- 必要とされる地区委員会；
- ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会の関係；
- 地区の地理的領域と特徴；
- 適切な場合、または必要に応じて委員の継続性；
- ガバナー補佐の任命と解任の方法。

ガバナー補佐の役割

DL.Pを活用する地区は、ニーズに合わせてガバナー補佐の任務を修正できるが、ガバナー補佐が担当できる任務として次のものを推奨する。

- ガバナーと協力して地区目標を考案する。
- 地区委員の選出についてガバナー・エレクトに助言する。
- ガバナー補佐の地区研修会に出席する。
- 地区の会長エレクト研修セミナーに出席する。
- クラブの目標を協議し、「クラブ計画および目標の要約」を検討するために、7月1日前にクラブの次期会長と会談する。
- 定期的、少なくとも各四半期に1回は担当地域内のクラブを訪問する。
- 公式訪問に関係するクラブ協議会でガバナーの代理を務める。
- 担当地域のクラブ会長・幹事と定期的に(できれば、毎月、年4回以上)会合を開き、地区とRIの目標、プログラム、目的と併せて、クラブの用務、クラブの人材、資金について討議する。
- 担当クラブの進展状況をガバ

ナーに報告し、ロータリーを一層発展させ、問題に取り組んでいく方法を提案する。

- 担当区域へのガバナーの訪問のスケジュールと計画を立てる。その具体的目的は、ロータリーを推進することでなければならない。
- ガバナーの要望と勧告を遂行することをクラブに奨励する。
- 地区大会と他の地区会合へ出席し、かつ出席を推進する。
- 必要な場合、ロータリー財団プログラム、行事、その他の指定された任務に参加する。
- 奉仕プロジェクト、会員数、出席に関する各クラブの業績を見守る。
- 将来の地区指導者を育成する。
- 地区目標の開発を援助する。

『ガバナー補佐の研修用指針』(244-1A)にはガバナー補佐の職務見本が載っている。

ガバナー補佐の任命、資格条件、任期

ガバナー補佐は、毎年ガバナー・エレクトによって任命される。ガバナー補佐はRIの役員ではない。ガバナー補佐は少なくとも次の資格条件を満たしていなければならない：

- 少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している暇疵なき会員
- クラブ会長を全期、務めたことのある者
- ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力
- 地区レベルで傑出した業績を上げていること
- 将来の地区指導者として有望であること

元地区ガバナーをガバナー補佐に任命しないことを勧める。

ガバナー補佐が1年1期制で3期を超えて務めないよう任期に限度を設けることを推奨している。この規定により、

地区指導者の継続性を図ることができ、同時に多くの指導者に奉仕の機会を提供することができる。

地区リーダーシップ・プランと

地区管理機構

ガバナー補佐は、地区リーダーシップ・チームの中心的メンバーとして、ガバナー・エレクトの年度目標作成に加わらなければならない。地区が何を達成したいかについて決定し、次いで、地区目標達成に必要なだけの委員会にロータリアンを任命することが目的である。具体的ニーズに役立たない委員会があれば、こうした委員会を解散することを勧めるものである。

責務の重複と不必要な手続を省くために、RI 理事会は、地区リーダーシップ・プランを採択する地区では分区代理の任命を差し控えるよう勧めている。

地区リーダーシップ・プランと公式訪問

RI の細則第 15.090. 節に規定されているように、ガバナーはできるだけ年度の早い時期、なるべく前半6カ月間に全クラブを自ら公式訪問しなければならない。DLPは、公式訪問に関係するクラブ協議会でガバナー補佐にガバナーの代理を務めさせるなど、クラブ管理の責務をガバナー補佐に委任することにより、ガバナーはクラブを個々に訪問したり、あるいは年度を通じて開かれる合同クラブ例会に出席できる。その目的は：

- 重要なロータリーの問題に焦点を当てること；
- 弱体または問題を抱えるクラブに特別な注意を払うこと；
- 奉仕活動へのロータリアンの参加意欲を高めること；
- 地区内におけるロータリアンの卓越した業績を直接表彰すること。

チャーター・ナイト、入会式、新會員のオリエンテーション・プログラム、表

彰式、特別プログラム、財団行事、都市連合会など、ガバナー出席の効果が最も上がるような時にガバナーがこのような訪問をする。

すべてのガバナーは、年度中、何らかの公式訪問を通じて各クラブと直接個人的に交流することになっている。しかし、DLPにより、各クラブの重要な行事とクラブ訪問を続けて行えるように柔軟な日程を組むことができる。

ガバナー補佐の研修

ガバナー・エレクトは、地区研修リーダーとともに、ガバナー補佐の研修プログラムを開発、実施する責務を負う。効果的な研修プログラムは、次のことを取り上げなければならない：

- ガバナー補佐の任務と責務
- クラブ管理と公式訪問
- 財務、委員会、会員増強と拡大などの地区の事柄
- 効果的なコミュニケーションとやる気を起こすこと
- RI とロータリー財団のプログラム
- 地区目標の開発
- 効果的な指導力
- RI テーマと会長賞プログラム

ガバナー補佐のための推奨研修方法と主題の詳細については、『ガバナー補佐の研修用指針』(244-JA)を参照のこと。

地区リーダーシップ・プランの採択

地区リーダーシップ・プラン(関係委員会を含む)の草案を作成し、現および元地区指導者たちの同意を得てから、クラブの承認を得なければならない。クラブの承認後、採択したプランを事務総長に提出し、その検討を受ける。地区が先の管理慣行に復帰することを決定した場合、ガバナーは、そのような決定理由についてRI 会長に書面で報告することになっている。

ロータリー指導者のための

指導力研修サイクル

RI 理事会は、望ましいロータリー指導力研修順序について次のことを承認した。

- 1) ロータリー研究会の前後に開催される地区ガバナー・エレクトのゾーン・レベルの研修(研修リーダーはRI 会長が任命)
- 2) 国際協議会
- 3) ガバナー補佐の研修
- 4) 会長エレクト研修セミナー
- 5) 地区協議会(97)

地区研修リーダー

RI 理事会は地区研修リーダーとしての最小限の推奨資格条件として次のことに同意した。

- 少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している現職なき会員
- 元地区ガバナーかベテランの元ガバナー補佐
- 地区研修リーダーはガバナー・エレクトに対して責任を負うという点を明確に理解していること
- 各地区で決めた地区研修リーダーの責務を受諾する意思と能力

地区研修リーダーは毎年任命しなければならない。1期1年で3期を超えて地区研修リーダーを務めることはできない。PETS、地区協議会、ガバナー補佐の研修に関する現ロータリー年度の地区の研修のニーズについて、地区研修リーダーはガバナー・エレクトの指示を受けなければならない。地区研修リーダーは、ガバナーや地区ローターアクト委員会と協力しながら、毎年、ローターアクト・クラブと地区指導者のための研修を開発・運営する責務を負う。(96)

地区会員増強委員会

(District Membership Development Committee)

ガバナーは次のことを行うよう勧められている：

- 1) 地区会員増強委員会を設置する。同委員会は：
 - a) クラブの会員増強委員会、特に会員数が減少しているかあるいは、ほとんど、または、まったく増加していないクラブの会員増強委員会と直接に協力活動すること；
 - b) 地区の会員増強の進展に関する情報をあらゆる地区会合に提供し、また求められた場合はそれらの会合やクラブにおいて会員増強に関するプログラムを提供する責任を負うこと；
 - c) 地区会員増強委員会の目標達成に適切と考えられるその他の活動すること。
- 2) 会員増強委員会の設置とその積極的な活動をクラブに奨励する。そしてクラブ会員増強委員会による会員候補者推薦というものは決して、会員個人の新会員推薦の責任を免除するものではない点をクラブに力説する；
- 3) 週例会、情報集会、フォーラムでスピーチをしたり、クラブ会報に記事を載せたりすることによって、会員に多くの情報を伝達するようロータリー・クラブ情報委員会に要請する；
- 4) 最高の会員増加率を示したクラブを適切な形で表彰することを考慮する。

会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

ロータリー年度の最初の月にロータリー・クラブが会員数25名未満と報告した場合、ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を確認し、どの

ような再建措置が講じられているかを
確認するものとする。(53、62)

地区と法人設立

(District and Incorporation)

地区の法人化は、1938年以來RI理事会
によってはっきりと否認されてきた。
地区規模の活動の法人化は特に否認さ
れてはいない。多地区合同活動の法人
化を承認する既存の方針は、地区規模
の活動を法人化してもよい、と示唆す
るものである。(87)

多地区合同組織

(Multidistrict Organization)

同一国内の教地区もしくは全地区を
含む機関、その他の組織体制、管理体制
を設置することは好ましいとは思えない
(本章の「多地区合同活動」の項参
照)。(69、80)

拡大(Extension)

各ガバナーは、RI理事会の全般的監
督の下に地区内における新クラブの結
成を監督する特別な任務を託されてい
る。

拡大に関する一般方針

(General Policy on Extension)

クラブは、ロータリーのプログラム
を推進し、ロータリーの綱領を実現す
る媒体である。従って、ロータリーが広
大な影響力を最も発揮できるように、
クラブの保持が成功しうると無理なく
見込むことのできる場合は、どこでも、
いつでも世界中に新クラブを進んで設
立すべきである。

新しい国への拡大

ロータリー・クラブは、ロータリーの
基本原則を何の制約も受けずに守るこ
とのできる地域であれば、どこにでも
設立することができる。ロータリーの

存在しない国において、ロータリー・ク
ラブや地区並びにロータリー財団管理
委員会の着手する教育、人間交流、人道
的援助などの領域での非公式の活動が
増えていることに、RI理事会は、好意
を寄せている。このような活動を手が
けるのは、ロータリーの存在しない国
の政府または国民に、ロータリーが、親
睦、奉仕、国際理解と平和の推進への
献身という数々の成果をもたらすこと
ができるということを示すからである。
しかし、次のことが前提とされる：

- 1) 複雑な問題がからむため、RI理
事会による明確な事前の承認なしに、
このような国にロータリーを正式に
拡大しないこと；
- 2) ロータリーの綱領によって感銘
を受け、ロータリーの親睦にすぐ
溶け込めそうな人で、事業およ
び専門職務に携わる人が十分に
いて、政府がクラブの設立を明
白かつ具体的に承認していて、
初めて、クラブの存在しない国
にロータリーを拡大することが
正式に承認される。さらに、
当該国においてロータリーの健全
な発展を推進する言論の自由、
報道の自由が保証されていなく
なければならない。(97)このよう
な国のロータリー・クラブは次の
ことができる、とRI理事会が確
信をもてなければならない：
 - a) 政治に関係のない国際団体、
すなわち、人類への奉仕への
理想と、生活の質の向上に
献身している国際ロータ
リーの一員として制約を受
けずに機能できること；
 - b) 標準ロータリー・クラブ定
款に定める通り、規則正し
く会合を開くこと；
 - c) 他国のロータリー・クラブ
とロータリアンとの交流を
築き、深めることによって、
世界中に善意と理解を広げ
るという役割を果たすこと；

- d) RI 細則に規定する財政的義務を果たすこと；
- e) ロータリー財団の全プログラムに参加することを含め、四大奉仕部門それぞれにおいて奉仕プロジェクトを立案、実施すること；
- f) すべての国の人、人種、信念を尊重すると同時に、自国に忠実で、奉仕する国民であるよう会員に奨励すること；
- g) クラブ内と国内でロータリーの親睦を推進すること。(92、95、97)

特別拡大地域

特別拡大地域とは、地区に編入されていない地理的地域で、地理的な孤立、ロータリー経験の欠如、特殊な言語、社会的経済的事情のためRIの自立した一員として新たにクラブを結成するのが選れている地域に拡大を進めるためにRI理事会が開設した地域である。特別拡大地域の目的は、指定された無地区地域の一つまたはいくつかのクラブを設立、育成することである。特別拡大地域内のクラブは、やがては、効果的な管理のため、一つまたはいくつかのロータリー地区に編入される。

特別拡大地域にあるクラブは、特別拡大地域を担当する地区のガバナーの選出に一時的に投票権を有することができる。但し、ガバナーと地区内クラブの過半数がそのことを承認し、同時に特別拡大地域内のクラブが財政的義務を果たしている場合に限られる。(93)

会長任命の拡大責任者

会長任命の拡大責任者(Presidential Extension Administrator--PEA)は、RI設定の目標を特に重視する地域でロータリーの拡大を推進する会長を補佐するために会長が任命する。PEAは、ロータリーについての知識が豊富で、担当地域の地理、歴史、文化、言語に精通

している。PEAの任務には、次のものが含まれる。

- 1) PEAに預けられているクラブとRI間の主たる連絡役を務めること。
- 2) 新クラブの所在地として有望かどうかを評価すること。
- 3) 指定された地域で支援チームをつくること。
- 4) 個々のクラブでオリエンテーションを担当する人の研修を行うこと。
- 5) ロータリーについて草の根レベルの情報を提供し、隔月信で基本的なロータリー用語を解説すること。
- 6) その地域の仮クラブまたは既存クラブをそれぞれ定期的に訪問すること。
- 7) 既存クラブと結成可能性のあるクラブの現在の活動と奉仕について、また特別拡大地域とそのクラブの進展についてRI事務局に報告すること。
- 8) 財政問題についてクラブの相談に乗ること。
- 9) 地域内のクラブのために毎年PETSとロータリー情報研究集会を開催すること。
- 10) その地域の有望な財団活動を評価し事務総長に報告すること。
- 11) クラブ間の定期的な相互交流を図り、地域内の国で拡大5カ年計画を練ること。(93)

地区拡大カウンセラー

(District Extension Counselors)

ガバナーは、地区拡大カウンセラーのセミナーを開くよう要請されている。それぞれの地区には、3名の拡大カウンセラーのチームが任命されている。3名の拡大カウンセラーが地区拡大委員会を構成する。拡大カウンセラーの任期は3カ年で、毎年1名が任命され、任期の3年目に当たる委員が拡大委員会委員長となる。

将来クラブを結成するのに有望な地域 (Prospective Localities for Clubs)

ロータリーの職業分類の原則の下に、少なくとも25名の会員を有するクラブとして成功を収めるには最低40の職業分類が必要であるが、それだけの数の、一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者、法人役員または支配人である善良な人がいる地域で、まだクラブが結成されていない地域は、クラブの結成に有望な地域であると考えてよいだろう。

一つ以上の既存クラブと区域限界を同じくする新クラブの結成を考慮する場合、最小限40の職業分類がなければならぬ。新クラブはこの40の職業分類から既存クラブとかけ合うことなく、適格の会員を優に入会させることができるであろう。そうすれば、少なくとも25名の会員を有する成功を収めるクラブを必ず長く維持できることになる。

ある地域が、クラブをうまく持続していくことができそうだと考えられる場合、できるだけ早くクラブを結成すべきである。その地域がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つという考えは適切ではない。ロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリーを拡大しているロータリアンは、与えることを求めているのであって、何かを得ようとしているのではない。しかし、僻地でクラブを結成する場合、その地域の住民からクラブ設立の明確な要望が出されるまで、クラブ結成を待つものとする。

調査 (Surveys)

ガバナーは、できるだけ早く、なるべく前半の6カ月間に、まだクラブを有しない地域の調査を行い、かつその結果を記録すべきである。そして、立派なクラブを結成できるかどうか決定する。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後任のガバナーに引き継ぐものとする。新ロータ

リー・クラブを結成しようとしているすべての地域については、人口にかかわらずなく、調査を行い、ガバナーの承認を得てから、結成活動に着手しなければならない。

クラブの結成に取りかかる前に、地域が新クラブを支持できるかどうか確かめるために、ガバナーが有望な地域を訪ねなければならない。人口5,000人未満の地域、また、既存クラブ(一つまたは二つ以上)と同一区域を共有するアディショナル・クラブで、既存クラブの承認を受けた地域の場合は、特にそうである。このような訪問が、かなりの費用と時間を伴う場合、ガバナーは、調査結果、および、その地域に詳しい1名または数名のロータリアンから得た報告と助言を大いに参考にしてクラブの結成準備をしてもよい。新クラブを結成できると思われる場合でも、ガバナーは、会員候補者を募る前に、『拡大調査報告書』と『新クラブの結成』の各項に漏れなく記入し、署名のうえ事務総長に提出しなければならない。(91)

クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブはある一定の*“Locality”場所(地域)に結成され存在しなくてはならない。社会的貢献をする仕事に活発に従事している、事業および専門職務に携わる人がいて、その事業場または住居が互いに近接しており、ロータリー・クラブとして活動できるような適当な広さの区域があれば、RIはこれを前記のような地域と認めるであろう。

*この“Locality”場所(地域)という言葉には、市、区、町、村、村落等の種々の名称で呼ばれているものがすべて含まれている。また、大都市の各部分、あるいは二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。“Community”(社会、都市町村)という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合はLocalityと同義である。

このような地域にクラブを結成する場合には、RIでクラブの区域限界を定めこれをクラブ定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとする。以後は、RIとクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。クラブは、RIの同意を得て、その区域の一部を割譲するか、あるいは同一区域を共有することによってアディショナル・クラブの結成を承認することができる。

ロータリー・クラブの区域限界は、境界設定時に存在する行政上または自然の境界ばかりでなく街路または道路によっても定めることができる。仮クラブが、既存クラブから割譲された区域に結成されることになった場合、事務局は、求められれば、その関係資料を提供し、スポンサー・クラブの区域割譲計画の立案に協力・援助する。区域が決められると、クラブは、事業場または住居がRI定款第5条に合致する人を会員に選ぶことができる。

新クラブに区域を割譲したクラブはその新クラブの加盟が終結したとき、その終結前に割譲も共有も行われていない場合、その区域を取り戻すことができる。(94)

RI 細則に規定されているロータリー・クラブの区域限界は大型の巡航船を含まないと解釈してよい、とRI理事会は合意した。ロータリー最善のためには、海上または陸上に本部を置くにせよ、一つの法人がクラブに、はなはだしい影響を及ぼすほど、営利企業とクラブが緊密な関係になるようなことがあってはならないというのがRI理事会の決定である。(95)

特別代表 (Special Representatives)

あらゆる機会を利用して、立派な新クラブを結成することはガバナーの義務であり、これに協力するのは、あらゆるクラブとロータリアンの義務である。ガバナーは、新クラブ結成のために新クラブの近隣クラブから、それもあるべくスポンサー・クラブから十分事情

を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命しなければならない。

このガバナーの代表はもちろんロータリーの理想に精通していなければならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を人に伝える力がなければならない。特別代表は、ロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識をもつことも必要であるし、この仕事をするのに必要な時間を捧げるのできる人でなければならない。特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行う権限を有している。時には(常にとは限らないが)、最終の結成会合にガバナーに代わって出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際して、ガバナー・エレクトに自分の任命した特別代表のリストを引き渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わるものとする。

スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

特別代表の所属クラブが新クラブの「スポンサー」となるのが普通である。スポンサー・クラブは次の責務を負う:

- 1) 特別代表が、新クラブを立派に結成できるよう、その計画と遂行を援助すること;
- 2) 新クラブの初期のプログラム;
- 3) ロータリー運動の1単位として、発展し始めた新クラブを指導すること。

一つ以上の既存クラブがその区域限界内にアディショナル・クラブの結成を承認した場合は、常に必ず既存クラブ(複数の場合はその中の一つ)が新クラブのスポンサー・クラブになるものとする。スポンサー・クラブは慎重に選ばなければならない。スポンサー・クラブに選ばれるクラブは、少なくとも25

名の会員を有し、円滑に機能している暇なロータリー・クラブでなければならない。(97) スポンサー・クラブはRIに負債がなく、釣り合いのとれたロータリー奉仕プログラムを実施していなければならない。RI加盟直後の数カ月間、新クラブは援助を必要としている。従ってスポンサー・クラブは、少なくとも1年間、新クラブを援助することが要請されている。さらに、スポンサー・クラブは、設立3年未満の日の浅い新クラブに、期間を明確に限定して、一定限度の財政的支援をすることができる。(95)

仮クラブ(Provisional Club)

結成集団は、毎週定期的に会合を開くことを条件として、その結成グループの第1回会合のときからRIの加盟クラブに認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と呼ばれる。仮クラブは標準ロータリー・クラブ定款およびそれに調和した細則を採用しなければならない。

毎週の会合(Weekly Meetings)

仮クラブは標準ロータリー・クラブ定款の規定に従い毎週定期的に会合を開くように定めなければならない。クラブの結成または結成監督の責務を負うRI代表者は、毎週例会を開くことに同意しないクラブはRIに加盟できないということを知っていなければならない。

例会場(Meeting Place)

1995年3月1日以降に加盟したクラブは、別のクラブの区域で、そのクラブの合意なしに例会を開催することはできない。但し、当該クラブが正当な理由なく合意を拒否したり、意見の衝突がある場合は、ガバナーに付議され、その決定を仰ぐものとする。(94)

クラブの名称(Name of Club)

クラブの名称は、そのクラブと区域

を示すことになっている。その名称は、その地域の地図を見れば、容易に所在地が分かるようなものとする。その地域をよく知らない人でも、大体の位置が把握できるようにしなければならない。一つの地域に二つ以上のクラブがある場合、アディショナル・クラブは、他のクラブと区別できるように、地域の名称のほかに、何か他の字句を付け加えるものとする。クラブの名称に都市名を使う場合、クラブの区域境界の一部は都市の行政区域内になければならない。クラブの名称が適切かどうかは事務総長が決定する。事務総長は、新クラブの名称または既存クラブの名称変更が近隣クラブの異議または不必要な混同を招く恐れがある場合、この名称を否認する権限を有する。このような決定について、事務総長は会長へ報告するものとする。(86)

創立会員(Charter Membership)

*20名以上の創立会員名を記載した申し分のない名簿を提出しなければならない。(95) 男性のみ、女性のみを会員資格とする新クラブの結成は、RIの精神に沿わないし、RIのためにもならない。(92)

仮クラブの創立会員の少なくとも半分は、クラブの区域境界内に事業場か住居がなければならない。(87)

新クラブのRIへの加盟を承認するに当たり、RI理事会は、現存のクラブに見られる違反逸脱行為や誤解のために生じた特別な妥協の前例を顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守する義務があり、また厳守する所存である。もしガバナーやその特別代表が同じように会員資格に関する規定を厳守しない場合には、創立会員の何名かが会員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするような困った事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申請書の一部としてRI

理事会に提出された会員名簿は、クラブの創立会員全員の名簿とみなされる。申請に関するRI理事会の決定が行われるまでは、この名簿に載っている以外に新たに会員を入会させることはできない。(27、83)

入会金および会費 (Fees and Dues)

米国およびカナダにあるクラブで、少なくとも米貨25ドルの入会金、米貨40ドルの年会費を徴収しないクラブは、RI理事会がその加盟を認めない。その他の国々では、ガバナーが、米国およびカナダの新クラブに対してRI理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって新クラブの入会金および年会費を定めるものとする。

加盟金 (Charter Fee)

RIに加盟するためには、仮クラブは、RI理事会の随時定める加盟金を申請書に添えて提出するものとする。加盟金は現在創立会員1人に付き米貨15ドルである。(2.010、;88)

クラブの加盟認証状 (Club Charter)

クラブがRIに加盟を認められたときには、会長、事務総長およびガバナーの署名のある加盟認証状が世界本部からそのクラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブ事務所か例会場あるいは幹事の事業所の目につきやすい場所に掲げておくのがよい。RI理事会によって加盟を許された日からクラブはRIにおける公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

ガバナーまたはクラブ結成者は、新クラブの最初の8週間ないし10週間までの例会プログラムを提供する責務がある。これは、誕生まもないクラブの世話をするスポンサー・クラブの義務を

免除するものではない。このような例は、ロータリーがまだしっかりと根を下ろしていない国のクラブに特に当てはまる。

アディショナル・クラブ (Additional Clubs)

ロータリー世界の人口変動の結果、大都市中心部に著しく人口が集中することとなった。そのような地にアディショナル・クラブを結成することが賢明であることは、そのようにして結成されたアディショナル・クラブの活力と成功によって、また、区域を割譲したクラブのさまざまな面に、ひいては、ロータリー全体の発展に、数々のプラス面をもたらしたことによって、実証されている。

既存クラブがその区域の割譲あるいは共有によって、アディショナル・クラブを設立することはロータリーの発展に最も貢献することである。ガバナーは、ロータリーの職業分類制度の下に少なくとも25名の会員をもつ強力かつ活動的なクラブとして永続しうる場合は、必ず、大都市にアディショナル・クラブを結成することを奨励すべきである。(74)

同一区域限界を有するクラブが三つ以上ある場合は、クラブの過半数がアディショナル・クラブの結成を承認することが必要である(クラブが二つのみの場合は、RI細則の特別規定を適用する)。区域の割譲または共有の提案が関係クラブによって否決された場合、RI理事会は、関係ガバナーの要望を受け、関係クラブに再審議を求めることができる。その場合、否決を再確認するためには、当該クラブの会合に出席し投票した人の3分の2の投票が必要とされる。(2.020.4.)

理事会の判断で、提示された議論がロータリー拡大の原則に違背して、新クラブ結成のための客観的な理由があるなら、理事会は、既存クラブの承認を得ることなく、区域の割譲または共

有を承認できる。ガバナーは、RI 理事会への要望に当たって当該区域において会員を集める可能性とともに地域社会調査書を提出するものとする。(2. 020. 5.)。

不明確または必要以上に広範な区域を有するクラブは、その区域の一部を割譲するか、または区域を同じくするアディショナル・クラブの結成を承認して、ロータリーの会員の特典をその地域社会のさらに多くの人々に与えるようにすべきである。会員24名以下のロータリー・クラブの所在地にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することは原則として好ましくない。

都市の行政区域内で、その市の主要な商業または取引の中心から離れたところに二つ以上の「商業上の中心」があり、そのいずれもが強力かつ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様の会員をもちえない場合は、これらの中心を2カ所以上含む区域を割譲し、一つのクラブを結成することができる。これらの中心が結合されると、RI 細則第2条第2. 020. 節に使われている“区域”を形成することとなる。クラブの区域を一部共有するという規定はRI 組織規定にない。(59、64、66)

他の奉仕クラブのある地域 (Localities with Other Service Clubs)

ある地域にロータリー・クラブを結成しようとする試みがうまくいかない場合の主要な原因として、既にその土地に奉仕クラブがあるという事実が挙げられる例がある。しかし地域に既に奉仕クラブが存在するということは、その地域がロータリー・クラブを保持できないということを決定する要因とはならない。(45)

RI への加盟

(Admission to Membership in RI)

申請書類が完備するよう注意を払うことは、ガバナー(ガバナーが結成グループの会合に欠席した場合は特別代

表)の責務である。RI 理事会は、国際大会...つまり、全ロータリー・クラブ...に対して、加盟承認されるクラブが基本的加盟資格を備えているようにする責任がある。従って、RI 理事会は、この資格の厳守を力説しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務局からガバナーにその通知が送られ、さらにガバナーがクラブに対しRI加盟が認められた旨を通知することになっている。クラブに対して発行される加盟認証状は、RI 理事会がRIの公式用語として認めている英語で書かれることになっている。(53) 加盟認証状はガバナーに送付され、ガバナーが署名する。ガバナーもしくはその特別代表が加盟祝賀の特別会合において加盟認証状をクラブに伝達する。グレート・ブリテンおよびアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、RIBIに送付され、その会長および幹事が署名したうえ、各クラブに伝達されることになっている。RI加盟が認められたときにクラブに加盟認証番号(Charter Number)を与える方式は、1951年7月1日をもって取り止められた。(50)

新クラブがガバナーの居住地から遠距離の地にある場合には、加盟認証状伝達式をその公式訪問と同じ時に行うとか、また特別代表もしくは他のスポンサー・クラブの会員がガバナーの代理を務めることによって、RIの資金を節約するよう留意しなければならない。(35)

新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブのRI加盟については地区内の近隣のクラブおよびRIの元役員にこの旨を通知するとともに、元役員および近隣クラブ会員の訪問は新クラブへの激励になると伝えるべきである。(35)

RI 会員増強・拡大賞プログラム (RI Membership Development and Extension Award Program)

RI 年次会員増強および拡大賞プログラムは、既存クラブの会員増強、現クラブ会員の退会防止、新クラブの設立の奨励策を含む。

毎年、国際協議会で、ガバナー・エレクトは、次期クラブ会長と協力して、次のロータリー年度の会員目標を設定するよう要請される。ガバナー・エレクトは、会長エレクト研修セミナーのときに、次期クラブ会長と会員増強の重要性について話し合い、次期クラブ会長ひとりひとりにクラブの会員目標(純増率)を設定するよう要請する。各ガバナー・エレクトは、その数字を集計し、地区会員目標(全クラブの純増率と新クラブの数)として地区協議会で発表する。

プログラムの期間は、毎年7月1日から5月15日までである。ガバナー・エレクトは、地区の目標を7月1日までにRIに報告する。開始時の各地区会員数は、RIが毎年9月30日までに受理する「クラブの7月の半期報告書式」に基づく。

RIは、年度を通じて、すべてのRI出版物で会員増強・拡大賞を推進する。ガバナーは、月信その他の手段を通じてこの賞を推進しなければならない。

5月15日後は、各ガバナーはRIに報告する。

- 増加率の最も高い地区内クラブ
- 新会員を最も多数入会させた地区内クラブ
- 退会率の最も少ない地区内クラブ
- 新クラブのスポンサーとなったクラブ

こうしたクラブはそれぞれRI会長の署名した賞状を贈られる。さらに、5月15日までに会員目標を達成したか、上回った地区のガバナーは、RI会長から地区会員増強賞を受賞する。このような地区はまたロータリアン誌に掲載される(96)

財務(FINANCES)

ガバナーの経費(Expenses of Governor)

RI から支払われる基本経費

ガバナーは、任期の初めに、予算表を受け取る。予算表に計上されている金額は、RIの方針を遂行するために使われるのであるが、その目的は、ガバナーが、RIの組織規定と所定の方針に従って、地区内においてガバナーの任務と責務を遂行するに当たって、妥当かつ必要な費用を支払うことである。

ガバナーの経費は、ガバナーに直接地元通貨で支払われる。無作為に行われる監査にはいつでも応じなければならない。(97)

旅費は、地区内のクラブ数、旅行距離、運賃に基づいて見積もられる。RIは、地区内の旅行に対してガバナー個人にかかった費用だけを支弁する。但し、ガバナー・エレクトとして国際協議会に出席した費用は例外とする。(46、71) ガバナーは、RI理事会の承認を事前に受けることなしに自己の予算額を超えて支出することはできない。(41)

RIは、ガバナーの予算額と別個に、新クラブ設立と加盟認証状伝達のための費用もガバナーに支払う。この金額は、新ロータリー・クラブが支払う加盟金の50パーセントを上限とする。(82) 新クラブ設立と加盟認証状伝達に関して、加盟金の半額以上の支出を招く前に、ガバナーは、RI事務局と協議し、資金が得られるかどうか確認しなければならない。(65)

地区内のRI公式活動のほかに、ガバナーの参加出席を必要とする、または、望まれる特別なクラブ・地区活動や行事があることをRI理事会は認識している。しかし、RIの永年の方針によると、こういった追加活動に伴う費用は、ガバナーにかかる費用も含め、当のガバナー自身またはクラブ・地区側の負う責務とされてきた。

RIは前記出費を、この割当の範囲内においてのみ各ガバナーに支弁する。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI加盟クラブがRIに納入した人頭分担金からRIBIに割り当てられてRIBIが保有している資金から、地域単位RIBIによって支払われる。

地区資金から支払われる追加経費

ガバナーとガバナー・エレクトは、地区から地区の活動を要請されるが、このような責務や任務を遂行する際、地区は、RIの負担する費用とは別に、財政的支援をするよう要請されている。(86)

地区資金の設立

(Establishment of a District Fund)

RI細則第15.060.1項は、ロータリーの管理・開発のため地区資金を設ける手段について規定している。必ず次のようにしなければならない。

- 1) 地区資金負担金について予算を提出し、地区協議会または地区大会で承認を得ること。
- 2) 資金は一個人で管理しないこと。
- 3) 収支の監査報告を次の地区大会か地区協議会に、また、要望があれば、クラブにも提出すること。

地区資金の管理

(Operation of a District Fund)

地区財務委員会が設けられ、地区運営に必要な費用を検討、調査するものとする。ガバナーは、1年任期の委員を1名、2年任期の委員を1名、3年任期の委員を1名任命する。翌年からは毎年、在任中のガバナーが、3年を任期として1名のロータリアンを任命し、空席を補充することとする。同委員会は、ガバナーと協力して地区経費の予算を作

成し、予算案を地区協議会の最低4週間前にクラブに提出し、地区協議会の次期クラブ会長の会議で承認を受けなければならない。

地区資金負担金の額は、地区協議会に出席した次期会長の4分の3または地区大会に出席し投票する選挙人の過半数の承認を得て決められるものとする。会長エレクトが標準ロータリー・クラブ定款の第8条第4節に従って地区協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。(15.060.2.)

ガバナーが任命した地区財務委員会委員1名が、会計を務め、地区資金の収支を正確に記録するものとする。地区の名義で地区資金の銀行口座を開き、管理は、財務委員1名と協力してガバナーが行うものとする。この委員は、できれば会計であることが望ましい。ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3カ月以内に地区内全クラブに対し、地区財務委員会の報告とともに、地区財務の年次監査報告を行わなければならない。この年次監査報告と地区財務委員会の報告は、次の地区大会に提出され、正式に採択されなければならない。(15.060.4.)

地区は、地区大会における過半数の投票または郵便投票によって地区資金の他の運営方法を決定してもよい。但し、「地区資金の設立」で定めている条件を満たしていなければならない。地区の決定がなければ、地区資金の運営方法は、前述に定められている通りとする。

資金を合同地区青少年交換などの特定の目的のために集めた地区では、経費予算を作成し、ガバナーと財務委員会に提出し、その承認を得るものとする。そして、この資金も地区資金委員会から地区協議会または地区大会へ提出される会計報告に含まれるものとする。このような資金は別の銀行口座を設け、合同青少年交換委員長もしくは関係委

地区

員会委員長を署名者の1人とすることが望ましい。

地区資金負担金が、前述の推奨方式と同種の方式で設けられ、決められたなら、この負担金の支払は、地区内全クラブの義務である。この負担金未払が6カ月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理したRI理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。但し、地区資金は、ここに規定する通り運営されていなければならない。(15.060.3.) 承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、RI理事会においてこれを終結させることができる。(3.030.1)

地区のかける保険

(Insurance for Districts)

RI理事会は、地区に対して、地区プロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される手はずを整えるべきかどうかについて法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう要請している。その中には、保険加入の是非、適切な危機管理の実践なども含まれる。(95)

会合 (MEETINGS)

地区の諸会合の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会および地区協議会は、それぞれ特定の目的をもっているものであるから、それぞれの会合は別個に開かれるものとする。(68)

クラブ会長エレクト研修セミナー

(Club Presidents-elect Training Seminars)

国際協議会が、ロータリー世界全体を対象として行うことを、会長エレクト研修セミナーは地区を対象として行う。 PETSは、情報を提供するプログラムであり、ガバナー・エレクトがRIに

費用をかけずにガバナーと協力・調整して立案・組織・実施するものである。その目的は、クラブ・レベルで指導力を発揮するよう次期クラブ会長の研修を行うことです。

- 1) RI会長の発表したテーマを強調すること。
- 2) RIと財団の新プログラムと既存プログラムを説明すること。
- 3) 次年度のクラブと地区のプログラムと活動を立案すること。
- 4) クラブ会長に指導的役割を發揮するよう励ますこと。
- 5) クラブ会長に地区の運営と活動を知らせること。

PETSプログラムには、また、次のものが含まれていなければならない：

- 1) 明確にロータリーを内容とする本会議とグループ討論に少なくとも丸1日充てること；
- 2) 有能な指導者を選ぶ基準を含め、総合的なクラブ組織や指導陣の構成、チームづくり；
- 3) クラブ・レベルでの目標設定とプログラム計画の立て方；
- 4) ガバナー／クラブとの関係の確立、強化；
- 5) クラブ会長がクラブ指導者に地区協議会への出席を推進することなど、地区協議会の準備；
- 6) ボランティアの管理能力の陶冶、予算の作成方法、スピーチの仕方、会議の運営方法；
- 7) 時間の管理、クラブ会長としてどのくらいの時間を捧げることが期待されているか；
- 8) クラブの管理に対する全般的オリエンテーション。(97)

PETS参加者には、ガバナー・エレクト、ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区内すべての次期クラブ会長が含まれる。次期クラブ会長の費用はクラブまたは地区が負担するよう奨励されている。(97) セミナーの計画作成に当たってはガバナー・エレクトの裁量で、

次期地区幹事を加えても差し支えない。(90)

ガバナー・エレクトはガバナーの協力を得て、国際協議会后1カ月以内に、PETSを計画・実施するものとする。(15.030.) ガバナー・エレクトは、全プログラムの内少なくとも3時間をガバナー・エレクトと次期クラブ会長の会議に充てるよう最終プログラムの計画を練り、承認するものとする。また、ガバナー・エレクトは、PETS研修指導者を選んだうえ、地区研修リーダーとともに、PETS研修指導者の研修会資料を作成し、PETS研修指導者の研修会を運営するものとする。本会議講演者は、ガバナー・エレクトが選ぶ。(97)

地区機構に含まれている場合、ガバナー補佐が、担当地区の会長エレクトの出席推進について地区ガバナーを援助するものとする。また、ガバナー補佐は、自分を含め、会長エレクトとガバナー・ノミニニーのチーム・ワークを築く力になる。(97)

地区研修リーダーは、ガバナー・エレクトがPETS研修指導者のために研修資料を作成し、研修会を運営するのに協力するものとする。(97)

可能であれば、多地区合同PETSを実施してもよい。そのような多地区合同PETSは、ガバナー・エレクトと次期クラブ会長、それに該当する場合、ガバナー補佐との会合に少なくとも3時間充てなければならない。(97)

ガバナー・エレクトは、最終プログラムの計画を練り、承認し、PETS研修指導者と本会議講演者を選ぶ責務を負う。同時に、多地区合同PETSプログラムを承認し、前記の条件を遂行することを明らかにした書簡をセミナー開催の少なくとも4カ月前までにRI会長に提出する責務を負う。(97)

PETSと地区協議会は、時期を違えて開催しなければならない。但し、距離、天候、経費の点で、別個に会合を開くことが实际的でない地区を除く。この場合、同一の場所で連続して開催するこ

とができる(15.030.)

地区協議会(District Assembly)

地区協議会は、次期会長、幹事およびRI理事会が指名したその他の次期クラブ指導者に各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせるため、ロータリーについて指導し、ロータリー情報を提供し、地区の活動を調整することを目的として毎年開催される。(15.020.) ガバナーは3月1日から7月1日まで、地区協議会を開催しなければならない。但し、地区協議会参加者が国際大会に出席できないような時期は避けなければならない。(15.020.) また、国際協議会后が望ましい。(95)

ガバナー・エレクトは、ガバナーと協力して、地区協議会を計画・実施することとなる。(15.020.)

地区協議会のプログラムでは次の論題を取り上げなければならない：

- 1) それぞれのクラブ役員の管理責務
- 2) クラブの人材や資力の効果的活用
- 3) 奉仕の機会と責務
- 4) プログラム実施の実際的措置
- 5) 地区という広い範囲内でのクラブ・レベルの奉仕
- 6) クラブ指導者を鼓舞すること
- 7) 年度の目標の設定
- 8) RIの年次テーマ
- 9) 年度計画(91)

計画作成に当たっては、ガバナー・エレクトの裁量で、次期地区幹事を加えても差し支えない。(90)

次期会長は、地区協議会に必ず出席しなければならない。ガバナー・エレクトから出席を免除された場合、次期会長は、正式の代理を派遣し、その代理の報告を受けるものとする。(標準定款第8条第4節) また、次期幹事はその所属クラブに対し地区協議会に出席することを約束しなければならない。次期会長および幹事の地区協議会出席に要す

る費用は、クラブまたは地区が支払うよう勧告されている。(63)

次期クラブ会長並びに幹事は、地区協議会開催に先立って、所属クラブの会員増強の形態を把握し、健全な発展を約束する計画について討議できるようにしておいてほしい。(73)

広大な地区で旅行が難しく、一つの協議会に全員が出席できないような場合、ガバナーが必要に応じて分区協議会を開くよう推奨されている。(42)

地区大会 (District Conference)

ロータリアンの地区大会は、各地区で、毎年、ガバナーと地区内過半数のクラブ会長が同意した時期と地区内の場所において開催される。但し地区大会の開催時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会、国際大会に選ばれた時期と重ならないようにしなければならない。(15.040.1.)

地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブおよびRI全般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することである。大会は、理事会から提出された特別な問題あるいは地区内で生じた問題について審議する。

地区大会は、時として、大会での討議の結果起草された立法案を規定審議会に提出して審議を求めることもある。地区大会は、審議会が開かれる年度の直前の年度には、規定審議会に送る代表議員を1名選出する。(8.050.)

ガバナーが地区大会を必ず成功させるために必要な時間を十分に取ることができるように、地区大会開催期日を、ロータリー年度内のガバナーのクラブ公式訪問完了後に予定することを勧奨する。(69)

連合地区大会の開催

RI細則の規定によると、RI理事会は二つ以上の地区の連合地区大会の開催を認めることができる。(15.040.1.)
二つ以上の地区の連合地区大会の開催は奨

励されている。(63) 2年続けて連合地区大会を開くことは望ましくない。(61)

地区の境界外での地区大会の開催

地区大会は地区内の全ロータリアンのために開催されるものであり、できるだけ多くのロータリアンが出席すべきである、と認識したうえで、地区の境界内、または、必要であれば、地区内クラブとRI理事会の承認を得て、隣接地区と比較的接近している地区内を大会開催地とすることもできる。近接とは陸上交通で5時間以内である。(39, 53, 63, 91, 92, 97)

優れた地区大会の12原則

RI理事会は、地区大会を成功させるため、ガバナーが次のことを行うものと確信している：

- 1) 地区大会の立案、組織、運営に十分参加すること。
- 2) 定刻に開始終了する総合的かつバランスのとれたプログラムで、ロータリーに関係のあることや、地元に関心の高い問題について斬新で意欲をかきたてるような講演を含むプログラムを開発すること。新世代のためのロータリー・プログラムやロータリー財団プログラムの参加者を活用することなどもその一例である。
- 3) 会長代理は、地区大会中、会長と同じ立場にあり、配偶者を含め最多数の出席者を見込める大会会議で20-25分間主要な講演をする機会を用意しなければならないと認識すること。また開会と閉会会議において、会長代理がロータリーの現況報告と閉会の辞を述べる機会も必ず用意しなければならない。会長代理のロータリー経験を発揮できるような討論会その他の会合に会長代理の参加をお願いしてもよ

い。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラム参加に関し会長代理の意向を聴くべきである。(48) 会長代理夫妻には、会長にふさわしい歓待と丁重さで接しなければならない。

- 4) 会期は最小限2日、最大限3日の大会を立案し、明確にロータリーを内容とする本会議とグループ討論に少なくとも9時間を充てる計画を立てること。例えば、ロータリアンでない講演者がプログラムに登場する場合には、講演の主題をロータリーの綱領に直接関連させるよう努めなければならない。
- 5) 効果的に勧誘し、他の行事と日時が重ならないようにし、費用は妥当な額にして、地区内でのできるだけ多くのロータリアンが参加できるよう目指すこと。
- 6) 大会プログラム・行事の中に地区内全クラブの代表者を参加させることによって、全員無参加のクラブが一つも出ないように注意すること。
- 7) 配偶者やその他のための行事の時間と本会議の時間を調整して、あらゆる登録者が本会議に出席できるように配慮すること。
- 8) グループ討論にできるだけ多くの人の参加を求めること。
- 9) 新ロータリアン、初めて出席する人、クラブ会長、次期クラブ会長と見分けられるように何らかの方法をあらかじめ講ずること。
- 10) 事前登録を奨励しながら、次期地区大会を推進する会議を開催すること。
- 11) 地区大会前、会期中、大会後も入念に計画した広報活動をして、報道機関を含め、地元地域

社会の参加を奨励すること。

- 12) 地区中の多くのロータリアンにできるだけ任務を割り振ること。(42、46、47、48、49、58、63、69、91)

前述の規定に合致しない地区大会を開いた地区では、地区大会の立案・推進・主宰にかかるガバナーの経費はRIから支払われない。(82)

大会の出席率を高め、最大の効果を上げるため、ガバナーは次のことを行うよう要請されている。

- 1) 新クラブすべての会員がことごとく大会に出席するよう特に努力する；
- 2) 地区のほぼ中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する；
- 3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する；
- 4) 大会プログラムの立案に当たっては、不必要な娯楽番組や競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの用務に限るようにする(42、47、48)

ガバナーは、地区大会会場に展示場を準備して、地区内全クラブに少なくとも一つのクラブ・プロジェクトを展示するよう要請し、優れたプロジェクトを特に表彰するようにしてほしい。このような展示には、地区規模のプロジェクトも含めなければならない。(68)

可能な場合、地区内に居住するRIの元役員であるロータリアン夫妻のために、何か社交的な集い、宴会、昼食会、あるいはレセプションのようなものを開くのがよいと思われる。(41)

地区の決議と立法案

地区大会は、RI細則に従って、地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但し、このような勧告は、RI定款および細則と一致し、ロータリーの精神と本質に沿うものでなければならない。従って、地区大会で採択

地区

された決議は、RIの所定の方針に調和したものでなければならない。(58)

各ガバナーは、規定審議会に先立って、地区集会を開く手配をしなければならない。地区内クラブの代表者は、次の目的のために地区集会に招かれる。

- 1) 規定審議会で審議する立法案の理解を深める
 - 2) 規定審議会に地区から派遣される代表議員に立法案の各項に関するクラブの総意を認識させる
- このような集会を地区大会のプログラムの一端として予定すべきである。

会長代理

地区大会には会長代理が任命されて出席する。会長代理と配偶者の旅費はRIが支弁する。会長代理夫妻の地区大会出席期間中は、夫妻のホテルおよび他の大会関係の費用は地区大会が負担するものと期待している。会長代理をどのように歓待してほしいか、また、会長代理のプログラム参加回数、時間、種類については、会長からガバナーに連絡するのが普通である。ガバナーはこの意見を注意深く守るものと期待されている。

ガバナーはすべての公式会合を計画、推進、主宰するものと認識し、地区大会の会長代理には会長と同じ席次が与えられるよう特に注意を払うべきである。(第3章の「国際ロータリーの席次」を参照のこと)

会長代理は、可能な限り、地区大会の前後にロータリー・クラブとロータリー奉仕プロジェクトを訪問すべきである。(90)

雑則

(MISCELLANEOUS)

ロータリーの後援者

(Patrons of Rotary)

ロータリーを支持する人々に謝意を表するために適切な称号を授与するこ

とを希望する地区においては、そのような称号の授与は、政府の最高指導者、王室の人々、またはその地区のロータリアンによって適切とみなされるような上記の人々の代理に当たる人のみに限ることとする。(78)

地区あるいは地域の出版物

(District or Regional Publications)

ロータリーの地域雑誌の定義

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためのものである。次の基準に合致するロータリー出版物をロータリーの地域雑誌と認めることができる：

- 1) その雑誌は2地区もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。
- 2) その雑誌の出版については、全面的に、少なくとも6名の委員から成る雑誌委員会が直接監督すること。委員には、現地区ガバナーまたはその指名した人、ガバナー・エレクトまたはその指名した人、雑誌編集長、3人の元RI役員が含まれていなければならない。(98)
- 3) ロータリーの地域雑誌編集者には、ロータリーの方針の基本的枠内において、完全な編集の自由が認められてはいるが、雑誌委員会による、編集並びに経営の面における適切な監督を受け入れること。
- 4) その雑誌の編集内容はRIの方針に合致していなければならないこと。そして、少なくともその50パーセントはロータリーあるいはロータリーと関連のある事柄に関する記事でなければならない。
- 5) 地元あるいは地域的性格のニュースに加えて、RIに関する

情報を掲載し、かつ会長またはRI理事会から要請される話題や特別教示事項の発表を考慮に入れること。

- 6) その雑誌は1年間に4回以上発行されなければならない。
- 7) その雑誌は、ロータリーの品位と特質にふさわしく、全体的に格調の高い内容と魅力的な外観を保たなければならない。
- 8) その雑誌は、その目的と経済的自立発展を維持できるよう、対象とする地域のロータリアンのほぼ過半数に達する発行部数が確保されなければならない。
- 9) その雑誌は、RIに財政的負担をかけずに、経営しうるだけの資金をもっていなければならない。

各公式地域雑誌は、前述の条件を必ず満たすようにするために認証されることが必要である。(98)

地区ロータリー出版物に対する指針

地区ロータリー出版物は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためにある。地区ロータリー出版物は下記の基準に合致するものとする：

- 1) その出版物は特定の1地区を対象に発行されるものであること。
- 2) その出版物は、あらゆる面において、当該地区のガバナーの直接監督下になければならないこと。
- 3) 当該ガバナーは、編集者に任命されたロータリアンとともに、地区出版物の編集内容に対して共同責任を負うものとし、かつその内容はRIの方針に合致すべきこと。
- 4) 局地的あるいは当該地区全体に関するニュースに加えて、RIに関する情報および会長から要請される情報および特別教示事項

を掲載すること。(77)

元ガバナー(Past Governors)

元ガバナーから成る諮問委員会を設置することが各地区に推奨されている。このような諮問委員会は、地区内クラブの現ロータリー・クラブ会員である元ガバナー全員によって構成される。このような委員会は通常ガバナーの勧告で開催、指導されるものとする。しかし、少なくとも2回招集されるものとする：(a)ガバナー・エレクトとして国際協議会后1カ月以内に、国際ロータリーの現況を報告し、同時に地区に関する情報を受け取るために。(b)ガバナーとして1月中に、地区内の諸問題を話し合うために。

元ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限も責務も少しも損なわれてはならない。(92-278)

ガバナーは、次のことのために元RI役員を活用するよう奨励されている。

- a) 拡大努力、ガバナー・エレクトの指導、国際大会推進を援助すること。
- b) 地区協議会と地区大会で何らかの役割を果たすこと。
- c) 青少年交換、世界社会奉仕、他の国際交流・国際協力分野など地区外の交流活動に力を貸すこと。(76)

第3章 国際ロータリー(Rotary International)

概要

ロータリーの定義 (A Definition of Rotary)

国際ロータリーは、世界中のロータリー・クラブの連合体である。ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、事業および専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。RIは、組織規定によって課された義務をたゆまず遂行する加盟ロータリー・クラブによって構成される。

ロータリアンは、それぞれのクラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。RIの目的は：

- 1) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；
- 2) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。(RI定款第3条)

ロータリーの綱領(Object of Rotary)

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生

活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。(RI定款第4条)

ロータリーの綱領中の4項目の解説は、等しく大きな意味をもつこと、また、同時に行動を起こすべきものであるということにRI理事会の意見が一致した(96)

国際ロータリーの使命

(The Mission of Rotary International)

国際ロータリーの使命は、個人と団体による奉仕活動を強調し、人間の品位と生活の質を高め、高度の道徳的水準を奨励し、世界平和推進のため、あまねく人々の大いなる英知を喚起しつつ、ロータリーがよりよき世界の建設に引き続き貢献できるように、ロータリアンとロータリー・クラブによるロータリーの綱領の遂行を援助、指導することにある。(96)

ロータリーの基本的特色

(Fundamental Characteristics of Rotary)

ロータリーは、奉仕の理想を個人として、また、団体として、現実に応用することを奨励するために、事業および専門職務に携わる人がロータリー・クラブにおいて世界的親交を結ぶ場である。ロータリー・クラブは、地域社会の生活面を広範に代表し、ロータリーの綱領を推進するために、職業分類に基づき、その会員を選考する。

会員身分を継続するために、少なくとも所定回数はクラブ例会に出席しなければならない。知り合うことと親睦

とを永続的の友情への第一歩としてはぐくむことができるようにするためである。ロータリー・クラブは、会員に個人活動および職業活動において高度の道徳的水準を実証する機会を提供する。ロータリアンの宗教的、政治的信念は、個人の問題とみなされる。

RI の管理 (RI Administration)

RI の管理の基本原則は、加盟ロータリー・クラブの大幅な自治である。(62) 管理に関する定款および手続上の制約は、ロータリーの基本的かつ比類ない特色を保持するうえで必要最小限にとどめられている。この範囲内で、特に各地域において、RI の方針を解釈、実施するに当たって最大限の柔軟性が認められている。(62)

ロータリーを通じて国際理解、親善、平和を推進するためには、世界中の加盟クラブの国際親睦を保持、推進することの重要性が広く認められることが必要である。これは、加盟クラブが国や地域のクラブ・グループでなく、RI に直接つながり、共通の責任を負うということに基づくのである。(61、62)

クラブの監督 (Supervision of Clubs)

クラブの管理は、次のいくつかの直接監督に加えて、RI 理事会の総括的監督下にある：

- 1) 地区に編成されている地区では、ガバナーによるクラブの直接監督。
- 2) RI 理事会によるクラブの直接監督（これは無地区クラブのために規定された監督形式である）。
- 3) 地理的に隣接している二つ以上の地区から成る地域内のクラブの場合は、ガバナーの監督に加えて、RI 理事会が適切と考え、国際大会が承認した方式による監督。

グレート・ブリテンおよびアイルランド内地区のガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、RIBI 審議会

の指示の下に、RIBI の定款並びに細則に基づいて、遂行される。RIBI の各ガバナーは、RI 細則並びに RIBI 定款の規定により、自己の地区の監督につき、RI 理事会と RIBI 審議会に対して責任を負うものとする。

選挙される RIBI の役員は、会長、直前会長、副会長および名誉会計である。(RI 定款第7条第1節) 会長、副会長および名誉会計は、毎年 RIBI 大会によって指名され、国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおけるガバナーは、その地区のクラブによって選ばれ、RIBI 年次大会において指名され、RI 国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

国際ロータリー研修リーダー (Rotary International Training Leaders)

RI 理事会は、ゾーン・レベルで国際ロータリー研修リーダー・チームを毎年任命することを承認した。RI 会長が、研究会が開かれるロータリー年度のロータリー研究会招集者と会長エレクトと協議して、この研修リーダーを任命する。(97、98) 各研修リーダーの責務には次のことが含まれる：

- 国際協議会でグループ討論指導者を務めること(または務めたこと)；
- ゾーンにおける地区ガバナー・エレクト研修会で研修リーダーを務めること；
- 地区 PETS と地区協議会の準備をするガバナー・エレクトと地区研修リーダーに助言し、支援すること；
- ガバナー・エレクトがガバナー補佐の研修プログラムを作成するのに助言し、支援すること；
- 地区ガバナーが次期地区インターアクト代表、次期地区ロータリーアクト代表、クラブ会長の研修プログラムを立案する際、顧問となること；

- クラブと地区レベルのロータリー指導者へのロータリー情報源となること。

すべての研修リーダーは、ゾーン・レベルと地区レベルにおいて効果的に顧問の役割を果たせるように国際協議会の直前に、十分なオリエンテーションと指導を受ける。(95)

RI 役員 (OFFICERS OF RI)

理事会 (Board of Directors)

RI 理事会は、19名のメンバーから構成される：RI 理事会の議長である会長、会長エレクト、17名の理事。17名の理事は、細則に明記されているゾーン内のクラブから指名され、国際大会で選挙される。(RI 定款第6条第1節) 各理事は、特定のゾーン内のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

RI 理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する：(1)組織の方針を設定すること；(2)事務総長による方針実施を評価すること；(3)定款、RI 細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。RI 理事会は、組織規定に準拠してRIの業務と資金の監督、管理に当たる。また、RIの現および次期役員およびRI委員会を管理し、加盟クラブを総括的に監督する責務を負う。

RI 理事会は、RIの目的の推進およびロータリーの綱領達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および独創的組織の保全、並びにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。(5.010.) RI 理事会のすべての決定は、別段の指示がない限り、その決定をした会合の閉会后直ちに発効する。(97) RI 理事会

の決定は最終的であり、国際大会に提訴する以外は、これを覆すことはできない。(5.020.)

RI 理事会は、職権上の委員も含め5名以上7名以下の理事会のメンバーから成る執行委員会を設置する。RI 理事会は、この委員会に、RI 理事会の会合のないあいだ、RI 理事会に代わって、RIの方針が確立している事項を決定する権限を委任できる。毎年、RI 理事会は、執行委員会の具体的職務権限を定める。(5.060.)

国際協議会と国際大会における理事会の役割

国際大会におけるRI理事会と個々の理事の役割は次の通りである：指定された国際大会行事でRI理事会を公式に代表すること；本会議、研究会またはフォーラムに参加すること；指定されたときは、講演者、モデレーター、パネリストとして参加すること；ロータリー国際研究会、青少年交換担当役員会議またはロータリーアクト会議などの国際大会前の会議に参加すること；国際大会中に開催されるRI理事会の会合に出席すること；RI昼食会、晩餐会、その他の社交行事に参加すること；会長、会長エレクトまたはRI理事会が指定した他の責務を遂行すること。

国際協議会におけるRI理事会と個々の理事の役割は次の通りである：指定されたときは、本会議や他の行事において講演者、モデレーター、パネリストとして参加すること；ガバナー・エレクトの出席する行事で公式ホストの役割を務めること；ガバナー・エレクトの研修と教育の内容をよく知っておくこと；RI理事会の注意を引くと思われるロータリーの問題または傾向を見極めること；協議会中に開かれるRI理事会の会合に出席すること；会長、会長エレクトまたはRI理事会が指定した他の責務を遂行すること。(94)

RIの役員(Officers of RI)

RIの中央役員は、RI理事会のメンバーと事務総長である。他のRI役員はガバナー(それぞれの地区内におけるRI役員)、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI(RIBI)会長、直前会長、副会長、名誉会計である。この役員たちは、RI細則の規定に従い指名、選挙される。(RI定款第8条) RI役員は世界的運動に奉仕するのであって、その運動に属す特定の国の奉仕者ではない。

会長

会長は、RIの最高役員である。会長はRIの第1の代弁者であり、国際大会とRI理事会の会合を主宰し、事務総長とRI事務局の仕事を見守り、事務総長に助言し、その職責に属するその他の任務を行う。(6.140.1)

会長は：

- 1) 国の元首、政府および市民の指導者、報道機関および一般社会の人々に対してロータリーの主たる代表者となる；
- 2) すべてのロータリアンを励まし、やる気を起こし、RIの国際的かつ第1のスポークス・パースンになる；
- 3) RI理事会、国際大会、地域大会、さらに会長エレクトと協力し国際協議会のすべての会合を主宰する；
- 4) 事務総長と協議して、RIの奉仕業務と活動を推進し、実行しやすくする；
- 5) 重要事項または会長が関心を特に示した事項について事務総長の意見を聴く；
- 6) 事務総長の業務を監督し、事務総長に助言し、事務総長および事務局の業務遂行について少なくとも年1度RI理事会に報告する；
- 7) ロータリーのプログラムを遂行するために、自らが職権上の委

員を務めるRI委員会(会長指名委員会を除く)の委員、RIのロータリー財団管理委員、規定審議会の役員、その他を任命する；

- 8) 会長の任命したロータリアンを会長代理として地区大会に派遣する；
- 9) RI理事会が定めた予算と方針の範囲内で、会長職の責務と任務に釣り合うくらいの程度、世界各地を訪れるプログラムを実施するよう望まれ、奨励されている。但し、任期中の3分の1は世界本部で過ごすものとする；
- 10) 在職年度中、RI中で遵守する適切なテーマを選ぶことができるし、選ぶよう奨励されている；
- 11) 会長は、その職務に関して会長を直接補佐するエードを会長職の任務に関して1名おくことができる；
- 12) 会長職に付随するその他の任務を遂行する；
- 13) 会長の決めた期間、会長職の権限を他の理事および事務総長に委任できる；
- 14) RI理事会またはその執行委員会が開かれていないときもしくはこれを容易に招集できないときに生じた緊急事態については、会長が、組織規定に従い、RI理事会に代わって決定することができる。(93)

会長エレクト

会長エレクトは、RI細則およびRI理事会のメンバーとなったことから生じる任務のみを負うが、会長もしくはRI理事会からさらに任務を課される場合もある。会長エレクトは：

- 1) 会長並びに会長ノミニーと緊密かつ折り合いよく協力し、RI会長という指導力の安定性と継続性を保つこと；
- 2) できる限り、教多くのロータ

リー研究会に参加するなど、会長に要請された任務を受諾する心構えであること；

- 3) RIの指導者としての1年に備えるために、かなりの時間と努力を捧げる責務を負うこと；
- 4) 会長就任年度のガバナーに準備をさせるための国際協議会プログラムを計画すること；
- 5) 会長就任年度のRI予算の作成に協力すること；
- 6) RI財務委員会の投票権を有する職権上の委員を務めること；
- 7) すべての理事会に出席すること；
- 8) 会長就任年度の国際大会の計画を立て始めること。(97)

副会長と財務長

副会長は、毎年国際大会終了直後に開かれる次期RI理事の暫定会合において次期会長によって選ばれる。(6.020.1.) 財務長は、毎年国際大会終了直後に開かれる暫定会合において、任期2年目の理事の中から次期会長によって選ばれる。財務長は、7月1日より1か年間その職を務めるものとする。(6.020.2)

財務長は、RI財務運営に関する情報を事務総長から、定期的に受け取り、時折、事務総長と協議する。財務長は、RI理事会に財務報告をするとともに、年次国際大会でも報告をする。財務長は、RI理事であることから生じる任務と権限のみを有するものであるが、会長またはRI理事会から、そのほかの任務を課せられる場合もある。(6.140.4.)

財務長はまた：

- 1) 職権上の投票権を有する委員として財務委員会の会合に出席し、RI理事会と委員会の連絡役を務める。
- 2) RIの財務に関する事項について財務委員会とともにRI理事会に助言する。
- 3) 収支見積額の作成に当たって財務委員会と協力する。

- 4) 任命されたなら、RI理事会の執行委員会の職権上の委員を務める。(75)

投資諮問委員会が設置された場合、会長が財務長を投資諮問委員会とRI理事会との連絡理事に任命することを、RI理事会は推奨している。(88)

理事

理事は、国際大会で選挙され、その任期は2年間である。(6.060.1.) 理事は、RI理事会のメンバーとなったことから生じる任務および責務を負う。一般の人々は、理事をRIのスポークス・パースンとみなしているから、RI理事は、RIの方針に精通するよう期待されている。(80) ガバナーは、RI理事会の総括的監督下におかれる。(5.030.)

事務総長

事務総長は、RI理事会の指示監督下に実務を執行するRIの最高管理役員である。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長とRI理事会に責任を負うものとする。事務総長の年次報告は、RI理事会の承認を受け次第、国際大会に提出される。(6.140.3.) RI理事会は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに、7月1日に新たに事務総長に就任する者を選任する。事務総長の任期は5年を超えてはならない。但し、これには再選が認められている。(6.030.; 6.140.3.)

事務総長は、

- 1) RI、RI理事会、財団管理委員会の方針を実施する；
- 2) 事務局の運営すべての総括的管理を行う。その業務は、財務、プログラム、コミュニケーション、企画、ロータリー財団、運営事項を含むが、これだけに限られるものではない；
- 3) RI理事会と管理委員会の長期計画と方針作成を援助する；
- 4) 権限を与えられた場合、RI理事会に代わって決定を下す。さら

に、RI と財団に代わって、すべての法的書類および契約を執行する；

- 5) 事務総長職の責務を遂行するに当たって、会長と緊密に協力する (94)

理事、クラブおよび地区

(Directors, clubs and districts)

それぞれのゾーンの理事とガバナーは、相互に絶えず接触するよう奨励されている。理事の役割は、すべてのロータリー・クラブおよび地区を代表することであるのは明らかであるが、自分を指名したゾーンに親近感をもち、また、特によく知っているのは当然である。この特別な関係をロータリーのプログラムを高めるために活用することができる。理事は、次のようなことについて非公式に協議するためにガバナーと連絡を密にすべきである。例えば、RI 理事会の決定事項の説明、地区または地区間の深刻な問題、将来必要な場合もありうる理事会との正式連絡などについてである。また、指名されたゾーンの地理、慣習、慣行、住民を直接知っていることが役立つような件については、RI 理事会の他のメンバーに助言する心構えが必要である。(80) RI の理事は、事情の許す場合、自分が指名されたゾーン内の地区を、RI に負担をかけないで、訪問することを奨励されている。このような訪問を活用して、ガバナーや地区内の RI の元役員に会い、またクラブ会長にも会って、ロータリーのプログラムの推進について意見を交えたり、激励すべきである。

各ガバナーは、自分のゾーン選出理事を招き、地区訪問の日程を組み、地区内の元 RI 役員やクラブ会長と話し合うための会合を 1 回もしくは数回手配するよう奨励されている。また、理事のこのような訪問に要した旅費と雑費を地区が負担するようガバナーから示唆しなければならない。

RI 理事会のメンバーが個々のクラブ

の講演依頼を承諾するに当たっては、できれば、クラブで都市連合会を準備することが必要である。できるだけ多くのクラブやロータリアンと接するためである。

選出手続(SELECTION PROCESS)

RI 役員の選出

(Selection of Officers of RI)

RI 役員の選出手続は RI 細則の第 5 条、6 条、9 条、10 条、11 条、12 条、13 条に明記されている。さらに RI 理事会は、選挙に関し次のことを採択した。

会長ノミニーと理事ノミニーの選出は、もっぱら、関係指名委員会の責務である。同委員会の主な目的は、求めうる最も有能なロータリアンを指名することであるから、この点について委員会の外部から委員会の決定に、影響を及ぼそうとしてはならない。(62、69)

理事指名委員会は、指示や拘束力のある誓約を受け入れたり、またこれによって候補者の審議に制約を課されず、委員会の慎重な討議の後、全候補者の適正な資格条件を厳正に審議し、それに基づいて決定を下さなければならない。(69) もし理事指名委員会の判断で、推薦された候補者の支援活動が厳正かつ責任ある候補者推薦としての範囲を逸脱すると考えられる場合、このような候補者の推薦を無視することは指名委員会の特権事項に属することとする。(65)

被選役職候補者の指針

(Guidelines for Candidates for Elective Offices)

RI 理事会は、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する RI 細則第 10.050 節の規定に基づき、次の指針を採択した。この方針は、会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員に立候補することを考えているロータリアンに

適用される。

- 1) 前記のRI 役職の一つの候補者であるロータリアンは、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する細則の禁止規定に従わなければならない。候補者、並びに、当該選挙に関わるロータリアンは、細則の字句および精神の両方を守り、さらに、立候補したロータリアンの支援を宣伝、懇請することによって他の人に影響を及ぼすような目的と効果をもつ活動を控えるものとする。このような活動は、細則の精神およびロータリーの原則に反するものであり、失格の理由となる。
- 2) 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動とは、来る選挙で自分への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいは、ロータリーの被選役職への立候補を宣伝することを目的としたあらゆる行動を指す。ロータリアンによる通常のロータリー活動は、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する方針に違反するとはみなされない。
- 3) 選挙運動の禁止期間は、これらの役職の一つにクラブが候補者の氏名を提出できるとクラブに通知したときから、選挙手続の終了までとする。この手続は、指名委員会選出の候補者(指名委員会によって選出する場合)に対抗候補者を出すことのできる締切期日か、最終当選者の発表のいずれかで終了するものとする。
- 4) 前述の期間中に選挙区内で、候補者は、同じ役職を目指す他の候補者より不当に有利となるような行動を避けながら、慎重な態度で、ロータリー奉仕と活動を実施するものとする。

- 5) 候補者が自分に代わって、選挙運動や当選を図るための活動が実施されているのに気付いたら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。
- 6) 選挙運動、投票依頼に関するロータリーの方針への違反は、RI 細則第 10.050.2. 項に従って事務総長に提出するものとする。

選挙違反に対する手続

(Procedures for Election Violations)

RI 理事会は選挙違反について次の手続を設けた。

- 1) ロータリー・クラブ(少なくとも他の五つのクラブの同意を得て)または現 RI 役員は、RI 被選役職の候補者または関係者の活動に関し、RI 細則違反または不正行為の疑いがあるとの書面による申し立てを、補助書類を添付したうえ、事務総長に提出できる。このような申し立ては、投票結果の発表後 45 日以内に、事務総長の手に届かなければならない。十分な証拠がある場合、地区、ゾーン、地域の会合に派遣された会長代理もまた申し立てをし、その証拠を事務総長に持ち込むことができる。
- 2) 事務総長は、補助書類とともにこのような申し立てを受理してから、当事者に、その申し立てを告げ、所定の期日まで書面で回答するよう要請する。
- 3) 会長(または会長を代行する事務総長)は、次のいずれかの措置を講じるものとする：
 - a) 関係 RI 組織規定について誤解があれば解決し、あるいは、協定によって誤解を解

決できない場合、会長は、事務総長を通じて、適切とみなされるあらゆる措置を講じるものとする。但し、公正な選挙を期すため、RI 細則第 10.050.3. 項に具体的に規定されている措置は除くものとする；

- b) 候補者が RI 選挙審査委員会手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関に訴えたと事務総長が証明したら、直ちに、会長は、RI 細則第 10.050.5. 項に従って、理事会に代わり、選挙審査委員会に付託することなしに、当該選挙の候補者を失格とするものとする；
- c) 選挙審査委員長と協議して、申し立てを審査する委員会の委員 3 名を選任し、パネルを構成させるものとする。(委員のうち 1 名は、申し立てのあった地域出身の人で、また、委員の 1 人が委員会会合の招集者に指名されるものとする)。しかし、委員は、たとえ、関係地域出身の委員が 1 人もいなくなるという事態であったとしても、特定の申し立ての審査を辞退しても差し支えない。パネルの欠員は、同じような方法で補充するものとする。
- 4) 事務総長は、申し立ての要約と分析書を作成し、自分が受け取った全書類と回答書(所定の期日までに回答を受理した場合)とともにパネルに渡すものとする。申し立てに関して当事者の提出した書類については、要請があれば、全当事者がこれを閲覧できる。
- 5) パネルは、申し立てを審査するに当たって、RI 細則の関係規定、並びに細則の規定の解釈、適

用において RI 理事会の定めている方針を考慮に入れるものとする。パネルは、事務総長に対して、告訴人、候補者、他の関係者から追加情報または証拠を入手するよう要請できる。

- 6) パネルは、通信で申し立てを審査するものとする。しかし、会長または理事という中央役員の選挙の場合、会長(または会長を代行する事務総長)は、パネルの勧告を得て、さらに、選挙審査委員会委員長と協議して、事務総長の定める日時と場所で、RI の費用で、パネルの会合の開催を認可する権限を有する。パネルは、審査中の選挙に直接関与した当事者にこのような会合に、自費で出頭する許可を与えることができる。しかし、候補者が、自費で、委員会のパネルに出頭する機会を与えられることなしに、RI 中央役員候補者として失格とされることはないものとする。
- 7) パネルは、入手しうる情報を検討し、それに基づき、調査結果、結論、勧告を RI 理事会に報告するものとする。選挙審査委員会委員長がパネルのメンバーでないなら、委員長に報告書の写しを渡すものとする。パネルは合意に達してから、理事会に勧告しなければならぬ。
- 8) RI 理事会は、この報告書を受け取ってから、十分な審議後、
- 申し立てを退けるか；
 - 候補者を失格とするか；
 - 不当な行為に対しロータリーまたはロータリー・クラブに警告するか；
 - 公平で公正と思われる他の適切な措置を講じる。
- 9) RI 理事会の決定は、関係者全員と選挙審査委員会の委員全員に速やかに報告するものとする。

(10.050. ; 91, 95, 96, 97)

**選挙審査手続を完了できなかった場合
(Failure to Complete Election
Review Procedure)**

ロータリアンとクラブは被選役職への権利またはRI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。選挙審査手続に従わず、選挙審査手続を完了せず、ロータリー以外の機関または他の紛争調停機関の介入を要請した場合、当該役職に選挙される資格を失うものとする。(10.050.5.)

委員会 (COMMITTEES)**RI の委員会 (Committees of RI)**

RI 委員会は、RI 細則に明記されている委員会か、あるいはRI に最もためになるとRI 理事会が判断し、設置した委員会である。(16.010.) RI 細則に別段の規定のある場合を除いて、会長は、すべての委員会と小委員会の委員を任命し、各委員会と小委員会の委員長を指名する。会長は会長指名委員会とRI 細則第17.075. 節の下に組織された特別委員会を除く全委員会の職権上の委員である。(16.020.、16.040.)

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は、RI 理事会の承認を受けなければならない。委員会は、所定の職務権限が別段規定する場合を除き、本来、管理機能をもたず、もっぱらRI 理事会に助言するものとする。(16.090. ; 74)

委員会の会合 (Committee Meetings)

多くの委員会は、会合を開かずに業務を行う。会長またはRI 理事会が会合の開催を是認した場合に限り、会長が、会合の開催を認可する。RI の委員会の会合は通例エバンストンの世界本部で開かれる。(46)

通信による投票**(Voting by Communication)**

委員会は、近代的コミュニケーション手段によって議事を処理することができる。(52)

財務 (FINANCE)**RI の会計年度 (Fiscal Year of RI)**

RI の会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる。(17.010.) 人頭分担金および購読料の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行われる。(17.040.1.)

財務 (Financial Matters)

RI の業務および資金は、RI 理事会が統制、運営し、毎年、次の会計年度の予算を採択する。但し、総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならない。事務総長は、RI 理事会承認の予算の範囲内においてだけ、支払を認める権限を有する。RI 理事会は、非常事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る費用を認める権限を有する。但し、RI の純資産を上回る負債を生じようとする支出を招いてはならないものとする。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。(RI 定款第6条第2節 ; 17.050.)

**年間予算の公表 (Publication of the
Yearly Budget)**

RI 予算は、RI 理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする。(17.050.5.)

投資方針 (Investment Policy)

RI 理事会は随時、差し当たって使用目的のない金についてこれを一般資金投資勘定に積み立てておくようにする

ことを指示するものとする。一般資金の投資として以前に購入されていた証券の売却による収益は特に指示しないが、このような収益は、RI 理事会の指示を待たずとも、一般資金投資勘定に入れることができるものとする。また、RI 理事会は、一般資金投資勘定からの利子や配当も、RI 理事会による指定の措置を待たずとも、一般資金投資勘定に再投資することを認可している。RI 資金の投資は理事会が定める条件の下に、理事会によって承認された国々において行われるものとする。投資マネージャーの成果は米国のドル貨でもって算定されるものとする。RI としては、投資マネージャーの成果は、四半期ごとの監査を実施しながら、3～5年を期間として測ることが最も重要であると認識している。

一般資金の目標は、実質的価値の観点から元金の安全と市場性を考えて、そのうえで、最高の収益率を目指して行うものとする。この方針は、RI 理事会が定める「投資実施手続」に従って実施されるべきものとする。

RI の収入 (Revenue of RI)

RI の収入の主要財源は、加盟クラブの人頭分担金、国際大会および大会の登録料、世界本部建物のテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料および広告料、免許料および使用料並びに投資に対する利子および配当金である。

財務見通し 5 年計画 (Five-Year Financial Forecast)

毎年、RI 理事会は、財務見通し 5 年計画を審議するものとする。その見直しには、RI の総収入と総支出の計画と推測とともに、RI の資産と負債と残高の計画と推測をも記載するものとする。財務見通し 5 年計画は、規定審議会が審議予定の財務に関する立法案の背景情報として毎回規定審議会に RI 理

事会から提出するものとする。規定審議会に提出される 5 年計画の第 1 年目は、規定審議会が開かれている会計年度とする。(17.060.)

人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは RI に、そのクラブの名譽会員を除き会員 1 人当たり年額米貨 35 ドルの人頭分担金を支払う。(17.030.1.) 人頭分担金は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、当日の会員数に基づいて分納する。(17.040.1.)

毎年、10 月 1 日および 4 月 1 日に、各クラブは、人頭分担金を支払う半期の始まる日の翌日以降にクラブ会員に選ばれた会員について、名譽会員を除き 1 人当たり米貨 8 ドル 75 セントの比例人頭分担金を納める (17.040.2.)

規定審議会の

クラブ代表議員のための会費

規定審議会の開かれる予定の年の 7 月 1 日には、各クラブは、名譽会員を除き会員 1 人当たり、1 ドルの追加人頭分担金を支払い、規定審議会に出席する規定審議会クラブ代表議員の旅費とする。その支払様式は理事会が定めるものとする。さらに、前述の費用を全額支払えた後は、できる限り、審議会の運営費を賄うものとする。RI 理事会は、審議会に関する資金の受領と支出についてクラブに説明しなければならない。(17.030.2.)

新加盟クラブ

5 月 15 日またはその直前に新たに加盟したクラブに限り、7 月 1 日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。同様に、11 月 15 日またはその直前に加盟した新クラブに限り、1 月 1 日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。

払戻または比例部分の支払

半期中途で退会した会員の人頭分

担金については、クラブはRI から払戻しを受けることができない。

納入義務金滞納クラブ(Clubs in Arrears)

米貨50ドルを超える未払納入義務金のあるクラブは、支払期日を180日(6カ月)経過すると、加盟資格を一時停止処分される。米貨50ドルを超える未払納入義務金のあるクラブは、支払期日を270日(9カ月)経過すると、RIへの加盟を終結させられる。米貨50ドル以下の未払金があり、支払期日が270日経過している一時停止処分中のクラブは、RIからの業務を再開してもらうことができる。米貨50ドル以下の未払金は、支払期日を270日経過すると帳簿から抹消される。米貨50ドル以下の未払金のあるクラブには、支払を督促する書簡が送付されるが、一時停止とか加盟終結という文言はない。米貨50ドル以下の未払が2サイクル続くと、事務総長の裁量で業務を終結することができる。クラブの財政義務に関する抹消記録は整備しておき、理事会がいつでも検閲できるようにしておく。(97)

外貨送金を制限されている国のロータリー・クラブで、最善の努力をしてもRIに送金できないクラブの場合は、自動的に会員身分が終結することはない。このようなクラブは、RI理事会の納得のいくように、次のことを証明する必要がある：必要額の準備金を備え、クラブの所在国内で請求されればRIに引き渡すか、あるいは、できるだけ早い時期にRIの銀行口座に送金する、という条件の下にRIへの納入義務金を保持していること。(78)

RI財務報告の年1度の出版と配布 (Annual Publication and Distribution of Financial Report of RI)

会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、RIの監査済みの年次報告を

公表する。この報告書には、会長事務所、RI理事会、RIの主要な運営部局、年次国際大会の実際の支出額が記載されている。さらに、RI細則に従って採択、改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付する。支出額が、各項目において、承認された予算額と10パーセント以上異なる場合、報告書に、詳細と事情を記載する。この報告書は、RIの現および元役員に、また、規定審議会の開催される年の直前の年には審議会議員に配布される。また、請求すれば、クラブも入手できる。(17,080.)

RI資金の支出 (Expenditures of RI Funds)

RIの資金支出に関する一般手続

RI理事会は、ガバナーその他の支払責任者の使う予算額を決定する責任をもつ。RIによる年間予算の編成によってこのような予算額が決める。この予算には、来る年度におけるすべての見積経費が計上されている。RI理事会が予算を承認すれば、それぞれの予算額が決定されたことになる。もちろん各費目の予算額は必要(またはその一部の必要)を考えて計上されたものである。換言すれば、各費目の最大限度を定めたもので、もし経費を使う者がその最大限度以下の金額で仕事を遂行することができれば、それだけRIの資金が節約されることになる。

一方、いかなる目的のためであっても、計上された予算額を超える場合、事前にRI理事会の承認を得ない限り、支出してはならない。ある費目が特定の目的のために計上されている場合、例えばガバナー・エレクトの国際協議会出席の経費のようなものは、あらかじめRI理事会の承認がない限り、ほかの人の経費に流用してはならない。

RIの資金に対する緊急措置

RI理事会は、緊急を要する場合に、RI

の資金および財政義務を保護するために必要と考えられるいかなる措置をも RI 理事会に代わって事務総長がこれを取り決めることができるという権限を与えた。事務総長は、できる限り財務長および/または財務委員会委員長と事前に協議しなければならない。(76)

出版物(PUBLICATIONS)

名簿(Directories)

RI は、毎年、世界中のクラブ、その会長および幹事の氏名および住所、例会場、例会曜日、時間、RI の役員および委員の氏名、住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。この名簿は、クラブ役員、RI 役員および委員の使用並びにロータリアンが旅行する際に役立つように発行されるものである。この名簿はロータリアン以外の人に配布するためのものではない。ロータリアンが営利を目的としてこれを利用するのは妥当でない。公式名簿は、新版が出るたびに各クラブの幹事に1部無料で配布されるものとする。クラブは追加分を何部でも購入することができる。公式名簿には版權が設定されている。

公式名簿には、ホテルの有料広告を載せている。このようなホテルの中にはロータリアンの所有または経営しているものもあるし、ロータリー・クラブの例会場または事務所のあるところもある。また、クラブ幹事その他がロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合の案内として、公式名簿印刷の時点で、ロータリー、インターアクトおよびローターアクトの名称や徽章入りの物品の製造または販売を RI が特に認めていて、ロイヤリティーを支払っている会社の一覧表も載せている。(96)

地区またはゾーンが、その地区またはゾーン内のロータリアンの名簿の発行を望む場合には、これを発行して差支えないが、その経費は RI の費用外

で賄わなければならない。(55) いずれの地区、ゾーンまたはクラブも、ロータリー名簿を発行する場合、その名簿の中にロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営業用の名簿に使用されてはならない旨の注意書きを明記しなければならない。(35)

機関雑誌(Official Magazine)

RI の公式雑誌は、理事会の認める数だけの言語版が刊行されている。基本版は英語の THE ROTARIAN である。現在世界各地に他の多くの雑誌がある。その中には RI 理事会が承認している公式雑誌もある。

ロータリアン誌の基本目的は、RI 理事会がロータリーの目的を推進し、ロータリーの綱領を達成するのを助ける媒体の役割を果たすことである。(20, 010.)

ロータリアン誌の目標：

- 1) 会長のテーマや所信および RI 理事会が承認した特別プログラムを支持し、広めること。
- 2) RI の重要な会合および各種の公式ロータリー「月間」への参加推進を図りかつそれらについて報道すること。
- 3) ロータリー・クラブや地区の指導者たちのためのプログラムの宝庫として、また教材としての役割を果たすこと。
- 4) 世界各地においてロータリー・クラブやロータリアンが実施した、四奉仕部門での活動の実例を報道することによって、ロータリアンに刺激を与え、その意欲をかきたてて、奉仕活動の向上、強化に助力すること。
- 5) 国際友好の推進、強化に寄与すること。
- 6) ロータリー関係および非ロータリー関係の両面における重要な諸問題を討議する場を提供し、それらの問題に対する参加ロータリアンたちの見解、関心を特

集して、ロータリアン一般のロータリーに対する信念を刺激し、深め、そして強めることに役立たせること。このようなことを了解したうえ、編集者の見解で、特定の国民を不快にさせるような問題、または、特定の国の最善の利益に反すると思われる問題は、どのような人が提出するにせよ、その論評を載せてはならないこと。

- 7) 承認されている他のロータリー雑誌、地区出版物およびクラブ会報の協力を得て世界全域にわたるロータリー通信網の整備に指導的な役割を果たすこと。
- 8) 魅力的かつ新鮮で、時事に関する事柄や、ロータリアンのことやその生活に関連する記事を載せた雑誌を編集して、読者の関心をかき立てること。(76、85)

ロータリーの雑誌月間 (Rotary's Magazine Month)

毎年、4月は「ロータリーの雑誌月間」に指定され、クラブはその月間中に雑誌に関するプログラムを実施しなければならないことになっている。このようなプログラムを作成するための資料は、RI事務局雑誌部から提供される。

ロータリー・ワールド (Rotary World)

ロータリー・ワールドは、ロータリー・クラブ・レベル、地区レベル、国際・レベルの指導者のために年5回発行される新聞である。これは、RIとロータリー財団の全プログラムに関する世界的情報源となることを目的としてRI理事会が認可したもので、個々のプログラムについて特別の出版物が必要とされることのないように配慮したものである。ロータリー・ワールドは、クラブや地区で実施されている興味深いロータリー・ニュースも掲載している。この新聞は、ロータリー・クラブ役員へ

の公式通信ともなっている。

全ロータリー・クラブの会長には、毎月3部送付するので、他のクラブ役員とクラブ会報編集者に渡してほしい。この3部のほかに、会員数40人を超えるクラブは、40名を超える20名ごとに1部の割合でロータリー・ワールドを受け取ることができる。クラブが、この追加送付を受ける会員を指定する。

RI 理事、理事エレクト、元理事、財団管理委員、元管理委員、RI 委員、財団委員、実行グループのメンバー、会長任命の情報カウンセラー、ガバナー、ガバナー・エレクト、地区RI 委員長、地区ロータリー財団委員長、現および元ロータリー財団地域コーディネーター、ポリオ・プラス・ナショナル委員会委員長、ローターアクト・クラブ会長にも1部送付する。元ガバナーは、希望すれば、1部を受け取ることができる。ロータリー・ワールドは全員配布を目的としていないから、希望するクラブ会員は個人として有料で購読することになる。

ロータリー・ワールドは、ロータリー90周年に当たる1995年に8ページの出出版物として次の10カ国語版で、発刊された：英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、スウェーデン語。(93)

ロータリーの出版物と視聴覚資料 (Rotary Publications and Audiovisual Resources)

特定の事柄やプログラムを取り扱った各種出版物や視聴覚資料がRIから発行されている。そのすべてについては、「カタログ」(019-J)を参照のこと。世界本部とRI サービス・センターから入手できる出版物、パンフレット、書式、供給品、ビデオ、スライド等の価格も掲載されている。

RI 理事会または国際大会の決定によって特に発行が認められている出版物や視聴覚資料を除き、事務総長が新

しい資料をいつ、どの言語で発行するか、出版物や視聴覚資料をいつ廃刊にするかを決定する権限を有する。

ロータリー文献の翻訳

(Translation of Rotary Literature)

RIの公式用語である英語以外の言語版のロータリー出版物に関するRIの方針は：

- 1) 共通の言語を話すロータリアン数が25,000人またはクラブ数500に達している国または地域では、RIの費用でロータリー出版物と視聴覚資料を翻訳する。RI資金またはクラブと地区の資金に余裕があれば、前述の敷に満たない言語についても、一部の出版物を翻訳する。(90)
- 2) 経費節約のため、RI理事会は、ロータリーの任務の基本となるRI出版物で、事務総長が決定した出版物を優先するよう勧めている；出版物を翻訳、印刷する前に事務総長の承認を得なければならない。(81、85)
- 3) まだ刊行されていないRI出版物の翻訳、印刷を奨励する。但し、優先リスト案を考慮し、RI理事会の承認を得、最新の英語版を翻訳の基盤として使うものとする。規定審議会またはRI理事会の決定が、出版物の内容に重大な変更をもたらした場合は、各地で翻訳、製作された版の在庫の配布は、英語の新版に合致した改訂版が翻訳・印刷されるまで中止しなければならない。(81)
- 4) 英語版出版物または視聴覚資料の価格を、RI製作の他の言語版に適用するものとする。(73、81)
- 5) RIの経費で製作された全出版物と視聴覚資料の保管および配布は、事務総長の監督と管理下に

あるものとする。このような出版物と視聴覚資料はすべて事務局に保管され、世界本部に在庫目録の年次報告を行うものとする。(73、81)

- 6) ロータリー出版物または視聴覚資料の各言語版は新版、または重大な変更がなされた改訂版の刊行される都度、事務総長の決定に従って、該当する言語版をクラブに贈呈する。(57、81)
- 7) 各国の優れたロータリアンの奉仕を、できれば、ロータリー文献の翻訳に、翻訳業務の調整に、また翻訳担当職員の翻訳検討に、RIに費用をかけずに、活用しなければならない。自発的奉仕による経費節約に加えて語法や慣行の地域的相違を見抜くという貴重な機会を提供することになろう。(34、81)

国際ロータリー・ワールドワイド・ウェブ (Rotary International World Wide Web)

国際ロータリーはワールドワイド・ウェブ(WWW)にサイトを設け、維持している。アドレスは、<http://www.rotary.org>である。ロータリー地区もクラブも、予算その他のことを考慮し、一定範囲内で、ロータリーの綱領を推進するためにインターネット上にワールドワイド・ウェブその他にサイトを設け、維持することを奨励する。(95)

電子通信に関するRIの方針に関する詳細については、RI事務局から入手できる。

事務局 (SECRETARIAT)

事務総長が、職員とともに、RI事務局を構成する。世界本部は米国伊利ノイ州エバンストンにあり、RI理事会が承認したサービス・センターはロータ

リー世界の各地にある。サービス・センターの所在地並びに住所は、公式名簿に記載されている。

書類の受理 (Receipt of Documents)

事務総長が特定の日までに書類を受理しなければならないと RI 組織規定で明記している場合で、その締切日に現実に事務総長事務所が開いていない場合、事務所が開いた日の翌日に受理したすべての書類は有効なものとして扱われる。(84)

雑則 (MISCELLANEOUS)

地域社会、国家および国際問題の方針 (Policy in Community, National and International Affairs)

どの問題を審議し、会員の理解を深めるかについては各ロータリー・クラブが自ら決定しなければならない、ということがロータリー組織における管理の基本原則の一つである。どこかの政府もしくは国家のプログラムを是認、奨励すると、当事国以外のロータリアンには受け入れられない場合もあるし、推奨された政策に心から賛成できない当時国のロータリアンを当惑させる場合もある。(34-16) 標準ロータリー・クラブ定款第 11 条には、クラブがこの点についてどのように自己を律すべきかが具体的に規定されている。これらの規定は、1989 年規定審議会で再確認された。(89-134)

国際ロータリーと他団体との協力 (Rotary International Cooperation with Other Organizations)

RI は、一般方針として、他団体の価値ある活動に関心を抱き、称賛するが、こういった団体を公式に支持するものではない。しかし、ロータリーの目的と活動に合致する目的と活動を有する他団体との協力活動やプロジェクトが、RI プログラムまたは特別の奉仕分野の

実践に著しく役立つ場合、RI がこのような他団体と協力することは、妥当といえる。事務総長は、要請されれば、次のことを定めた特定のプロジェクトと活動において、他団体を支援し、他団体と協力する権限を有する。

- 1) RI は、他団体のメンバーにならないこと；
- 2) RI は、他団体にクラブ名簿またはロータリアン名簿を提供したりしないこと。但し、ロータリー・プログラムのためになるような具体的目的（募金を含まない）のある場合を除く；
- 3) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、RI が適切な形で認められること；
- 4) RI と協力団体が、合同プロジェクトの性格を一般の人々に伝達するという共同責任を負うこと；
- 5) RI は、他団体との合同プロジェクト参加に当たって継続的義務を引き受けず、他団体に対する継続的財政義務を負わないこと。(88)

RI の資金は、加盟クラブによってロータリー自体の目的のためにのみ提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付することはできない。同時に、RI は、その加盟クラブを通じ、個々のロータリアンが地域社会において立派な奉仕活動を支持し個人的に参加することを奨励するものである。(54)

RI のいかなる役員も、RI 理事会の承認なしに、他の団体の役員、会員籍とともに RI 役職名を公表することは許されない。(80-102)

国際ロータリーのプロジェクト (Rotary International Projects)

ロータリーの目的は、個々のクラブおよびロータリアンの活動を通じて最も効果的に表れる。その活動はロータリーの各種奉仕部門にわたるもので、

各クラブが、自己の能力、資力、および、会員がどのような特別なニーズと奉仕の機会に関心をもっているかを考慮してその活動を決定する。しかし、そうではあるが、RIが、クラブの連合体として、ロータリーの綱領の推進に役立つプログラムやプロジェクトで、しかもそれに参加するクラブ(複数)と個々のロータリアンたちとの協同活動によって有益な結果が得られると思われるものを発表することは、妥当と言える。(74、78)

国際ロータリーの旅行方針(Rotary International Travel Policy)

国際ロータリーの費用で旅行するすべての人は、国際ロータリーの旅行方針に従って、旅行の手配をし、チケットを予約しなければならない。この方針の詳細は、RI事務局から入手できる「国際ロータリー旅行方針」という出版物に記載されている。

国際ロータリーの席次 (Rotary International Protocol)

次の席次が、RIの会合と行事に出席するRIと財団の現役員、次期および元役員とそれぞれの配偶者のために指針

として承認されている：
会長(または会長代理)
会長エレクト
副会長
財務長
他の理事
元会長(先任順)
管理委員(委員長が上席)
事務総長
会長ノミニ
元理事(先任順)
元管理委員(先任順)
元事務総長(先任順)
理事エレクト
ガバナー(と他のRI役員)
理事ノミニ
元ガバナー(先任順)
次期管理委員
ガバナー・エレクト

一般に、現職の席次が元役職より上席である。元役職の席次は、以後役職に就く予定の人より上席である。2以上の役職を保持している人は、高いほうの役職の席次に就くものとする。配偶者を同行している場合、同じ席次である。公式行事においては、役員に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけるべきである。(95)

第2部

プログラム (Program)

6111

AMERICAN

(INCORPORATED)

第4章 ロータリーのプログラム一般 (General Program of Rotary)

ロータリーのプログラムは、RI 定款第4条と標準ロータリー・クラブ定款第3条に掲げられている綱領の中に示されている。すなわち：

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

ロータリーの奉仕の四「部門」は、この綱領の各項を反映している：クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕。ロータリーの綱領中の4項目の解説は、等しく大きな意味をもつこと、また、同時に行動を起こすべきものであるということにRI 理事会の意見が一致した(96)

バランスのとれた奉仕プログラム (A Balanced Service Program)

クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の全奉仕部門にわたりバランスのとれた奉仕プログラムを行う重要性を認識して、RI 理事会は、各クラブに対して、四奉仕部門のバランスを図るため、プログラムの規模や範囲を入念

に考慮するよう奨励している。(89)

地域社会の関心事項 (Community Concerns)

クラブの実施中のプロジェクトが、その地域と遊離しないように、定期的にクラブの奉仕活動を分析し、地域社会の真の関心事項に取り組むことに力を注ぐよう今まで以上に奨励されている。クラブは、地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを開発するに当たって、次のことを行わなければならない：

- 1) 得られる限りの情報をすべて使って、地域社会の真のニーズを見つける；
- 2) ニーズを見極めたら、そのニーズに効果的に対処できるプロジェクトを計画、遂行する；
- 3) プロジェクト遂行に当たっては、クラブの専門知識と技術、地区委員会、RI 委員会または実行グループ、RI と財団からの数々の援助や補助金などのロータリーの人的、物的資源を活用すること；
- 4) 地域社会ぐるみで、プロジェクトの目標を支援し、できれば、プロジェクトの実施に地域社会の人々を加えること。

募金活動への参加(Participation in Fund-Raising Activities)

募金計画あるいは他の活動に参加または提携する場合、クラブは、クラブの信望を落とすような品位のないやり方に陥らないよう常に注意を払うべきである。(46)

RI の強調事項 (RI Emphases)

ロータリアンのより一層の参加を必要とするような世界的に重要な特定の奉仕分野について、一定期間、組織全体の関心を注ごうというのがRIの強調事項である。RIの強調事項の期間は、3年を超えないものとする。期間終了後、RI理事会が、クラブと地区の活動レベルを評価し、なお強調する必要があるかどうか、またはRI理事会が別の措置を講じる必要があるかどうかを決定するものとする。いかなるときでも、RIの強調事項は四つまでとし、いかなるロータリー年度においても1年にRIの強調事項は一つしか新たに指定できないものとする。(89、96)

RI 会長の年次メッセージ

(RI President's Annual Message)

会長の年次メッセージは、特定のプログラムあるいはテーマその他その発表の形式のいかんを問わず、当該年度におけるロータリーのプログラム遂行上最大の重要性をもつものである。ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを採り上げ、あらゆる適切な方法によって強調することは、その役職と切り離すことのできない任務である。例えば地区大会その他地区会合のテーマにするとか、ガバナー月信、公式訪問その他地区内のクラブやロータリアンと接触する場で紹介することなどである。ガバナーの掲げる地区の目標あるいは目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを強調するようなものでなければならない。そして、前記の地区の目標か目的について何か言う場合には、必ず会長のプログラムまたはテーマをはっきりと分かるように示すことが必要である。会長のメッセージはすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンに知らせ、理解させ、効果的に実行させなければならない。

RI テーマは、活用すべき唯一のテ

マであって、他のテーマの使用は控えなければならない、ということにRI地区とクラブの全役員の注意を喚起する(96)

女性のニーズに応えるロータリー活動 (Rotary Action to Address the Needs of Women)

RI理事会は、女性のニーズと向上に関するRIの姿勢について次の声明を採択した。

国際ロータリーは次のことを認識して、

- 1) ロータリー運動において女性が、ロータリアンとして、配偶者として、関係団体として、ロータリーの綱領の達成に貴重な貢献をしていること；
- 2) 女性の地位は、子供や家族の幸福に本来密接な関連のあること；
- 3) 女性の地位向上は、全社会のためになること；
- 4) 女性は未来の建設に重要な役割を果たすこと。
 - a) 地域社会における女性の能力開発と向上に影響を及ぼす問題について理解を深めるよう全ロータリアンに奨励する；
 - b) 女性ロータリアンに、地域社会、地区、国際レベルで、他の女性会員と提携し、親睦を培い、経験を語り合い、女性のロータリー人会を増やし、女性のニーズに応えるプロジェクトを増やすよう奨励する；
 - c) 女性ロータリアンに地域社会の女性のニーズを見極めるよう奨励する；
 - d) ロータリー・クラブに次のことを奨励する；
 - 世界社会奉仕やロータリー村落共同隊など既存のロータリー・プログラ

ムを通じて女性に影響を及ぼす重要問題に取り組むこと；

- 少年少女を問わず、地域社会の子供たちすべてが基本的な読み書き計算能力を身に付けられるように少なくとも小学校に通い、卒業できるように配慮すること；
- 家庭内暴力を受けやすい女性や子供に社交や法的サービスを提供する避難所を設け、支援すること；
- 男女両方のニーズに応える奉仕プロジェクトを選ぶ機会を増やすために女性会員の数を増やすこと；
- 若い人や女性の指導力を伸ばす機会を増やすために、より多くの地域社会でインターアクト・クラブやローターアクト・クラブを結成すること；
- 女性の直面する問題についてインターアクト・クラブやローターアクト・クラブの会員と情報交換をし、インターアクターやローターアクターに女性に影響を与える問題に取り組むよう奨励すること；
- 女性の直面する問題に取り組んでいる他の非政府団体と提携すること；
- ロータリー運動への配偶者や他の各種関係団体の優れた貢献を、できれば地区大会などの特別行事で表彰し、ロータリーへ絶えず貴重な奉仕活動を行うよう奨励すること。(96)

RI 超我の奉仕賞

(The RI Service Above Self Award)

RI 超我の奉仕賞は、ロータリーの標語『超我の奉仕』を象徴するような意義深い人道的奉仕活動をしたロータリアンに贈られる。ロータリーの奉仕部門を問わず、この賞は、RI の目標の推進に際立った努力をした人を表彰するものであり、ロータリアンに対するロータリーの与える最高の榮譽である。(95)

現ガバナー、直前ガバナー、現理事、元理事が受賞候補者を指名できる。ロータリアンがロータリーを通じて成し遂げた奉仕活動を指名書式に書きしるし、これを RI 理事会に提出し、その審議を受ける。毎年、最高150名までが受賞できる。ガバナーが特別の地区行事で本賞を贈呈するのが望まれる。(91)

2001 - 2002 ロータリー年度より、超我の奉仕賞に指名されるには、先に四大奉仕部門功労者賞を受賞していなければならない。(97)

四大奉仕部門功労者賞(The Four Avenues of Service Citation for Individual Rotarians)

四大奉仕部門功労者賞は、ロータリアン個人の「草の根レベル」の努力を表彰するために授与される。1998 - 99 ロータリー年度中は、現、元、次期 RI 役員は本賞を受賞する資格はない。(97) しかし、RI 理事会は、1999 - 2000 ロータリー年度より元地区ガバナー(直前ガバナーを除く)に受賞資格があるものと決定した。(97)

クラブの意義ある業績の表彰

(Recognition for Club Significant Achievement)

意義ある業績賞プログラムは、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区で表彰するための会長表彰プログラムである。この賞の目的は、あらゆるクラブに新プロジェクトを奨

励し、かつクラブが努力の模範を示す重要性について理解を深めることである。

ガバナーが意義ある業績賞の受賞クラブを選定する場合の参考基準を次に挙げる：

- 1) プロジェクトまたは業績は、その土地において、あるいはその土地のみに限らず、誰の目からも重要とみられている問題またはニーズを対象とするものでなければならない。
- 2) プロジェクトは、単なる金銭的な奉仕でなく、クラブ会員の大半または全員が直接参加するようなものでなければならない。また、クラブの規模や利用できる人材・資金に見合ったもので、地域社会においてロータリーのイメージを高めるものでなければならない。
- 3) プロジェクトは、適切であれば、他のロータリー・クラブもこれに習って行うことができるようなものでなければならない。
- 4) プロジェクトは当該ロータリー年度に始められたものであることを要しないが、そのプロジェクトが、現に実施中のものであること、もしくは、その表彰の行われるロータリー年度に終わられたものでなければならない。

5) いかなるクラブも、同一プロジェクトにつき、重ねて業績の認証を受けることはできない。

6) 地区大会でのプロジェクトの展示を奨励する。

次に、地区で選定を行う場合に適切な手続方法を掲げる：

- 1) 8月1日までに、ガバナーは、地区選考委員を選任し、この選考委員会においてすべての表彰の申請を受理すべきことを告示する。ガバナーは、この委員会の、職権上の委員となるものとする。
- 2) ガバナーは、その月信で、選定基準とともに、この委員会に関する発表を行い、申請書の委員会委員長必着最終期日を公示するものとする。
- 3) 地区選考委員会は、2月1日までに会議を開き、5クラブまでを限度として受賞候補クラブを選び、これを3月1日までにガバナーに送達する。
- 4) ガバナーは、地区選考委員会とともに前記5クラブの中から選定する。
- 5) ガバナーは、選考通知に書類を添えて、3月15日までにRI会長に提出する。
- 6) RI会長が5月1日前に意義ある業績賞を承認する。(91)

第5章 職業奉仕(Vocational Service)

Vocation(職業)という言葉は社会人の「定職、稼業、事業、専門職務、あるいは業務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当たって、Service(奉仕)という言葉その一番広い意味で使っており、単に事業あるいは専門職務における取引行為や販売された商品を指すのみでなく、相手のニーズと境遇に対して正当な考慮を払い、他人に対しいつも思いやりの心をもつことも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領において次のような言葉によって強調されている：事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；を鼓吹育成する。

職業奉仕に関する声明

(Statement on Vocational Service)

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法である。職業奉仕の理想に本来込められているものは次のものである：

- 1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。その中には、雇主、従業員、同僚への誠実、忠実さ、また、この人たちや同業者、一般の人々、職業上の知己すべてへの公正な取り扱いも含まれる；
- 2) 自己の職業またはロータリアンの携わる職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること；
- 3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること。

職業奉仕は、ロータリー・クラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、たびたび職業奉仕を実践してみせることによって、また、クラブ自身の行動に職業奉仕を生かすことによって、模範となる実例を示すことによって、さらにクラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を実践、奨励することである。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って、自らと自分の職業を律し、併せてクラブが開発したプロジェクトに応えることである。

ロータリアンの職業宣言

(Declaration for Rotarians in Businesses and Professions)

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した：

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的規準を推進すべく全力を尽くせ。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人から

の、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。

- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与うることなかれ。(89-148)

四つのテストの複製並びに使用 (Reproduction and Use of The Four-Way Test)

四つのテストの複製はすべて次の形式で作成されなければならない：

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における高度の道徳的水準の向上を図り、それを維持することでなければならない。複製は販売や利益を増すための広告と結びつけてはならない。しかしながら、商社、団体または公共機関の人間関係のすべてが四つのテストの方針に沿って実施されることを願って真剣に努力していることを説明するような方法としてならば、書簡箋やその他の印刷物に使用してもよい。(55)

四つのテストを、一つのロータリー・クラブあるいはクラブ・グループが頒布する物品の一部として、またこの物品に関連させて複製する場合、当該ロータリー・クラブが複製した旨の断り書きをテストの本文の下方のどこかに入れるべきである。これは、それらのクラブがあらゆる人間関係を四つのテストに照らして実施しようとしている

ことを連想させるのにふさわしいからである。四つのテストは、いかなる意味においても「規則」として取り扱われてはならない。

職業指導

(Vocational Guidance)

青少年の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、とりわけ、青少年の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕委員会の下に「就職相談」小委員会を設置するように示唆されている。(55)

職業奉仕活動

(Vocational Service Activities)

クラブは、他国の文化的・経済的・地理的状态に関するプログラムを例会で実施し、また、地元地域社会の他のグループでも実施するよう手配すべきである。ある国から別の国へと労働者が大移動した結果、言語障壁および文化的・社会的背景の相違から苦難が生じるかもしれない。このような苦難を克服する力になるのが、このようなプログラムの目的である。クラブはその地域に新たに移って来た人が新しい環境に溶け込むよう援助するため市民相談所を創設するとかあるいは支持する方法を講じることを考究しなければならない。

国家や地方自治体の政策は同業組合並びに労働組合双方の指導者の折衝と協定にどれほど依存しているか、ということを考えているようクラブ会員の注意を促す。さらにクラブ会員は同業組合で指導的役割を果たすことに努力して、この分野における方針の確立に影響を与えうる機会に恵まれているという点にもクラブ会員の注意を喚起する。(63)

ロータリー・クラブは、地元の商工会議所と絶えず連絡を取り合って、奉仕の機会を探るよう奨励されている。合

同で着手すれば、より実り多き成果を上げられると思われる奉仕プロジェクトを、適切であれば、開発する。このようなプロジェクトには次のものが含まれるであろう：従業員研修、引退後の奉仕の機会、識字率の向上、職場の薬物濫用防止と治療、職業相談、職業活動表彰プログラム。

職業奉仕の範囲は、クラブとロータリアンの創意によって無限に広がる。ロータリアンは、自己の職業に基づいてクラブで職業分類されているのであるから、職業奉仕は、すべてのロータリー・プログラムを遂行するうえで不可欠な要素である：その影響は、他の奉仕部門に及ぶ。

RI 理事会は、クラブに対して職業奉仕活動から発生しうる賠償責任から保護される必要があるかどうかについて法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう要請している。適切であれば、保険加入の是非あるいは危機管理業務の実施などについて助言を受けるよう要請している。

ロータリー・ボランティア (Rotary Volunteers)

ロータリー・ボランティア・プログラムは、ロータリー提唱の奉仕プロジェクトにも、他団体の有意義なプロジェクトにも、ボランティア奉仕の機会のあることについてロータリアンの理解を深めるために創設されたものである。このプログラムにより、クラブと地区は、地元では得られない専門職ボランティアを見つけることができ、ボランティアは、奉仕プロジェクトの完了に協力できる。(88) ロータリアン、ロータリアンに同行した場合のロータリアンの配偶者が、ローターアクター、財団学友、ロータリアンでない人（ロータリアンが直ちに得られない場合）とともに、このプログラムに参加できる (88、90)

RI 理事会は、ロータリー・ボランティアに登録しうるロータリアンの人数に

ついて地区内ロータリアン数の1パーセントまでという上限を設けた。さらに、ボランティアは専門知識や技術面で実績を上げていることを期待されているので、25歳以上でなければならない (96)

クラブ会長とガバナーは、ロータリアンであるなしを問わずロータリー・ボランティアの奉仕の活用と、ロータリー・ボランティアを活用できるプロジェクトの開発を高めるために、職業奉仕委員会の小委員会としてロータリー・ボランティア委員会を設置しなければならない。(91) RIは、ボランティアに活動の場を提供し、訓練し、資金を提供しているボランティア援助団体の名簿を整備しているばかりでなく、ロータリアンであるなしを問わずボランティアと、有望な社会奉仕と国際奉仕プロジェクト実施地の情報源となっている。(管理委員会91)

ロータリアン、財団学友、ローターアクターが4週間から8週間海外でボランティア奉仕をした場合、ロータリー財団にロータリー・ボランティア補助金を申請できる。(管理委員会91)

職業奉仕月間 (Vocational Service Month)

RI 理事会は、ひとりひとりのロータリアンだけではなく、クラブも、職業奉仕の理想を日常実践するように強調するために、毎年10月を特に職業奉仕に焦点を絞ったプログラムを行う「職業奉仕月間」と定めた。(78、81)

「職業奉仕月間」中、クラブに推奨する具体的活動には：

- 1) 地区レベルの行事でロータリー・ボランティアを表彰すること；
- 2) 趣味・職業別視察活動への参加を推進すること；
- 3) 職業奉仕活動またはプロジェクトを提唱すること；
- 4) 空席の職業分類に会員を入会させる会員増強活動。(97)

**ロータリアン間の取引関係
(Business and Professional
Relations Among Rotarians)**

ロータリアン間の取引関係に関するロータリーの方針は次の通りである。すなわち、ロータリアンはその同僚ロータリアンから、他の事業家に対する場合よりも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない。競争業者に対する義務として、また職業奉仕

の精神において、ロータリアンは、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特典を同僚ロータリアンに与えてはならない。いかなる場合においても、ロータリーの親睦を利便や利益を得る手段として利用することはロータリーの精神に反するものである。(33、79) いかなる商社も敬具(Yours truly)の代わりに“Yours Rotarily”と署名すべきでない。(29)

第6章 社会奉仕 (Community Service)

ロータリアンは、最初のクラブの設立以来、自己の地域社会に奉仕することに深く携わってきた。各ロータリー・クラブの歴史には、ロータリーの綱領の次の第3項を実行に移しているプロジェクトが数多く記録されている。「ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること」。(RI 定款第4条、標準定款第3条)

社会奉仕活動に対する方針 (Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に関する 1923 年の声明

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正された次の声明に述べられている。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするも

のである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

- 2) 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである：

まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

- 3) RI は次の目的のために存在する団体である：
 - a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及；
 - b) ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理；および
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動につ

いても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

- 4) 奉仕するものは行動しなければならぬ。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならぬ。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならぬ。

そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を___それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならぬ。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

- 5) 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロー

タリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

- 6) 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている：

a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならぬ。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派

- な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
- f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要
- を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事はロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかかっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(23-34、26-6、36-15、51-9、66-49)

社会奉仕に関する 1992 年の声明

1992 年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した(国際大会決議 23-34、以後改正されたものとともに使用されるべきものである):

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することである。

この奉仕の理想を実行するに当たっ

ては、各ロータリー・クラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、多くの会員による奉仕活動に輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの心構えとして、また、社会奉仕活動に関するロータリーの方針を明確にするために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアンひとりひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリー・クラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する：

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識したうえで、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を勘案してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリー・クラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー村落共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリー・プログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、

地域社会にも参加を求めること。

- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿って他団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動において他の団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、その他諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリー・クラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリー・クラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの綱領を推進し、参加を望むロータリアンやロータリー・クラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責務を負っている。(92-286)

クラブと地区の

社会奉仕活動への参加

(Participation in Community Service Activities by Clubs and Districts)

地域社会のニーズに対して、政府および民間の諸団体が活動しているが、しかし、ロータリー・クラブやロータリアンが地元地域社会において効果的かつ重複しない奉仕を引き受ける各種やりがいのある機会が依然として存在する。効果的な社会奉仕をする基礎として、ロータリー・クラブ会長は、人間尊重、地域発展、環境保全、協同奉仕、の社会奉仕小委員会の委員を務めるロータリアンを任命するよう奨励されている。この小委員会は、次のことを行うよう要請されている：

- 1) 地元内のそれぞれの地域の特定の相対的状況を総合的に調査、

分析し、地域社会のニーズを確認する；

- 2) 地域社会のニーズを見いだすために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの区域内を探り、社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める；
- 3) 他の地域団体との会合を、所定の方針に合致して行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見の交換をする；
- 4) 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める。(63、90)

RI 理事会は、クラブに対して、財政的貢献ばかりでなく、「実際に汗を流すような」社会奉仕プロジェクトを開始、推進することを奨励してきた。(97)

地区社会奉仕委員会 (District Community Service Committee)

すべてのガバナーは、地区社会奉仕委員会を設置するよう奨励されている。この委員会の役割と責務は次の通りである：

- 1) クラブが取り上げるとよいと思われる地区内の新しい傾向、論点、または、新しい問題を探すのを援助する。
- 2) 成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて講演し、クラブ・プロジェクトの強化に役立つロータリー・プログラムや強調事項に関する情報を提供するために地区内クラブを訪問する。
- 3) クラブ社会奉仕委員長が責務を遂行するのを奨励、補佐する。
- 4) 適切であれば、クラブがロータリー村落共同隊 (Rotary Village Corps--RVC) を結成す

るのを奨励し、プロジェクト開発策を交換するために、地区レベルの RVC 会議を組織する。

- 5) プロジェクトと人材、情報の調整を図るため、ロータリー・ボランティア、環境保全、世界社会奉仕などの他の地区委員会との委員会間交流を密にする。
- 6) アイディアを交換し、プロジェクトを推進するために、地区大会や地区協議会その他の会合において、またはその前後に、クラブ社会奉仕委員長の地区レベルでの会合を組織する。
- 7) 情報を分かち合ったうえで、クラブの目標を設定し、ロータリー以外の地元の奉仕団体とクラブ社会奉仕プロジェクトとの間で協力できる分野を探す。
- 8) ガバナー月信で広報するために、クラブ社会奉仕委員長に、成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて定期的に報告するよう要請する。さらに、出版物に掲載される可能性もあるので、RI にも報告する。
- 9) 地区およびゾーンの会合で、優れた社会奉仕プロジェクトを展示する。
- 10) 地区規模の社会奉仕活動を組織する。(89)

特に関心の高い社会奉仕活動 (Community Service Activities of Special Interest)

環境保全

1992年規定審議会は、クラブとロータリアンに対して、環境保全に協力するよう奨励するために次の決議を採択した。

国際ロータリーは次のように決議する。国際ロータリーは、加盟クラブに対して、必要最低限の生活条件を高め、地球が人類に好ましい場所として生き残ることができるようにし、さらに社会

奉仕および世界社会奉仕プロジェクトにおいて環境保全および改善に重点を置くよう、奨励する。クラブは、こうした事実に対して、政府、地域、産業界の注意を喚起できる立場にある。

さらに、国際ロータリーは次のように決議する。環境保全を目指し、絶滅の危機に瀕する動植物を保護する行動を支援するのは、ロータリアンひとりひとりの責務であると。(92-287)

1995年審議会は、安全な水の供給を援助している団体の支援を奨励する次の決議を採択した：

RI 理事会は、安全な水の重要性を認識して次のことを決議する。容易で持続可能な技術を使って、住まいから比較的近い場所で人々に安全な水を供給する力になることを、すべての地区やクラブに対して奨励する。(95-165)

われらの天体、地球の保全プログラム

地球の現在および将来の住人がバランスよく自然の恵みを受けられるように地球、その土壌、水、大気、その他の天然資源を守らなければならない。われらの天体、地球の保全プログラムの目的は、ロータリアン、クラブ、地区、RI がこぞって、世界規模のこの緊急のニーズに注意を集中することである。

このプログラムの目標は：

- 1) 環境に優しいライフ・スタイルを実践するようロータリアンに、また、ロータリアンを通じて他の人に奨励する；
- 2) クラブと地区が遂行する環境保護プロジェクトの数と種類を増やす。環境保全についてのクラブ間の協力を奨励する；
- 3) ロータリーのすべての奉仕プロジェクトに環境保全関連の要素を組み入れ、このプログラムの目的に沿ったものにする；
- 4) ロータリー・クラブとロータリアンが環境保全に関心をもち、環境保全に献身しているという世界的イメージを育成する；

- 5) 地域社会、国、世界に影響を与えている緊急の環境問題について全ロータリアンの理解を深める。(90)

RI 理事会は、クラブが環境改善を必ず推進できるようにプロジェクトの影響力を見直すよう推奨してきた。クラブも地区も、地元地域社会にふさわしい環境保全プロジェクトを計画し、地域社会において環境に優しい事業慣行を開発し、われらの天体、地球の保全プログラムという目標遂行のために、国連環境保全デーを遵守するよう奨励されている。(95) 成功を収めた環境保全プロジェクトの例や、クラブがプロジェクトを始めるに当たって役立つ有益な情報を収めた資料がRI事務局から入手できる。

識字率の向上

RI 理事会は、7月を「識字率向上月間」に指定した。(97)

薬物濫用およびアルコール過飲防止

RI 理事会は薬物濫用およびアルコール過飲防止について次の声明を採択した。

RI 理事会は、

- 1) 薬物濫用とアルコール過飲は、世界のほとんどあらゆる地域社会に広がっている問題である；
- 2) この破壊的性格は、本人のみならず、家族、地域、国からも身体的、精神的、経済的力を奪い去る；
- 3) 地域社会を基盤とするプログラムの意義は、薬物濫用およびアルコール過飲の効果的な防止策として、正しい価値観を教え、若い人に自尊心を植え付ける；
- 4) 理解推進および防止プログラムは、地元の問題に対処できるよう計画されなければならない；

と認識して、クラブが、必要に応じて行政機関や非政府団体と協力して次の活

動を実施するのを承認、支援している：

- 1) 地域の薬物濫用およびアルコール過飲防止プログラムに関してクラブ会員と地域住民の理解を深める；
- 2) 青少年を対象に正しい価値観と自尊心の育成を中心とした薬物濫用とアルコール過飲防止プログラムを実施または支援する；
- 3) 薬物濫用およびアルコール過飲について家庭に基盤を置いた治療プログラムを支援する。(92)

ロータリー・クラブは、クラブの提唱するインターアクト・クラブやロータリーアクト・クラブにも薬物濫用およびアルコール過飲防止を訴えるよう奨励されている。(96)

平和な都市づくり

平和な都市づくりとは、地域社会の多くの分野にわたるものである。コンピュータの導入、旅行、その他のコミュニケーション手段によって、世界はかつてないほど小さくなったので、平和な都市づくりという強調事項は、大都市圏ばかりでなく、地域社会の規模を問わず、全世界に及ぶものである。

この強調事項は、地域内の組織暴力、銃による暴力、家庭内暴力、人種的・宗教的寛容の欠如、悪化するスラム街、レクリエーション施設の欠如、飢餓・ホームレス、失業、高齢／障害による雇用困難などを含むが、これだけに限定されるものではない。(96)

高齢者への心づかい

ロータリー・クラブは、地元ニーズを汲み取った後、高齢者のための次のような活動の一つまたはいくつか実施することに考慮を払うよう奨励されている：

- 1) 引退についての研修または立案プログラム；
- 2) 引退後の雇用の機会を見つけること（ボランティアおよびパートタイム）；

- 3) プロバス・クラブまたは同種の団体の奨励；
- 4) 健康管理のサービスの手配；
- 5) 精神衛生に関するプロジェクト；
- 6) 交通の便などの提供；
- 7) 住居のニーズに取り組むプロジェクト；
- 8) 生涯教育の機会の提供；
- 9) 財務についての相談；
- 10) 世代間のずれに橋をかける活動；
- 11) レジャーの機会の提供。(85)

エイズ教育

ロータリー・クラブは、適切であれば、公的保健機関や非政府団体と協力して、エイズ教育と予防について会員および地域社会の理解を深めるよう奨励されている。ロータリー・クラブは、エイズへの理解を深め同時に地域で受け入れられる範囲内で慎重かつ良識を働かせながら、エイズ教育と予防プログラムに着手または支援しなければならない。(92)

ロータリー村落共同隊

(Rotary Village Corps--RVC)

RI 理事会は、ロータリー村落共同隊の目的と目標について次の声明を採択した：

目的

地域社会の生活状態を改善し、生きる喜びを高揚することにある。その目的を達成するために、地域社会や同胞に対する奉仕の精神をもって活動することを通じて次の目標に貢献するよう地域住民に奨励するものである。

目標

- 1) 個人が各自の村、隣村、あるいは他の地域社会の改善を図ることに責任をもって活動するよう奨励する；

- 2) あらゆる有用な業務の尊厳と真備を認識し、そして；
- 3) 生活の質の向上を図るため自主自助の活動と協同活動を実施し；
- 4) 地元の文化や地域社会の状況下において、人間の能力を最大限に発揮するよう奨励する。(85)

各ロータリー村落共同隊は、善良なる性格と指導者としての素質を備えた少なくとも10人の成人によって構成されるものとする。ロータリー村落共同隊の所在する村または地域社会に居住、就職、勉学中の男女なら誰でも隊員になれる。(85、91)

ロータリー村落共同隊という名称が不適切な場合、「ロータリー地域奉仕共同隊」という名称を使ってもよい。(95) ロータリー村落共同隊は、名称の後に『(名称)ロータリー・クラブ提唱』と記すものとする。(86) 共同隊隊員は、提唱クラブの会員であってはならないし、また準ロータリアン、あるいはロータリアン候補者とみなしてはならない。

ロータリー村落共同隊の徽章は隊員の専用と便益のために保全されなければならない。各隊員は隊員身分を所持中、品位ある適正な方法で、徽章を着用し、あるいはその他の方法で展示する資格を与えられている。この資格は隊員身分の終結、または共同隊の解散のときをもって消滅するものとする。

ロータリー村落共同隊は、ロータリー・クラブにより結成、提唱され、その指導と助言を受ける。ガバナーの確認後、RIの認証を受けて設立される；他の方法によっては、共同隊を設立することも継続することもできない。提唱ロータリー・クラブが引き続き提唱し、RIが引き続き認証しなければ、ロータリー村落共同隊は存続できない。提唱ロータリー・クラブは、RIの定める枠内で、ロータリー村落共同隊を結成し、以後、指導助言をする責務を負う。

ロータリー村落共同隊隊員をロータリー・クラブ並びにロータリー地区大

会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上の責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。

ロータリー村落共同隊の結成

結成、認証の資格要件として、各ロータリー村落共同隊は、ロータリー村落共同隊指針、さらに、RI理事会の以後の改正もすべて自動的に採択するものとする。各ロータリー村落共同隊は、ロータリー村落共同隊指針およびRIの定める方針と合致した細則を採択するものとする。このような細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を受けなければならない。

ロータリー村落共同隊は、次の条件の下に、二つ以上のロータリー・クラブによって、結成、提唱されることができ

- 1) ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と関係ロータリー・クラブ、ロータリー村落共同隊プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。
- 2) 推薦されるロータリー村落共同隊隊員は、各提唱ロータリー・クラブの区域限界内よりそれぞれ相当数選出されること。
- 3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にロータリー村落共同隊を結成することが、原則であるが、ロータリー・クラブが個々にロータリー村落共同隊を結成すると地域社会内における単一のグループを人為的に分断するような結果を招くおそれがあること。
- 4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出せるような合同RVC委員会を設立すること。

ロータリー村落共同隊は次の場合に解散する：

- 1) ロータリー村落共同隊指針に従わないという理由、または他の理由でRIによって
- 2) 提唱ロータリー・クラブが提唱を撤回することによって
- 3) クラブ自身の決断と決定によって。

共同隊レベル以上の

ロータリー村落共同隊組織

ガバナーは、ロータリー村落共同隊プログラムの地区レベルでの推進と運営の責務を地区社会奉仕委員会に委任し、地区社会奉仕委員会内にRVC小委員会を設置するよう要請されている。この小委員会は、委員の継続性を図り、地区内のRVC提唱ロータリー・クラブに具体的支援と指導を提供するものとする。(89、91)

地区レベル以上の

ロータリー村落共同隊の活動

ロータリー村落共同隊が地区レベル以上で企画するすべての会合、プロジェクト、活動は、第2章「地区」で、RI理事会が定めている多地区合同奉仕

活動とプロジェクトの方針に従うものとする。

ロータリー村落共同隊プログラムの資金調達

ロータリー村落共同隊の納付金、会費または分担金は、ごくわずかとし、共同隊の運営費を賄えるだけの金額とする。ロータリー村落共同隊が企てる活動およびプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別に、調達すべきものとする。財務について、毎年1回、有資格者による徹底的監査が行われ、隊員と提唱ロータリー・クラブに報告されなければならない。

ロータリー村落共同隊隊員の指導者講習会

ガバナーは、RIに費用をかけずに、RVC指導者のための指導者キャンプまたは会合を開催するよう要請されている。その目的は、指導力、スピーチ、コミュニケーション、RVCプロジェクトの企画・実施、その他ロータリー村落共同隊プログラムの目標推進に必要なことを隊員が身に付けるように指導することである。(86)

1. 1990年12月15日，在北京市召开的中国文联第四次代表大会上，中国文联主席曹湜在讲话中，第一次正式提出“文艺为人民服务、为社会主义服务”的方针。这一方针的提出，标志着我国文艺政策的重大调整，也是我国文艺事业发展的一个重要转折点。

2. 1995年12月，中共中央、国务院在北京召开文艺座谈会，进一步明确了文艺工作的地位、作用和发展方向。会议强调，文艺工作是党的事业的重要组成部分，必须坚持以人民为中心的创作导向，繁荣发展社会主义文艺。

3. 1996年10月，中共中央、国务院在北京召开文艺座谈会，进一步明确了文艺工作的地位、作用和发展方向。会议强调，文艺工作是党的事业的重要组成部分，必须坚持以人民为中心的创作导向，繁荣发展社会主义文艺。

4. 1997年12月，中共中央、国务院在北京召开文艺座谈会，进一步明确了文艺工作的地位、作用和发展方向。会议强调，文艺工作是党的事业的重要组成部分，必须坚持以人民为中心的创作导向，繁荣发展社会主义文艺。

5. 1998年12月，中共中央、国务院在北京召开文艺座谈会，进一步明确了文艺工作的地位、作用和发展方向。会议强调，文艺工作是党的事业的重要组成部分，必须坚持以人民为中心的创作导向，繁荣发展社会主义文艺。

第7章 国際奉仕(International Service)

国際奉仕の目的

(The Purpose of International Service)

ロータリアンのあいだに、また、一般の人々のあいだに理解と善意をはぐくむことが、ロータリーの国際奉仕の明確な任務である。(51)

国際奉仕における

ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary in International Service)

ロータリーの国際奉仕の目指していることは、奉仕の第4部門に表現されている；すなわち、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」。(RI定款第4条；標準定款第3条) 自由、正義、真実、宣誓の神聖、人権尊重は、ロータリーの原則に本来備わっているものであり、また、国際平和と秩序の維持および人類の発展に不可欠である。(51、53)

国際奉仕は、概念上、次のような四つの一般的分野に分類できる：

- 1) 世界社会奉仕活動；
- 2) 国際レベルの教育および文化交流活動；
- 3) 特別月間と催し；
- 4) 国際的な会合。(85)

個々のロータリアンの責務

(Responsibility of the Individual Rotarian)

ロータリアンは、それぞれ、奉仕の第4部門に込められている理想の達成に寄与するよう期待されている。各ロータリアンは、自国の忠実かつ勤勉な市民となるよう期待されている。各ロータリアンは、場所を問わず、個人として尽力し、視野の広い世論をつくりだす

よう助力すべきである。このような世論は、必然的に、あらゆる国の人々のあいだに国際理解と親善を増進しようとする政府の政策に影響を及ぼすであろう。

世界に目を向けるロータリアンは：

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなす。
- 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにする。
- 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成する。
- 4) 思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護する。
- 5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする措置を支援する。
- 6) 人類に対する正義の原則を高くかざす。この原則は基本であり、世界的なものでなければならぬと認識する。
- 7) 国家間の平和を推進しようと常に努め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をする。
- 8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的の基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践する。(51、53)

ロータリー・クラブの責務

(Responsibility of the Rotary Club)

ロータリー・クラブは、政府や世界間

題あるいは国際間の政策に影響を与えるような団体行動をとってはならない。しかし、個々の会員に対して、事実をわきまえた建設的な心構えをもつよう奨励しなければならない。

ロータリー・クラブで、討論会を開催して、公共の問題を論じても差し支えない。但し、そのような場における一連の措置は、奉仕の第4部門を助長するものでなければならない。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

RIの方針としては、ロータリー・クラブが核時代や貿易などの国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではない。これらの問題は、平和の追求という範囲内において真剣に考え、討議するのにふさわしいテーマである。(84)

ロータリー・クラブにおいて国際的な論題を取り上げる場合、論者に他国の国民を攻撃しないように注意してほしい。また会合において表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任を負うとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係をもつ特定の計画に関するいかなる決議をも採択してはならない。ある国のクラブから他の国のクラブ、国民あるいは政府に対して何らかの行動をとることを要望してはならないし、また、特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

ロータリー・クラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合には、悪意や誤解を増すことがないように、関係国および他の国々のクラブは、細心の注意を払わなければならない。(51、53)

ロータリー・クラブとロータリアンは、なお一層の努力をして、世界中の人々のあいだに理解と親善を奨励・助長するよう要請されている一常にRIの所定の方針を守ること、また、誤解を生

じ、悪意を生み、平和達成と維持への努力を後退させるような行動、発言、通信、文書は、躊躇することなく避けること(第1章の「ロータリーと政治」の項と第3章の「地域社会、国家、国際問題の方針」の項と標準定款第11条を参照)。(73)

国際ロータリーと国際奉仕 (Rotary International and International Service)

RIは、さまざまな見解をもつ多数の国に存在しているロータリー・クラブによって構成されているのであるから、RIは、政治問題に関し団体行動をとったり、団体声明を公表してはならない。とはいえ、RIは、世界各地の加盟クラブを通じて、国家間の平和の基礎として人々のあいだに国際理解と親善を鼓舞・育成している。(51、53)

国の法律、慣習に対する批判 (Criticisms of Laws and Customs of a Country)

ロータリアンのあいだに、理解と親善を促進するに当たって、ある国において非合法とされていることが他の国においては合法である場合が多数あること、また、ある国において慣習となっていることが他の国においてはそうでない場合もあること、を認めなければならない。従ってロータリアンは、他国の法律や慣習を批判したり、干渉するようなことを慎まなければならない。(32)

世界社会奉仕 (World Community Service--WCS)

WCSプログラムは、国際奉仕に属す活動である。ロータリアンは、このような活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する。(85)

目標

- 1) 援助を必要としている人々の生活の質を、ロータリーの国際奉仕を通じて、高めること。
- 2) 異なる国のロータリー・クラブと地区が協力して国際奉仕プロジェクトを遂行するのを奨励すること；
- 3) 援助を必要とするプロジェクト、それに援助を提供したいという申し出についての情報交換の機会を効果的に提供すること；
- 4) 国際規模の開発や文化上の問題について、さらに自主自助のプロジェクトを実施する重要性についてロータリアンの理解を深めること；
- 5) RI と財団の関係プログラムと強調事項の参加者に WCS プログラムの提供するサービスを利用してもらうこと；
- 6) ロータリー財団その他から WCS プロジェクトに授与される補助金についてロータリアンに知らせること；
- 7) WCS の成功談を他のロータリアンに伝えること；
- 8) 国際理解、親善、平和を育成すること (93)

WCS プログラムは、次の活動を含む。

- 1) WCS の機会と活動を通じてロータリーの国際奉仕の目標を広く知ってもらうようにすること；
- 2) WCS プロジェクト交換室の推進と活用；
- 3) 適切であれば、地区レベルとクラブ・レベルにおいて国際奉仕委員会とロータリー財団委員会との協力を推進すること；
- 4) WCS 活動を含む国際奉仕の牽引車として国際共同委員会を拡張すること；
- 5) 災害救援プロジェクトの支援を推進すること；
- 6) 2月23日の「世界理解と平和の

日」の推進；

- 7) WCS プロジェクトを寄贈品と奉仕活動で援助するための現物拋出情報ネットワークの活用；
- 8) WCS プロジェクト実施の財源として世界社会奉仕カール・ミラー助成金と同額補助金を使うこと；
- 9) 国際奉仕プロジェクト諮問委員会 (IPACs) が WCS 活動の有益な骨組となっている地域においては同委員会の目的と業績を推奨すること；
- 10) 国際ボランティア奉仕など、WCS 活動にロータリアンを直接参加させること。(85)

地区とクラブは WCS 小委員会を含む国際奉仕委員会を設置するよう推奨されている。その目標は、理解を深め、連絡を直結させ、あらゆる種類の国際奉仕の責任系統を明確にすることである。(85) クラブ会長とガバナーは、WCS 小委員会委員長を、適切であれば、社会奉仕委員会の職権上の委員に任命するよう奨励されている。(88、90)

WCS または国際奉仕プロジェクトが、3 地区以上のクラブを含むと思われる場合、第2章の「多地区合同活動」の項に記載されている方針を参照しなければならない

地区 WCS 委員会または小委員会は次のことをしなければならない。

- 1) 地区内のすべてのロータリー・クラブに、他国のロータリー・クラブと WCS の提携をするよう奨励すること。この提携は、地区 WCS 委員会を通じて調整するよう奨励されている；
- 2) 地区内各クラブとの定期的接触および地区の諸会合並びに都市連合会等を通じて、WCS プログラムに対する理解の増進を図り参加を推進すること；
- 3) 他国のロータリー・クラブから WCS の援助を受けることができると思われる地元のニーズを見

つけるよう地区内のクラブを激励すること；

- 4) 地区内のクラブから報告されている実施中のWCSプロジェクトを審査し、それをガバナーに報告し、該当すれば、WCSプロジェクト交換室にプロジェクトを登録するよう力を貸すこと；
- 5) WCS活動のために提供可能な地域社会内の援助資源を探し出すよう地区内クラブを激励すること；
- 6) WCSを地区内のすべての関係報道機関（ロータリーとの関係の有無を問わず）に発表すること；
- 7) 地区規模のWCSプロジェクトを実施すること；
- 8) 地区内のWCS活動の記録を取り、定期的にガバナーおよび世界本部へ報告すること；
- 9) 金銭は、世界本部から送金するので、RIを受取人とし、エバンストンの世界本部に送付するよう奨励すること。(88)

地区やクラブから特定のWCS活動に関して協力や援助を要請する場合、一つまたは限られた数の地区やクラブを対象とするならば、配布に関する一般規定に課された制限条項に制約されない。(66)

世界社会奉仕プロジェクト交換

RI事務局は、提唱ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー村落共同隊が援助を要請しているWCSプロジェクトの「登録」を整備している。ロータリー・クラブは2通りの方法でこの登録を活用することができる：

- 1) 社会奉仕プロジェクトに援助を求めているクラブは、プロジェクトの詳細をプロジェクト交換資料書式に記入して提出できる。この書式は、ガバナーと地区WCS委員会委員長を経て世界本部に送付する。書式に記入さ

れた情報はWCSプロジェクト交換一覧表によって公表される。WCSプロジェクト交換一覧表は、年2回発行され、ガバナー、ガバナー・エレクト、地区WCS委員長全員に送付する。

- 2) WCSプロジェクト交換を支援したいクラブは、プロジェクト交換情報要請書式を提出する。この書式に、クラブが提供できる援助の種類や希望地域を記入して提出する。これを受理した世界本部からは、支援したい分野に沿って一つまたはいくつかのプロジェクトについての情報が送られてくる。情報を要請したからといって、そのクラブがWCSプロジェクトを引き受ける義務を負うことにはならない。

ガバナー、ロータリー・クラブが、ロータリーに合致した目的と活動を掲げる他団体と協力するのは妥当と思われる。但し、このような協力がWCSの実施に著しく役立つ場合に限られる。(85、88) (第3章の「国際ロータリーと他団体との協力」の項と本章の「災害救援」の項を参照のこと)。

現物拠出情報ネットワーク

現物拠出情報ネットワーク(Donation-in-kind Information Network-DIN)は、WCSプログラムの中の推奨されている奉仕活動で、現物を寄贈しようとするロータリアンと、その寄贈品を活用できるロータリー・プロジェクト(または他のプロジェクト)とを結び付ける情報システムを提供することである。主として開発途上国のプロジェクトがこの寄贈品を利用できる。(85)

このシステムの目標は：

- 1) WCS活動を支援して、寄贈品やサービスを提供しようとしているロータリアンに、その申し出を広報する機会を提供すること。
- 2) WCSプロジェクトへの援助を必

要としているロータリアンの援助源を増やすこと。

- 3) WCS プロジェクト交換を効果的に補足し、WCS 活動全般を支援し、全ロータリアンの情報源となること。(88)

世界社会奉仕人材ネットワーク (World Community Service Resources Network)

世界社会奉仕人材ネットワークは、WCS プロジェクト開発や寄贈品の海外輸送に知識や経験の面で実績のあるロータリアンによって構成される。このロータリアンたちは、クラブや地区の国際奉仕プロジェクト実施を進んで援助する。ネットワークは、具体的に言えば、国際奉仕プロジェクトを成功させる方法、ロータリー財団その他から得られる資金調達の手続き、寄贈品の海外輸送手続についてクラブや地区に総合的情報や助言を提供するものである。(96、97)

災害救援 (Disaster Relief)

災害救援活動に関して、被災地のロータリー・クラブが、被災者のさし迫ったニーズをかなえるプログラムを組織し、救援のための寄付を他の人々から進んで受け、これを管理することもまればではない。クラブの関心も高いし、ロータリー・クラブやロータリアンの災害救援活動の価値は明らかではあるが、RI 理事会に申請し、承認を得て初めて、クラブまたはクラブ・グループは、他のロータリー・クラブまたはロータリアンに文書を配布し、災害救援に関し財政援助ほかの支援を求めることができるのである。(80-115)

災害の急報システム

被災地のガバナーの要請により、RI は、被災情報に加えて、被災によるニーズ (寄付金やボランティア奉仕または物資提供など) の対処方法を概説した災害の急報を発行する。この急報は世

界中に伝達され、地元と海外のロータリアンに、この急報に応える機会を提供している。(第17章の人道的な国際プロジェクトのための同額補助金の項の「災害救援補助金」も参照のこと)

人道的援助と設備に対する要請

(Requests for Humanitarian Aid and Equipment)

RI には、人道的援助と設備を提供している各種運動への支援要請が各種団体から寄せられてくる。人道的援助と設備を提供している各種運動の推進を手がけている機関は数多い。このため、また、このような運動が絶えず多数生まれているため、RI は、このような運動と提携しない。ロータリー・クラブは自治権をもっているのであるから、この種の問題について、自己の希望する措置を講じて差し支えない。(42)

飢餓救済 (Alleviation of Hunger)

RI 理事会は、飢餓救済に関する RI の姿勢について次の声明を採択した。

RI は、次のことを認識している；

- 1) 飢餓救済という目標は最優先しなければならない；
- 2) この点につき、児童、母親、高齢者は、特に、弱い立場にあるので、ここに主として関心を注ぐ；
- 3) 飢餓との闘いは、世界中の人々の共通の責務である；
- 4) 既存のプログラムのレベルアップを図ることで飢餓と栄養不良をかなり減少できる；
- 5) 飢餓と栄養不良という問題は、世界理解と平和を目指すうえで、社会的、政治的に非常に大きな問題である；
- 6) 世界社会の同意と支援を得るために、一般社会の人々を動員することが必要である。

従って、RI は、10年間 (西暦1991-2000年)、次の四つの目標をかなえるために努力するよう奨励し支援する；

- 1) 飢饉による飢餓と餓死を救済すること；
- 2) 児童の栄養不良と死亡を大幅に減らすこと；
- 3) 慢性的飢餓を激減させること；
- 4) 不十分な栄養による主要な疾病を撲滅すること。(91)

ロータリー友情交換 (Rotary Friendship Exchange)

ロータリー友情交換はRIのプログラムで、国境を越えた個人対個人の交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、ロータリアンとその家族が他国のロータリアンとその家族を相互に訪問し合い、ホームステイを行うものである。

友情交換には、2種類ある。一つはクラブ対クラブの訪問者プログラムで、これは個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同行することもできる。もう一つは地区対地区のチーム・プログラムで、4組から6組のロータリアン夫妻が最高1カ月間ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する。ロータリアン夫妻の数や滞在期間は関係地区双方の合意により変更できる。これら2種類のプログラムはいずれも地区友情交換委員会が調整に当たり、RIに経費の負担をかけずに実施される。地区は、単一職業の交換プログラム、すなわちホストおよびゲスト・ロータリアンが同じ職業についているといった交換も考慮するよう奨励されている(パンフレット、「ロータリー友情交換の指針」(702-JA)には、このプログラムが詳細に解説されており、サービス・センターから入手できる)。

世界理解月間 (World Understanding Month)

「世界理解月間」は特別月間として毎年2月に実施される。同月間中、クラブは、世界平和に不可欠なものとして理

解と親善を強調するクラブ・プログラムと活動を実施し、世界社会奉仕を中心としたプログラムを行うよう要請されている。(77、81)

世界理解と平和の日 (World Understanding and Peace Day)

2月23日は、最初のロータリー・クラブ会合が開かれた記念日であり、世界理解と平和の日として遵守されている。各クラブは、この日、国際理解と友情と平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければならない。(83)

国家間の連合会 (Intercountry Meetings)

ロータリアン誌、ロータリー・ワールドおよび地区および地域の刊物に連合会の成功例を発表することによって、国家間の連合会を奨励すべきである。このような会合を行うに当たっては、十分な注意が必要であり、かつ、必ず関係ガバナーの承認を得て行わなければならない。(32)

国家間の連合会では、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して決議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。国家間の連合会は、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して喚願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。国家間の連合会は、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなる会合においてもこのような候補者の長所または短所を討議してはならない。(69)

国際共同委員会 (Intercountry Committees)

2カ国以上の国のロータリアンとクラブ間の交流を奨励するために、異なる国の人々の親睦と文化間の理解を推進するために、ロータリアン、ロータ

リー・クラブまたは地区は、国際共同委員会を設置するよう要請されている。この委員会は、ガバナーが承認し、ガバナーが組織するものとする。

国際共同委員会には2重の目的がある：

- 1) ロータリアンに対して、互いの国と家庭を訪問し合うよう奨励することによって、国際理解と親善を深めること。
- 2) クラブと地区に対して、WCSまたは他の国際的プロジェクトと一緒に参加することによって他国のクラブと地区との提携を築くよう奨励し、友情のきずなをより一層強いものにする。

国際共同委員会の機構

国際共同委員会は、関係国に属す人によって構成される。この人たちには、それぞれの国で交互に少なくとも年1度会合を開くよう奨励する。国際共同委員会は、ガバナーに対し顧問としてのみの働きをするものとする。(60、69)

国際共同委員会は、近隣地区または近隣国のみに限って設置するものではない。国際共同委員会とコンタクト・クラブは、遠く離れた国同士の間でも設置できる。このような国際共同委員会の委員は“パートナー”国への訪問を考えているロータリアンの中から指名されるべきである。パートナー国のロータリー・クラブまたは地区の参加は、その国の全クラブまたは全地区の参加を意味するものでもないし、必要とするものでもない。参加ロータリー・クラブと地区を明らかにしながら、このような委員会の名称に、参加国の国名を含めてもよい。

国際共同委員会の設置

国際共同委員会の設置が提案されている場合、国際共同委員会の設置に関心を抱く国または近接地区グループのガバナーは、委員会の活動を監督し推進するナショナル・コーディネーター

として有資格ロータリアン1名を任命しなければならない。パートナー国のクラブや地区との連絡も、このロータリアンの任務となる。このようなロータリアンの任命に当たっては、国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、最高3年の任期を与えることを考慮しなければならない。

国際共同委員会に参加している各国のクラブまたは地区グループでは、所定の目標の実現に関連した活動の調整をするために国内担当部を設置してもよい。各国の国内担当部は、任期3年で選ばれた理事会が運営し、議長、書記、会計各1名で構成するものとする。

国際共同委員会を設置または承認したなら、ガバナーは、次のことを行って差し支えない。

- 1) 互いに協議し、ロータリーの綱領をはぐくむ交換、親睦、奉仕プロジェクトの提唱または推進に協力する。
- 2) 共同承認したプロジェクトの実施に当たるクラブの指導に際し、国内担当部のほかに、ガバナーに助言、支援する地区共同委員会を設立し、同地域内の元ガバナーや経験豊かなロータリアンの協力を求める。但し、連続3年を超えて国際共同委員を務めてはならない。(58)

このような委員会の組織と機能はロータリー・クラブと地区の独立した活動である。国際共同委員会はRIの財政支援なしに、活動するものとする。しかし、1年以上に及ぶWCSプロジェクトなどの進行中の奉仕活動を手がける委員会は、RIの「多地区合同奉仕活動」の方針に従わなければならない(第2章参照)(93)

趣味・職業別親睦活動

(Rotary Recreational and Vocational Fellowship--RRVF)

有意義なレクリエーションまたは趣味に共通の関心を抱くロータリアンま

たは同一の事業、専門職務または職業分野に属すロータリアンは、国際親睦と奉仕活動を増すため、親睦グループに参加するよう奨励されている。このような親睦グループは他に依存しないで独自に活動する。但し、所定のロータリーの方針に合致していなければならない。また、何らかの点で所定の方針に反する活動とともにロータリーの名称や徽章をこのような親睦グループが使ってはならない。また、費用はグループが負担するのが条件である。(65、87) ガバナーは地区親睦活動委員会を設置するよう推奨されている。この委員会は、委員長1名と少なくとも3名の委員から成り、地区内クラブ間の親睦活動、他地区の同種の活動との交流、関連のある国際親睦活動を担当する。(68)

国際ロータリーの認証を得ようとする趣味・職業別親睦活動グループは、次の基準に合致したうえ、RI 親睦活動委員会とRI 理事会の承認を受けなければならない：

親睦活動は：

- 1) 十分な会員数を有し、少なくとも3カ国のロータリアンが入会し、趣味あるいは職業に関する有益な活動において、共通の趣味を抱くロータリアンのグループであること；
- 2) 少なくとも3カ国3地区のガバナーの承認を得ること；
- 3) 会長(または委員長かその他の管理責任者)と少なくとも2人の他の役員がいること、そして、その責任者は、RIの親睦活動委員会の特別委員を務める意思と能力がなければならないこと；
- 4) 財政的にも管理的にも、また、その他の点においても自立していること；
- 5) ロータリーの既定方針に従って構成されて活動すること、かつ、ロータリーの既定方針に反したいかなる方法においても、ロータリーの名称や徽章を一切使用

しないこと；

- 6) 財政的、營利的、あるいは、政治的な目標を表明もしくは意図せず、もっぱらロータリアン間の交友と親睦を増進することを目的とし、かつ、その目的を遂行する機会を提供するものであること；
- 7) 共通の趣味をもつ有資格のロータリアンとその配偶者であれば入会できるという国際性のあること。各会員は進んで文通と協同活動を行うことを誓約すること；
- 8) 会員名簿を毎年改訂、整備して出版し、RI事務局に送付すること；
- 9) 当該親睦グループの会費を納めた会員が相互交流する場を毎年組織すること。このような場とは、親睦グループの全メンバーにニュースレターを送付することか、親睦グループのメンバーの年次会合か、あるいは、親睦にふさわしい他の活動のいずれかの形態をとる。さらに、ニュースレターや親睦グループに関するその他の重要な配布物を1部RI事務局に送付すること。
- 10) 会員および会員希望者、さらにRI事務局から問い合わせがあれば必ず答えること。RI事務局と2年間、連絡を断つとその親睦グループの認証は取り消されること。
- 11) いかなる国においても当該国の法律に違反して、存在したり、あるいは、活動してはならないこと；
- 12) RIが当該グループの存在を認めることは、そのグループが、RIの趣味・職業別親睦活動プログラムに参加している他の親睦グループと、活動の推進に協力する点であつて、RI、あるいは、RIのいずれの地区、もしくはロー

タリー・クラブも、そのグループのために法的、財政的、あるいは、その他の義務もしくは責任を負うものではないということを理解し、かつ、了承すること；

13) プログラム内の特定の趣味別または職業別分野を代表する既存の親睦活動と重複しないこと。

親睦グループには、魚釣り、音楽、歯科医、投資などの多彩な活動がある。

各種親睦グループの役員選挙については、親睦活動委員長の任期を、最低2年最高3年としなければならない。委員長は、選挙年度の1月15日までに、できれば、直前委員長と2名の元委員長によって指名されなければならない。このような指名は、親睦グループの会員に通知され、郵便投票が行われる。委員

長エレクトの氏名は、出版物にタイムリーに掲載できるように速やかに事務総長に報告しなければならない。(85)

RRVFグループは、RIに費用を負担させない、という条件で、毎年、国際大会直前直後の活動を手配するよう奨励されている。(72) RRVFグループは、RIのRRVF委員会または委員長の監督の下に、国際大会会場の一部を、展示・広報用に利用できる。国際大会マネージャーと事前に打ち合わせようえ、このようなブースに各種親睦グループの会員を配置させておく。

事務局は「ロータリー趣味・職業別親睦活動要覧」(729-JA)と公式名簿(007-EN)を毎年発行している。この出版物には、認定を受けている親睦グループの主な役員の住所氏名が掲載されている。

第8章 新世代のためのロータリー・プログラム (Rotary's Programs for New Generations)

使命 (Mission)

各ロータリアンの責務は、年齢30歳までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは：**健康、人間の価値、教育、自己開発。**

プログラム (Programs)

次のプログラムと活動が新世代のためのロータリー・プログラムを構成する：

健康：

- ポリオ・プラス
- 保健教育
- 児童の早期教育
- 薬物濫用およびアルコール過飲防止
- エイズへの理解
- 障害者支援
- 貧困に関するプログラム
- 飢餓問題

人間の価値：

- 地域社会に人間の普遍的価値を推進
- 家族と地域社会の模範となる
- 両親による指導プログラム
- クラブ奉仕プロジェクトに家族を参加させる
- 世代間のプログラム
- 人格陶冶プログラム
- 紛争解決プログラム
- 子供の権利に関するロータリーの方針を支援
- 時間を惜しみなく注ぐ

教育：

- 機能的識字率の向上
- 奨学金
- 青少年交換
- 職業研修
- 青少年のための職業実習
- 環境保全
- 地域社会における青少年のイメージ・アップ
- 新世代のニーズに対する地域社会の理解を深める

自己開発：

- 新世代のためのロータリー会議
- 顧問プログラム
- インターアクトとローターアクト・クラブ
- インターアクトとローターアクト・クラブ会員の指導者講習会
- ロータリー青少年指導者養成プログラム
- 地域社会に青少年諮問審議会を設置
- ピア・サポート・プログラム
- 余暇の生産的活用を助長

新世代のための月間 (New Generations Month)

年齢30歳までの若い人の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てるために、9月は新世代のための月間に指定されている。(96) ロータリー・クラブは、「各ロータリアンは青少年の模範」(Every Rotarian an Example to Youth) という標語を、新世代のための月間中のクラブ会報や広報資料に使うよう奨励されている。(79、96)

新世代のための会議

(Conference for New Generations)

ロータリー・クラブは、地域社会レベ

ルで、新世代が地域の指導者と関心事を話し合い；希望、夢、抱負を表明し；自分と居住地域社会の問題の解決策を探るのための討論の場を提供しなければならない。(96) 新世代のための会議の目的は、地元レベルで、地域指導者と若い人の対話の場をつくることである：

- 1) 若い人がその関心事を述べ、未来の夢を明確にし、目標達成に必要な支援を見極める機会を提供すること；
- 2) 地域の指導者に対して、地域社会のニーズを検討するときに、若い人の参加を奨励すること；
- 3) 立派な地域社会をつくるのはみんなの責任であるという自覚を植え付けること。

子供の権利(Rights of Children)

RI 理事会は、子供の権利に対する RI の姿勢について次の声明を採択した。

- 1) 傷つきやすいがゆえに、子供には特別な配慮と保護が必要である。
- 2) 世界中のすべての国に、非常に困難な状況の下に生きている子供たちがいる。
- 3) すべての子供たちは、平和、尊敬、寛容、自由、平等な環境の下に成人することができなければならない。

国際ロータリーは、以上のことを認識して、すべての子供が、十分な食糧、住居、保健衛生、教育を受け、虐待、暴力から守られる権利を有することを保証、支援する。世界中のロータリー・クラブは、人種、信条、国籍に関係なく、すべての子供たちのこれらの権利を保護することに献身する。(90)

青少年障害者(Youth with Disabilities)

青少年プロジェクトに障害者を参加させるべきである。ロータリー・クラブと地区は、障害者への奉仕経験をもつ

既存団体に接触し、あらゆる援助を与えなければならない。青少年奉仕団体とクラブのあるべき関係に関する声明は、障害者奉仕団体とクラブの関係にも適用できる。(79)

ロータリー・クラブと地区は、次のことも行うよう奨励されている：

- 1) できれば、青少年障害者にインターアクト・クラブに入会するよう誘う；
- 2) 障害者に職業相談会に参加するよう誘う。そして、この相談会で、障害をもつ労働者または障害者とともに行動している団体の一員に、障害者が学業終了後どのような職業につけるか話してもらう；
- 3) 青少年障害者に、ロータリー青少年指導者養成プログラムに参加するよう誘う；
- 4) 障害者の力になれる方法を見いだすため、地元レベル、全国レベル、国際レベルの障害者団体に接触する。そして、このような団体に接することから生まれた地元プロジェクトなどに障害者を参加させる。(79、89)

青少年問題に取り組む

(Addressing Youth Problems)

クラブは、犯罪に青少年が巻き込まれているかどうか調べ、地元の状況に照らして、問題軽減に何ができるかを定めるよう奨励されている。その際、適切であれば、ロータリー・クラブとインターアクト・クラブの援助を求める。(82) クラブと地区は、できる限りの手段を通じてピア・サポート・プログラムを開始、推進するよう奨励されている。(89)

インターアクト(Interact)

RI 理事会はインターアクトの目的と目標に関して次の声明を採択した：

目的

インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年齢14歳から18歳までの若い人である。

目標

- 1) 建設的な指導力を養成し、自己の完成を図ること；
- 2) 他人に対する思いやりと、他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること；
- 3) 家庭と家族の重要性に対する認識を涵養すること；
- 4) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと；
- 5) 個人的成功のためにも、地域社会の改善のためにも、さらには団体としての業績を上げるためにも、各人が責任を負うことがその基本であると強調すること；
- 6) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること；
- 7) 地域社会、国家および世界の問題についての知識と理解を深める機会を提供すること；
- 8) 国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、また団体として、進むべき道を切り開くこと。

いかなる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブまたはRIの一部または合法的加盟クラブと考えてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。(61)

インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そしてガバナーによって確認された後、RIの証明と承認を得て設立される。その他の方法では、創立することも、維持することもできない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とRIが継続して承認を与えるか否かにかかっている。RIが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブのすべての活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

インターアクト・クラブが学校を基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、学校当局の完全な協力の下に、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。インターアクト・クラブは、当該学校当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定並びに方針と同一のものに従わなければならない。ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするインターアクト・クラブのほかには地域社会に基づくインターアクト・クラブをも提唱するよう奨励されている。(74)

RIが定めた標準インターアクト・クラブ定款があり、RI理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択しその後にはRI理事会により採択される全改正条項を自動的に採用しなければならない。各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款およびRIが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地または学校の所在地がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるものとする。但

し、RI 理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にインターアクト・クラブの結成を認める旨を文書をもって許可した場合はこの限りでない。

インターアクト・クラブは、次の条件の下に、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ提唱することができる：

- 1) ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリー・クラブ並びにインターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。
- 2) 推薦されるインターアクト・クラブ会員は、各提唱ロータリー・クラブの区域限界内よりそれぞれ相当数選出されること。
- 3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを結成することが原則であるが、ロータリー・クラブが個々にインターアクト・クラブを結成すると、地域社会内もしくは学校内における単一の青年団を、人為的に分断するような結果を招く恐れがあること。
- 4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同インターアクト委員会を設立すること。

インターアクト・クラブは次の場合に解散する：

- 1) その定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、RI により解散させられる場合、
- 2) 提唱ロータリー・クラブにより解散させられる場合、または
- 3) インターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。

RI 理事会は、RI 以外のいかなる個人

または団体も、インターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。

ガバナーは、地区内にインターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブの結成を推進し、インターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を設置するよう要請されている。地区インターアクト委員会を設置することが可能であり、かつ実行できる場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区インターアクト委員会がその任務を遂行する場合に、インターアクト・クラブ会員と協議すれば、有益な結果が得られると思う。

インターアクト・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上の責任に対しロータリー・クラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。(65)

原則として、インターアクト・クラブは、他の団体の趣旨いかんにかかわらず、他の団体に加盟または合併してはならない。

クラブ・レベル以上の インターアクトの組織と会合

一つのRI 地区内に、5以上のインターアクト・クラブがある場合は、そのRI 地区と境界を同じくし、その中にそれぞれの提唱ロータリー・クラブを包含するインターアクト・クラブ地区を設定することができる。このような地区内のインターアクト・クラブは、会員の中から地区インターアクト代表を選挙することができる。選挙の方法はロータリー地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。地区インターアクト代表は、ガバナーおよび

ロータリー地区インターアクト委員会ないしその他の適切なロータリー地区委員会から指導と助言を受ける。同時に、地区委員会が地区規模の会合を整えるのに協力する。地区インターアクト代表は、このような会合で司会し、地区内インターアクト・クラブに対して、特に地区内インターアクト・プログラムの拡大、強化について助言し、力づける。そして、インターアクト・クラブの関心を、インターアクトの世界的規模と国際理解のためのプログラムの可能性と業績とに集中させるよう力を貸す。

インターアクト・クラブ地区が設定されている場合、ガバナーの承認を得て、地区代表に加えて1名の地区幹事、2名以上のゾーン代表をもって構成される地区組織を設けることができる。各ゾーン代表は一定数のクラブに対して責任をもつほか、地区代表から委任されたその他の事項に対して責任を負うものとする。

RIの地区内において、相互に便利な土地に存在する二つ以上のインターアクト・クラブは、地区インターアクト委員会の1名ないし数名の委員の助言と指導と出席の下に、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。このような会合の目的は、友情を深め、意見を交換し、刺激を受け、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させることである。距離の関係が許せば、地区インターアクト委員会の指導の下に、同委員会の委員1名ないし数名が同席のうえ、このような会合を地区規模で開催することもできる。地区規模のインターアクト会合の目的は、学校および地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを奨励し、啓発し、感銘を与えること、および国際理解のためにインターアクトが世界的に発揮しうる能力と業績とに注意を集中させることである。

クラブ・レベル以上のインターアクト会員の会合は、すべて、立法の権限をもたないものとし、かつまた、そのよう

な権限をもっているかのように思われる手続、方法によって会合を準備もしくは運営してはならないものとする。但し、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるインターアクトの管理に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差し支えない。

2 地区以上、特に2カ国以上のインターアクト・クラブ会員の合同会合が可能であれば、これを開くよう勧める。このような会合は、開催地のガバナーとインターアクト委員会の指導の下に、インターアクト委員1名または数名が出席し、開催地の地区インターアクト代表とインターアクト・クラブ会長の協力を得て開かれるものとし、RI理事会の承認を必要とする。インターアクト・クラブ多地区合同会合の開催についてRI理事会に提出する承認申請書には、下記の書類を添付しなければならない。

- 1) 申請にかかわる会合の開催日時、場所、目的、プログラムおよび参加者を記述したもの。
- 2) 会合の予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務については主催者が責任者として一切の責を負う旨の保証を付すること。
- 3) 会合で生じた事故に対する責任の損害を担保するのに十分な額の責任保険の加入を証明するもの。
- 4) 申請にかかわる会合の計画および実施がロータリアンの直接監督の下に行われるべきことを保証したもの。
- 5) 会合の開催される地域に居住している理事または直前理事のその会合の実施計画に対する同意書。(65)

インターアクト・プログラムの資金調達

クラブのプログラム遂行に必要な資

金を集めるのはインターアクト・クラブの責務である。インターアクト・クラブの提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブに、時折、または、臨時の援助以外に財政援助をしてはならない。インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブまたは他のインターアクト・クラブに財政援助を広く求めてはならない。インターアクト・クラブは、地元地域社会の個人、業者、団体に、同価値の代償を提供することなしに、財政援助を求めてはならない。

インターアクト・クラブ会員の会費または分担金はごくわずかとし、クラブの管理費を賄える額だけとすべきである。インターアクト・クラブが企てる活動およびプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別に、クラブが調達すべきものとする。(65)

インターアクト指導者講習会

ロータリー地区は、その地区内のインターアクト・クラブ指導者のために会期1日の講習会を開くことを奨励されている。この講習会は、地区インターアクト代表の協力を得て、ロータリー地区インターアクト委員会の指示の下に実施すべきものとする。(71)

ロータリーアクト・クラブ (Rotaract Clubs)

RI 理事会は、ロータリーアクトの目的と目標に関して次のような声明を採択した：

目的

ロータリーアクトの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにある。

目標

- 1) 専門技術および指導能力を開発すること；
- 2) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する視念を養うこと；
- 3) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること；
- 4) 指導者としての資質という面でも、職業上の責務を遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識し、実践、推進すること；
- 5) 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深めること；
- 6) 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意を推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を提供すること。(87)

ロータリーアクト・クラブは、提唱ロータリー・クラブの近隣地域内に居住、就職または就学している18歳から30歳までの青年によって構成される。会員が30歳になったロータリーアクト年度の6月30日にロータリーアクト会員身分が終結する。(91) ロータリーアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度と一致させなければならない。

RI 理事会がロータリーアクト・プログラムに対して採択している年齢枠内のロータリー財団奨学生はすべて、他国で勉学中、ロータリーアクト・クラブのゲスト会員となる資格を有するものとする。(91)

少なくとも4年間一つまたはいくつかのロータリーアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ロータリーアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したというロータリーアクト・クラブ元会員は、ロータリー・クラブのアディショナル正会員に選ばれる資格があるものとする。(4.020.1.3.；

標準定款第5条第4節c項)

ロータリー・クラブ会員組織の継続性を確保するため、できる限り、年齢層のバランスを保つよう心がけなければならない。(67) 各ロータリー・クラブの管理主体は、会長、直前会長、副会長、幹事、会計およびクラブが定めた数のその他の理事をもって構成する理事会とする。上記の人はすべて、クラブの適正な資格を有する会員の中から選挙するものとする。役員および理事の選挙は、地元の習慣と手続に反しない方法によって毎年3月1日までに行わなければならない。但し、選挙に当たってはいかなる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上のものを必要としない。(90)

どのロータリー・クラブにも、その名称の後に「(名称、...)ロータリー・クラブ提唱」という文言を付するようすることが強く要望されている。各ロータリー・クラブは、その便箋類のすべてに提唱ロータリー・クラブの名称を入れなければならない。(91)

ロータリー・クラブは提唱ロータリー・クラブまたはRIの一部または合法的加盟クラブと考えるてはならない。ロータリー・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、またロータリー・クラブの徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー・クラブとは異なった、ロータリー・クラブ会員専用の徽章がロータリー・クラブと会員のために別にある。個々のクラブ会員が使用するときは、そのまま徽章を使ってもよい。クラブを代表して使うときは、クラブの名称も徽章と一緒に使わなければならない。徽章を所定のロータリー地区内の複数のロータリー・クラブを代表して使うときは、地区と地区番号を明記したうえで初めて使うことができる。クラブの名称と地区番号なしに、ロータリー・クラブの徽章を出版物に使うことはできない。但し、ロータリー・クラブまたはロータリー・ク

ラブがロータリー・クラブの業務を創設、続行できるように、RIによって、またはRIの権限で、出版したものについては、クラブ名と地区番号なしにロータリー・クラブの徽章を使うことができる。徽章の法的管理をしているRIは、徽章の他の使い方を認めない。(89)

ロータリー・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ助言が与えられ、そして所管ガバナーによって承認された後、RIの証明と承認を得て設立される。その他の方法では、創立することも、維持することもできない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とRIが継続して承認を与えるか否かにかかっている。提唱ロータリー・クラブのRI加盟が終了した場合、ロータリー地区のガバナーは別の提唱ロータリー・クラブを任命しなければならない。120日以内に提唱ロータリー・クラブが見つからない場合、そのロータリー・クラブは終結することになる。(91)

RIが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、ロータリー・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有するものとする。RI理事会は、提唱ロータリー・クラブに対して、そのクラブの1人または数人の会員を指定して、1カ月に少なくとも1回は、ロータリー・クラブの会合に出席させるよう要請している。また、ロータリー・クラブは、4半期に少なくとも1回、恒例の会合やプロジェクト企画会議や特別行事にロータリー・クラブを招待するよう奨励されている。(87、91) しかし、ロータリー・クラブがロータリー・クラブの会合への出席をメイクアップとすることは認められていない。(96)

ロータリー・クラブが、大学*を

* この方針声明で使用される大学という言葉はすべての最高教育機関を含む。

結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該大学当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定並びに方針と同一のものに従うべきものであることを了解のうえ、大学当局の完全な協力の下に、当該ロータリー・クラブに対する管理と助言を行うものとする。ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするロータリー・クラブのほかに地域社会に基づくロータリー・クラブをも提唱するよう奨励されている。(74)

ロータリー・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上の責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。

原則として、ロータリー・クラブは、他の団体の趣旨いかににかかわりなく、他の団体に加盟または合併してはならない。(67)

ロータリー・クラブの標語

ロータリー・クラブ並びにその会員が使用するのにふさわしい次の標語が採択された：「奉仕を通じての親睦」(Fellowship Through Service) (77)

世界ロータリー・クラブ週間

RI 理事会は、会長の決定した国際規模で顕著な共通の活動にロータリー・クラブとロータリー・クラブが参加するように3月13日を含む1週間を世界ロータリー・クラブ週間として遵守するようロータリー・クラブとロータリー・クラブに対し、奨励している。(90、92)

ロータリー・クラブ組織

標準ロータリー・クラブ定款は、RI によって規定されたものであり、かつRI 理事会のみが、これを改正できる。

クラブ結成並びに認証の必要条件として、各ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款を採択し、以後RI 理事会の採択する全改正条項を自動的に採用しなければならない。各ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款およびRI が設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

ロータリー・クラブは、RI 理事会の文書による許可を得た場合に限り提唱ロータリー・クラブの近隣地域外にロータリー・クラブを結成することができる。ロータリー・クラブは、次の条件下に2以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ提唱することができる：

- 1) ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリー・クラブ並びにロータリー・クラブプログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。
- 2) 推薦されるロータリー・クラブ会員は、各提唱ロータリー・クラブの区域境界内よりそれぞれ相当数選出されること。
- 3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にロータリー・クラブを結成することが、原則であるが、ロータリー・クラブが個々にロータリー・クラブを結成すると地域社会内もしくは大学内における単一の青年団を人為的に分断するような結果を招く恐れがあること。
- 4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同ロータリー・クラブ委員会を設立すること。

ロータリー・クラブは次の場合に解散する：

- 1) クラブ自身の決断と決定によつ

て

- 2) 提唱ロータリー・クラブがガバナーと地区ロータリー・クラブ代表と協議して、提唱を撤回することによって
- 3) ローター・クラブ定款に従わないという理由、または他の理由でRIによって。(87)

RI 理事会は、RI 以外のいかなる個人または団体も、営利その他の目的のためにロータリー・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。但し、ロータリー・クラブ・レベル、地区レベル、多地区レベルの会合を準備する責任者であるロータリー・クラブの場合はこの限りでない。(88)

ガバナーは、地区内にロータリー・クラブを公表し、新ロータリー・クラブの結成を推進し、ロータリー・クラブを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ロータリー・クラブ委員会を設置するよう要請されている。地区ロータリー・クラブ委員会の設置に際し、それが可能でありかつ実行できる場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。地区ロータリー・クラブ委員会は、その任務を遂行する際、地区ロータリー・クラブ代表とその委員会と調整のうえ、活動しなければならない。(67)

クラブ・レベル以上のロータリー・クラブ組織と会合

少なくとも二つのロータリー・クラブを有するロータリー地区は、地区ロータリー・クラブ代表を選挙しなければならない。ロータリー・クラブの数が一つだけの地区では、地区ロータリー・クラブ代表は最も新しい元ロータリー・クラブ会長とする。(91) 選挙の方法はロータリー・クラブ会員が決めるものとする。各ロータリー・クラブ代表は、1年間ロータリー・クラブ会長または地区ロータリー・クラブ委員会委

員を務めた経験がなければならない。

地区ロータリー・クラブ代表は、ガバナー、地区ロータリー・クラブ委員会、他の関係ロータリー地区委員会の指導と助言を受けることになる。各地区は、地区ロータリー・クラブ代表を指導者とする地区ロータリー・クラブ組織を開発し、次の責務を遂行するよう奨励されている：

- 1) ローター・クラブ地区ニュースレターを発行・配布すること；
- 2) ローター・クラブ地区大会を計画、準備、開催すること；
- 3) ローター地区大会への出席・参加を奨励すること；
- 4) 地区ロータリー・クラブ委員長とともに地区内いたるところでロータリー・クラブの推進と拡大活動を実施すること；
- 5) RI 事務局へロータリー・クラブ情報を報告する連絡役を務めること；
- 6) 奉仕活動を計画・実施すること（地区内のロータリー・クラブの4分の3の承認を得た場合）；
- 7) ローター・クラブがプロジェクトを実施する際、助言・援助をすること；
- 8) 地区内におけるロータリーとロータリー・クラブの活動を調整するために地区ロータリー・クラブ委員長に協力すること；
- 9) 地区レベルにおけるロータリー・クラブの広報活動を調整すること；
- 10) 地区内におけるロータリー・クラブ役員講習会を計画、実施するために地区ロータリー・クラブ委員長と協力すること。

ロータリー・クラブの地区レベルの会合の目的は、友情と友愛にあふれた雰囲気の中で社会奉仕プロジェクトを推進し、国際理解を深め、専門知識を高めることである。(87) クラブ・レベル以上のロータリー・クラブ委員会の会合は、すべて、立法の権限をもたないもの

とし、かつまた、そのような権限をもっているかのように思われる手続、方法によって会合を準備、運営してはならないものとする。但し、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるローターアクトの運営に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差し支えない。

地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクト・クラブの4分の3の賛成投票により、地区奉仕プロジェクトに着手し、このプロジェクト募金のために地区ローターアクト奉仕基金を設立することができる。この基金への寄付は任意としなければならない。このようなプロジェクト並びに奉仕基金はガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの運営および基金の使途に対する具体的計画および説明書も、ガバナーと地区内の4分の3のローターアクト・クラブの承認を得なければならない。ガバナーは、地区基金の募金および運営の責任者となる地区基金委員会を設置しなければならない。この委員会は、地区内のローターアクトおよび少なくとも1名のロータリアン(地区ローターアクト委員)によって構成される。地区奉仕基金は、その基金がローターアクト地区の財産であって、特定のローターアクトもしくはローターアクト・クラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。(80、87)

すべての地区ローターアクト活動に要する資金は、その地区のローターアクト・クラブが調達するものとする。RIは、地区レベルのローターアクト・クラブの会合の経費を負担しないものとする。このような会合の経費は最小限度にとどめ、参加者が負担できる範囲のものとする。(67、87)

ローターアクト多地区合同活動の方針

二つまたはそれ以上の地区内クラブの参加するローターアクト提唱奉仕ブ

プロジェクトを実施しても差し支えない。但し、そのプロジェクトは、

- 1) クラブ本来の活動の規模や有効性を妨げたり、損なうようなものでなく、地区内クラブやローターアクトがクラブ・レベルでローターアクトのプログラムを推進したうえで、さらに立派に合同活動も行えるような規模および性格であること；
- 2) 関係地区の各地区ローターアクト代表がまずこのような合同活動に賛成したうえで、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があって初めて着手すること；
- 3) 関係ガバナーの承認を得て着手すること；
- 4) 関係地区ローターアクト代表の直接監督下にあること。このようなプロジェクトのために募金もしくは徴収した全資金の保管は、たとえ関係地区のローターアクトから成る委員会が設置され、このようなプロジェクトや関係資金の管理を補佐するとしても、関係地区ローターアクト代表の責務とすること；
- 5) 関係地区ローターアクト代表が、合同で、事前に、RI理事会を代行する事務総長からプロジェクト着手の承認を得た後で開始すること；
- 6) ローターアクト・クラブおよび/またはローターアクトの参加は任意とし、任意ということを確認に打ち出すものとする。クラブまたは個々のローターアクトの参加費用は最小限にとどめ、人頭分担金または賦課金その他といった形で強制してはならない。また、そのようにほめかしてもならない。

地区は、関係地区のローターアクト・クラブに情報を伝達し、ローターアクト・クラブ間のコミュニケーションを円滑化するために、多地区合同組織を

- 開発しても差し支えない。但し、
- 1) 関係地区のガバナーから反対のないこと；
 - 2) このような組織を開発するために、RI 理事会の承認を得ること；
 - 3) 関係地区の地区ローターアクト代表が、このような組織を構成すること。各地区ローターアクト代表は、多地区合同組織の活動を遂行するために、必要に応じて、地区組織のメンバーを1名任命することができる；
 - 4) 組織の活動を実施するための資金(例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの作成および郵送費、ローターアクト・プログラム資料の配布、一般通信費)は、任意というのを基本にして徴収しなければならない；
 - 5) この組織は、その活動に関する決定を除きいかなることについても決定したり立法したりする権限をもたない。組織の活動については、各メンバー(地区ローターアクト代表)が1票を投じる権限を有するものとする。

ローターアクト多地区合同会合

ローターアクトの国際レベルの会合は、開催地のガバナーとそのゾーン選出のRI 理事会の承認を得なければならない。さらに、RI 理事会の承認も得なければならない。このような会合の申請書は、開催地の地区ローターアクト代表が提出するものとする。そして、この申請書には次のことを明記するものとする：日時、場所、会場設備、参加者、プログラム、予算。さらに、十分な金額の責任保険に加入したことの証明書を添付するものとする。

ローターアクトの多地区合同会合(国際レベルでない)の場合は、ホスト地区ローターアクト代表が、会合の申請書を関係ガバナーに提出しなければならない。申請書には、日時、場所、会場設

備、参加者、プログラム、予算を明記し、さらに、十分な金額の責任保険に加入したことの証明書を添付するものとする。さらに、開催地のガバナーの承認も必要とする。地区ローターアクト代表がそのゾーン選出の理事と事務総長にこの催しについて報告するものとする。

ローターアクト交換チームは、RI 理事会の指針に従って実施されるなら、奨励するものである。年次RI 国際大会の公式プログラムの一環として、国際大会開会の前日に特別ローターアクト・フォーラムを、RI が、準備し、実施するものとする。フォーラムには、RI ローターアクト委員会の選んだ、ローターアクトにとって重要な問題の討論が含まれるものとする。国際大会前のローターアクト・フォーラムは、方針やプログラムに関するローターアクトの意見を非公式に測る機会として使うことができる。地区ローターアクト代表は、それぞれ、方針やプログラムについて1票を投じることができる。国際大会前の会議による勧告は、ローターアクト委員会に提出され、検討審議される。(87、91)

ローターアクト・プログラムの資金調達

各ローターアクト・クラブまたは提唱ロータリー・クラブは、結成に際し、「ローターアクト・クラブ組織体一覧表」とともに、米貨20ドル相当額の加盟金を支払わなければならない。この加盟金は、最初のロータリー年度の全体または一部のローターアクト会費に充てられる。各ローターアクト・クラブまたは提唱ロータリー・クラブは、地区ローターアクト代表を通じて、RI 事務局に米貨20ドル相当額のRI ローターアクト年会費を支払わなければならない。(90)

ローターアクトは、クラブの運営費を賄うために、所属ローターアクト・クラブに年会費を支払うものとする。ローターアクト・クラブは、地区の運営

費を賄うために、所属ロータリー・クラブ地区組織に、年会費を支払うものとする。

提唱ロータリー・クラブが、地区レベルの指導者講習会におけるロータリー・クラブ役員、理事、委員会委員長の出席費用を支払うものとする(あるいは、事情によって、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とロータリー・クラブ参加者のあいだで費用について取り決めるものとする)。ロータリー地区は、多地区合同指導者講習会への地区ロータリー・クラブ代表の出席費用を負担するものとする。

ロータリー・プログラムの財務方針には次のものが含まれる：

- 1) RI は、国際大会でロータリー・クラブ活動の場を提供するものとする。さらに、地区ロータリー・クラブ委員長と地区ロータリー・クラブ代表にプログラムの資料を提供するものとする。
- 2) RI は、国際大会直前に開かれるロータリー・クラブ年次会合を除き、ロータリー・クラブの会合または複数のロータリー・クラブの会合に要する費用を一切負担しない。
- 3) ロータリー・クラブ会員の納付金、会費または分担金は、クラブの運営費相当額とする。クラブが企てる活動およびプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別に、調達すべきものとする。
- 4) クラブの財務について、毎年1回、有資格者による徹底的監査を行わなければならない。(91)
- 5) ロータリー・クラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのは、ロータリー・クラブ自身の責務である。
- 6) ロータリー・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ

および地区大会は、起こりうる法律上の責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。

- 7) ロータリー・クラブは、ロータリー・クラブまたは他のロータリー・クラブに財政援助を広く求めてはならない。
- 8) ロータリー・クラブ地区奉仕プロジェクトへの寄付は任意であり、個々のロータリー・クラブまたはロータリー・クラブに強制することはできない。(80、87)

ロータリー・クラブ指導者講習会

次期ロータリー・クラブ役員すべては、地区レベルにおいてロータリー・クラブ役員としての指導力研修を受けるものとする。この研修には、会期1日か2日の指導者講習会が含まれる。この講習会は、RI 地区ロータリー・クラブ委員会と協力して地区ロータリー・クラブ代表が実施する。出席者は、次期ロータリー・クラブ役員、理事、委員会委員長で、費用は、提唱ロータリー・クラブが負担する。事情によっては、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とロータリー・クラブ参加者のあいだで費用について取り決めるものとする。ロータリー地区は、多地区合同で、地区ロータリー・クラブ委員会の指導力研修を行うものとする。(87)

ロータリー青少年指導者養成プログラム (Rotary Youth Leadership Awards—RYLA)

ロータリー青少年指導者養成プログラムは、年齢14歳から18歳まで並びに年齢19歳から30歳までの若い人のためのプログラムである。年齢により二つのグループとした目的は、多様なニーズと成長過程に対応できるようにするためである。RI 理事会は、社会的、経済的に恵まれないが、指導者としての

資質のある青少年をRYLAプログラムに参加させることを考慮するようクラブに奨励している。(98)

RYLAは、若い人々の、指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことを目的としている。RYLAは、クラブまたは地区レベルで実施できるが、ほとんどは、セミナーか指導者キャンプのどちらかの方式に基づく(71,95)。ロータリー青少年指導者養成プログラムの目標は：

- 1) ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを一層明らかにすること；
- 2) 選考した青少年指導者およびその素質のある人に実地訓練を体験させ、責任ある有能なボランティア青少年指導者となる方法を身に付けるよう激励、援助すること；
- 3) 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励すること；
- 4) 青少年指導者として地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること。(82)

RYLAは、その活動予定の中心として、次の主題に取り組まなければならない：

- 1) 指導力の基礎；
- 2) 建設的指導力の倫理規範；
- 3) 効果的指導力における伝達力の重要性；
- 4) 問題解決と紛争管理；
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地元地域社会で何をしているか；
- 6) 自信と自尊心を培うこと；
- 7) 地域社会の市民であり、世界の市民であるという要素。併せて地元に関連があり、地元の慣習にふさわしい方法で遂行されている問題を考察する。(96、98)

青少年交換(Youth Exchange)

青少年交換プログラムの指針

青少年交換は、世界いたるところで国際理解と親善を推進する意義ある活動として評価の高いものである。RI理事会は、青少年交換プログラムを国際理解推進の機会として推進するという観点から、ガバナーに対し、地区青少年交換担当役員または委員を任命し、年度初めに、役員または委員長の住所氏名を事務総長に報告するよう勧めている。今後のガバナーと協議して、青少年交換担当役員または委員長は3年を超えて任務を遂行することのないように任命することが推奨されている。事務総長は、1地区、2地区以上、または1国内の全地区を担当している青少年交換担当役員または地区青少年交換委員会委員長全員のリストを毎年作成する。このリストは毎年改訂され、ガバナーおよびリストに掲載された人たちに送付される。

地区青少年交換担当役員または委員会は、それぞれのガバナーの監督の下に置かれ、ガバナーに報告するものとする。

RI理事会は、派遣、受入双方のクラブまたは地区の同意があり、場所的にも時期的にも可能であれば、青少年交換プログラムに障害者を参加させることを奨励している。ガバナーが、地区青少年交換委員会の1人を、身障者の長期、短期両方の交換の参加奨励責任者に任命することをRI理事会は推奨している。

国によっては、就業規則のため、参加者が賃金を受ける国際青少年交換プログラムにクラブや地区が参加しかねる場合もある。しかし、このような国際的青少年交換を取り扱う用意の十分整っている団体にロータリアンが個人的に援助することは差し支えない。

RIは、ロータリアンの子女または他の青少年に信任状または紹介状を発行しない。

クラブや地区が青少年交換活動に着手するときに参考になるように、次のような指針が用意されている。クラブと地区は、プログラムの組織と実施の指針を採択し、それに従うよう奨励されている。

- 1) 成功を収めている交換プログラムに期間が1学年度未満のものが沢山あり、また、国際理解と親善の増進を図るためには、必ずしも、プログラムのすべてが相互交換である必要はないということが認められている。関係当事者相互の合意により、参考指針に記されている責務を当事者以外の人に受け持たせることにしても差し支えない。
- 2) ロータリー青少年交換プログラムは、ロータリアンの子女のみに与えられた特権でなくて、ロータリアン、ロータリー・クラブまたは地区が推薦し、後援者となっている青少年で、必要な資格条件を備えた若い人なら誰でも歓迎している。
- 3) ロータリーの青少年交換プログラムに参加する人の人念な選考に細心の注意と配慮を払わなければならない。
 - a) 派遣および受入両地区の認めている年齢の候補者は、申請書を提出して、選考されるものとし、この選考手続には、クラブおよび地区の各段階で行う本人および両親との面接が含まれる
 - b) 受入ロータリー・クラブまたは地区は、申請書と個人面談に基づいて、ホスト・ファミリーを入念に審査・選考しなければならない。長期交換の場合、3または4軒のホスト・ファミリーが次々と1人の学生を受け入れるのが望ましい。
 - c) 受入ロータリー・クラブは、

交換学生とロータリー・クラブとホスト・ファミリーと地域全般の連絡役として、交換学生1名につき1名の顧問ロータリアンを選考するものとする。クラブの顧問ロータリアンは、学生のホスト・ファミリーの一人員であってはならない。この顧問は、交換中、発生しうる問題や関心事に答えられるよう研修を受けなければならない。この顧問が交換学生と親密になるために、当初の短期間、学生のホスト・ファミリーとなる場合、別のクラブ会員が一時的に顧問ロータリアンを務めなければならない。

- 4) 派遣ロータリー・クラブまたは地区は、地元ロータリー・クラブおよびその活動に関する説明を含む、交換青少年と両親のオリエンテーションの準備をし、交換青少年が受入ロータリー・クラブまたは地区で受け入れられるよう配慮しなければならない。受入クラブまたは地区も、来訪する学生のためのオリエンテーション・プログラムを行わなければならない。国によって法令や慣習は異なるかもしれないので、若い人に当てはまる地元の法令や慣習についての情報をオリエンテーションに含めなければならない。
- 5) 交換青少年の両親は、受入ロータリー・クラブまたは地区が十分と認める金額をもって、本人を、その自国出発から帰国までの期間の危険を担保する、疾病、傷害および責任保険に加入させなければならない。ホスト・ロータリー・クラブまたは地区の認めた、確実な1社または数社の保険会社が引き受けた保険契約

の証明書類は、すべて、交換の開始に先立って、ホスト・ロータリー・クラブまたは地区に送達され受理されていなければならない。前記の保険契約は、少なくとも米貨 500,000 ドルまたはその相当額を医療費に、事故死または手足切断の場合に少なくとも米貨 10,000 ドルまたはその相当額を担保するものでなければならない。

- 6) 交換青少年の両親は適当な衣料を整え、また、ホスト地区への往復旅費を負担しなければならない。
- 7) 交換青少年は、両親および関係ロータリー・クラブと地区の同意を得ないで受入ロータリー・クラブの所在する土地の周辺以外への旅行をしてはならない。
- 8) 交換青少年は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転してはならないし、またホスト国内で動力付き車輛を所有してはならない。
- 9) 交換青少年とホスト・ファミリーに予定されている家庭とは、交換青少年が自国を出発する前から互いに交通を行うものとする。
- 10) ホスト・ファミリーは交換青少年に部屋と食事を提供し、交換青少年が無事暮らせるように適切な監督と親代わりの責任を果たさなければならない。
- 11) 交換青少年とその両親を含むすべての人は、派遣および受入ロータリー・クラブと地区の定めたプログラムの規定のすべてに同意する旨の承諾書を提出しなければならない。すべての参加者は、常時、自己、自国およびロータリーの名譽を傷つけないよう行動し、互いに尊重し合い、責任ある行動をし、プロ

グラムにおける自分の役割にふさわしい行動をとらなければならない。交換青少年は、ホスト国の生活様式に慣れるように努め、ホスト・ファミリーは交換青少年が無理なく適応できるよう援助しなければならない。そして、交換青少年は、交換期間中、ホスト・ファミリーおよび受入ロータリー・クラブまたは地区の監督と指図を受け、両親と受入ロータリー・クラブまたは地区のあいだで取り決めた日時と経路によって帰国しなければならない。

- 12) プログラムの規定に従わない参加者は、プログラムへの参加を取り消されるものとする。交換青少年の場合、受入ロータリー・クラブまたは地区により、できる限り速やかに帰国させられるものとする。その経路は、両親、派遣ロータリー・クラブまたは地区とのあいだで取り決めたものによる。受入ロータリー・クラブおよび地区、ホスト・ファミリー、学生の両親など交換の関係者には、交換学生の帰国前に事情を十分説明しなければならない。
- 13) 青少年交換活動の関係ロータリーアンおよびロータリー・クラブはすべて、交換の取り決めを行う相手方のグループに対する要望、特に交換学生の選考とオリエンテーションにおける要望事項が予備的な取り決めの中に正確に表示されているか否かを必ず確かめるようにする必要がある。
- 14) 受入および派遣ロータリー・クラブと地区は、問題や緊急事態の発生した場合の連絡先名簿を交換青少年に渡すものとする。この名簿には、学生の顧問ロータリアン、受入ロータリー・ク

ラブ会長、受入地区委員長、受入地区ガバナー、派遣地区委員長、派遣地区ガバナー、派遣クラブ会長の氏名と連絡先が載っていないなければならない。

- 15) クラブおよび地区は、RI 事務局より入手できる標準申請書式を使用できるよう奨励されている。
- 16) 交換青少年は、参加ロータリー・クラブまたは地区が年齢層につき別段の取り決めをした場合を除き、海外に滞在する年の初めに15歳から18歳6カ月までの者とし、学業成績は平均以上、なるべくクラスの上位3分の1以内の順位にあることが望まれる。長期交換は1学年度とするが、その学年度の直前または直後の休暇の一部または全部を含めた期間に延長することができる。
- 17) 長期交換の場合、受入クラブが教育費の全額を負担し、適切な学習プログラムの手配をし、オリエンテーション・プログラムを行い、また絶えず交換青少年と接触を保って、本人をホスト地域社会になじませるようにしなければならない。
- 18) 長期交換の場合、受入ロータリー・クラブまたは地区は、関係当事者間で協議決定した適当額の小遣い金を毎月支給しなければならない。学校給食のない場合には、その食費を小遣い金に加算するものとする。
- 19) 帰国した交換青少年とその両親とは、地区青少年交換委員会が、交換青少年を各自の元の家庭、学校および地域の社会環境に早く復帰させる目的で開催する報告会に出席するよう勧められている。
- 20) 前述の事項と矛盾せず、交換プログラムの運営に必要かつ適切な、他の規定を、関係ロータ

リー・クラブまたは地区が採用しても差し支えない。

多地区合同青少年交換プログラム

各ガバナーは、その地区内における青少年交換プログラムを監督し取り締まる責任がある。RI 理事会は、2地区以上のクラブが共同で交換活動またはプログラムを実施するために協力し合うことを望む例があるのを認めている。RI 理事会は、このような協力を反対するものではない。但し、いかなる活動またはプロジェクトも、参加地区それぞれのクラブの3分の2が、このような活動またはプロジェクトに参加することをまず承認し、次いで、それぞれの地区のガバナーが、このような活動またはプロジェクトの計画・参加についてRI 理事会の具体的承認を事前に得たのではないければ、多地区合同活動またはプロジェクトとして着手してはならない。RI 理事会に提出された提案は一つ一つその是非について評価される。

各ガバナーは、青少年交換プログラムを統括しながら、地区内の青少年交換活動の推進に全力を尽くすよう要請されている。各ガバナーは、こうした活動からいかなる個人的金銭利益を生じることのないよう配慮し、適切な危機管理手段を講じなければならない。

多地区合同活動を管理するのは、現在の青少年交換委員長と参加地区の各ガバナーの任命した他の役員から成る委員会である。

この多地区合同委員会は、その活動と財務について、参加地区の全ガバナーに少なくとも年1度は報告する責務を負う。

ロータリー交換青少年の海外旅行

いずれのロータリー・クラブも、海外旅行のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画が立てられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣の援助あるいは協力をすべきではない。特に、旅行する青少年を他国のロータ

リー・クラブに紹介したりその身分を証明したりするために、身分証明書、紹介状、援助依頼状、その他の書類を提供してはならない。但し、青少年に対する援助ないし歓待に関し事前に両方のロータリー・クラブ間で完全な協約が取り決められている場合はこの限りではない。

いずれのロータリー・クラブも、たとえ他国の青少年がロータリー・クラブの後援の下に旅行していることを証明または主張したといえども、事前に当該青少年を援助ないし歓待すること

をはっきりと承諾していない限り、そうした青少年を援助あるいは歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定するのはロータリー・クラブ側である。(96)

家族週間 (Family Week)

RI 理事会は、毎年2月の第2週の「家族週間」中にプロジェクトや活動、祝賀行事を通じて家族と地域社会への献身を示すようロータリアンに奨励している。(95)

第 3 部

國際的會合
(International
Meetings)

第9章 国際大会 (Convention)

RI国際大会は、会計年度の最後の3か月間(4月、5月、6月)に、RI理事会の決定する時と場所において、開催される。但し十分な理由があれば、RI理事会はこれを変更することができる。(RI定款第9条第1節)

年次国際大会の主たる目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、RIおよびロータリー・クラブの次期役員を、鼓舞、激励しかつ情報を与え、これによって地区レベルおよびクラブ・レベルにおけるロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起こさせようとするものである。年次国際大会は、また、国際的連合体の年1度の会合であり、連合体の業務を執り行う。国際大会は、ロータリー家族の世界的会合であるから、国際大会の本来の目的を減じない限り、社交および余興番組でロータリーの親睦を祝うことは、妥当といえる。(76、90)

各ロータリアンに出席資格があるとともに、各ロータリー・クラブは国際大会に代議員を送ることができる。クラブ会員*50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送るものとする。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送ることができる。また、委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。役員および元RI会長で、現在もロータリー・クラブでシニア・アクティブ会員籍を有する人は、特別代議員である。(RI定款第9条第3節と第4節)

| | | |
|---|------------|----|
| * | 1～50名まで | 1人 |
| | 51～75名まで | 1人 |
| | 76～125名まで | 2人 |
| | 126～175名まで | 3人 |
| | 176～225名まで | 4人 |
| | 226～275名まで | 5人 |

国際大会開催地

(Site of the Convention)

RI理事会が国際大会開催地を決定する。開催地を決定するに当たり、RI理事会は、ロータリアンが国籍、人種または宗教だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。(9.010.) RI理事会が、国際大会が開かれる地域を決め、発表する。さらに、国際大会を開くことのできる国(々)、時には、(諸)都市を具体的に指示する場合もある。同一国において3年連続国際大会を開くことはできない。(64-42)

国際大会開催地選定手続

(Convention Site Selection Process)

国際大会をホストすることを希望するクラブ/地区は、世界本部のMeeting Divisionに最新の開催地選定基準の送付を依頼しなければならない。

ホスト組織

国際大会の組織および立案はホスト組織が遂行する。この組織は、多くのクラブ、多分、一つの地区を超える規模で、国際大会開催のための数々の条件を満たすのに必要な専門知識とボランティアの力を持っていなければならない。(91)

国際大会におけるRI理事会の役割

(Role of the RI Board at International Convention)

国際大会におけるRI理事会と個々の理事の役割は次の通りである：指定された国際大会行事でRI理事会を公式に代表すること；本会議、研究集会またはフォーラムに参加すること；指定されたときは、講演者、モデレーター、パネリストとして参加すること；ロータ

リ一国際研究会、青少年交換担当役員会議またはローターアクト会議などの国際大会前の会議に参加すること；RI 昼食会、晩餐会、その他の社交行事に参加すること；国際大会中に開催されるRI 理事会の会合に出席すること；会長、会長エレクトまたはRI 理事会が指定した他の責務を遂行すること。(94)

国際大会におけるクラブの代表 (Club Representation at Convention)

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、RI 定款第9条およびRI 細則第9条にある。国際大会の都度、投票に参加するのは各クラブの義務であり、代議員をRI 国際大会に出席させるか、有資格者に委任状を与えることによって投票に参加する手配をしなければならない。

各代議員(または補欠者および委任状による代理者)の資格は、信任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席することを公式に認められるためには、その代議員は、信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票用紙に査証をしてもらわなければならない。いかなる代議員も、登録料を支払ったうえ、その信任状が信任状委員会によって承認されるまでは投票することを許されない。信任状の用紙は、代議員の国際大会出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう十分の余裕をみて、各クラブの幹事宛郵送される。

選挙管理委員会 (Balloting Arrangements Committee)

各国際大会において会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名以上の選挙人から成る選挙管理委員会を設置する。この委員会は、すべての投票の準備、投票用紙の配布および投票の集計の任にあたる。この任務は、国際大会で投票が必要になった場合その他の票決を要する場合にも適用される。

国際大会における投票 (Voting at Convention)

正当な信任状をもつ代議員、委任状保持者、および特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する。投票は、細則並びに国際大会手続規則に従って行われるものとする(RI 定款第9条第5節)

投票手続

国際大会の投票は口頭で行われる。但し、役員の指名、選挙について細則に別段の規定のある場合と、1977年規定審議会で採択され(決議77-105)、1980年、1983年、1986年に改正された国際大会手続規則に詳述されている例外規定を除くものとする。

単一移譲式投票

国際大会において選挙される役職に、3名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票が用いられる。このような候補者の氏名の記載順序は投票用紙ごとに変えなければならない。

単一移譲式投票の実施方法

3名以上の候補者がいる場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組みになっている。

- 1) 前記選挙人は、投票用紙上の、自分が第1に選んだ候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字が書かれた票が「第1選択投票」である。
- 2) 選挙人は、前項に認められた1という数字のほかに、2番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第3番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付して

いくのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

過半数の票を得た候補者が当選したものとされる。いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選者として発表する。投票の数え方の一例を次に挙げる。

A、B、C、Dと4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第1選択投票をA、B、C、Dの四つに分けて数える。この第1回の計算において誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が最も少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字2が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えていく。

しかしこのように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を得票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれ繰り入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらかを選択しているかをみる。この移譲すなわち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全項目に記入していない得票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のは移譲できないから無視することにする。“x”は第1選択の表示とみなされる。一つの投票用紙に“1”または“x”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合

何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。すなわち、第2回目の計算においては第1選択の数の最も少ない候補者、第3回目の計算においては第1および第

2選択の数の最も少ない候補者を除外していけばよい。

登録料(Registration Fee)

RI 細則第9.070. 節の規定によれば、国際大会に出席する16歳以上の者は、必ず登録のうえ登録料を支払うことになっている。登録料はRI 理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わない限り投票することはできない。

RI の国際大会 (Conventions of RI)

| 年度 | 場所 | 月日 | 登録者数 |
|------|--------------------------|-----------|-------|
| 1910 | シカゴ(イリノイ州) | 8月15日～17日 | 60 |
| 1911 | ポートランド(オレゴン州) | 8月21日～23日 | 149 |
| 1912 | デュールス(ミネソタ州) | 8月6日～9日 | 598 |
| 1913 | バッファロー(ニューヨーク州) | 8月18日～21日 | 930 |
| 1914 | ヒューストン(テキサス州) | 6月22日～26日 | 1,288 |
| 1915 | サンフランシスコ(カリフォルニア州) | 7月18日～23日 | 1,988 |
| 1916 | シンシナティ(オハイオ州) | 7月16日～20日 | 3,591 |
| 1917 | アトランタ(ジョージア州) | 6月17日～21日 | 2,588 |
| 1918 | カンザスシティー(ミズーリ州) | 6月24日～28日 | 4,145 |
| 1919 | ソールトレーク・シティー(ユタ州) | 6月16日～20日 | 3,083 |
| 1920 | アトランティック・シティー(ニュージャージー州) | 6月21日～25日 | 7,213 |
| 1921 | エジンバラ(スコットランド) | 6月13日～16日 | 2,523 |
| 1922 | ロサンゼルス(カリフォルニア州) | 6月5日～9日 | 6,096 |
| 1923 | セントルイス(ミズーリ州) | | |

| | | | | | | |
|------|------------------------------|-------|---------------|--------|------|------------------------------|
| | 6月18日～22日 | 6,779 | | 19日 | 141 | |
| 1924 | トロント(カナダ・オンタリオ) | | 5月16日～20日 | 9,173 | 1946 | アトランティック・シティー (ニュージャージー州) |
| 1925 | クリーブランド(オハイオ州) | | 6月2日～6日 | 10,958 | 1947 | サンフランシスコ(カリフォルニア州) |
| 1926 | デンバー(コロラド州) | | 6月8日～12日 | 14,678 | 1948 | リオデジャネイロ(ブラジル) |
| 1927 | オステンド(ベルギー) | | 5月16日～20日 | 7,511 | 1949 | ニューヨーク(ニューヨーク州) |
| 1928 | ミネアポリス(ミネソタ州) | | 6月12日～16日 | 15,961 | 1950 | デトロイト(ミシガン州) |
| 1929 | ダラス(テキサス州) | | 6月18日～22日 | 6,949 | 1951 | アトランティック・シティー (ニュージャージー州) |
| 1930 | シカゴ(イリノイ州) | | 5月27日～31日 | 8,453 | 1952 | メキシコ・シティー(メキシコ州) |
| 1931 | ウィーン(オーストリア) | | 5月25日～29日 | 6,804 | 1953 | パリ(フランス) |
| 1932 | シアトル(ワシントン州) | | 5月24日～28日 | 10,107 | 1954 | シアトル(ワシントン州) |
| 1933 | ボストン(マサチューセッツ州) | | 6月6日～10日 | 8,015 | 1955 | シカゴ(イリノイ州) |
| 1934 | デトロイト(ミシガン州) | | 5月29日～6月2日 | 14,312 | 1956 | フィラデルフィア(ペンシルベニア州) |
| 1935 | メキシコ・シティー(メキシコ) | | 6月3日～7日 | 10,003 | 1957 | ルサーン(スイス) |
| 1936 | アトランティック・シティー (ニュージャージー州) | | 5月19日～23日 | 9,702 | 1958 | ダラス(テキサス州) |
| 1937 | ニース(フランス) | | 6月1日～5日 | 14,035 | 1959 | ニューヨーク(ニューヨーク州) |
| 1938 | サンフランシスコ(カリフォルニア州) | | 6月7日～11日 | 15,475 | 1960 | マイアミ-マイアミ・ビーチ(フロリダ州) |
| 1939 | クリーブランド(オハイオ州) | | 5月29日～6月2日 | 11,354 | 1961 | 東京(日本) |
| 1940 | ハバナ(キューバ) | | 5月28日～6月1日 | 23,366 | 1962 | ロサンゼルス(カリフォルニア州) |
| 1941 | デンバー(コロラド州) | | 6月3日～7日 | 22,302 | 1963 | セントルイス(ミズーリ州) |
| 1942 | トロント(カナダ・オンタリオ州) | | 6月9日～13日 | 10,779 | 1964 | トロント(カナダ・オンタリオ州) |
| 1943 | セントルイス(ミズーリ州) | | 6月7日～11日 | 14,661 | 1965 | アトランティック・シティー (ニュージャージー州) |
| 1944 | シカゴ(イリノイ州) | | 5月30日～6月3日 | 9,368 | 1966 | デンバー(コロラド州) |
| 1945 | シカゴ(イリノイ州) | | 5月31日、6月5、12、 | | | |

- 6月12日～16日 12,929
- 1967 ニース(フランス) 5月21日～25日 19,362
- 1968 メキシコ・シティー(メキシコ) 5月12日～16日 11,840
- 1969 ホノルル(ハワイ州) 5月25日～29日 14,453
- 1970 アトランタ(ジョージア州) 5月31日～6月4日 10,803
- 1971 シドニー(オーストラリア) 5月16日～20日 16,646
- 1972 ヒューストン(テキサス州) 6月11日～15日 13,287
- 1973 ローザンヌ(スイス) 5月13日～17日 17,187
- 1974 ミネアポリス・セントポール(ミネソタ州) 6月9日～13日 10,015
- 1975 モントリオール(カナダ・ケベック州) 6月8日～12日 12,975
- 1976 ニューオーリンズ(ルイジアナ州) 6月13日～17日 13,935
- 1977 サンフランシスコ(カリフォルニア州) 6月5日～9日 14,168
- 1978 東京(日本) 5月14日～18日 39,834
- 1979 ローマ(イタリア) 6月10日～13日 14,429
- 1980 シカゴ(イリノイ州) 6月1日～5日 18,309
- 1981 サンパウロ(ブラジル) 5月31日～6月4日 15,222
- 1982 ダラス(テキサス州) 6月6日～9日 13,222
- 1983 トロント(カナダ・オンタリオ州) 6月5日～8日 16,250
- 1984 バーミンガム(英国) 6月3日～7日 22,452
- 1985 カンザスシティー(ミズーリ州) 5月26日～30日 12,920
- 1986 ラスベガス(ネバダ州) 6月1日～4日 18,426
- 1987 ミュンヘン(ドイツ) 6月7日～10日 26,909
- 1988 フィラデルフィア(ペンシルベニア州) 5月22日～25日 16,316
- 1989 ソウル(韓国) 5月21日～24日 38,878
- 1990 ポートランド(オレゴン州) 6月24日～27日 21,053
- 1991 メキシコ・シティー(メキシコ) 6月2日～5日 15,638
- 1992 オーランド(フロリダ州) 6月14日～17日 19,111
- 1993 メルボルン(オーストラリア、ビクトリア州) 5月23日～26日 22,083
- 1994 台北(台湾) 6月12日～15日 31,161
- 1995 ニース(フランス) 6月11日～14日 34,077
- 1996 カルガリー(カナダ、アルバータ州) 6月23日～26日 24,936
- 1997 グラスゴー(スコットランド、U.K.) 6月15日～18日 24,300
- 1998 インディアナポリス(インディアナ州) 6月14日～17日 19,020
- 1999 シンガポール、シンガポール 6月13日～16日 開催予定
- 2000 アルゼンチン、ブエノスアイレス 6月4日～7日 開催予定

第10章 地域大会 (Regional Conference)

地域大会*は、知り合いと理解を育成・推進し、意見の交換の場を提供するために開催される。一般方針として、地域大会は、同一地域において5年に1回を超えて開催しないものとし、また、その開催地は同じ年に開かれる国際大会から相当離れた土地になければならないものとする。

RI 理事会は、3年に1回を超える地域大会の開催を認可しないものとする。このような地域大会は、毎年規則正しく開催される行事というより臨時的出来事である。従って、地域大会招致には、地域大会を開く特別の事由を付記するという前提の下に、地域大会の日程を定める。(81、87)

地域大会の開催地を選定する際次の諸点を考慮に入れること：

- 1) 「主要な出席地域」内に少なくとも1万名のロータリアンが居住していなければならない。その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することができ、非常に多くの出席者が見込まれる地域を言うのである。
- 2) 国際大会が、地域大会会期の前後2年間、その地域で開かれる予定がない。(81)
- 3) 開催都市は、地域大会の独立採算性のためにも3,000人を超す出席者を収容できる設備をもっていなければならない。国際大会開催有望地と両立しないため、できれば、その収容能力は10,000人以下であること。(81)
- 4) 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行す

る機会がこれまでなかったか、または数年のうちに予定されていないこと。

- 5) しかも、最小限2,000名のロータリアンの出席が期待できること。

開催予定地は、出席を希望する全ロータリアンが国籍、人種または宗教にかかわらず出席できる場所になければならない。(19.020.1.)

当該都市は、RIへ何らの負担をかけることなく、大会の本会議にふさわしい、適当で便利な公会堂並びにその他の会議のための会場を準備するよう期待されている。どのような都市であっても、ロータリー・クラブが、RIの使う会議場の室代その他を負担しなければならないとは考えていない。むしろ、その都市(地域社会として)、市当局、あるいは商工会議所、旅行協会、または事業家やホテル業者等の類似の団体が、必要であれば会議場資金を配慮してくれることを期待している。地域大会は、経済的に自立すべきものと期待されている。(77) 地域大会の立案と開催を援助するための資金予算は、国際大会とほぼ同じ方法で行われる。(65、69)

ある年に地域大会を開くことが適当かどうかは、大会出席地域内の要望、他のRI活動を考えたうえでの大会の適否、大会開催に関する他の状況を考え合わせたうえで決められる(65、69) RI 理事会は、地域大会を開催する決定は、開催予定期日の3年から5年前までに行うようにすべきであるとの意見である。従って、RI 理事会は、今後開催される地域大会の予定表を作成するようなことはしない。(74)

* 地域大会はRI 理事会の指定した地域で開催される。

地域大会組織の手続規則

(Rules of Procedure for Organizing Regional Conference)

組織

RI 理事会は、大会を開催すべき都市および日時について決定を行い、大会開催の通知を発し、地域大会委員会を設置し、かつその委員長を指名する。RI 理事会は、できれば地域大会の開催期日より少なくとも1カ年前に大会開催の通知を発することになっている。会長は、大会の議長（主宰すべき役員）となる。事務総長は、地域大会および地域大会委員会の幹事となるものであるが、RI 事務局の職員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会出席のロータリアンが、立法機関を構成することはない。従って、RI またはロータリー・クラブを拘束するような決議を行うことはできない。

地域大会委員会

地域大会委員会を設置するに当たっては、RI 理事会は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れる。大会委員会は、RI 理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない部面すべてに関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを起草して RI 理事会の承認を受けるものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任をもつものとする。ホスト・クラブ実行委員会として知られているホスト・クラブの地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

事務総長

事務総長は、広報、財務、会場の選定と設備、出席の推進、登録、ホスト・クラブとの協力運営上のあらゆる任務に対し第1の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行す

るに当たって、ホスト・クラブの協力を要請し、ホスト・クラブの手腕や能力をできる限り活用するものとする。事務総長は、また、プログラムおよびその関連事項に関して、大会委員会に協力し、大会の運営については、RI 理事会に対し、第1の責任を負うものである。RI 地域大会事務局長は、事務総長の代理人であって、事務総長が第1の責任をもつ運営上の多くの業務を代行する。

ホスト・クラブ

ホスト・クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を歓待する責任がある。歓待計画はすべて RI 地域大会委員会の承認を受けなければならない。ホスト・クラブは、事務総長と協力して、事務総長が第1の責任を負っている運営業務の多くを遂行する。

ホスト・クラブよりの大会招致

地域大会を招致したいクラブは、希望する大会の開催予定期日の少なくとも36カ月前に、事務総長の手許まで大会の招致状を提出しなければならない。この招致状に添付する説明書に含まれるべき事項は次の通りである：

- 1) 地域大会開催予定の会場並びに収容能力。但し RI またはロータリー・クラブへ負担をかけずに使用できるか否かを明記のこと。
- 2) 利用できる一級および二級ホテルの室数およびその宿泊料の範囲。
- 3) 地域大会の開催月に関する希望とその理由を述べた書状。RI としては10月ないし11月を希望しているが、少なくとも9月15日から1月15日のあいだに開催しなければならない。(81)

また、地域大会をホストしようというクラブ・グループ、地区、地区グループからの地域大会招致も奨励されている。但し、地区の場合、ガバナーが、地区内クラブの過半数の承認を得て、招

致状を出すものとする。(87)

クラブまたは地区からの地域大会開催の申込書の受理については、添付すべき契約書も含めて、すべて国際大会招致に関して定められた規則、手続と同一のものが適用される。この諸規則には、次のような明確な方針が含まれている：

- 1) RI 理事会は、ホスト・クラブ地域が地域大会を支援すると明記した招致状を優先する。地区の決議またはその他によって、地域大会直前の1月現在のホスト・クラブ地域のロータリアン総数に等しい同地域からの登録によって支援を表明した招致状を優先する；
- 2) RI 理事会が、ホスト・クラブの区域を含む地域を定め、これがホスト地域とみなされる；
- 3) ホスト地域のクラブに所属するロータリアンは、大会をホストすることに関連して、特別な出費を招くことを考慮して、RI 理事会は、ホスト地域の特別登録料を定めることになっている。その額は、他のロータリアンの登録料より約25パーセント低くなると思われる；
- 4) 登録誓約を報告する地区大会その他の決議は、ホスト・クラブ招致を継続審議するためにも開催日の36カ月前までに事務総長に受理されなければならない；
- 5) ホスト地域のクラブまたは地区大会の決定でこのような登録支援が撤回された場合、RI 理事会が、その地域大会開催地の継続審議を行うかどうか決めるものとする。(80)

出席 (Attendance)

世界のどの地域のロータリアンも地域大会に参加できるが、地域外のクラブからの出席を得るために特に努力する必要はない。

余興 (Entertainment)

余興は地域大会開催国または地域の郷土色豊かなものであるべきである。趣味がよく、経費をあまりかけないもので、プロである必要はない。(81)

地域大会に関する広報

(Public Relations for Regional Conference)

RI 理事会は、地域大会のプログラムを立案するに当たって、プログラムの広報面に力を入れるべきであると考えている。そうすれば、はっきりとした広報目標がその地域で達成できるし、そのうえ、ロータリーの全体的知名度を高めることができる。

地域大会

(Regional Conference)

今までに開催された地域大会は次の通りである。

| 太平洋地域 | 開催時期 | 登録者数 |
|-----------------|----------|-------|
| ホノルル、ハワイ | 1926年5月 | 433 |
| 東京、日本 | 1928年10月 | 568 |
| シドニー、オーストラリア | 1930年3月 | 736 |
| ホノルル、ハワイ | 1932年6月 | 335 |
| マニラ、フィリピン | 1935年2月 | 220 |
| ウェリントン、ニュージーランド | 1937年3月 | 312 |
| シドニー、オーストラリア | 1956年11月 | 1,940 |
| メルボルン、オーストラリア | 1981年11月 | 4,461 |
| アデレード、オーストラリア | 1986年11月 | 1,006 |

欧州、北アフリカおよび東地中海地域 ハーグ、オランダ

| | | |
|-----------|---------|-----|
| ローザンヌ、スイス | 1930年9月 | 763 |
| | 1933年8月 | 700 |

地域大会

ベニス、イタリア

1935年9月 1,514

ストックホルム、スウェーデン

1938年9月 1,513

オステンド、ベルギー

1954年9月 1,576

アムステルダム、オランダ

1956年10月 2,421

カンヌ、フランス

1959年9月 2,264

ローマ、イタリア

1970年11月 3,187

イエーテボリ、スウェーデン

1980年8月 585

南アメリカ

バルパライソ、チリ

1936年3月 331

サンチャゴ、チリ

1960年11月 1,655

モンテビデオ、ウルグアイ

1969年12月 2,667

ブエノスアイレス、アルゼンチン

1983年9月 2,900

(概数)

モンテビデオ、ウルグアイ

1993年11月 1,705

カリブ海-メキシコ湾

ハバナ、キューバ

1937年3月 500

サンファン、プエルトリコ

1966年11月 1,666

カラカス、ベネズエラ

1985年11月 1,980

中央アジア

ペナン、海峡植民地

1938年4月 170

アジア

デリー、インド

1958年11月 2,913

ソウル、韓国 1979年9月 9,096

マニラ、フィリピン

1984年11月 2,885

ニューデリー、インド

1987年10月 10,501

バンコク、タイ

1996年10月26日-28日

10,337

第11章 会長主催会議(Presidential Conference)

国際ロータリー会長主催会議は、会長就任年度中の各会長の総合的プログラムの一部となっている。そのため、時期、開催数、開催地、プログラムは年度によってそれぞれ異なる。プログラムの内容は、全般として、会長の奉仕プログラムの所期の目標を助長することを目的としている。対象とする出席者は、所定の会議開催地域の現ロータリー指導者ではあるが、すべてのロータリアンが出席できる。会議はRI予算の下に計上されるが、その目標がロータリー財団平和プログラムの基準を満たしているなら、財団に補助金を申請できる。

会長主催会議の指針 (Guidelines for Presidential Conference)

- 1) RI 会長は、所定の会議開催地の6人のロータリー指導者から成る会議委員会を設置する。この会議の委員長は、できれば、現または元RI中央役員でなければならない。他の2名の委員は、現または元地区ガバナーでなければならない。残りの3名の委員は、開催都市のロータリアンでなければならない。
- 2) 会議委員会は、開催予定日の少なくとも6カ月前までに、事務総長任命の職員と、開催都市で会合をもち：
 - a) 推奨会議プログラム（会長の意図する会議の目的と目標に基づく）を作成し、会長の承認を得る；
 - b) 会議に参加する基調講演者とパネリストを会長に推薦する；
 - c) 会議開催地のロータリー指導者で会議の紹介者、モデレーター、グループ討論指導者、調査委員を務める人を会長に推薦する；
 - d) 予想される経費を随うため会議の推奨予算と登録料を考え、会長の承認を得る；
 - e) 推奨広報計画を練り、会長の承認を得る。
- 3) 委員会は、次のことを実施して、各種施設と支援の確保を援助する：
 - a) 開催予定地域のロータリアンで、公式参加者の交通の便を図るための車、コンピュータ機器、複写機などを使わせてくれる人を見つけること；
 - b) ホーム・ホスピタリティーの手配（会議のプログラムに含まれている場合）；
 - c) 公式参加者を空港で出迎え、会議場まで送り届ける手配；
 - d) 資金、物品、サービスの法人協賛をとりつけること；
 - e) 娯楽や文化プログラムについての助言（プログラムに含まれている場合）
- 4) 事務総長から任命されたRI事務局職員が会議委員会と協力して、会長の承認した通りのプログラムを実施する。(92)

最近のRI 会長主催会議
(Recent RI Presidential Conference)

| 年度 | 都市 | 開催日 | 登録者数 |
|------|-----------------|-----------|------|
| 1995 | アラスカ、アンカレッジ | 10月5-7日 | 301 |
| 1995 | ニューヨーク、ニューヨーク | 10月12-14日 | 410 |
| 1996 | チェコ共和国、プラハ | 11月15-17日 | 555 |
| 1996 | アルゼンチン、ブエノスアイレス | 12月10-11日 | 989 |

| | | | |
|------|----------------|-----------|-------|
| 1997 | 南極とアルゼンチン | 1月9-12日 | 285 |
| 1997 | エジプト、カイロ | 2月22-24日 | 612 |
| 1997 | ロシア、セントペテルスブルグ | 10月2-5日 | 642 |
| 1997 | エチオピア、アジスアベバ | 11月14-15日 | 247 |
| 1998 | ブラジル、リオデジャネイロ | 3月20-21日 | 1,400 |

第12章 協議会(Assemblies)

国際協議会

(International Assembly)

国際協議会は、毎年RI細則第19.010.2.項に従って決定した時と場所で開催される。国際協議会は、RI管理に不可欠な国際会議である。協議会は、ガバナー・エレクトの数と居住地を考慮して、便利がよく経済的な場所で開かれる。国際協議会の開催地を選ぶに当たり、RI理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。(19.010.2.)

目的

国際協議会の目的は、ガバナー・エレクトに対して、ロータリー教育と管理上の任務に関する指導を行い、かつ、エレクトと他の出席者に、来る年度のロータリーのプログラムと活動の実施方法を討議・計画する機会を与えるものである。(19.020.1.)

とりわけ、国際協議会は次のことを行う：

- 1) ガバナー・エレクトを励まし、やる気を起こす；
- 2) 会長エレクトが発表したRIのテーマとRIの新プログラムの説明と実施；
- 3) ガバナーがRIの継続中のプログラムと活動を実施する効果的な方法；
- 4) クラブと地区の指導者に情報を伝え、訓練し、意欲を与える実践的技術。

参加者

協議会は、RIの会長、理事、会長ノミニ、理事エレクト、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI役員ノミニ、RI各種委員会委員長およびRI理事会が指

定するその他の者から成る。国際協議会は特別の目的をもった会合なので、出席者は前記参加者とその近親者に限定されている。(74) 協議会への児童の出席は控えるべきである。特別な状況の下に、児童の出席が正当化されるような場合、協議会のかかり前にRI会長に書面で許可を求めなければならない。児童の出席は、会長の裁量のみによって許可される。(90)

配偶者の会議

(Spouse Session)

各協議会には、配偶者自身の参加する活動的プログラムが含まれている。それは、ロータリー情報プログラムと意欲を高めるような本会議と討論の会議を含む。(95)

経費支弁条件

国際協議会に出席する参加者和其他の者の経費は、協議会への全期出席を果たした人に対してのみ支払われる。但し、やむを得ぬ事情(不可抗力の旅行遅延、病気など)がある場合は、会長が一般規定の例外として支払を許可できる。

文献の配布

(Distribution of Literature)

国際協議会の参加者に配布される文献その他の資料は、RIによって出版されまたは配布されるものに限られている。その他による文献、資料の配布は許可されていない。(63)

資金拠出の懇請 (Solicitation of Funds)

RI理事会の事前の明白な承認なしに国際協議会で資金拠出の懇請をすることは認められない。ロータリー財団に対して補助金を要請することも、これに含まれる。(94)

**国際協議会におけるRI理事会の役割
(Role of the RI Board at the
International Assembly)**

国際協議会におけるRI理事会と個々の理事の役割は次の通りである：指定されたときは、本会議や他の行事において講演者、モデレーター、パネリストとして参加すること；ガバナー・エレクト上の出席する行事で公式ホストの役割

を務めること；ガバナー・エレクトの研究と教育の内容をよく知っておくこと；RI理事会の注意を引くと思われるロータリーの問題または傾向を見極めること；協議会中に開かれるRI理事会の会合に出席すること；会長、会長エレクトまたはRI理事会が指定した他の責務を遂行すること。(94)

第13章 研究会(Institutes)

ロータリー国際研究会

(Rotary International Institute)

RI 理事会の判断で、RI の元役員と現役員のための研究会を開催できる。研究会は毎年開かれるのが一般的である。この研究会は、国際協議会および国際大会と同時期に開催されるのが慣例であり、できれば、同一の場所、設備、条件の下で開催される。

目 的

国際研究会により、現役員と元役員は、ロータリー計画とプログラムを深く知り、その結果、所属クラブと地区の有益な顧問として自分を高める機会に恵まれる。研究会は、また、国際レベルの元役員と現役員の意見を聴く機会を指導者に提供し、ロータリーの現在および次期指導陣に役立つ。

参 加 者

国際研究会は、RI の現役員と元役員およびその近親者のすべてが参加できる。場所の都合により、出席を制限しなければならない場合もある。RI 理事会は、出席者数を考慮して、現および元役員の中で優先すべき人を定めることができる。その他の場合は、申込順に登録する。

国際協議会との関係

国際協議会と同時期に国際研究会を開催することにより、研究会参加者は、教育的で感銘深い特別の機会に恵まれる。場所の都合がつけば、国際研究会参加者は、本会議の催しに出席できる。

経 費

国際研究会は、完全に独立採算性の下に運営される。すなわち、参加者の登録料で、職員の援助も含め全費用を賄

わなければならない。国際研究会は、会長の許可を得れば、民間または法人の協賛者への財政支援を要請してもよし、受領することもできる。(94)

ロータリー研究会

(Rotary Institutes)

ロータリー研究会は、研究会の対象範囲の地域に居住しているRIの元、現、次期役員の出席と参加を目的とする会合である。会長とRI理事会と事務総長は、この人たちの理解ある完全な支援と協力を必要としている。RI理事会は、このような支援、協力、理解のための重要で有益な伝達手段としてロータリー研究会の意義を大いに認めている。(74、94) ロータリー研究会は、管理面の責務または権限をもたない、情報提供のための会合である。(97)

RI理事会は、ロータリー世界のさまざまなゾーンで、または、複数のゾーン合同で、研究会を開くことを承認している。特別な事情があれば、一つのゾーン内で二つ以上の研究会を開催できる。開催予定地は、出席を希望する全ロータリアンが国籍、人種または宗教にかかわらず出席できる場所になければならない。(19.020.1.)

目 的

研究会の目的は：

- 1) 財団も含め、RIの方針やプログラムを現および元RI役員に正確に報告する；
- 2) こうした方針やプログラムについての一層の支援を奨励し、同時に改善や刷新について意見を求める；
- 3) ゾーン・レベルで成功を収めたプログラムで、RI理事会がより発展させたいと考えるようなプ

プログラムの進展をRI理事会に報告する；

- 4) ガバナーが指導力を発揮できるように励まし、やる気を起こし、情報を伝える；
- 5) 学び、討論し、勇気づけられるような場を提供する。このことによって、すべての参加者に親睦の心とチームの一員という意識が芽生える。(97)

参加者

各研究会に出席できるのは、元、現、次期RI役員とそのゲストに限られている。但し、他の人が招集者から招待される場合もあるし、会長または事務総長の要請で出席することもある。ホストを務めるロータリアンや他の地元の人が、招集者の研究会運営を補佐できる。さらに、会長または会長エレクトの講演など、研究会の特別行事のオブザーバーとして地元のロータリアンを招待することもできる。

会長と会長エレクトは、ロータリー世界の知識と経験を深め、ゾーン・レベルのロータリー指導者がロータリーの現在および将来の動向を理解し、考察できるようにできるだけ多くの研究会に参加することが奨励されている。しかし、周知のように、会長または会長エレクトは数々の任務を負い、拘束されていることを考慮すると、限られた数の研究会にしか出席できそうもない、と思われる。

ロータリー財団代表1名(現または元管理委員が望ましい)が、財団の目標を達成し、元、現または次期役員を高めるために出席するものとする。このような出席について、研究会その他の資金から経費が支給されない場合、宿泊費、食費、その他現地での経費などは、財団の負担とする。(97；管理委員会92)

組織

各研究会の組織とプログラムは、会

長の指名した招集者が指導、監督する。招集者は、通常理事または直前理事で、研究会における会長の代理という役割を果たす。招集者は、研究会を組織する人たちを任命する。この人たちが、諸準備や時間割を作成し、招集者の承認を得る。

招集者は、研究会の時間割、プログラム、財務を完全に掌握したうえで、委員長と会計を任命する。委員長は、研究会の会合の組織づくりの責任を負う。会計は元RI役員でなければならない。会計は、研究会予算の作成と資金の使途、支出について招集者とゾーンに対して責任を負う。地元のガバナーは、招集者の要請に応じて招集者を補佐する以外の役割をもたない。

手頃な経費で最大の出席と参加を推進するために、ゾーン四つを超える地域で研究会を計画してはならない。(97)

RI理事会は、ロータリー研究会招集者がゾーン内で遵守されている主要な宗教行事とかち合わない日にロータリー研究会を開催するよう全力を尽くすことを奨励している。(98-226;98)

プログラム

研究会は、別の会議またはセミナーの時間を含めないで、通常、会期2日から3日で、比較的若い参加者にも便利と思われる時に開催しなければならない。ゾーン内に居住している元RI理事には、講演者、パネリスト、討論指導者、研究会実行委員会の委員長と委員としてプログラムに参加する機会を用意しなければならない。ロータリー財団代表には、財団について主要な講演をし、財団プログラム、目標、財務、問題について参加者に最新の情報を提供し、参加者の質問に答える機会を用意しなければならない。

RI理事会は、各研究会で審議する論題を毎年提起する。但し、研究会はゾーンのニーズや要望に合わせて、論題を削除したり追加したりすることができ

る。招集者は、RI 理事会に提出された前年度の研究会報告書（決議も含む）1部を、前年度の報告書に関するRI 理事会決定1部とともに、各研究会のプログラムに含めなければならない。招集者は、都合がつけば、研究会参加者と地元のリロータリアン都市連合会の予定を組むものとする。事務総長は、RI 職員を指定し、研究会プログラムに参加させ、報告させる。招集者は、適切であれば、この職員を使うことができる。(97)

前後の会合

研究会の主要なプログラムは主として元RI 役員を対象としている。ガバナー、ガバナー・エレクト、ロータリー財団地区委員長のための別個の会議またはセミナーは非常に有益であるので、招集者の許可を得て、研究会と同じ（または近くの）時期と場所で開くことができる。このような会議またはセミナーは、招集者の指示の下に開かれる。別個の会議またはセミナーは、研究会の主要プログラムまたは国際協議会のプログラムに抵触したり、重複したりしてはならない；RI の方針およびRI の開発した情報に沿ったものでなければならない；研究会そのものと別に推進しなければならない。ガバナー・エレクトのセミナーまたはロータリー財団セミナー、余興などの催しは、研究会前の行事、または研究会後の行事ということを明確にしたうえで実施しなければならない。研究会出席者と別の人が参加する場合もあるからである。(97)

財務

各研究会は、登録料または自発的寄付によって、経済的に自立していなければならない。地区は、研究会の費用を支払うよう期待されていないが、ロータリー研究会の会計に自発的寄付をすることはできる。但し、地区大会（または他の会合）が事前にその具体的金額を承認し、その寄付が研究会の運営費にだけ使われる場合に限られる。

招集者は、手頃な価格の会場と宿泊施設を確保し、社交行事の数と費用、講演者の費用、ロータリーまたはゾーン以外からの来賓を最小限にすることにより、費用をできる限り抑える努力をしなければならない。RI は、招集者またはその代理が作成した契約書すべてを検討、承認する機会をもち、タイムリーにRI と保険保有者に保険内容の詳細を提出することに全面協力するという条件の下に、各研究会のために十分な金額の責任保険に加入する。すべての経費を支払った後、残額があれば、次期研究会の招集者および会計と協力して、次期研究会に繰り越すものとする。(97)

報告

すべての招集者は、各研究会閉会后60日以内に事務総長に正確な要約報告を提出しなければならない。報告書は、別個のセミナーや会議を含めないで、研究会だけを対象とする。別個の会合の報告は後日別に送付しても差し支えない。研究会会計は、収支報告書に署名のうえ、すべての参加者に、これを配布するものとする。(97)

各招集者は、研究会の収支を詳述した財務報告を事務総長とゾーン内の各ガバナーに送付しなければならない。事務総長は、毎年第3回または第4回の理事会会合で審議するために、適切な所見と勧告を加え、すべての研究会の報告をまとめるものとする。(94)

the polymerization of *l*-lysine, the *l*-lysine monomer was used as the initiator. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h. The polymerization of *l*-lysine was carried out in the presence of the initiator and the monomer at 60 °C for 24 h.

第14章 規定審議会(Council on Legislation)

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する。この権限のよりどころは、RI定款の第10条およびRI細則第7条と第8条にある。

審議会の会議

(Meetings of the Council)

規定審議会は3年に1度RI理事会の定める時と場所で開催される。審議会は、4月、5月または6月、できれば4月に招集されるものとする(RI定款第10条第2節)。また、規定審議会は、ある国で1度開催されると、少なくとも2回別の国で開催されない限り、同一国で開催することはできない。但し、理事会は、財政的その他のやむを得ざる理由があれば、理事会全体の3分の2の賛成票で、別段の決定をするものとする。(RI定款第10条第2節) 審議会の開催地を選ぶに当たり、RI理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない(8.140.)

審議会の構成

(Membership of the Council)

代表議員の資格条件

各地区は、1名のロータリアンで代表されるものとする。このロータリアンは、RI役員を全期務めた人(または特別な事情の下に現ガバナーかガバナー・エレクト)で、自分が代表する地区内のロータリー・クラブの会員でなければならない。(8.020.)

審議会代表議員を務めるためには、次のことをしたための書面を事務総長に提出しなければならない：

- 1) 審議会代表議員の資格要件、任務および責任をはっきり心得て

いること。

- 2) この任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、意思および能力をもって
- 3) 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。(8.050.2.)

代表議員の選挙

各地区内のクラブは、審議会で地区内クラブを代表するロータリアンを1名選ぶ。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。代表議員の選挙は、審議会が開かれるロータリー年度の直前ロータリー年度に開かれる地区大会で行われるのが普通である。代表議員が務めを果たせない場合に備えて、補欠議員もそのとき選ぶ。

いかなるロータリー・クラブも、地区内のクラブを代表する、資格を備えた候補者を会員の中から1名指名できる。地区大会に出席する各選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。最高票数を得た候補者をその地区内クラブの審議会代表議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とする。クラブの選んだ代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内の資格を備えたロータリアンをもう1名任命して、その務めを果たさせることができる。(8.050.)

各地区は、ロータリーの現在の方針、手続、プログラムに精通していて、規定審議会に出席できる最も適格のロータリアンを、審議会代表議員に選ぶよう奨励されている。RI理事会は、地区内クラブがその意思で代表議員を選ぶことができる、ということを認識しているが、審議会代表議員は、代表議員の

明確な任務を遂行しうるかどうかによって選ぶのであって、地区内の個人としての評判で選ぶのではない、ということを強調している。代表議員の役割は、真剣かつ責任ある立場とみなすべきであり、単にガバナー経験者であればよいというわけでない。(87、96)

代表議員の任務

代表議員の任務は次の通りである：

- 1) クラブが審議会に立法案を提出する場合その作成を援助すること；
- 2) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること；
- 3) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- 4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な考察を加え、審議会に自分の見解を的確に伝えること；
- 5) RIの公正な立法当務者として行動すること
- 6) 審議会の会議に、会期の全部を通じて出席すること；
- 7) 審議会終了後、審議会で行われた審議について地区内のクラブに報告すること；さらに、
- 8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談に乗ること。

(8.030.)

代表議員の準備

代表議員が審議会の準備をし、それによって、立法過程を強固なものにするように、RI理事会は、審議会直前の地区大会の本次会议のうち1回は立法案の討議を含めることを勧めている。立法案の審議と討議のために地区の特別会合を開催し、クラブ役員をこうした会合に招かなければならない。その目的は、クラブ役員が立法案を明確に理解し、同時に、審議会代表議員が、地区

内クラブの意向を理解することである。(38) このような討議は、審議会代表議員にとって貴重であるが、代表議員を拘束するものではない。代表議員が、豊富な情報を得て、各案件に偏見をもち、審議会に到着し、すべての見解を考慮し、自主的、客観的に投票することが重要である。

投票権を有しない議員

投票権を有する議員のほか、投票権を有しない審議会議員もいる。審議会は、副議長と議事運営手続の専門家の援助を得て議長が司会する。三者とも、審議会開催の年に会長が任命する。可否同数の場合、議長席にある議長または副議長が採否を決する1票を投じることができる。

審議会が開かれる年のRI定款細則委員会委員は、立法案の発表前に、すべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。定款細則委員会はまた、立法案の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠点や欠陥について審議会に報告する。定款細則委員は審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。その任務は下記の通りである。審議会の投票権を有しない特別議員は3名以下とし、会長が任命し、審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。この特別議員は、立法案すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する。(8.010.3.、8.010.7.、8.090.)

投票権を有しない審議会議員には次の人が含まれる：会長、他のRI理事会のメンバー、元会長、事務総長を10年以上務めた人、管理委員会の選んだロータリー財団管理委員1名が、投票権を有しない審議会代表議員である。(8.010.4.；8.010.5；8.010.6.) 事務総長も投票権を有しない議員で、審議会幹事を務める。または、会長の承認を得て、幹事を務める適格のロー

タリアンを任命することができる。
(8.040.4.)

審議会運営委員会

審議会運営委員会は、審議会議長、副議長、定款細則委員によって構成される。この委員会は：

- 1) 審議会の会議運営手続規則を推奨する；
- 2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する；
- 3) 立法案またはその修正案の中に、委員会または審議会が、欠点または欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草する；
- 4) 審議会から指定された立法案の書き直し作業に当たる；
- 5) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、RI 細則と標準ロータリー・クラブ定款の関係箇所の修正文案を作成する；
- 6) 審議会の報告書を作成する。さらに、関連箇所を修正する必要がある場合、その修正をする。
(8.120.、8.120.1.)

立法案(Proposed Legislation)

立法案を提出しうるのは、クラブ、地区大会、RI 理事会、審議会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会もしくは大会である。立法案は、制定案または決議案という形で審議会に提出することができる。

ガバナーは、ロータリアンから成る小規模の委員会を任命するよう奨励されている。このロータリアンは、地区内から提出される立法案を検討し、このような立法案について地区大会でロータリアンの力となり、報告するために、審議会に出席したことのある人が望ましい。(96)

制定案

RI 定款細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する意図をもつ立法案が制定案である。制定案は、組織規定の関係条項の全文を明記して提出しなければならない。削除する文章には削除のしるしをつけ、新しく文章を付け加える場合はその全文を明確に示さなければならない。

制定案は次のような様式で事務総長に提出しなければならない。

制定案

(簡潔に提案の要旨を書く)の件
提案者 _____

(規定名、第 条、第 節)を次のように改正すると RI は制定する：
(改正を示す箇所にしるしを付け、条項の関係箇所を挿入)

PROPOSED ENACTMENT

To (state concisely the purpose of proposal)

Proposed by _____
IT IS ENACTED by RI that the
(Document, Article _____,
Section _____), be and hereby
is amended to read as follows:
(insert affected portion of
document with markings to
show changes)

適正に作成された制定案の一例：

制定案

名誉会員の再選挙に関する規定を改正する件

提案者 _____

標準ロータリー・クラブ定款第 10 条第 2 節第(c)項を次のように改正すると国際ロータリーは制定する。

- (c) 名誉会員の会員身分は、理事会が名誉会員身分の終結を勧告し、クラブが3分の2の多数でこの終結を票決するまで本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しか

しながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

(本文終わり)

注：削除する文章には、抹消の線を引くが、改訂された本文に載ることはない。改訂される文章にはアンダーラインを引く。

決議案

決議案は、RIの組織規定を改正したり、抵触したりすることなく、意見を表明したり、方針や手続を推奨したりする案件である。決議案は次のような様式で事務総長に提出しなければならない。

決議案

(簡潔に要旨を書く)の件

提案者

RI理事会が次のことを考慮するようRIは決議する

または(年度)規定審議会の次のような意見でRIは決議する

(以下決議文を記載)

PROPOSED RESOLUTION

To(state concisely the purpose of proposal)

Proposed by _____

IT IS RESOLVED by RI that the Board of Directors of RI consider...

(or IT IS RESOLVED BY RI that, in the opinion of the (year) Council on Legislation...

(and then give the words of the resolution).

適正に作成された決議案の一例

決議案

安全な水の供給を援助している団体の支援を奨励する件

提案者

RI理事会は安全な水の重要性を認識して、次のことを決議する。容易で持続

可能な技術を使って、住まいから比較的近い場所で人々に安全な水を供給する力になることを、すべての地区やクラブに対して奨励する。

クラブと地区の提案

ロータリー・クラブが立法案を提出する場合、その案件は、クラブの理事会から会員に提出され、正式に採択されたものでなければならない。それから、その案件は採択されたことを証明するクラブの会長と幹事の署名した書簡を添えてガバナーに送付されなければならない。地区が立法案を提出する場合、その案件は、地区大会かクラブの郵便投票を通じて採択されたものでなければならない。

正式に立法案を提出したとみなされるためには、審議会の開催されるロータリー年度の前年度の6月30日までに事務総長に書面で提出しなければならない。さらに、クラブの提出する立法案は、地区の審議に関する細則の規定を満たしていなければならない。
(7.030.1.)

規定審議会の審議に付されるために、立法案を適切な様式で作成することは、提案者の責任である。しかしRI理事会は、クラブおよび地区の要請があれば、制定案を提出する前に、RI定款細則委員会が、制定案の案文の起草、訂正および修正をできる限り援助することを認可している。(79)

地区の承認

クラブの立法案は必ず地区大会(グレート・ブリテンおよびアイルランド内地区審議会)に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。但し、時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブに立法案を提出することもできる。クラブから事務総長に提出される立法案は、正規の手続で審議されたこと、さらに票決による賛否を明記したガバナーの証明書を添

付するものとする。クラブは、賛否にかかわらず、審議された立法案を事務総長に送付しても差し支えない。(7.030.)

締切日

制定案と決議案は、審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに事務総長の手許に書面で提出されなければならない。クラブが提出する制定案と決議案は、地区内の他クラブがその立法案を審議したという証明書も添付しなければならない。審議会と理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。(7.035.)

理事会の検討

RI 細則の規定によると、定款細則委員会がRI 理事会に代わって、すべての立法案の全文を調べ、明らかに提案を無効、不適切にするような不備な個所につき、提案者に勧告する。そして、できれば、修正か代案を推奨する。(7.040.)

立法案が(i) 正規の手続で提出されていない、あるいは(ii) 欠陥がある、と決定し、できる限り、適切な改正を勧告したが、受け入れられなかった場合、RI 理事会は原案を審議会に回付しないよう指示できる。このような場合、提出者にこの旨連絡し、提出者は、RI 理事会の決定を、審議会議員の3分の2の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる。(7.050.2.) 実質的に同種の立法案が提出されている場合、RI 理事会は折衷案を勧告できる。提出者たちが折衷案に同意しない場合、RI 理事会は同種の提案の趣旨を最もよく表現できるような代案を審議会に回付するよう指示できる。(7.050.1.)

決議案が「RI のプログラムの範囲内にはない」とRI 理事会が決定した場合は、審議会へ回付されない。このような場合、提出者にこの旨連絡し、提出者は、

理事会の決定を、審議会議員の3分の2の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる。(7.050.3.)

出版

立法案提出締切後、事務総長は、適法に提案されたすべての立法案の写しを、規定審議会が開かれるロータリー年度の12月31日までに、各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。立法案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。立法案の財政面への影響もこれに含める。立法案の要旨は各クラブに送付するものとする。(RI 定款第16条第3節；7.050.5.；標準定款第17条第3節；97)。

修正

提出者は、既に提出した立法案の修正案を、審議会の開催予定日の2カ月前までに、事務総長に提出できる。事務総長は、このような修正案すべてを審議会に回付するものとする。(7.050.4.) そのほかには、「会議運営手続規則」に従って、審議会の議場でのみ修正が認められる。(第15章を参照のこと)

趣旨および効果

立法案件そのものが専門用語を使うため、その趣旨と効果があまり明確でない場合がしばしばある。出版時に各案件の後に載っている説明によって、立法案の提出理由が明確になり、どういった変更が生じるかを示すことができる。

賛成および反対の声明

クラブ、地区大会、RIBI の審議会または大会、規定審議会、RI 理事会は、審議会に提出された立法案（制定案も決議案も含む）について声明を出すことができる。この声明は、立法案に対して賛成、反対または見解を述べるもので

ある。この声明は、通常の書簡箋の片面1頁以内に限られている。このような声明は、審議会が開かれる少なくとも60日前までに事務総長に受理されなければならない。この声明はすべての審議会議員へ回付される。(94)

手続(Procedure)

各審議会は、議事の運営に必要と考える手続規則を採択する権限を有する。しかし、RI 理事会は、適切な手続規則を推奨し、これが採択されてきた。これで、通例の審議会手続と民主的手続が保たれている。審議会代表議員は、審議会で効果的に行動できるように、本手続要覧の第15章の「会議運営手続規則」を入念に研究しなければならない。各案件は、たとえ出版物で公表されていたとしても、審議会で審議するためには審議会議員によって動議が提出され、賛成が得られなければならないということに、クラブと地区は特に注意を払わなければならない。

報告および承認

(Report and Ratification)

審議会後、採択された案件すべてに関する決定の報告書が各クラブに送付される。その時点で、各クラブは、立法案採択における審議会の決定に反対の意思を1票投じる機会を与えられる。75名を超す会員数を有するクラブは、直前の7月1日現在の会員数に基づいて2票以上の投票権を有する。投票権を有する総投票数のうち10パーセント以上が反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のため、一時保留とされた場合、事務総長は、RI 細則第8.130. 項の規定に従って郵便投票を行うものとする。クラブが投じる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合

については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったかのように復活するものとする。(8.130.)

規則制定と決議の現在 (Status of Enactments and Resolutions)

審議会が採択した制定案の結果は、現行の組織規定に記載されることになっている。決議は、審議会の決定報告に記録され、それぞれの所期の目的を果たすまで効力を保ち続ける。RI 理事会は、一定の期間のみ施行される決議または後の決議によって補足された決議を勘案しながら、どの決議が現に効力を有するかを随時決定する権限を有する。このような決定は、決定がなされた年の国際大会で会長から、または事務総長報告で事務総長からクラブに伝えられる。

財務 (Finances)

規定審議会の開催される年には、各クラブは規定審議会の費用を賄うために会員ひとりひとりにつき、米貨1ドルの追加金を支払う。規定審議会に出席するクラブ代表議員のための費用を支払った後、残額があれば、審議会の運営費に使うことができる。RI 理事会は、審議会関係の収支についてクラブに報告するものとする。(17.030.2.)

理事会に対する建議案

(Memorials to the Board)

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブまたは地区は、RI 理事会に建議案を提出することを考慮しなければならない。組織規定の改正が必要でない多くの場合、提出者の目的は、建議案によって、より効果的に、より速やかに達成することができる。しかし、ロータリー・クラブもしくは地区が組織規定の改正を必要もしくは望ましいと考える場合、このような立法案は、RI 理事会でなく当該クラブまたは地区から提議されるべきである。

第15章 会議運営手続規則(Rules of Procedure)

1. 規定審議会の会議運営手続規則 (Rules of Procedure--Council on Legislation)

RI 理事会は、次の会議運営手続規則を推奨している。この規則は、RI の組織規定を補足することを目的としたもので、規定審議会で用いるものである。この会議運営手続規則は、1998 年規定審議会で採択された制定案 98 - 160 に一致させるために審議会で採択されたものである。この手続規則は、理事会、定款細則委員会、審議会運営委員会の検討によっては、2001 年審議会で改訂される場合もある。

規定審議会の会議運営手続規則は、RI の会合で討議、決定をする際、必要に応じて修正しながら使うことができる。しかし、RI 国際大会については、本章の II に述べられている会議運営手続規則に従って運営されている。

第1節 定義(Definitions)

アルファベット順に記載してある次の語や字句は、それが使われている文中で別段の指示がない限り、次のような意味をもつものとする。

「議長」(Chairman) -- 審議会の会議を進行させる役員。審議会の議長または副議長のいずれでもよい。

組織規定(Constitutional documents)--RI 細則に明記されている3種類の資料。すなわち、RI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款。

欠点 (Deficient) -- 次のような立法案を意味する：

- i) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある立法案；
- ii) 組織規定の関係箇所をすべて

改正していない立法案。

欠陥(Defective)-- 次のような立法案を意味する：

- i) その採択が法令に反する立法案；
- ii) 決議の形式でありながら、RI 組織規定の文言と精神に抵触する行為を伴う立法案；
- iii) RI 細則または RI 定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する立法案、または RI 定款に抵触するような方法で RI 細則を改正する立法案；
- iv) 管理または施行が不可能なような立法案。

規則制定(Enactment)-- RI 細則第 7.010. 節に明記されている組織規定を改正しようという審議会決定をいう。

立法(Legislation)-- 審議会が正規の手続で採択した規則制定と決議。

過半数の投票(Majority vote)-- 動議の承認に必要とされるのは単純多数決または3分の2の投票。必要とされる過半数は次のように決定される：

- 1) 単純多数決とは、出席投票議員の提案の反対票を1票以上上回る賛成票を必要とする。
- 2) 3分の2の投票とは、出席投票議員の提案の反対票の2倍以上の賛成票を必要とする。

出席投票議員(Members Present and Voting)-- 賛成または反対の投票を行う議員。投票を棄権する議員は、出席投票する者とは認めない。

動議 (Motion) -- 議員が審議会に決定を求める提案。動議には本動議と会議運営手続の2種類があり、以下にその説明をする。

日程 (Order of the day) -- 審議会に提出される案件の審議時間；制定案と決議案の関連審議；審議会で審議中の案件の討議に議員が発言する制限時間に関し、出席投票議員の単純多数決によって採択した議事進行に関する手続。立法案件の審議順序もこれに含まれる。

提案者 (Proposers) -- RI 細則第 7.020. 節と第 7.030. 節に規定するように審議会に提出したクラブその他の提案資格のある者。

定足数 (Quorum) -- RI 細則第 8.100. 節に規定するように議事を進めるのに、その出席が必要とされる、投票権を有する議員数。

決議 (Resolution) -- RI 細則第 7.010. 節で明記されている、組織規定を改正しない審議会決定。

第 2 節 審議会議員 (Members of the Council)

すべての審議会議員は、投票権を有すると有しないにかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。但し、投票権を有しない議員はいかなる案件にも投票することはできない。審議会議員は、正規の信任状手続を踏めば、審議会の会期中議員を務めることができるが、補欠議員または代理に代わったり、代わりを務めさせることはできない。RI 細則第 8.100. 節に規定するように、各投票代議員は、投票に付される各提案に 1 票を投じる資格がある。審議会に委任状による代理者の投票はない。

第 3 節 議事順序 (Order of Business)
審議会の議事順序は次の段階を順に踏

む：

- 1) 審議会の信任状委員会が事前に行う、定足数を満たす出席の確認に関する報告。
- 2) RI 細則第 8.110.1 項に規定する手続規則の採択。
- 3) RI 細則第 7.050.4. 項に規定するように、審議会の審議を求めて正式に提出された立法案の審議会への回付。
- 4) RI 細則第 7.050.2 項と 7.050.3 項の規定に基づき、RI 理事会が、審議会に回付しないと決定した立法案の追加動議に対する決定。審議のため立法案を追加しようという動議は討議も修正もできない。しかし、定款細則委員会は、その案件を審議会に回付しなかった理由について簡潔に説明してもよいし、また動議の提案者は、その理由に不満があれば、それについて簡潔に説明してもよい。このような動議は RI 細則第 7.0050.2. 項と第 7.050.3. 項に規定するように「審議会議員の 3 分の 2 の同意」を得なければならない。
- 5) その日の審議順序と他の必要な順序の採択。
- 6) RI 細則第 7.050.6. 項に規定するように正規の手続で提出された立法案と先に提出されている修正案の審議と決定。
- 7) 信任状委員会からの最終報告。
- 8) 審議会の散会。

第 4 節 議員による動議 (Motions by Members)

審議会の決定を求める動議は、投票権を有すると有しないにかかわらず、各審議会議員が提出できる。動議には本動議と会議運営手続に関する動議の 2 種類がある。本手続規則の次の 2 項でそれを概説する。

- A. **優先。** 本動議の討論または討議中、この提案に関する会議運営手続に関

する動議を提出し、審議会の審議を求めることができる。議長が、会議運営手続に関する動議を受理したなら、この動議は、審議中の本動議に優先し、本動議をさらに審議する前に審議会の決定に付されなければならない。

- B. 必要とされる投票。動議の採択には、組織規定または他の規則によって3分の2または他の多数決が必要とされない限り、出席投票議員の単純多数決を必要とするにすぎない。

第5節 本動議(Principal Motions)

本動議とは、適正に提出された制定案または決議案の採択のために審議会議員が行う手続である。すべての制定案と決議案は、本動議の対象となつてから、審議会で審議できる。一つの立法案件の承認を求める本動議は、原案または本手続規則の第9節に規定するように修正した形で提出できる。本動議が審議会議員から提出され、議長が受理した場合、本規則に別段の規定がない限り、審議中の議案の処理が終わるまで、審議会は他の本動議を審議できない。

第6節 会議運営手続に関する動議(Procedural Motions)

いろいろな目的に利用できる会議運営に関する動議がいくつかある。優先順位は議長が決定する。最も一般的な会議運営手続に関する動議をアルファベット順に以下に掲げる。

A. 修正。

これは、審議中の議案に修正を加えようとする動議である。このような動議は討議できる。本規則第8節に規定する場合にのみ修正できる。

B. 討議終結。

これは、審議中の議案の討議を終結させる動議である。この動議については討議も修正もできない。議案について既に発言をしている議員はこの動議を提出することができない。

議長が、本議案について十分に討議されたと判断したならば、この討議終結の動議を受理し、表決にかけると。この動議が3分の2の多数で承認された場合には、討議は打ち切れ、議長は審議中の議案を採決する。但し、審議中の議案が本動議の場合、本動議の提案者は結びの論議をする時間を通常通り与えられる。討議終結の動議が3分の2の多数で承認されなかった場合、審議中の議案についての討議が続く。

C. 審議延期。

この動議は、一定の日時まで上程されている議案の審議を延期するものである。このような動議は、討議および修正を行うことができる。延期の動議が採択されたなら、関係議案の審議は、指定された日時まで、または実質的な限り指定日時に近いときに再開される。

D. 再審議。

審議会の先の決定を再審議する動議で、本動議による決定の再審議のみに利用できる。このような動議は、本項に定める場合のみ討議できるが、修正はできない。決定の再審議に関する動議は、同日または翌日の審議会に提出されなければならない。先の決定の動議提出者には、どの再審議が求められているかについて適切な形で通知しなければならない。この動議は、多数側に立って投票した議員が次のような形で提出することを要する。「議長、私は多数側の1人として制定案(決議案)番号の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします。動議についての発言は、動議に賛成の者2名、反対の者2名に限り許されるものとし、これらの発言が終わった後直ちに採決を行うものとする。4人の発言者の意見の陳述には2分間の時間が与えられる。この動議の成立には3分の2の賛成投票が必要である。再審議という動議が支持された場合、

その本動議の審議は、議長から別段の指示がない限り、承認済み審議順序の最後に置かれるものとする。本動議の提出者が再度開会の論述を許されないことを除いて、通常の討議規則が適用される。

E. 理事会への付託。

これは、立法案にさらに検討を加えるためにRI理事会に付託し、よって審議会での審議から除こうという動議である。この動議は討議できるが修正できない。

F. 手続規則の一時停止。

この動議は、特定の場合または審議会会期中、本手続規則の一つまたはいくつかの特定の規定を一時停止しようという動議である。この動議については、討議も修正もできない。審議中でない場合に限り、このような動議を提出できる。採択には、3分の2の承認を必要とする。

G. 審議保留。

この動議は、審議会が審議中の議案の審議を不特定の後日まで延期しようという動議である。後日の時期を特定したなら、審議保留の資格はない。この動議については討議できるが、修正できない。このような動議が採択されると、延期された議案は、再開の動議が提出され、採択されない限り、審議会ですべて審議できない。会議運営手続に関する動議が保留とされたなら、その対象である本動議もまた保留とされる。但し、議長が例外を決定した場合を除く。

H. 審議再開。

この動議は、先に審議保留とした案件を採り上げて審議を再開するものである。この動議については討議できるが修正できない。

会議運営手続に関する動議のチャート (Chart for Procedural Motions)

| 動議 | 討議 | 修正 | 採決 |
|--------------|-------------|-------------|-------|
| A. 修正 | 可 | 可 (条件付き) | 単純多数決 |
| B. 討議終結 | 不可 | 不可 | 3分の2 |
| C. 審議延期 | 可 | 可 | 単純多数決 |
| D. 再審議 | 可 (条件付き) | 不可 | 3分の2 |
| E. 理事会に付託 | 可 | 不可 | 単純多数決 |
| I. 手続規則の一時停止 | 不可 | 不可 | 3分の2 |
| G. 審議保留 | 可 | 不可 | 単純多数決 |
| H. 審議再開 | 可 | 不可 | 単純多数決 |

第4節 動議の提出 (Offering of Motion)

審議会において案件の議事に入るには、まず議員から、「動議」を提出する。これは、組織規定と本規則に従って審議会が特定の決定をしようという提案である。動議を提出するには、議員が起立して議長から発言の許しを得る。発言の許し得た後、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこれこれの動議を提出いたします」と言う。本動議を除くすべての動議に対してはもう1名の議員の「賛成 (セカンド)」が必要である。賛成者は起立して議長から発言の許しを得る。許しを得てから、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに審議会から表明されなかった場合には、議長のほうから賛成者を求めることができる。議員から動議の賛成が得られなかった場合、本動議以外の動議は審議会で審議されない。

第8節 動議の修正 (Amendment of Motions)

他の動議を修正しようという動議は、次の条件に従わなければならない。

A. 書面による修正。

他の動議に修正を加えようとする動議は議長に書面で事前に提出するものとする。但し、修正案が口頭で明確に理解できるという根拠があれば、議長はこの規定を無視できる。議長は、書面でこの動議を受け取った後、このような動議が正式に提出されたことを述べる前に、審議会運営委員会によって趣旨を明確にし、さらに審議会のために、このような修正案を複写し配布するのに、もっと時間が必要か否かを決めることができる。このような場合、議長は、その基調となる本動議、関係する運営手続規則に関する動議の審議を特定のとしまで延期することができ

る。

B. 他の制約

次のような状況では、他の動議を修正しようという動議は適切でないし、議長は受理しない。

- 1) 審議中の動議と密接な関係のないもの。運営手続規則に関する動議なら、基調となる本動議の目的に関連がなければならぬ。すなわち、修正に名を借りて別な新しい問題を持ち込むようなことをしてはならない；
- 2) 否定の形をとっている原案を肯定の形をするなど審議中の動議の趣旨を逆転させるもの；
- 3) 審議会が既に決定した問題と同一内容のもの；
- 4) 審議中の議案について実質的な内容に変更のないもの；
- 5) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの；
- 6) 何ら意味のある修正を提案したこととならないような文言を審議中の議案に削除または挿入するもの。
- 7) 取るに足らないもの、または馬鹿げたもの。

C) 修正案の修正。

別の動議を修正しようという動議は、議長が別個の修正動議として後で審議するために修正案を後回しにするより、修正案の修正動議を受理したほうが便利だし、理解しやすく決定した場合に限り、修正できる。他の動議を修正しようという修正動議案は、議長が受理したなら、討議できるが、修正はできない。

D) 修正の採決。

原案に対する修正が提案されたときは、まずその修正案の採決を行う。修正案に対する修正が提案された場合には、審議会はまずその修正案に対する修正案を採決してから、原案に対する修正案の採決を行う。

第9節 本動議の表決
(Action on Principal Motions)

本動議の表決は、次の形のいずれかによるものとする。

A) 原案または修正された形。

事務総長から審議会に適正に回付された立法案件の承認を求める本動議は、次の形式のいずれかでなければならぬ：

- 1) 立法案集に当初発表された原案の通り採択する。
- 2) RI 細則第7.050.4.項に従って修正の正文を書面で公表していたときは、提案者が修正した通りの立法案を採択する。

審議のため提出されている立法案件を修正したい提案者の代理は、そのような修正の書面による通知が細則の第7.050.4.項に従って提出されていない場合、採択のための動議が出された後、立法案件の修正動議の使用を通じて初めて修正することができる。その場合、修正動議を上程するに当たって、提案者の代理が使う時間は、本動議上程に充てられる時間の一部とみなされる。

B. 提案者の代理。

立法案を提出したクラブと地区は、それぞれの地区の投票権を有する議員によって審議会に代理を送っているとみなされる。但し、提出者がそのような提案について別の審議会議員を審議会議長に通知していて、その指名された議員がそのような代理を務めることに同意していた場合はこの限りでない。審議順序によって立法案件が採決される予定のとき、提案者の代理にそのような案件の採択動議を提出する優先権がある。代理が採択動議を提出できないとき、どの議員もその採択動議を提出できる。

C. 動議が提出されない場合。

次の立法案件の議事に入ると発表さ

れ、議員から動議が提出されなかった場合、そのとき、この案件は撤回とみなされ、その後、本動議の対象となることはない。但し、提案者の代理が、然るべき理由で案件を上程できなかった場合、議長は後で代理にその案件の本動議を提出することを許可できる。

D. 採択または否決。

立法案採択の動議が表決に付され、その動議が所定の投票数によって承認されると、その案件は採択とみなされる。その動議が所定の投票数によって承認されない場合、その案件は否決とみなされる。

第10節 討議(Debate)

審議会のすべての議員は、いかなる議案の討議にも参加する資格がある。審議会の議員でない人は、このような討議に参加できない。

A. 発言者の確認。

議長が動議の正式提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることはできない。議員は、議長から発言の許しを得たうえ、自分の身分を証明した後初めて発言をすることができる。

B. 冒頭と結びの論述。

本動議の提出者には、議題に関して冒頭と結びの論述を行う権利が認められる。且程に別段の取り決めがない限り、提案理由の説明に3分間の時間が与えられるものとする。その後、実質的な論評または反対意見があった場合、本動議の提出者は、討議の結びに2分間の時間を与えられるものとする。提出者が特別許可を申請し、議長から認可されていない限り、提出者は本動議に関する討議において発言することはできない。

C. 討議の制約。

本動議の提出者以外の議員は、許可を求め、議長から許可を得た場合を除き、動議の討議について1回に限り発言が認められるものとする。そ

の問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることはできない。審議中の議案に関する議員の発言は、日程に別段の取り決めがない限り、1回に2分を超えないものとする。但し、前述の本動議の提出者、出席投票議員の単純多数決の同意のある場合は、この限りでない。

D. 討議のバランス。

議長は、賛成者と反対者に等しく意見を表明する機会を与えるよう努めるものとする。

第11節 採決(Voting)

通常の採決方法は、発声投票か挙手である。議長は直ちにその結果を発表する。もし議長の発表結果の正確さについて疑念を抱く議員があれば、その議員は、他の議事に進む前に、直ちに「賛否分離方法による採決」を要求すべきである。この方法による採決の要求があった場合または議長が賛否分離方法を望んだときは、議長はまず、賛成側の起立を求め、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。議長が、まだ、確信をもてない場合、または、議員が2回目の賛否分離方法による採決を要求した場合、今度は、議長が、直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行わなければならない。この場合には、賛成側の起立を求めてこれを数え、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。計算係が集計し、議長がこの報告を発表する。

第12節 異議の申し立て (Appeal of a Ruling)

議員は、RI細則第8.110.2項に従って、議長の行った決定に対して異議の申し立ての動議を提出することができる。異議の申し立てはセカンドを必要としないが、異議の申し立ては、議長の裁定が行われた直後にのみ提出しうるものとする。もし何かほかの討議や議事があいだに入ってしまうと、もはやこの

動議の提出はできないことになる。異議の申し立ての動議については、討議できるが修正はできない。議長が、異議の申し立ての問題について発言する場合には、議長席に着いたままで、自分の行った決定についてその理由を説明することができる。理由の説明には3分間を与えられる。異議の申し立ての討議において、議員の発言はいずれも1回限りとする。但し、討議が終わったときに、決定に対する反対意見に答える場合の議長についてはこの限りでない。各議員の動議に関する発言は2分間とし、議長が決定に対する反対意見に答えるために2分間を与えられる。問題は「議長の決定を支持されますか」という言葉で審議会に問いかけられる。議長の決定を覆すには、出席投票議員の多数決が必要である。投票の結果が可否同数となった場合には、議長の決定が支持されたことになる。

第13節 議事進行に関する事項 (Parliamentary Points)

議員は、議事進行に関する事項を申し出ることによって意見を述べたり、質問を投げかけたりすることができる。これは動議ではないので、セカンドは必要ない。これについては討議も修正もできない。場合によっては議長の裁定が必要とされる。

A. 特権事項：これは、審議会と審議会議員に認められている権利および特典に関する議員の発言である。次の事項が特権に属すが、これだけに限られない：

- 1) 審議会の構成に関するもの；
- 2) 会議場の暖房、採光、換気とか議員のための好適な環境の保持に関するもの；
- 3) 騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など；
- 4) 会議に出ている役員や議員の行動に関するもの；
- 5) 議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの；

- 6) 傍聴人や訪問者の行動に関するもの；
- 7) 公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。

審議会の特権事項は、議員の特権事項に優先する。

B. 進行手続に関する事項

これは議員が組織規定または本細則の違反に対して、注意を喚起したり、抗議をしたりするものである。議長は、進行手続に問題がないか、また進行手続に問題がないとしても違反をただす適切な措置を決定する。

C. 情報の要請

討議中の問題にだけ関係のある事実または手続についての情報を要請するものである。議長がその件が適切かどうか決定する。議長がその要請を適切と裁定すると、議長は、要請された情報を提供するか他の審議会議員にその要請に応えるよう依頼できる。事務総長がそのような要請に応えるよう依頼された場合、事務総長は職員を指定して、その要請された情報を提供させても差し支えない。

第14節 休憩 (Recesses)

審議会は、議長によって、休憩したり、議事の合間に休憩をはさむことができる。あるいは議員が休憩を入れたり、日程の議事を終えたりする動議を提出できる。この動議については討議も修正もできない。

第15節 立法案の撤回

(Withdrawal of Legislation)

立法案は、本動議の対象になっていない場合、次のような方法で、審議会の審議から除くことができる。提案で、1人または複数の立法案提案者の代理が、審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。審議会に提出された提案が二つ以上の地区から提出されている場合、

関係地区すべての提案者代理が審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。このような代理は、議長がその趣旨を認めた場合、立法案を議場で撤回することもできる。提案が本動議の対象になっている場合、審議会の許可を得て、本動議の提出者によって初めて撤回できる。

第16節 審議会によって提出される立法 (Legislation Proposed by the Council)

審議会そのものも RI 細則第 7.020. 節に規定するように、決議案を提出できる。決議という形式で次の審議会に審議する制定案を提出できる。議員が審議会に代わってこのような立法案の提出を希望する場合、まず、所定の期限内に議長に提案を書面で提出し、審議会運営委員会の点検を受けなければならない。審議会運営委員会が、点検後、必要であれば提案の本文を明確に作成する。議長は、その決議案が審議会に審議される時間か、または審議会に審議する資格のない理由を発表する。決議案が審議会に審議することを承認された場合、このような決議案を点検のため議長に提出した議員が、その採択動議を提出する資格を有する。このような動議は他の本動議と同じように討議することも修正することもできる。

第17節 資料の配布 (Distribution of Materials)

審議会の投票権を有する議員が開催都市に到着後、立法案の賛否に影響を及ぼすような事柄に関する資料を配布することはできない。但し、そのような配布について議員が合意を求め、出席投票議員の単純多数決によって承認されている場合はこの限りでない。配布の禁止は、審議会前に審議会議員に先に提供された賛成または反対資料、あるいは RI 理事会の提供する情報には適用されない。本節に違反して配布された

資料は、審議会議員が無視し、議長がその対策を講じても差支えない。

第18節 日程の修正 (Amendment of Order of the Day)

日程はその目的で適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。

第19節 手続規則の修正 (Amendment of Rules)

手続規則は、出席投票議員の単純多数決による当初の承認後、そのために適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。その承認には、出席投票議員の3分の2の賛成が必要とされる。

第20節 その他の手続事項 (Matters of Procedure Not Covered)

この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI組織規定にその解決を求めるものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員は審議会に対して異議の申し立てをすることができる。

II. 国際大会手続規則 (Rules of Procedure--Convention)

RI国際大会の議事運営手続は、1977年規定審議会で採択された(77-105)。以後、1980年(80-97)、1983年(83-193)、1986年(86-226)の審議会で改正された。この手続は、RI理事会が審議会で使うよう推奨した手続規則と似ているが、次の点が異なる。

-- 代議員は、正式な資格のあるクラブ代議員、委任状による代理者、国際大会特別代議員で、それぞれが国際大会で投票権を行使できる。(RI定款第9条第5節)

-- 国際大会の全クラブ数の10分の1を

代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会の本会議の定足数とする。(9.080.1.)。

-- 国際大会手続規則には、「全員委員会」の規定が含まれる。

-- 各種委員会の報告および「討議できない」という議事運営手続を除くすべての動議は、国際大会の議場において討議することができる。但し、国際大会が、その時の出席投票選挙人の投票の3分の2の多数をもって、討議を用いないでこれら进行处理すべきことを決定した場合はこの限りでない。

国際大会手続規則は次のような投票手続を定めている：

1) 国際大会における投票は、本手続規則またはRI細則に別段の定めある場合を除き、口頭によるものとする。議長が投票結果を発表するものとする。あるいは、「賛否分離方法による採決」を指示することができる。

2) 議員が発表結果の正確さについて疑念を抱いた場合、その議員は直ちに「賛否分離方法による採決」または起立投票を要求できる。起立した選挙人を1票と数えるものとする。

会長または議長は、必ずしも実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣することができるものとする。そして実数を数えることとする要求が遅滞なく行われ、20名に達する他の選挙人が発言の機会を与えられてその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする。

要求があり、20名が同調した場合、会長または議長は直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行わなければならない。今回は、賛成側の起立を求めてこれを数え、次に、賛成側が着席してから反対側を起立させてこれを数える、という方法による。議長は計算係の報告を発表するものとし、この発表をもって最終とする。

役員の指名・選挙の場合は、選挙人は、自分の所持する代議員の信任状の数と委任状の数だけ投票する資格があるものとする。但し、特別代議員は、特

別代議員としての資格においては、国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。

第4部

ロータリー財団

(The Rotary Foundation)

000000

000000

(00000000000000000000)

第16章 組織および目的(Organization and Purpose)

RI 定款第12条とRI 細則第21条に規定されているRI のロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。本手続要覧の黄色の頁に、ロータリー財団細則が載っている。

財団の目標 (The Objective of the Foundation)

ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的関係を助長することである。

ロータリー財団の使命は、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。

管理委員の任命と組織 (Appointment and Organization of Trustees)

RI 細則第21条の規定によると、会長が、RI 理事会の承認を得て、13名の管理委員を任命する。財団細則の規定によると、管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる委員会とそれぞれの任務を決定する。管理委員会委員長が、その委員会と小委員会の委員と委員長を任命する。その委員会の名称と委員の氏名は公式名簿に記載されている。

ロータリー財団事務総長 (General Secretary of The Rotary Foundation)

財団事務総長は、RI 理事会によって選ばれた同一ロータリー年度のRI 事務総長と同一人とする。事務総長は管理委員会と委員長の指示の下にロータリー財団の管理と財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う。(ロータリー財団細則第5条第5.8節) 事務総長は、財団のこれらの任務のいずれをも、RI 事務局において事務総長の監督下にある管理役職者に委任できる。(93)

ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committees)

RI 理事会と管理委員会は次のことを決定した。各ガバナーは、就任のかかり前に、地区ロータリー財団委員会(District Rotary Foundation Committee--DRFC)を設置するものとする。DRFCは、1人の委員長と8人の小委員会委員長によって構成される。地区委員会と小委員会の全委員は、ガバナーが任命する。できれば、DRFC委員長と小委員会委員長はパスト・ガバナーでなければならない。委員の任期は3年とし、任期をずらして委員の継続性を図り、毎年委員全員が入れ替わるようなことは避けなければならない。

小委員会は、担当する活動分野において経験豊かなロータリアンをできる限り委員としなければならない。次のような小委員会を設置することを勧奨する：

- 1) 年次寄付
- 2) 計画的寄付/大口寄付または恒久基金

- 3) 財団情報
- 4) 奨学金
- 5) 研究グループ交換
- 6) 補助金
- 7) 学友

- 8) ポリオ・プラス
小委員会それぞれの任務は、「ロータリー財団要覧」(300-JA)に記載されている。

第17章 ロータリー財団のプログラム

(Programs of the Rotary Foundation)

RI理事会と財団管理委員会は、ロータリー財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として、次のプログラムを承認した：

ロータリー国際親善奨学金
大学教員のためのロータリー補助金
研究グループ交換
人道的な国際プロジェクトのための
同額補助金

ヘルピング・グラント

災害救援補助金
保健、飢餓追放および人間性尊重
(3-II) 補助金

3-II 計画準備助成金

ロータリー・ボランティア補助金
世界社会奉仕カール・ミラー助成金
とDDFによる世界社会奉仕助成
金

新人道的補助金

平和プログラム

ポリオ・プラス

ポリオ・プラス・パートナー

すべてのロータリー財団プログラムの申請手続、資格基準、関係締切日は「ロータリー財団要覧」(300-JA)に解説されている。

ロータリー国際親善奨学金 (Rotary Ambassador Scholarships)

国際親善奨学金プログラムは、民間の留学プログラムとしては、世界最大のものである。ロータリー・クラブの所在する他国で勉学または研修を受けるためにロータリー国際親善奨学金が授与される。勉学期間中、ロータリー奨学生は、留学先の国で親善使節を務める。5種類の国際親善奨学金が利用できる。

1学年度国際親善奨学金

1学年度奨学金は、他国で1学年度(通

常9カ月)勉学するものである。

マルチ・イヤー国際親善奨学金

マルチ・イヤー国際親善奨学金は、他国で学位取得を目指し、2年または3年間勉学するもので、その奨学金の額は、1年につき一律である。

文化研修のための国際親善奨学金

文化研修のための国際親善奨学金は、3カ月または6カ月間、他国で集中的に語学強化研修を受け、他国の文化に溶け込むためのものである。

ジャパン国際親善奨学金

ジャパン国際親善奨学金は、日本の地区のみが利用できる試験的プログラムで、日本語研修と日本文化に触れる機会を提供するものである。(管理委員会93)

職業研修奨学金

職業研修奨学金は、他国で実際の研修を受ける機会を候補者に提供するための試験的プログラムである。(管理委員会95)

5種類の国際親善奨学金すべての目的は、次のようなプログラム目標を通じて国際理解と世界平和を助長しようというロータリー財団の全体的使命を支援することである：

- 国際理解を深めるために親善使節を派遣すること；
- ロータリーの象徴する高度の理想の範囲内においてすべての奨学生に高度の国際理解の念を植え付けること；
- 奨学生、特に開発途上国の奨学生に、必要な技術を身に付けさ

せること；

- 先進国の奨学生には、開発途上国ならではの問題や課題について学ばせること。

ロータリアンは、財団寄付だけでなく、毎年奨学生を派遣したり、受け入れたりすることも実施して、国際親善奨学金プログラムを支援している。その助言と指導があればこそ、人類のニーズを解決できるだけの思いやりと理解をもつ男女が国際親善奨学金プログラムから誕生するのである。

地区で受領できる奨学金

地区財団活動資金(District Designated Fund--DDF)の額、また、地区による教育的プログラム分野へのシェア配分額に応じて、クラブや地区が国際親善奨学金を利用できる件数が決まる。

寄贈奨学金

所得の高い国々の地区は、自らが選んだ地区に奨学金を寄贈することによって、低所得国の優秀な候補者を支援でき、その結果、国際親善奨学金プログラムの第3番目の目標の『奨学生、特に開発途上国の奨学生に、必要な技術を身に付けさせること』に貢献できる。ロータリアンの参加と親睦を深めるために、寄贈地区と受領地区による合同選考手続が、寄贈奨学金候補者選考に使われている。奨学金を他地区に寄贈する詳細については、「シェア配分の手引き」(184-JA)を参照のこと。さらに、管理委員会は、金額を問わず地区財団活動資金の一部を奨学金基金と指定する機会を地区に提供し、その基金から「低所得国の候補者に奨学金を授与する計画を承認した。(管理委員会98)

資格

ロータリー財団奨学金候補者は、指導力、コミュニケーション能力、奉仕への熱意など、その程度を測ることができる、「親善使節」としての優れた資質

を立証しなければならない。申請者は、奨学金を支給される時点で、大学課程を少なくとも2年修了しているか、高校を卒業しているか、一般に認められた職業に少なくとも2年間従事していなければならない。

選考

申請書の締切日は個々のクラブが設定する。しかし、財団締切日の10月1日より以前の3月から7月15日まででなければならない。地区確認の申請書は、奨学金支給年度前の10月1日までに必ずロータリー財団に届いていなければならない。ロータリー財団管理委員会が承認した申請者には、毎年12月15日までに教育機関指定の通知が送付される。

プログラムの実施

ロータリーの国際親善奨学金プログラムの成功の鍵は、奨学金の国際親善の目標達成に当たる、スポンサー地区とホスト地区の顧問ロータリアンの役割にある。ガバナーは、地区後援の下に海外へ行く奨学生のひとりひとりについてスポンサー地区顧問ロータリアンを任命し、また、自分の地区に留学してくる海外の奨学生のホスト地区顧問ロータリアンを任命しなければならない。任命されたロータリアンは、奨学生を地域社会に溶け込ませ、留学年度前、留学中、留学後も奨学生との連絡を絶やさないようにしながら、ロータリーの理想と活動を奨学生に教育する責務を負う。

国際親善という職務を遂行するために、奨学生は、奨学金期間中、ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー以外のグループを訪問、講演しなければならない；地区大会、財団晩餐会、ロータリー・クラブとローターアクト・クラブのプログラムと奉仕プロジェクトに参加しなければならない。帰国後は、奨学生は、クラブ例会や地区大会、財団晩餐会、学友の活動に参加

し、これから海外に旅立つか、スポンサー地区で勉学する奨学生のオリエンテーションを援助しなければならない。奨学生がロータリー・クラブと地区の諸活動に積極的に参加する機会や講演の義務を果たせるようにするのは、スポンサー地区とホスト地区の顧問ロータリアンの責務である。(管理委員会 93)

国際親善奨学金プログラムの詳細、候補者の資格条件、申請手続は、最新版の「ロータリー財団国際親善奨学金」(132-JA)、「ロータリアンのための国際親善奨学金と大学教員のためのプログラム指針」(012-JA)、「国際親善奨学金要覧」(133-JA)に載っている。

大学教員のための補助金 (Grants for University Teachers)

大学教員のための補助金プログラムは、ロータリーの最も重要な重点事項—教育とボランティア奉仕とを結び合わせたものである。大学教員のための補助金プログラムの本来の目的は、低所得国での高等教育を強化しながら、国際理解と友好を推進することである。この補助金は、奉仕期間3カ月-5カ月間あるいは6カ月-10カ月間、低所得国(自国以外)の大学で、実用的分野の教鞭を執る大学教員に授与される。低所得の国とは、1人当たりのGNPによって定義される。こうした補助金の受領者を推薦するのは、シェア・システムの下に大学教員のための補助金を特に選んだロータリー地区で、補助金はロータリー財団が管理する。大学教員の奉仕であるから、ロータリアンもロータリアンでない人も、この補助金を受領できる。申請者は、3年以上、常勤で大学に奉職していなければならない(引退している場合、奉職していたことがなければならない)。このプログラムに関する詳細は「大学教員のためのロータリー補助金」(193-JA)と「ロータリアンのための国際親善奨学金と大学教員のためのプログラム指針」(012-JA)に

載っている。

研究グループ交換 (Group Study Exchange--GSE)

ロータリー財団研究グループ交換は文化と職業のまたとない交流の場を提供する。それは、組織的な旅行、個人交流、ホームステイを通じて国際理解を推進する機会である。このプログラムは、専門職務に携わる若い男女チームが異なる国に属す地域への訪問を交換するものである。ロータリアンのチーム・リーダーが各チームを率いる。配偶者は、チームに同行できない。(管理委員会 96)

このプログラムの目的は、専門職務経験の浅い若い人々に対して、その専門職務の技量と指導力を磨き、地域社会のニーズと国際化の進む職場のニーズに対処できるようにすることである。また、派遣国と受入国のあいだに人道的プロジェクトを確立するための世界社会奉仕の機会を提供する。そのプロジェクトを通じて、健康管理、教育、または他の人道的諸問題の具体的ニーズに取り組むことができる。4-6週間の研究グループ交換の体験には次の活動が含まれる：

職業活動。他国での職業の実践を見守り、それぞれの分野におけるアイディアの相互交換をする。こういったことは、最終的には、関係地域社会すべてのためになる。

文化経験。参加者が、他国、他国民、施設を研究できるようにし、世界各地の多様な文化への理解を推進する。

親睦の機会。チーム・メンバーとホストが、親睦と善意の精神で相会し、語り合い、生活を共にして、互いの問題、抱負、地域への関心事を思いやり、永続的な友情と理解を培う。

ロータリアンの参加。専門職務に従事し、人生の形成期にある若い人々に、他国と異文化の中で、その職業についてロータリアンの経験豊かな展望を提供しながら同時に、研究チームを派遣、

受け入れ、その教育を共に経験する機会をロータリアンに提供する。こういったことがロータリーの世界的使命を高める。

研究グループ交換の資格を有する地区

補助金を受ける資格を取得するには、地区は、地区大会もしくは地区協議会における決議によって、あるいは郵便投票によって、地区内クラブの3分の2が、このプログラムへの参加申請を承諾・支持することを表明し、さらに要請されれば訪問チームのホストになることに同意したことを証明しなければならない。

交換で達成される明確な目的と目標を記入した申請書を11月1日までに財団に提出しなければならない。各地区は、希望する相手地区または地域を表明できるが、組み合わせの最終決定は、管理委員会が行う。管理委員会は、地区が事前に手配した組み合わせ（地区同士で手配した組み合わせ）を尊重する。多様な文化、言語、地域を含む地区の組み合わせに好意を寄せる。（管理委員会96）

資格条件

チーム・メンバーは、一般に認められた事業または専門職務に現在フルタイムで従事していなければならない。職業に就いて、まだ経験が浅く、年齢25-40歳まででなければならない。候補者は、プログラムの国際理解という目的を推進するために、指導力、柔軟性、寛容という資質を実証しなければならない。チーム・メンバーは、ホスト国の言語にある程度堪能でなければならない。

チーム・リーダーは、特に国際奉仕において経験豊かなロータリアンであって、自国とロータリーに精通していなければならない。リーダーはホスト国の言語に堪能でなければならない。元地区ガバナーはチーム・リーダーを務めることができる。但し、地区内ロータ

リアンにこの指導的役割に就く機会を提供したが、語学、職業、その他のニーズなど交換の特別条件のため、元地区ガバナーが最適任の候補者として選ばれた場合に限られる。（管理委員会97）

選考

地区は、性別にかかわらず、最も適格の候補者から成るチームを選ばなければならない。地区研究グループ交換選考委員会は、推薦クラブが面接、確認した候補者の中から、チーム・リーダーとチーム・メンバー全員を選考する。地区ガバナーが選考の資格条件を確かめ、申請書に確認をする。

プログラムの実施

従来のGSEは、異なる職種の人によって構成されていたが、多様で創意に富む構成が可能になった。同種の専門職務（例えば、医学、教育、薬物濫用カウンセリング、農業など）に従事する会員の単一職業チームなら、他国で実践されている特定の職業をじっくり考察できる。文化チームには、受入地区のロータリアンに才能を披露し合える芸術家、音楽家、言語学者が含まれる。プロジェクトの開発を支援する交換には、受入地区の人道的ニーズを探し、1件または数件の人道的な財団補助金案を携えて帰国するチーム・メンバーが参加する。ポリオ・プラスGSEチームのメンバーは、専門知識を分かち合い、ポリオの撲滅を実現する。隣国や新ロータリー国との交換も可能だし、管理委員会委員長の承認を得れば、ロータリー・クラブのない国との交換も可能である。（管理委員会96）

研究チームは、到着時点から出発時点までホスト地区の管理下にあるのが普通である。旅行計画に他地区が含まれる場合ですら、ホスト地区が、研究計画立案、日程作成、地元交通手配、チームの受入、活動の用意、できる限りのホーム・ホスピタリティを引き受け、その責務を負う。研究旅行は大変疲

れるものである、ということ認識し、日程に十分な自由時間を含めることが重要である。

このプログラム、候補者の資格条件、申請手続、補助金の支給条件の詳細は、「研究グループ交換」(160-JA)、「研究グループ交換地区指導者の手引き」(165-JA)、「研究グループ交換チームの手引き」(164-JA)に記載されている。

人道的な国際プロジェクトのための

同額補助金

(Matching Grants for International Humanitarian Projects)

同額補助金プログラムの目標は、ロータリー財団の目標の推進に寄与する方法として、ロータリー・クラブと地区が他国のロータリアンと協力して人道的な世界社会奉仕プロジェクトを遂行するのを援助することである。(管理委員会92) 財団は、承認された国際奉仕プロジェクトに、クラブと地区の寄付額の同額を、最高米貨50,000ドルまで授与する。

このプログラムは：

- 1) クラブと地区の国際規模の相互交流によって国際性を推進する；
- 2) クラブがよりよい社会奉仕ができるようにする；
- 3) 個人の積極的参加を含むクラブおよび地区の小規模で1回限りの人道的奉仕プロジェクトに資金を提供する；
- 4) クラブと地区の世界社会奉仕の道具となる；
- 5) 恵まれない人々の生活の質を高める；
- 6) 他の財団またはRIプログラムによって支援されていないようなプロジェクトを支援する(管理委員会92)

次のプロジェクトが考慮される：

- 1) 人道的ニーズに応え、経済的に恵まれない人々の役に立ち、地

元その他の力ではかなえられないような援助をするもの；

- 2) かなりのロータリアンが参加し、ロータリーの活動ということが一般の人から見て分かるもの；
- 3) 地域全体のためになるもの；
- 4) 少なくとも2カ国のクラブまたは地区のロータリアンが参加し、監視するもの。一つの国は、プロジェクト国(プロジェクトが実施される国)で、一つは、海外の援助国である。補助金の申請者は、奉仕プロジェクトのパートナーで、プロジェクト完了のため緊密に協力しなければならない。このような協力ができるように、各参加クラブまたは地区は、少なくとも3人のロータリアンから成る委員会を設置し、プロジェクトの進展状況と完了について6カ月ごとに互いに報告し、さらにロータリー財団に報告しなければならない。
- 5) 過去5ロータリー年度内に、申請者と援助受領者を同じくするプロジェクトについて既に同額補助金を受けたことがある場合、そのプロジェクトと明確に違うもの。

補助金プロジェクトは次のことを目的としてはならない：個人が学位や昇進を勝ち得るためのもの；個人がセミナー、会議、または国際交流に出席するためのもの；恒久的な財団、信託または恒久的利益をもたらす預金口座を開設するもの。同額補助金の資金(財団補助金のほかにクラブや地区が調達した資金を含む)は、土地または建物、堅固な建物の建設、給与、人件費(1回限りの契約の専門家を必要とする場合はこの限りでない)、団体の運営費の補助に使うことはできない。

競争制の同額補助金の支給前に、提唱クラブまたは地区は、次のことを十分に実証する計画を提示しなければな

らない。すなわち財団の補助金の授与額と性質に応じてロータリー財団と国際ロータリーが広く恒久的に認められるようにする計画である。(管理委員会94)

ヘルピング・グラント

ヘルピング・グラントは、ロータリー・クラブがない地域、あるいは地元ロータリー・クラブがプロジェクト実施地に近づけない、または遠いという理由で、かなりの人数のロータリアンの参加と監督が得られない地域で国際奉仕プロジェクトを実施できるようにするためのものである。ヘルピング・グラントの上限が米貨15,000ドルで、プロジェクトへの提唱クラブと地区による寄付の50パーセントの補助金を財団が授与することを除いて、同額補助金とほぼ同じである。つまり、提唱者の米貨2ドルの寄付に対して、財団が米貨1ドルの補助金を授与するというものである。

災害救援補助金

同額補助金プログラム内の活動として、ロータリー財団は、少額の災害救援補助金(上限：米貨5,000ドル)を授与している。この金額は、主として思いやりを具体的な形で表すもので、災害の結果、現実に必要なとされるものをかなりの程度満たすというものではない。災害救援補助金は、被災地のガバナーがRIに提出した災害救援要請に応じて会長が授与できる。この補助金は、RI災害急報制度を補足するものであり、また世界中のロータリアンの経済的援助を補足するものである。この補助金は、1カ国の1件の災害につき1回のみ授与するものである。

地区は、またRI災害急報に答えるために地区財団活動資金を使うこともできる。

(第7章の「災害救援」も参照のこと)

保健、飢餓追放および人間性尊重補助金(Health, Hunger and Humanity Grants)

保健、飢餓追放および人間性尊重(3-II)補助金プログラムの目的は、国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることである。この目的は、クラブや地区の資力と人材だけでは大きすぎて扱いきれないような大規模なプロジェクトによって推進される。(78)

下記の基準に合致するプロジェクトを考慮する。プロジェクトは、次のような条件を備えていなければならない：

- 1) 国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として、人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることを目的とするものであること；
- 2) 相当数のロータリアンが進んで参加するものであること；
- 3) ロータリアン、ロータリー・クラブおよび/または地区から支援が得られるものであること；
- 4) 国際奉仕的プロジェクトであること；
- 5) 一つのクラブまたは地区、あるいは、クラブ・グループまたは地区グループでは大きすぎること；
- 6) 長期的に自立していけるという利点のあること；
- 7) ロータリー財団とRIの双方またはいずれかの手を離れてからも、引き続き適当な支援が確保されるものであること；
- 8) 土地の購入、または、堅固な建物の購入または建設を含まないこと；
- 9) ロータリー財団またはRIに補助金の支給以外の責任を負わせるものでないこと。(79)

3-II 補助金を申請するには、申請者

は、まず3-5ページの提案を提出しなければならない。その提案で、プロジェクトとロータリアンのプロジェクト参加状況を概説し、さらに1ページのプロジェクト予算を添付する。それが3-IIプログラムの条件をかなえているなら、提唱者に申請書に記入するよう要請する。申請書は管理委員会に提出し、審査を受ける。

3-II 補助金にロータリー以外の団体が協力するとしても、関係ロータリー・クラブまたは地区がプロジェクトを開始、監督、運営していることが明確に分かるようにし、ロータリー以外の団体の協力に関するロータリー財団指針に従わなければならない。

3-II 計画準備助成金

ロータリー・クラブや地区がかなりの規模と影響力のある3-IIプロジェクトを計画するに当たっての事前準備に助成金を授与するのが3-II 計画準備助成金である。補助金は、上限米貨20,000ドルで、競争制の下で授与される。

ロータリー・ボランティア補助金 (Grants for Rotary Volunteers)

RI ロータリー・ボランティア・プログラムに登録しているロータリアン、財団学友、ローターアクターが、他国で奉仕する場を見つけ、4週間から8週間奉仕する計画を立てたなら、ロータリー・ボランティア補助金を受ける資格を有する。RI ロータリー・ボランティア・プログラムに関する詳細については、第5章の「職業奉仕」を参照のこと。

ロータリアン以外の人でもロータリー・ボランティア補助金を受ける資格がある。但し、その人は、明確にロータリーと分かるプロジェクトあるいは承認されている3-IIまたは同額補助金プロジェクトに奉仕するもので、プロジェクトのための専門技術や知識を有していなければならない。1年間の長期ボランティアは地区財団活動資金を通じて1人のボランティアに付き

米貨20,000ドルを授与するものである。

世界社会奉仕カール・ミラー助成金と地区財団活動資金による世界社会奉仕助成金

(Carl P. Miller and District Designated fund Discovery Grant)

この助成金は、当初、元会長のカール P. ミラー夫妻の寄付により設立されたもので、2カ国以上のクラブと地区の参加する大規模な協同奉仕活動になる可能性をもつ国際奉仕プロジェクトを推進するものである。世界社会奉仕カール・ミラー助成金は、国際奉仕プロジェクトの開発段階に必要な旅費と関係経費を支援する。

米貨3,000ドルまでの補助金が競争制の下にクラブまたは地区に年2度授与される。ロータリー財団に申し込めば、申請書が入手できる。申請書受理の締切日は7月1日と1月1日である(管理委員会91、92)

地区はまた地区財団活動資金を使って世界社会奉仕助成金を申請することもできる。このDDFによる助成金は、競争制ではないので、1年を通じて承認される。

新人道的補助金 (New Opportunities Grants)

新人道的補助金は、地区財団活動資金を通じて調達されるので、DDFを配分した地区に授与する。該当地区は、ロータリー財団の使命とロータリーの理想にかなっているが、既存の財団プログラムの補助金授与と条件を満たすことのできない斬新な国際奉仕プロジェクトを企画、着手する。

平和プログラム (Peace Programs)

ロータリー平和プログラムの目的は、協力、親善、開発を推進する創意あふれる活動を支援することである。補助金の目的はロータリーの世界的会員組織、プログラム、人的・物的資源を活用し

て、国家間の協力を高め、人々の善意と平和にあふれる理解を培い、経済的および人間性開発を推進する計画についてロータリアン、一般社会の人々、世論の指導者、政策立案者の理解を深めることである。(管理委員会 96)

平和プログラムのために財団に補助金を申請したいロータリー・クラブや地区は、その地域に最も近い管理委員または理事に申請書を提出しなければならない。(管理委員会 91)

ポリオ・プラス(PolioPlus)

ポリオの撲滅、西暦 2005 年までにその証明をすることが、国際ロータリーの最優先事項である。ポリオ・プラス・プログラムは、ポリオ関係の活動に数年間参加した後、1985年に発足した。援助を希望する開発途上国にポリオ・ワクチンを供給するために、米貨 1 億 2,000 万ドルを集めることを約束した。1988 年までに、ロータリアンは米貨 2 億 4,000 万ドル以上を集め、多数のボランティアを動員して世界中の大規模な予防接種キャンペーンとポリオ撲滅活動を援助した。世界保健協議会が西暦 2000 年までに世界からポリオを撲滅しようという目標を採択するに当たってロータリーが大きな役割を果たした。

ワクチンを供給し、届けることを支援するばかりでなく、今やポリオ・プラス・プログラムには、ポリオの撲滅を直接支援する活動も含まれる。こうした活動には、「全国予防接種日」を組織すること、監視制度を通じてのウイルスを追跡すること、僻地の無防備の子供へ予防接種をすること、政府や他の資金援助団体に対してポリオ撲滅の追加資金の投入の緊急性、必要性、効果についての情報を伝達することなどが含まれる。

インターナショナル・ポリオ・プラス委員会(International PolioPlus Committee--IPPC)がポリオ・プラス撲滅達成のために、ポリオ・プラスのすべての面を調整し、すべての地域的、全国

的ポリオ・プラス委員会に指示し、方針や作戦をロータリー財団管理委員会に勧告する。ポリオ撲滅活動を遂行している各国、各地域は、ポリオ・プラス委員会にこうした活動を監督させる。すべてのポリオ・プラス委員は公式名簿に掲載されている。委員会の詳細については、RI 事務局から入手できる。

ポリオ撲滅活動を支援しようという補助金案は適切な合同調整委員会(例えば、保健省、ユニセフ、世界保健機関)と正式に協議をして開発する。インターナショナル・ポリオ・プラス委員会が、ポリオ・プラスの方針と資金提供優先順位に沿って提案を審査し、補助金要請について管理委員会に適切な勧告をする。

1995 年規定審議会の決定に沿って、ロータリー財団管理委員会は、世界がポリオから開放されたと証明される日が来るまでポリオ撲滅が依然として国際ロータリーとロータリー財団の第 1 の目標であり、目標でなければならないことを再確認した。(管理委員会 98)

ポリオ・プラス・パートナー

ポリオ・プラス・パートナー・プログラムは、特定の一般社会動員や監視活動に寄付することによってポリオ撲滅という目標にすべてのロータリアンが参加できるようにしたものである。このようなわけであるから、ポリオ撲滅を完了するために必要な資金も補足する。ポリオ撲滅「オープン」プロジェクトの詳細やリストについては、RI 事務局に照会されたい。

ポリオ・プラス・プログラムの詳細については、「ロータリー財団要覧」(300-1A)、ポリオ・プラス・プログラム運営年次報告を参照するか、RI 事務局に最新の活動事例を注文できる。

財団補助金プロジェクトの監視 (Foundation Grant Project Monitoring)

多くの 3-II または同額補助金プロ

プロジェクトについては、管理委員会から指名された第3者によるロータリー・ボランティアが監視し、プロジェクトの目標と目的の達成に当たっての補助金の効果を評価する。財団が通常の補助金プロジェクトの監視または介入に援助を必要とする場合、ガバナー（または指名された人）が、その援助をしてくれるものと考えている。財団から要請されたとき、ガバナー（または指名された人）が、地区内の問題の援助に全力投球する。例えば、プロジェクト提唱者に説明を求めたり、情報を入手したり、所定の報告を要請すること；プロジェクトの現況を判断すること；財団の指針を繰り返すこと；地元の不和を処理すること。

ガバナーは、財団補助金を授与されているプロジェクトを訪問し、地元のクラブの活動を称賛し、問題を見極め、解決し、問題の発生を阻止するよう奨励されている。ガバナーはまた、完了したプロジェクトの成果を評価するためにプロジェクト実施地を訪問するよう奨励されている。（管理委員会92）さらに、ガバナーは、地区提唱の同額補助金および3-II 補助金プロジェクトのプロジェクト委員会の職権上の委員である。クラブ会長は、クラブ提唱の同額補助金または3-II 補助金プロジェクトのプロジェクト委員会の職権上の委員となる。補助金の処理に不都合なことのないようにするためである。（管理委員会93）

財団補助金受領無資格者 (Ineligibility for Foundation Awards)

RI 理事会と管理委員会は次の点に同意した。奉仕の理想を実証するために、ロータリー財団プログラムの補助金は次の者には授与されない：ロータリアン、但し、管理委員会の明記しているすべてのボランティア奉仕については例外とする；クラブと地区と他のロータリー関係の組織とRIの職員；前記ロー

タリアンと職員の配偶者；直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）；直系卑属の配偶者；尊属（血縁による両親または祖父母）。（93）

財団への寄付者は、直接または間接、財団プログラムの受益者となつてはならないと現実に定めている方針によって、奉仕の理想は最もよく実証される。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教育的プログラムによって、最もよく実証されるのである。この方針の下に無資格の人は、当該ロータリアンが所属クラブを退会しても36カ月間、無資格のままである。（管理委員会93）

財団学友 (Foundation Alumni)

元ロータリー奨学生、元研究グループ交換参加者、元大学教員補助金受領者、ロータリー・ボランティア補助金受領者は、世界社会奉仕助成金や新入道的補助金の一環として旅行した人とともに、すべて、ロータリー財団の学友とみなされている。ロータリー財団は、学友が世界中のロータリアンと他の財団学友と継続的に提携をはぐくめるよう援助するために努力している。学友は、元財団プログラム参加者として、世界社会への献身の念をはぐくみ、世界の人々のあいだに理解あふれる平和な関係を推進するというロータリーの夢を引き続き分かち合っている。

派遣地区は、地区内の財団学友との関係を高め、学友の参加したプログラムの所期の目標を達成するために次の措置を講じることを考慮するよう奨励されている：

- 1) 帰国次第すべての奨学生を正式に迎える；
- 2) 帰国した奨学生が主として派遣地区で義務づけられている講演を完了できるようにする。すなわち：
 - a) 帰国後最初の1年にロータ

- リー行事で少なくとも5回講演する
- b) 帰国後ロータリー以外の人を前にして少なくとも3回講演する
- 3) 大学その他の関係出版物に学友の活動についての記事を手配する；
- 4) 学友を地区大会に招待する；
- 5) 年次財団晩餐会または他の行事に学友を招待する；
- 6) 地区内学友の定期的懇親会を組織する；
- 7) 地区の学友記録を最新のものにする；
- 8) 有望なロータリー・クラブ会員候補者とみなす；
- 9) 適切であれば学友に財団寄付を依頼する；
- 10) これから海外に旅立つプログラム参加者のためのオリエンテーション・プログラムに参加するよう学友に要請する；
- 11) 特別な地区およびクラブ行事への出席または講演を学友に依頼するよう奨励する。(管理委員会 93)

さらに、地区の全学友の現在の名簿を最新のものにし、地区内の学友の住所／電話番号／ファクス番号の変更をロータリー財団に知らせ、地区名簿の責任者に後任への引き継ぎを行わせるのは地区の責務である。

ロータリー財団元奨学生に対する学友賞

2種類の学友賞が元奨学生である学友に毎年授与される。業績賞は、専門職務や職業を充実させることに時間、指導力、知識を投入し、高度の実績を上げた人に贈られ、奉仕賞は、ボランティア活動であれ、専門職上の活動であれ、通常の職務という枠を超えて、人類への奉仕を通じて世界理解と平和に直接貢献した人に贈られる。

ロータリー財団月間

(The Rotary Foundation Month)

RI理事会と管理委員会は、次のことを決定した：毎年11月中、「ロータリー財団月間」を遵守すること；月間中、クラブは少なくとも一つのクラブ・プログラムを財団に充てること。

(64、81)

第18章 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 (Fiscal Matters, Foundation Support and Donor Recognition)

財団資金の支出目的 (Purposes for Which Funds of the Foundation Shall be Expended)

RIのロータリー財団の1983年法人設立定款(本要覧の黄色の頁の財団細則のすぐ前に載っている)には、ロータリー財団の「目的」と「収入と資産の用途」に関する具体的情報が記載されている。

クラブと地区によるロータリー財団資金の管理責任に関する方針 (Policies Regarding Stewardship of Rotary Foundation Funds by Clubs and Districts)

管理委員会は、世界中のロータリアンや他の寄付者から受け取った資金がロータリアンの熱意と献身的支援による自発的寄付と認識している。この寄付者たちは、寄付金が寄付の趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼し、ロータリー財団に寄付金をゆだねたのである。

従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団プログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調している。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクト実施に携わるクラブやロータリアンの真心を当てにしている。何か不当なことが耳に入れば、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じるものである。

補助金の受領者、補助金提唱者、その他すべてのプロジェクト関係者は、次のことを期待されている：

- 1) ロータリー財団補助金を神聖な信託として扱い、浪費、誤用ま

たは流用しないよう絶えず守り、所期の目的を厳密に解釈し、その目的だけに補助金を使うこと；

- 2) ロータリアンまたは一般の人々を問わず、誰から見てもロータリー財団の資金が不正に使われていると思われることすらないように細心の注意を払うこと。民間または法人の資金使用にまさる注意を払うものと期待されている；
- 3) 責務を明確に説明し、プロジェクトを十分かつ完璧に監督すること；
- 4) 少なくとも標準的な事業慣行の水準で、いつも「ロータリアンの職業宣言」に沿って、さらに**四つのテストの精神**を十分発揮して、補助金に関するすべての財務処理とプロジェクトの活動を運営すること；
- 5) ロータリー財団の補助金関係の活動に不正があれば、直ちに報告すること；
- 6) 管理委員会の承認したプロジェクトをその補助金支給額において実施すること。合意事項からの逸脱またはプロジェクト実施に際しての変更は、事前にロータリー財団から書面による承認を得なければならない；
- 7) 現在の管理委員会の方針と指針に従って、プロジェクトと無関係の第三者による財務・実績調査と監査の両方またはいずれかの手配をすること；
- 8) プログラムと財務について適宜詳細に報告すること。(93)

ロータリー財団の人道的補助金についての第3者による年次財務調査

(Annual Independent Financial Reviews for Humanitarian Grants of The Rotary Foundation)

ロータリー財団の人道的プログラム補助金のすべての受領者は、プロジェクトに関係のない第3者による年次財務調査を受けるよう奨励されている。米貨15,001ドル以上の補助金については、この財務調査が義務づけられている。

税制上の優遇措置と寄付金

(Tax Advantages and Contributions)

国によっては所得税申告を行う場合ロータリー財団または関係組織への寄付金が控除されている。あるいは、他の税制上の優遇措置を受けることができる。クラブ並びに各個人はそれぞれの国において財団寄付金が税制上の優遇措置を受けることができるかどうかを関係当局に確かめてほしい。

米国では、RIのロータリー財団は、国内歳入法第501項(c)(3)の下に、非課税の人道的組織と認められてきた。さらに、米国の国内歳入局は、財団を「国内歳入法第509項(a)に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた(1986年9月12日付書簡)。現在、オーストラリア、カナダ、ドイツ、インド、日本、韓国、英国における寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

財団のための募金

(Raising Funds for the Foundation)

RI理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の資金の最大限に関して制限をおかないということに意見が一致した。ガバナーは、RIの役員として地区内でロータリー財団を推進する直接の責任者である。世界理解と平和を助長している財団の目的がより知られ、支援されることを目指して財団を

推進する責務を負っているのである。

シェア・システム(Share System)

財団プログラムに参加することは、財団を成功させる重要な一翼を担うことである。管理委員会は、寄付の用途について地区に発言権を与え、地区が最大限プログラムに参加できるように、資金の配分に関するシェア・システムを開発した。(管理委員会90) すべての地区の年次プログラム基金への寄付は二つの活動資金に分けられる。地区の年次プログラム基金への寄付の60パーセントは、地区財団活動資金(District Designated Fund)となる。ガバナーは、地区にふさわしい方法で、直前ガバナー、ガバナー・ノミニ、その次の年のガバナー・ノミニ、地区財団委員長、地区内の他のロータリアンと協議して、地区財団活動資金の配分を事務総長に報告する。(管理委員会91)

残りの40パーセントの国際財団活動資金(World Fund)は、他の財団プログラムの資金となる。例えば、各地区が申請できる年次研究グループ交換補助金、3-H補助金、同額補助金、ロータリー・ボランティア補助金、ロータリー平和プログラム、新しい試験的プログラムなどである。(管理委員会93)

シェア・システムの詳細については、毎年出版される「ロータリー財団要覧」(300-JA)と「シェア配分の手引き」に載っている。

財団への寄付

(Contributions to the Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎のうに発展してきた事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか、あるいはそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブ細則を改正したり、ロータリー会員証にこのようなことを書き入れることは認められていない。

ガバナーは、地区ロータリー財団委員会、地区協議会、地区とクラブの財団セミナーおよびクラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。RI 理事会並びに管理委員会は、全クラブそして全ロータリアンがロータリー財団への寄付者であるべきだということに意見が一致した。各ロータリアン、特に新会員に財団へ毎年寄付し、遺言または他の資産計画に贈与の旨書き記すことを考慮するよう奨励しなければならない。

次の三つの基金に寄付することができる：

年次プログラム基金は、年次プログラム用の寄付金を入れておくもので、元金で財団の奨学金や補助金を支払う。寄付金は、寄付の約3年後に使われる。寄付の3年間の収益は、ロータリー財団のプログラムの運営、寄付増進、一般運営費に使われる。

恒久基金は、収益だけを財団プログラムの支援に使う基金である。その目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。RI は、来るロータリー100周年祝賀として、また幾世紀にもわたるロータリー運動および国際奉仕の世界の指導者としてロータリーへの献身を実証するものとして、恒久基金を特に支援することを考慮するようロータリアンに奨励している。(95-184)

ポリオ・プラス基金は、ポリオ・プラス・プログラムとその目標を支援して授与される補助金すべてを支払うものである。西暦2000年までにポリオを世界から撲滅し、ロータリー100周年の西暦2005年までに撲滅の証明をすることが目標である。ロータリー財団はもうポリオ・プラスへの寄付を懇請していない。しかし、寄付者はポリオ・プラスと指定して寄付することができる。

寄付表彰方針(Contribution Recognition Policies)

寄付者は、ロータリー財団のプログラムを支援するためにロータリー財団に寄付するのである。財団寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな表彰方式を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したロータリー・クラブの寄付に加えられて、そのクラブがより高い1人当たりの寄付と寄付累計に進むのに貢献することになる。

恒久基金への寄付

- 1) 金額を問わず、いくらでも恒久基金に寄付できる。
- 2) 寄付の収益を特定の用途（または限定された目的）に充てなければならない寄付よりも、年次寄付の場合と同じように、使途を指定しない寄付を奨励するものである。
- 3) 恒久基金への寄付を資産計画に書き記した人、または、基金に米貨1,000ドル以上無条件寄付をした人は、誰でもベネファクターとみなされる。寄付者が特に別の指定をしない限り、財団に有利なように資産を処分した場合、その資金は恒久基金の下に置かれ、ここからの毎年の収益は、国際財団活動資金によって資金の調達されるプログラムの支援に直接使われ、寄付者はベネファクターとみなされる。
- 4) ベネファクターには、ボール・ハリス・フェロー・ピンまたは他の適切なピンと共に着用できるバッジと認証状を贈る。
- 5) 地区のベネファクター名簿は、ガバナーに毎年送付され、各種ロータリー出版物に適宜公表される。
- 6) 恒久基金寄付は、一般の財団大口寄付表彰（累計米貨10,000ド

ル以上)の資格を有する。贈与の取消をしないと約束した、生存中収入を確保する寄付と生命保険による寄付も表彰資格を有する。

遺贈

財団への贈与を希望する寄付者は、遺言状に、その受益人として、米国、イリノイ州、エバンストンに本部をおく、非営利財団法人であるロータリー財団を指名することができる。遺言状に財団について書いたと管理委員会に通知した人は、管理委員会からベネファクターとして表彰される。

ポール・ハリス・フェロー

少なくとも米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合その名義人は、申込をすれば、ロータリー財団ポール・ハリス・フェローになったことを認めた証明書、メダル、襟章を贈呈される。ポール・ハリス・フェローとして認定される最も一般的な寄付は、年次プログラム基金への寄付である。しかし、次の使途指定寄付もポール・ハリス・フェローとして認定される資格がある：国際財団活動資金、ポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナー、承認された災害救援プロジェクト、承認された同額補助金の提唱者側負担分、承認された3-11補助金や承認されたヘルピング・グラントの提唱者側負担分。

ポール・ハリス・フェローになった後さらに米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合その名義人は、マルチプル・ポール・ハリス・フェローとなる。詳細はRI事務局に照会してもらいたい。

米貨1,000ドルに達するまで寄付を続ける意図を明らかにして、最初に米貨100ドルを寄付した個人、または、ある人のためにその寄付が行われた場合はその名義人は、申込をすれば、ポール・ハリス準フェローと認められる。寄

付の時点で、送金明細書を提出して申し込むことが望ましい。ロータリー財団は、準フェローに対して、特別の表彰を行わない。準フェローを表彰する独創的な方法を見つけるようロータリー・クラブに奨励するものである。

冠名プログラム活動

個人または団体は、1学年度間の留学費用全額を寄付することによって、自己の氏名を冠した奨学金を授与することができる。その金額は、9カ月の国際親善奨学金に必要なシェア地区財団活動資金と同額である。米貨150,000ドル以上寄付すると、冠名奨学金基金に該当し、元金の収益で、1学年度間の留学費用全額を賄えるようになった年に冠名奨学金を授与できる。少なくとも米貨150,000ドル以上を個人で寄付した場合、他の特定のプログラム活動を指定して基金を設立できる。詳細は、世界本部または地区ロータリー財団委員会に照会してもらいたい。

奉仕賞 (Service Awards)

管理委員会は、ロータリー財団に対して多大の功労のあったロータリアンに財団功労表彰状(The Rotary Foundation Citation for Meritorious Service)を授与して、これを表彰している。証明書は受賞者各人に贈られる。ロータリー財団に対する本人の功績が大きくて、地区の範囲を超えていたり、また長期にわたっていたりする場合は、管理委員会はロータリー財団特別功労賞(The Rotary Foundation Distinguished Service Awards)によってこれを表彰しており、これに対してはブランクが贈られる。両賞に関する詳細は、「ロータリー財団要覧」(300-JA)に収められている。詳細、資格基準、指名書式は世界本部のロータリー財団またはサービス・センターから入手できる。

第 5 部

雜則

(Miscellaneous
Policy Matters)

第19章 ロータリーの名称と徽章 (Rotary Name and Emblem)

ロータリーとロータリアンという 名称の使用

(Use of the Name "Rotary" and "Rotarian")

ロータリーという言葉そのものだけで使う場合、通常、組織全体、国際ロータリーを指す。また組織の理想や原則を意味する場合もある。ロータリーという言葉を単独で使用することは、RIの組織規定で承認されている使用方法か、RI理事会が認可した使用方法に限定されている。クラブまたはクラブ・グループは、ロータリー以外の名称を採択してはならないし、ロータリー以外の名称の下で運営されてはならない。ロータリーという名称の下で、クラブまたはクラブ・グループはRI定款または細則に従って結成されたのである。

「ロータリアン」は、ロータリー・クラブの会員を指す名詞として、また、機関雑誌ロータリアン誌という名称においてのみ使われる。

国際ロータリーによる 名称と徽章の使用

(Use of the Name and Emblem by Rotary International)

国際ロータリーの細則は、RI理事会が徽章の使用を監督すると明記している。細則第18.010.節は、次のように規定している：「RIの知的所有権の保全。理事会はRIの徽章、バッジその他の記事をもらばら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」。従って、RI理事会はRIの知的所有権であるマークの使用を確保、保全、保護する絶対的権限をゆだねられている。

国際ロータリーによる 名称および徽章の保護

(Protection of the Name and Emblem by Rotary International)

国際ロータリーの名称と徽章は、30カ国以上で登録されている。この数は年々増えている。RIが知的所有権をもつマークを登録することによって、連合体の専用使用権は強化され、他の個人および組織の誤用を阻止するRIの立場も強くなる。登録に加えて、各種国法や判決により、RIのマークはより保護されるようになっている。

ロータリー地区による 名称と徽章の使用

(Use of the Name and Emblem by Rotary International)

ロータリー地区は、地区プロジェクトまたはプログラムに名称と徽章を使用する権限を与えられている。但し、RI理事会の指導の下にガバナーから認可されなければならない。地区は、一つの地区または多地区合同プロジェクトまたはプログラムを「ロータリー・プログラム」と呼ぶことを認められていない。但し、「ロータリー第0000地区植樹プログラム」などの具体的限定を付け加えるなら認められる。(96) その活動は、その地区に直接関連させなければならない。

クラブまたはクラブ・グループの全面的管理下でない活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。また、ロータリアン以外の人または団体を会員とする団体の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。(60)

地区の財団活動とともに「ロータリー」という名称を地区が使うことに反対するものではない。但し、

- 1) このような使い方は、活動を、RIでなく関係地区に関連させるものでなければならぬ；
- 2) 「国際」という語は、地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない；
- 3) 地区の財団活動の名称は、地区番号から始まらなければならない；
- 4) 地区の財団活動とともに、「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称としては、「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない。(63)

すべてのガバナーは、ロータリーの徽章入り商品をRIの被免許業者からだけ購入するよう奨励されている。(94) ロータリアンが特定の行事または目的のために、特注のロータリー徽章入り商品を製作しなければならない場合のあることは認識されている。すべてのロータリアンは、まず必ずロータリー被免許業者に、特注のロータリー徽章入り商品を注文し、被免許業者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、被免許業者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、被免許業者以外の業者は、徽章の使用についてRIのLicensing Sectionの具体的承認を得なければならない。(94)

地区は、期間に限度が設けられている地区プロジェクトを推進しているとき、免許なしに徽章入り商品を販売できる。このような特別プロジェクトに合わせて販売される商品には、地区番号、募金プロジェクトの内容、プロジェクトの期間と期日を明記しなければならない。(93) この基準を満たさない商品はRIの認可を受けられない。

ロータリー・クラブによる

名称と徽章の使用

(Use of the Name and Emblem by Rotary Clubs)

RI細則第18.020節は、クラブによる名称と徽章の使用に関して次のように規定している：「RIの知的所有権の使用の制限。RI並びにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない」。ロータリー・クラブも個人も、商品の販売マークとしてロータリーの徽章を使うことはできない。

他の徽章によって象徴されるグループや団体とRIのあいだに何か関係がある、と見た人が思いかねないような形で、ロータリーの徽章と他の徽章を一緒に使ってはならない。ロータリー・クラブが、営利その他の目的で、地元の他団体の協力を得るとき、別の徽章または意匠と一緒にロータリーの徽章を使いたいとの要望がよく寄せられる。RI組織規定はこのような使用を認めないし、RI理事会は、どのように価値ある目的であっても、他の徽章と一緒にロータリーの徽章を使うことを許可しない。(39) クラブが他の組織とプロジェクトで協力する場合、徽章を使う対象物の全体的デザインが、組み合わせられた一つのものに見えないようにしなければならない。このような状況下では、プロジェクトの実体と期間が明確にされることが最善の方法である。参加ロータリー・クラブの名称が、もちろん、明確に表示されていなければならない。

クラブまたはクラブ・グループの活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使う場合、その活動は、このようなクラブまたはクラブ・グループに直接関連させるべきであり、直接にも間接にもRIに関連させてはならない。クラブは、一つのクラブまたは合同クラブ・プロ

ジェクトまたはプログラムを「ロータリー・プログラム」と呼ぶことは認められていない。但し「XXXXXX ロータリー・クラブ植樹プログラム」などの具体的限定を付け加えるなら認められる。

(96) クラブまたはクラブ・グループの全面的管理下でない活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。また、ロータリアン以外の人または団体を会員とする団体の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。(60)

クラブの財団活動とともに「ロータリー」という名称をクラブまたはクラブ・グループが使うことに反対するものではない。但し、

- 1) このような使い方は、活動を、RIでなく関係クラブに関連させるものでなければならない；
- 2) 「国際」という語は、クラブの財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない；
- 3) クラブの財団活動の名称は、クラブの名称から始まらなければならない；
- 4) クラブの財団活動とともに、「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称としては、「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない。(63)

クラブは、ロータリーの徽章入り商品をRIの被免許業者からだけ購入するよう奨励されている。(94) ロータリアンが特定の行事または目的のために、特注のロータリー徽章入り商品を製作しなければならない場合のあることは認識されている。すべてのロータリアンは、まず必ずロータリー被免許業者に、特注のロータリー徽章入り商品を注文し、被免許業者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、被免許業者以外から、

そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、被免許業者以外の業者は、徽章の使用についてRIのlicensing Sectionの具体的承認を得なければならない。(94)

ロータリー・クラブは、期間に限度が設けられているクラブ・プロジェクトを推進しているとき、免許なしに徽章入り商品を販売できる。このような特別プロジェクトとともに販売された商品は、クラブの名称、募金プロジェクトの内容、プロジェクトの期間と期日を明記しなければならない。(93) この基準を満たさない商品はRIの認可を受けられない。

加盟クラブは、地元のクラブの出版物の名称の一部に「ロータリアン」という語を使うのを控えなければならない。(80-102)

ロータリアンによる名称と徽章の使用 (Use of the Name and Emblem by Rotarians)

RI定款第13条は「クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする」と保証している。しかし、ロータリアンは、その商用便箋または商用名刺に徽章を使用できない。(80-102)

ロータリアンがそのロータリーにおける役職を示すために特殊のバッジ、宝石あるいはリボンなどを使用することは、職業人の団体にはふさわしくない。従って、このような等級別徽章は承認されない。但し、地元の慣習がこれと異なる国を除く。(ロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札あるいはリボンはこの対象外とする)。(28、55)

ロータリアンが、政治運動促進のためにロータリーの名称と徽章、ロータリー・クラブ会員名簿または他のロータリアン名簿を使うことはできない。政治的利益を得る手段としてロータリーの親睦を使うことは、ロータリー

精神に反することである。(82)

RI 役員および特別の役職用として 名称および徽章の使用

(Use of the Name and Emblem by RI
Officers and Special Appointees)

RI のいかなる役員も、他の団体の役職または一員であることと関連させて、RI 役員としての地位を公表してはならない。但し、RI 理事会の同意ある場合を除く。(80-102)

RI の次期役員、現役員、元役員および会長または RI 理事会から各種役職に任命されたロータリアンのみが RI のレターヘッドを使うものとする。但し、役職を記載する場合、その年度を明確に記載しなければならない。(82)

ロータリー関係のプログラムにおける 名称と徽章の使用

(Use of the Name and Emblem in
Rotary-related Programs)

ロータリー関係のプログラムを物語る名称または他の徽章を含むデザインにロータリーの徽章を組み入れることはできる。但し、このデザインは、RI 理事会の管理下に置かれ、ロータリーの徽章は修正または改造してはならない。さらに、何らかの形でロータリー徽章を組み入れたラベル・ピンは、どのような場合であっても、展示することも使用することもできない。(84)

ロータリー徽章の他の使用認可 (Other Authorized Uses of the Rotary Emblem)

次のような名称および徽章の使用は認められている：

- 1) RI もしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用紙および印刷物；
- 2) 公式のロータリー旗；
- 3) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、バナー、装飾用品並

びに印刷物、RI および加盟クラブの備品並びに設備；

- 4) 加盟クラブの道標に使用する場合；
- 5) ロータリアンとその家族の着用する襟章に使用する場合；
- 6) ロータリアンおよびその家族の個人的に使用する物品および季節の挨拶状。

直接間接に RI への波及を避けるために、いかなるロータリアン・グループ、ロータリー・クラブ・グループ、地区も、家屋その他の建物の建設、購入に当たって、「国際ロータリー」という名称を使用すべきではない。このような事業のために会員に資金を割り当てて募金することには賛成できない。(44) (建物に関してロータリーという名称、またはロータリー徽章を使うことを希望するクラブ、地区または多地区合同グループは、RI 理事会に相談しなければならない)

名称および徽章の使用の禁止 (Prohibitions for Use of the Name and Emblem)

他のマークとの組み合わせ

RI 細則第 18.020 節は次のように規定している：「これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることは RI の承認しないところである。この規定は、上述のロータリー関係のプログラムには適用されない。

多くのロータリー・クラブは、長い間、青少年クラブに関心をもっており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもある。青少年クラブとその会員が、ロータリーと関係のあることを示すような徽章や記章の使用を希望するケースもよくある。すべてのロータリアンは、ロータリーという模範を見習おうとしている団体に思いやりある援助と激励を与えてほしい。し

かし、このような団体またはグループの目的がどんなに価値があっても、RIはロータリーの名称または徽章を使用させることを認めない。このような見解を抱えているからといって、各種団体またはグループがロータリー・クラブを範とすることに賛成しないというのではない。このような団体およびグループが、ロータリーの名称と記章を侵害することなく適切な名称および記章を考案するものと考えているのである。(39)

マークの営利的使用

徽章は、奉仕と高度の道徳的水準の象徴である。だからこそ、営利目的にロータリー徽章を使いたい人にとって、大変魅力があるわけである。徽章を営利目的に使用することは、徽章入り商品の品質の高さを示唆するかのようと思われるからである。徽章は、クラブとその奉仕活動の象徴であり、クラブと会員を示すことのほかに使うことはできない。

ロータリーのマークはRIの免許制の下に認可された場合を除き、商業上の目的のために使用することは一切できない。商業上の目的の例には次のものが含まれる：

- 1) 商品の商標、奉仕のマーク、団体マークあるいは特別銘柄として使用する場合；
- 2) ロータリー関係のプログラムで挙げた場合を除き、他の徽章あるいは名称と組み合わせる場合；
- 3) ロータリアン個人の商用便箋あるいは商用名刺に使用する場合。

ロータリアンの事務所の戸や窓に徽章を使用することは認められない。(80-102)

他のグループの名称の使用

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、他の団体が、ロータリーという

語を使い、ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブかRIの関係団体であるかのように述べたり、示唆することは認められていないし、また、許されていない。(47、62)

提携クレジット・カード

RIは、「ロータリー」、「ロータリアン」、「国際ロータリー」、「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIのマークを使ったクレジット・カードの使用を認めない。(87、89、90、91、93、94、95、96、97、98)

テレフォン・カード

RIは、「ロータリー」、「ロータリアン」、「国際ロータリー」、「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIのマークを使ったテレフォン・カードの使用を認めない。(94、95、96、)

RIが知的所有権を有するマークの次のような使用は禁止されている

徽章はその商標として、いかなる人、商社または企業体によっても使用されてはならないし、また「ロータリー」または「ロータリアン」という言葉はいかなる人、商社または企業体によっても、その製造または販売する商品の商用名または商標として、あるいはその記述に用いられてはならない。(55)

定款および細則またRI理事会の決定によって認められたものでなければ、「ロータリー・クラブ」、「国際ロータリー」、「ロータリー」、「ロータリアン」等の文字の使用は禁止されている。(80-102)

国際ロータリーが知的所有権を有するマークの使用認可

RIに対しロータリーの徽章を付した物品の製造販売を出願する個人や商社は多数にのぼっている。これらの物品には、襟章、バッジ、装飾用品、マグカップ、道路標識などが含まれる。RI徽章を全ロータリアンのためののみ使うた

めにRIの徽章を保持保存するというRIの責務に照らして、また法的面からマークの保護を強化するという観点で、RI理事会は、認可制度を定めた。現在200以上の個人、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、法人が多くの製品の被免許業者となっている。

このマークは、RIの考えで、不道徳、ごまかしたまたは不面目なものから成りまたは含んでいると思われる製品に使用、併用されてはならない。さらに人間、公共団体、信仰または国家の象徴を傷つけたり、不当に示唆したり、あるいは侮辱または悪評に導くような製品に使用、併用されてはならない。

被免許業者は、ポール・ハリスの肖像または「ポール・ハリス・フェロー」、「ポール・ハリス準フェロー」、「ベネファクター」などの文字を使う表彰品を販売することは認められていない。(92)

ロータリアン誌または地域雑誌への広告を通じて商品を販売しようとする業者は、ロータリー徽章を含む特注の商品を製作しようとしている場合、RIの公式の被免許業者にならなければならない。

地区、クラブ、ロータリアンへの販売促進の禁止

(Prohibition of Solicitation of District, Club and Rotarians)

ロータリー徽章入り商品を販売する被免許業者だけが、免許協約に明記されている具体的な条件の下に地区、クラブ、ロータリアンにロータリー徽章入り商品の販売を促進できる。被免許業者以外はこのようなことは許されていない。

ロータリアンが特定の行事または目的のために、特注のロータリー徽章入り商品を製作しなければならない場合のあることは認識されている。すべてのロータリアンは、まず必ずロータリー被免許業者に、特注のロータリー徽章入り商品を注文し、被免許業者か

らそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、被免許業者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、被免許業者以外の業者は、徽章の使用についてRI世界本部のLicensing Sectionの具体的な承認を得なければならない。(95)

法人のスポンサーシップ (Corporate Sponsorship)

RI理事会は、RIのスポンサーの機会を慎重に開発することを確約してきた。これには、ゾーン、地区、クラブが使用するための指針の開発も含まれる。(詳細についてはRI事務局に照会のこと)

ロータリー徽章の複製 (Reproduction of Rotary Emblem Specification)

ロータリー徽章の仕様

RIの公式徽章は、6本の幅と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各幅の中心線上にあり、幅と幅との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。“Rotary International”の二つの文字は輪縁の窪んだ所にある。輪を縁で立てて見ると、“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さを占め、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さを占める。この二つの窪みのあいだに位置して文字のない二つの窪みが両側にある。これら四つの窪みのうち、どの二つの間隔も下記比例に従って2単位であり、また、窪みと内外の輪縁との間隔は1.5単位である。幅は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っているときは、向かい合った二つの幅の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側にややふくれている。従って輪歯と輪歯

のあいだの空間はほぼ機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

| | 単位 |
|-------------------|-------|
| 全体の直径 | 61 |
| 中心から輪歯の基部まで | 26 |
| 輪歯の幅（内端）から輪歯の基部まで | 81/2 |
| こしきの直径 | 12 |
| 軸の直径 | 7 |
| 幅 | |
| 輪縁と接する点における幅 | 5 |
| 軸の中心における幅 | 7 |
| 楔穴の垂直断面 | |
| 幅 | 1 3/4 |
| 深さ | 7/8 |
| 輪歯 | |
| 基部の幅 | 4 1/4 |
| 先端の幅 | 2 1/4 |
| 長さ | 4 1/2 |
| 文字の刷り込み | |
| 窪みの幅 | 5 1/2 |
| 文字の長さ | 4 |

輪が奉仕を一層象徴するように、前述のデザインに楔穴を加えた。こしきは、楔穴を囲む円によって一線画している。さらに、幅の位置を定めた。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。すなわち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤルブルーとする。窪みの“Rotary”と“International”の文字は、金色で、こしきと一線画す円はブルーで、中心と楔穴は空白とする。(80-102)

襟ピンは、徽章が正確に複製されている限り、サイズに関係なく、認可される。(96)

名称と徽章の改造、修正または変形

名称、徽章や他のマークはどのような方法であろうとも、改造、修正、変形してはならない。また所定の形以外のものを複製してはならない。二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色でのみ印刷しなければならない。

ロータリーの色(Rotary Colors)

RIの公式の色はロイヤルブルーおよび金色である(80-102)

「ロータリー・マーク使用の指針」(547-EN)は、ロータリー徽章の複製に関する詳細、さらに、すべてのロータリー出版物に規格・調整されているマークに関する指針を解説している。(95)

ロータリー旗(Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。輪全体は金色、緑の窪んだ四つの部分はロイヤルブルーでなければならない。窪みの“Rotary”および“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である。(80-102)

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字をまた、輪の下部に都市、州、省あるいは国家の名称を記入することができる。(80-102)

ロータリーの標語(Rotary Mottos)

「超我の奉仕」「Service Above Self」と「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」「He Profits Most Who Serves Best」が、ロータリーの公式標語である。前者がロータリーの第1標語である。(50-11、51-9、89-145)

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952
 1950-1951 - 1952

1950-1951 - 1952

第 6 部

組織規定

(Constitutional
Documents)

定款細則の番号の付け方

RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款においては、規定の従属関係を次のように定める：

第4条

第2節

(a) (サブセクション)

(1) (サブサブセクション)

.6 (パラグラフ)

(iv) (サブパラグラフ)

従属する文節は、それぞれ文章全体を下げ、全体の位置付けを分かりやすくした。

文章が直接パラグラフやサブパラグラフに分けられている場合もある。例えば、RI 定款第6条第3節第1パラグラフ、標準ロータリー・クラブ定款第5条第3節第1パラグラフ(i)サブパラグラフというようになっている。

国際ロータリー定款

| 条 | 題目 | 頁 |
|----|----------|-----|
| 1 | 定義 | 183 |
| 2 | 名称および性格 | 183 |
| 3 | 目的 | 183 |
| 4 | 綱領 | 183 |
| 5 | 会員 | 183 |
| 6 | 理事会 | 184 |
| 7 | 役員 | 185 |
| 8 | 管理 | 185 |
| 9 | 国際大会 | 185 |
| 10 | 規定審議会 | 186 |
| 11 | 会費 | 186 |
| 12 | 財団 | 187 |
| 13 | 会員の名称と徽章 | 187 |
| 14 | 細則 | 187 |
| 15 | 解釈の仕方 | 187 |
| 16 | 改正 | 187 |

国際ロータリー定款

第 1 条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：国際ロータリー理事会
2. クラブ：ロータリー・クラブ
3. 会員：名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
4. 年度：7月1日に始まる12カ月間
5. RI：国際ロータリー
6. ガバナー：ロータリー地区ガバナー

第 2 条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RI は全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第 3 条 目的

RI の目的は：

- (i) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；
- (ii) RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第 4 条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

第 1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第 2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第 3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第 4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 5 条 会員

第 1 節 構成

RI の会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第 2 節 所在

細則の別段の規定によるほか、1市、1行政区または1市政区域から一つのロータリー・クラブを加盟させるものとする。

第 3 節 クラブの構成

(a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。

- (i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか；または
- (ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること；

そして

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの区域限界内、もしくはクラブの存在する市の行政区域内、または直接に隣接するクラブの区域限界内、または既存ロータリー・クラブの区域に含まれない直接に隣接する地域社会内にあることを要する。クラブの区域限界外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員が同一の職業分類において依然として活動している場合、その会員身分を保持できる。

- (b) 報道機関、宗教、外交官の職業分類、および、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があってはならない。
- (c) RI 細則は、ロータリー・クラブの正会員以外の会員種類をシニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員および名誉会員と呼ぶと規定している。そして RI 細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。
- (d) 本定款もしくは RI 細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、クラブはその所在する区域を管轄する法律に反しないならば、会員の性別を一つに限定しても差し支えない。
- (e) 「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない。

第4節 定款および細則の承認

RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって RI の本定款および細則並びにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第6条 理事会

第1節 構成

理事会の定員を19名とする。RI の会長は理事会のメンバーであって、その議長となるものとする。RI の会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるものとする。

第2節 権限

本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って RI の業務並びに資金は理事会の指示と管理の下に行うものとする。RI の資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RI の目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点における RI の純資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

第3節 幹事

RI の事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権をもたな

いものとする。

第7条 役員

第1節 名称

RI の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の会長、直前会長、副会長および名誉会計とする。

第2節 選挙の方法

RI の役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第1節

グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RI の管理上の地域単位を形成するものとし、これを“グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー”と呼ぶものとする。グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の権限、目的および職務は、RI 規定審議会によって承認されたグレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の定款の条項並びに RI の定款および細則に定められているところに従うものとする。

第2節

クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款および細則の規定に適合するものでなければならない：

- (i) 理事会によるクラブの管理。
- (ii) 地区に編成されている地区では、ガバナーによるクラブの管理。
- (iii) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (iv) グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI による、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの管理。

第9条 国際大会

第1節 時期および場所

RI の国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月中に開催されるものとする。但し、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 臨時国際大会

非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を招集することができる。

第3節 代表

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利をもつ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名または端数が26名以上の場合さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利をもつ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定すべきものとする。クラブはそのクラブのもつ1または2以上の投票を行使する権限を1名の代議員

にゆだねることができる。

(b)各クラブは、RIの国際大会に代議員たるそのクラブの会員または委任状による代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 特別代議員

RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 選挙人および投票

正規の信任状をもつ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めるところに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 目的

規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 時期および場所

規定審議会は3年に1度開催される。審議会は4月、5月または6月、できれば4月に招集されるものとし、その時期および場所については理事会がこれを決定する。但し、規定審議会は、ある国で1度開催されると、少なくとも2回別の国で開催されない限り、同一国で開催することはできない。但し、理事会は、財政的その他のやむを得ざる理由があれば、理事会全体の3分の2の賛成票で、別段の決定をするものとする。

第3節 手続

審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定によるクラブの決定にのみ従うものとする。

第4節 議員

審議会の議員については細則に規定するところによる。

第5節 制定案と決議案を採択するための臨時会合

理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならない非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、招集目的の非常時に関する理事会提出の立法案についてだけ審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されない。但し、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブの審議に付されるものとする。

第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

第 12 条 財団

第 1 節

RI の財団は、RI 細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第 2 節

RI が受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭または財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、および、RI の余剰資金は、国際大会の認可を受け、財団の財産となるものとする。

第 13 条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第 14 条 細則

規定審議会は、RI 管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第 15 条 解釈の仕方

RI 定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたって男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her, her) のいずれも他の性をも含むものとする。

第 16 条 改正

第 1 節 状況

本定款は、規定審議会において、出席しかつ投票を行う者の投票の 3 分の 2 によって改正できる。

第 2 節 提案者

本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または理事会によってのみ提案されるものとする。

第 3 節 手続

1. 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 6 月 30 日 までに事務総長の手許に提出されなければならない。
2. RI の事務総長は、適法に提出されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開催されるロータリー年度の 12 月 31 日 までに 各地区ガバナーに 5 部、規定審議会の全構成員に 1 部、希望したクラブの幹事に 1 部 郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。削除や追加の詳細を付していない改正案の要旨は各クラブに送付するものとする。
3. 規定審議会は、適法に提出された改正案、並びにその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

細則の番号の付け方

細則の本文は、条、節、項の三つから成る。本文は次の通りとなる：

第2条

2.020 (節)

2.020.2 (項)

前述の例では2.020.2というアラビア数字は、細則第2条第2節第2項を意味し、単に第2.020.2項と言うことができる。アラビア数字の最初は細則の条である。次の3桁の数字（最初的小数点の右の数字）は、当該条中の節を示し、2番目の小数点右の数字は、節の中に項があるなら、その項を示すものである。

本文中、条と節はゴシック体にしてあるので、見つけやすくなっている。

国際ロータリー細則

| 条 | 題目 | 頁 |
|----|------------------------|-----|
| 1 | 定義 | 189 |
| 2 | 国際ロータリーの加盟会員 | 189 |
| 3 | RI 脱会または加盟の終結 | 191 |
| 4 | クラブの会員身分 | 192 |
| 5 | 理事会 | 195 |
| 6 | 役員 | 198 |
| 7 | 立法手続 | 202 |
| 8 | 規定審議会 | 205 |
| 9 | 国際大会 | 213 |
| 10 | 役員の指名と選挙 -- 一般規定 | 217 |
| 11 | 会長の指名と選挙 | 218 |
| 12 | 理事の指名と選挙 | 225 |
| 13 | ガバナーの指名と選挙 | 231 |
| 14 | 管理上の集団と管理上の区域単位 | 236 |
| 15 | 地区 | 236 |
| 16 | 委員会 | 241 |
| 17 | 財務事項 | 243 |
| 18 | 名称と徽章 | 246 |
| 19 | その他の会合 | 247 |
| 20 | 機関雑誌 | 249 |
| 21 | ロータリー財団 | 250 |
| 22 | 補償 | 251 |
| 23 | 改正 | 251 |

国際ロータリー細則

第1条 定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確な規定がない限り、次の意味をもつものとする。

- 1) 理事会：国際ロータリー理事会
- 2) クラブ：ロータリー・クラブ
- 3) 組織規定：国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
- 4) ガバナー：ロータリー地区のガバナー
- 5) 会員：名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
- 6) RI：国際ロータリー
- 7) RIBI：グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位
- 8) 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 国際ロータリーの加盟会員

2.010. RIへの加盟申請

2.020. クラブの区域

2.030. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択

2.010. RIへの加盟申請

クラブのRIへの加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

2.020. クラブの区域

明確に区画することのできる地域が存在し、新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が含まれている場合、一つのクラブを結成することができる。

2.020.1. 区域の共有

クラブの区域限界は、同一の区域限界の場合を除いて、重複してはならない。区域を既に保持しているクラブが承認すれば、あるいは、そのようなクラブが二つ以上ある場合、既に区域を共有しているクラブの過半数が承認すれば、一つまたはいくつかの既存クラブと区域限界を同じくするクラブを結成できる。承認を必要とするクラブ数が二つだけの場合には、第2.020.3.項に規定される、会員の過半数の投票とは、2クラブの連結投票による集計とする。

2.020.2. 区域の割譲

新クラブ結成のために地域内の既存クラブの過半数が区域の割譲をする場合も、一つの地域に二つのクラブを結成することができる。この割譲をしたクラブは、割譲区域の人を自己のクラブに入会させる権利を留保できる。

2.020.3. 区域の共有または割譲の承認

クラブは、前述の通り、例会における出席会員の過半数の賛成投票によって、その区域の一部を割譲するかまたは区域のすべてを共有することができる。区域の割譲または共有に関する議案の通知は、前記例会の少なくとも10日前に、会員に郵送されていなければならない。

2.020.4. 区域の共有または割譲の否決および再審議

ガバナーによる新クラブ結成案が、新クラブの結成が予定されている地域内に区域を有するクラブによって、または複数のクラブの場合そのクラブの一つによって、否決された場合、RI理事会は、ガバナーの要望を受け、結成に反対しているクラブに、この件を、再審議するよう指示できる。反対しているクラブは、書留郵便によって再審議の要望を受け取ってから6週間以内にその反対を再確認しなければならない。再度反対するには、週例会で出席し投票する会員の3分の2の投票を必要とする。そのためには、当該例会の少なくとも10日前の消印のある書簡を全会員に郵送していなければならない。票決には定足数の会員が出席していなければならない。定足数とは会員の半数プラス1名である。定足数に達しない場合、2週間後の例会で票決する。その場合、定足数は不要である。理事会またはガバナーがこのような再確認書を受け取っていない場合、理事会は、この区域の共有または割譲を承認して差し支えない。2度目も否決された場合、ガバナーは、理事会宛の確認書で、この票決理由について説明するものとする。

2.020.5. 区域の共有または割譲を承認する理事会の権限

第2.020.4項の他の規定にもかかわらず、理事会の判断で、提示された議論がロータリー拡大の原則に違背していて、新クラブ結成のための客観的な理由があるなら、理事会は、既存クラブの承認を得ることなく、区域の割譲または共有を承認できる。ガバナーは、その要望に当たって当該区域において会員を集める可能性とともに地域社会調査書を提出するものとする。

2.020.6. 区域の共有に対する理事会の承認

それぞれ区域限界を異にする、二つ以上のクラブが一つの明確に区画できる地域に結成されている場合、理事会は、関係クラブすべての申請があれば、同一の区域限界を共有するよう指示することができる。

2.030. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択

標準クラブ定款は、すべての加盟クラブによって採択されなければならない。

2.030.1. 標準クラブ定款の改正

標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。かかる改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

2.030.2. 1922年6月6日よりも前に加盟したクラブ

1922年6月6日よりも前に加盟したすべてのクラブも、標準クラブ定款を採択するものとする。しかし、標準クラブ定款と異なる規定を含む定款をもつ、このようなクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。但し、異なる

規定の正確な全文を1989年12月31日までに理事会に送付し、理事会の確認を受けていなければならない。それぞれのクラブ特有の規定は、そのクラブの標準クラブ定款の補遺規定であり、時折、改正される標準クラブ定款に近づけるため以外にはクラブで改正することはできない。

2.030.3. 理事会による標準クラブ定款の例外承認

理事会は、RI 定款・細則と矛盾しない限り、標準クラブ定款と一致しないクラブ定款の規定を承認できる。このような承認は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限り、また出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。

第3条 RI 脱会または加盟の終結

3.010. クラブのRI 脱会

3.020. クラブの再結成

3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限

3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

3.010. クラブのRI 脱会

いずれのクラブも、RI に対する金銭上その他の義務を完済している限り、加盟から離脱することができる。理事会が離脱通告を受理したときは、その離脱は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

3.020. クラブの再結成

加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ土地に新クラブが結成される場合、理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払を求めるか否か、または、RI に対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを、決定することができる。

3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限

3.030.1. 不払による終結

会費またはRI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

3.030.2. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に開かず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。

3.030.3. 然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。但し、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行われる少なくとも30日前に、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。

ない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは会員資格停止処分に付し、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したときは、そのクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置をとるものとする。

第4条 クラブの会員身分

- 4.010. クラブ会員の種類
- 4.020. 正会員
- 4.030. シニア・アクティブ会員
- 4.040. パスト・サービス会員
- 4.050. 二重会員
- 4.060. 名誉会員
- 4.070. 宗教、報道機関および外交官
- 4.080. 公職
- 4.090. 会員身分の制約
- 4.100. RIの職員
- 4.110. 出席報告
- 4.120. 他クラブへの出席

4.010. クラブ会員の種類

クラブの会員の種類は、RI定款に規定する通り4種類とする。

4.020. 正会員

RI定款第5条第3節に定められた資格条件を有する者は、これをロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、そのクラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアディショナル正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アディショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアディショナル正会員を推薦することはできない。

4.020.1. アディショナル正会員のカテゴリー

クラブは3種類のアディショナル正会員を選ぶことができる。クラブはその3種類のそれぞれから職業分類を同じくするアディショナル正会員を1人選ぶことができる。

4.020.1.1. 第1カテゴリー--- 推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアディショナル正会員に推

薦することができる。

4.020.1.2. 第2 カテゴリー---元ロータリアン

正会員は、元クラブ会員をアディショナル正会員に推薦することができるが、この元クラブ会員の職業分類を保持する正会員の承認を得なければならない。さらに、この元クラブ会員がかつて属していたクラブを退会した理由は、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

4.020.1.3. 第3 カテゴリー---元ローターアクター

正会員は、ローターアクト・クラブ元会員をアディショナル正会員に推薦することができるが、この元ローターアクト・クラブ会員の職業分類を保持する正会員の承諾を得なければならない。さらに、この元ローターアクターは、クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。

4.020.2. 職業分類保持者の変更

すべてのアディショナル正会員は、クラブの正会員の1人と同じ職業分類をもたなければならない。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になるなど、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアディショナル正会員の1人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が1名しかいない場合、このアディショナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が2名または3名いる場合、クラブはそのうち1名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

4.030. シニア・アクティブ会員

4.030.1. 一般的資格条件

正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする：通算15年以上会員であった者、あるいは現在60歳以上で通算10年以上会員であった者、現在65歳以上で通算5年以上会員であった者、現または元RI役員。

4.030.2. 元会員

クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

4.030.3. 権利と特典—シニア・アクティブ会員身分の制約

シニア・アクティブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持せず、また、アディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

4.030.4. シニア・アクティブ会員の職業分類を充填する者

クラブは、シニア・アクティブ会員の保持していた職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

4.040. パスト・サービス会員

パスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および第4.020.節によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

4.040.1. パスト・サービス会員の資格条件

次の者は、パスト・サービス会員に該当する。

4.040.1.1. パスト・サービス会員—引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、RI定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

4.040.1.2. パスト・サービス会員—職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決定によって、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

4.040.2. 入会金の免除

現または元会員が、その所属クラブまたは元の所属クラブのパスト・サービス会員に選ばれた場合、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

4.050. 二重会員

同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

4.060. 名誉会員

4.060.1. 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

4.060.2. 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にもつくことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。

しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

4.070. 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条件を備えていることを要する。

4.080. 公職

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き継ぎ正会員としての身分を保持することができる。

4.090. 会員身分の制約

細則第 2.030. 節に規定されてはいるが、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、人種、皮膚の色、信条または国籍に基づき会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし効力はないものとする。

4.100. RI の職員

クラブは、RI に雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

4.110. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。

4.120. 他クラブへの出席

各会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典をもつものとする。

第 5 条 理事会

5.010. 理事会の任務

5.020. 理事会決定に対する提訴

5.030. 理事会の権限

5.040. 理事会の会合

5.050. 通信による投票

5.060. 執行委員会

5.070. 選挙から任期の第 1 年目を終わるときまでのあいだの空席

5.080. 任期の1年目終了後の空席

5.010. 理事会の任務

理事会は、RIの管理主体であり、RIの目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および独創的組織の保全、並びにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。

5.020. 理事会決定に対する提訴

理事会の決定は、定時または臨時の国際大会にクラブが提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。かかる提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴も同意も、理事会の決定後6カ月以内で、当該国際大会の開催の少なくとも90日前までに受理されなければならない。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択された決議書にクラブの会長と幹事が証明して行うものとする。提訴の決定に当たって、代議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。

5.030. 理事会の権限

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a)組織の方針を設定すること；
- (b)事務総長による方針実施を評価すること；
- (c)定款、細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

理事会は、RIの役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員の全部に対する総括的管理および監督を行うものとする。然るべき理由がある場合には、聴聞を行ったうえで、役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免することができる。問責書を含む通知は、聴聞の行われる少なくとも60日前に、罷免される人に届けられていなければならない。このような通知には、聴聞の日時と場所を明記し、郵便もしくは他の迅速な通信手段によって直接配達されるものとする。罷免される人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第6.100.節に規定する権限をも持つものとする。

5.040. 理事会の会合

5.040.1. 期日、場所および通知

理事会は、理事会が決定する時および場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各年度に少なくとも2回開かなければならない。

5.040.2. 定足数

RI定款または細則によってより多くの投票を必要とされる案件を除き、理事会の

メンバーの過半数をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

5.040.3. 年度の最初の会合

次の理事会のメンバーとなる者の会合が、年次国際大会の終了直後に開催されるものとする。次期会長がこのような会合の時と場所を定めるものとする。このような会合における決定事項は、7月1日以後に、理事会で、または本条第5.050. 節に述べられている方法のうちのいずれかによって承認されなければならない。承認後に、その決定は、初めて効力を発するものとする。

5.050. 通信による投票

5.050.1. 非公式の会合

理事会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

5.050.2. 非公式の決定

理事会は、会合を開かないで、理事全員の一致した書面による同意を得て議事を処理することができる。

5.060. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め5名以上7名以下のメンバーにより構成される執行委員会を任命することができる。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限の行使を委任することができる。このような権限は、既にRIの方針が確立されている事項に限られる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

5.070. 選挙から任期の第1年目を終わるときまでのあいだの空席

5.070.1. クラブによるノミニーの選出

理事に選挙された時期と任期の第1年目を終わるときとのあいだに、理事に空席が生じた場合には、その理事を指名したゾーン内のクラブは、空席となった理事の残存任期を務める後任の理事ノミニーを選出して、理事会による選挙に備えるものとする。このような選出は、可能な限り、理事ノミニー選出手続に従って行うものとする。このような選出手続は会長の定めるところによる。

5.070.2. 既設の指名委員会による選出

理事に空席の生じた年度に当該ゾーンに理事指名委員会が設けられていたときは、その委員会が、その任務のほかに、空席となった理事の残存期間を任期とする理事ノミニーの選出に関する任務を行うものとする。

5.070.3. 元の指名委員会による選出

このような指名委員会が設けられていない場合には、空席となった理事の選出に関する任務に当たった指名委員会が、その空席を埋める理事ノミネーの選出に関する任務を行うためだけに、会長によって再招集されるものとする。

5.070.4. 理事の選挙

残存任期を務める理事ノミネーを選出した後、理事会が、会長の決定するところに従い、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、ノミネーを選挙するものとする。

5.080. 任期の1年目終了後の空席

理事の空席が、その理事の就任第1年度終了以後に生じた場合は、残余の理事が、空席の生じた当該ゾーン（またはゾーン内のセクション）から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

第6条 役員

6.010. 国際大会における役員選挙

6.020. 副会長と財務長の選出

6.030. 事務総長の選挙と任期

6.040. 理事は再選されない

6.050. 役員資格条件

6.060. 任期

6.070. 会長の空席

6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席

6.100. 事務総長の空席

6.110. 理事の任務遂行不能

6.120. ガバナーの空席

6.130. 役員報酬

6.140. 役員任務

6.010. 国際大会における役員選挙

年次国際大会において選挙される役員は、RIの会長、理事、ガバナーとRIBIの会長、副会長、名誉会計である。

6.020. 副会長と財務長の選出

6.020.1. 副会長の選出

副会長は、次期会長が理事会の第1回会合で選任するものとする。

6.020.2. 財務長の選出

毎年、次期会長が、次期理事会暫定会議で、2年目の任期を務めることになる理事の中から財務長を選任するものとする。この財務長は、7月1日より1カ年間その

職を務めるものとする。

6.030. 事務総長の選挙と任期

事務総長は理事会が選任し、その任期は、5カ年を超えないものとする。その選挙は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに行われ、選挙後の7月1日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選される資格を有する。

6.040. 理事は再選されない

理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間務めた人は、会長または会長エレクトを務める場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

6.050. 役員の資格条件

6.050.1. クラブ会員

RIの各役員は、クラブの瑕疵なき会員でなければならない。

6.050.2. 会長

RIの会長候補者は、かかる候補者として推薦される以前にRIの理事としてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

6.050.3. 理事

RIの理事候補者は、かかる候補者として推薦される以前にRIのガバナーとしてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

6.060. 任期

6.060.1. 役員

会長、理事、ガバナーを除き、各役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は、1カ年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。理事はすべて2カ年、またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。

6.060.2. 会長エレクト

会長に選挙された者は、次の年度の7月1日から会長エレクトと理事会のメンバーを務める。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長エレクトは、会長エレクトとして、その任期を1年間務めた翌年会長を務めるものとする。

6.060.3. 理事

各理事の任期は、選挙された年の次の年の7月1日に始まるものとする。

6.070. 会長の空席

会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、そして、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。理事の欠員は、本細則第5.070.節と第5.080.節に従って補充する。

6.070.1. 会長職と副会長の両役職が同時に空席

会長職と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から新会長を選挙し、次に新会長が新副会長を選出するものとする。新会長と新副会長の選挙により欠員となった理事は、本細則第5.070.節と第5.080.節に従って埋めるものとする。

6.080. 会長エレクトの空席

6.080.1. 次期国際大会前の空席

次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席を生じた場合は、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便または電信による投票によって選出を行うことができる。

6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

指名委員会は、第11.060.節と第11.070.節に従って既に選出した会長ノミニーを繰り上げて会長ノミニーに指名できる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。

6.080.3. 空席を補充するに当たっての会長の任務

会長が、会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続を決定する。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第11.060.節、第11.070.節、第11.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。

6.080.4. 就任直前の空席

国際大会の閉会後から会長就任の直前のあいだに、会長エレクトに生じた空席は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

6.080.5. 空席に関する不測の事態

本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、とるべき手続を決定するものとする。

6.090. 副会長または財務長の空席

副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2年目の理事を選び、未了の任期を務めさせるものとする。

6.100. 事務総長の空席

事務総長に空席が生じた場合、理事会は最高5年を任期とするロータリアンを選挙するものとする。その任期は理事会が決定した日をもって効力を発する。

6.110. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できないほどの身体的状態になったと理事会の4分の3の投票で決定した場合、そのメンバーは、その決定後、直ちにその職を失い、本細則の規定に従って後任が選出されるものとする。

6.120. ガバナーの空席**6.120.1. 理事と会長の権限**

理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティング・ガバナーとして任命することができる。

6.120.2. ガバナーの一時的任務遂行不能

ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティング・ガバナーに任命することができる。

6.120.3. 7月1日にガバナーが地区に不在

ガバナーが年次国際大会において選挙された後地区外にあって7月1日までに地区に戻ることをできない場合、直前ガバナーは、ガバナーが地区に帰って来るまで、引き続きガバナーの職務を執り行うものとする。

6.130. 役員の報酬

事務総長は報酬を受ける唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。

6.140. 役員の任務**6.140.1. 会長**

会長は、RIの最高役員とする。会長は：

- (a) RIの第1の代弁者とする；
- (b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する；
- (c) 事務総長の仕事を見守り、事務総長に助言する；
- (d) 事務総長と事務局の業績の評価を少なくとも年1度理事会に報告する；
- (e) その職責に属するその他の任務を執行する。

6.140.2. 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、また本細則に規定する任務および権限のみをもつものとする。但し、会長または理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

6.140.3. 事務総長

事務総長は、理事会の指示監督の下に業務を遂行するRIの最高管理役員とする。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証人を、誠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

6.140.4. 財務長

財務長は、事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RIの財務運営について事務総長と協議するものとする。財務長は、理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告するものとする。財務長は、理事の職責に属する任務と権限のみ有するが、会長または理事会から、さらに、任務を課される場合もある。

第7条 立法手続

7.010. 立法案の種類

7.020. 立法案の提出者

7.030. クラブ提出の立法案を地区で審議

7.035. 制定案と決議案の締切日

7.037. 正規の手続で提出された立法案；欠点、欠陥のある立法案

7.040. 立法案の審査

7.050. 理事会での立法案の審査

7.060. 非常事態における立法案の審議

7.010. 立法案の種類

組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的としない提案は、決議案と称する。

7.020. 立法案の提出者

立法は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、および理事会が提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出できない。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で審議

クラブの立法案は必ず地区大会またはRIBI 地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。地区大会またはRIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第13.040. 節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、

地区大会またはRIBI 地区審議会で審議されたことと、その票決による賛否とを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。クラブは、地区大会の賛否にかかわらず、審議された立法案を事務総長に送付しても差し支えない。

7.035. 制定案と決議案の締切日

制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに、RI 事務総長に提出されなければならない。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.037. 正規の手続で提出された立法案；欠点、欠陥のある立法案

7.037.1. 正規の手続で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した立法案と見なされる：

- (i) それぞれ、細則第7.035. 節、定款第16条第3節、標準ロータリー・クラブ定款第17条第3節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること；
- (ii) 立法案の提出者に関する細則の第7.020. 節の規定に合致していること；
- (iii) クラブが提出したとき、地区の審議に関する細則の第7.030. 節の規定を満たしていること。

7.037.2. 欠点のある立法案

次の場合、立法案は欠点があると見なされる：

- (i) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある場合；
- (ii) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合。

7.037.3. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる：

- (i) その採択が法令に反する場合；
- (ii) 決議の形式でありながら、RI 組織規定の文言と精神に抵触する行為を義務づける場合；
- (iii) RI 細則またはRI 定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する場合、またはRI 定款に抵触するような方法でRI 細則を改正する場合；
- (iv) 管理または施行が不可能な場合。

7.040. 立法案の審査

定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.1. 理事会に代わって、欠点または欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に勧告する。

7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を勧告する。

7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に勧告する。

7.040.4. 委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。

(i) 正規の手続で提出されていない立法案

(ii) 欠点、欠陥がある立法案、提案者にこのような欠陥を修正するよう適切な改正を勧告したが、受け入れられなかった立法案も含む。

7.040.5. 第8.120.2. 項に定義する他の任務を遂行する。

7.050. 理事会での立法案の審査

理事会（理事会に代わって定款細則委員会によって）は立法案本文の全部を点検し、欠点、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告するものとする。

7.050.1. 同種の立法案

実質的には同種の立法案が提出されている場合、理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は、提案者たちに折衷案を勧告できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、理事会は、定款・細則委員会の勧告に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案と代案の立法案は、その旨指定されるものとし、所定の締切日に拘束されない。

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、制定案が(i) 正規の手続で提出されていない、あるいは、(ii) 欠陥があると決定し、できる限り適切な改正を勧告したが受け入れられなかった場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会でこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は、すべての決議案の本文を点検し、理事会で定款・細則委員会の勧告に基づき RI のプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案が RI のプログラムの範囲内ないと決定した場合、理事会は、審議のため審議会に回付しない旨、指示できる。理事会がこのように決定した場合、提案者に審議会の開会に先立ってその旨通告しなければならない。この場合、審議会でこの決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.4. 審議会に立法案と修正案を回付

事務総長は、適法に提出された立法案を審議会に回付しなければならない。また、審議会開会の少なくとも2カ月前までに提案者から事務総長に提出された、立法案の修正案もすべて審議会に回付しなければならない。

7.050.5. 立法案の公表

RI 事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の12月31日までに、までに、適法に提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。修正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要覧の削除や追加の詳細を付していない修正案要旨は各クラブに送付するものとする。

7.050.6. 審議会における立法案の審議

審議会は、正規の手続で提案された立法案並びにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

7.050.7. 決議案の採択

決議案という形式の立法案は、審議会における審議、採決に当たって、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成投票で、採択することができる。

7.060. 非常事態における立法案の審議

理事会は、理事の3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する：

7.060.1. 審議会で審議される非常時立法案

臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切日を過ぎても審議会で審議できる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

7.060.2. 立法案の採択

非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

第8条 規定審議会**8.010. 審議会議員****8.020. 審議会議員の資格条件****8.030. 審議会代表議員の任務****8.040. 役員とその任務****8.050. 選挙人による代表議員の選挙****8.060. 郵便投票による代表議員の選挙****8.070. 通知****8.080. 信任状委員会**

- 8.090. 特別議員
- 8.100. 審議会の定足数
- 8.110. 審議会手続
- 8.120. 審議会運営委員会：定款細則委員会の任務
- 8.130. 審議会の決定
- 8.140. 開催地の選定
- 8.150. 審議会の臨時会合

8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

8.010.1. 代表議員

第8.050. 節および8.060. 節の規定により、各地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙される。無地区クラブは、それぞれ、自分に好都合と思う地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

8.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出するものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

8.010.3. 定款細則委員会

RI 定款・細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員は、第8.120.1項と第8.120.2項に規定する任務と責務を負うものとする。

8.010.4. 会長、理事および事務総長

会長、他の理事および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.5. 元会長および元事務総長

元RI 会長全員、および事務総長を10年以上の期間にわたり務めた者は審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.6. 管理委員

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員は審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.7. 特別議員

審議会の投票権を有しない特別議員は3名以下とする。特別議員は、後段の第8.090. 節に規定する任務と責務を負い、会長が任命する。特別議員は審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。

8.020. 審議会議員の資格条件

8.020.1. クラブ会員

審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

8.020.2. 元役員

各代表議員は、選挙時に、RI 役員として全期、務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI 会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナー・エレクトを選んでも差し支えない。

8.020.3. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員と RI もしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

8.030. 審議会代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする：

- (a) クラブが立法案を提出する場合その作成を援助すること；
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること；
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと；
- (d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること；
- (e) RI の公正な立法当務者として行動すること；
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること；
- (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
さらに
- (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談に乗ること。

8.040. 役員とその任務

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)および幹事から成る。

8.040.1. 議長

議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、並びに通常その職責に属する任務を行うものとする。

8.040.2. 副議長

副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

8.040.3. 議事運営手続の専門家

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に勧告、助言するものとする。

8.040.4. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。但し、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

8.050. 選挙人による代表議員の選挙

8.050.1. 選挙

第 8.060. 節に定める場合を除き、代表議員および補欠議員は、審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする。RIBI においては、クラブ代表議員および補欠議員は、審議会の開かれる年度の前の 10 月 2 日以後に開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

8.050.2. 資格要件

ロータリアンが、審議会における代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。

8.050.2.1. 代表議員の資格要件、任務および責任をはっきり心得ていること。

8.050.2.2. 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。

8.050.2.3. 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。

8.050.3. 指名

地区内のクラブは、選ばれたうへは、進んでその任務に服する用意のあることを表示している者で、審議会議員となる資格のあるクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、その指名を文書で行うものとする。その文書にはクラブ会長と幹事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に 1 票を投じる権利を与えられるものとする。

8.050.4. 代表議員と補欠議員

最高票数を得た候補者を審議会代表議員とする。第 2 位の票数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任につくものとする。

8.050.5. 代表議員の候補者が 1 名のみ

地区で候補者に指名された者が 1 名のみであった場合は、投票を行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。

8.050.6. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内ク

クラブの他の適格の会員を審議会における代表議員に指名することができる。

8.060. 郵便投票による代表議員の選挙

8.060.1. 理事会による郵便投票の承認

事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたうえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、会員数の25名ごとに1票または端数が13名以上の場合さらに1票の割合で投票権を有するものとする。クラブの投票権の数は、選出の行われる月の直前の半期人頭分担金支払時現在における会員数に基づくものとする。各クラブは少なくとも1票の投票権を有するものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

8.060.2. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.060.1.項に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

8.070. 通知

8.070.1. 代表議員を事務総長に報告

審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーから事務総長に報告されなければならない。

8.070.2. 審議会代表議員の氏名の公表

審議会の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に発行しなければならない。

8.070.3. 議長、副議長および議事運営手続の専門家の氏名の公表

議長、副議長および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに、これを発表する。

8.080. 信任状委員会

会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合するものとする。この委員会は信任

状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

8.090. 特別議員

立法案の発表直後に、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する用意をしなければならない。

8.100. 審議会の定足数

投票権を有する審議会議員の $\frac{2}{3}$ を定足数とする。投票権を有する各議員は投票に付せられた各案件につき 1 票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

8.110. 審議会手続

8.110.1. 会議運営手続規則

第 8.120. 節の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用するものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならない。

8.110.2. 異議の申し立て

議長のいかなる裁定にも異議を申し立てることができる。議長の決定を覆すためには審議会の過半数の投票が必要とされる。

8.120. 審議会運営委員会：定款細則委員会の任務

議長および副議長、定款細則委員会をもって構成する審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

8.120.1. 審議会運営委員会の任務

審議会運営委員会は審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨する。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に、欠点や欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関係箇所¹の修正文案を作成する。さらに、関係箇所¹の修正を明示した審議会報告書を作成する。

8.120.2. 定款細則委員会委員の他の任務

定款細則委員会は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。立法案の発表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠点または欠陥について報告する準備をしなければならない。

8. 130. 審議会の決定

8. 130. 1. 議長の報告

審議会議長は、審議会終了後 10 日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

8. 130. 2. 事務総長の報告

事務総長は、各クラブの幹事に対し、審議会が採択した立法案のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を審議会閉会后 2 カ月以内に送付するものとする。報告書には、審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

8. 130. 3. 審議会の決定に関する反対

立法案の採択に関する審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように、提出されなければならない。事務総長は、審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからのすべての書式を検査して、これに関する計算表をつくるものとする。

8. 130. 4. 審議会の決定の一時保留

立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも 10 パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は保留とされるものとする。

8. 130. 5. 郵便投票によるクラブの投票

承認された立法案の 1 件または数件が、クラブの反対のため、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1 カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は、一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは少なくとも 1 票の投票権を有するものとする。会員数 50 名以上のクラブは、50 名ごとに 1 票または端数が 26 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。会員数は、直前の 7 月 1 日のクラブ会員数に基づくものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように、提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも 2 カ月後とする。

8. 130. 6. 選挙管理委員会

会長は、選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受理した最後の日から 2 週間以内に選挙管理委員会が集計するものとする。選挙管理委員会は、委員会の閉会の 5 日以内に事務総長に投票結果を証明するものとする。

8. 130. 7. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったかのように復活するものとする。

8. 130. 8 審議会決定の発効日

各立法案について審議会の行った決定は本細則第 8. 130. 4. 項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り審議会閉会直後の 7 月 1 日にその効力を生じるものとする。

8. 140. 開催地の選定

RI 定款第 10 条第 2 節の規定に従って、審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

8. 150. 審議会の臨時会合

8. 150. 1. 通知

審議会の臨時会合は RI 定款第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 60 日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせたうえ、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

8. 150. 2. 代表議員

臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることができず、その意思もない場合、ガバナー、あるいは、ガバナーから指名された別の人が、本細則の下に地区内クラブを代表するものとする。

8. 150. 3. 制定案の採択

審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票する人の 3 分の 2 の賛成投票が必要とされるものとする。

8. 150. 4. 手続

通常の審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。但し、次の二つは例外とされる：

8. 150. 4. 1. 決定の報告

第 8. 130. 2. 項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後 15 日以内に、各クラブに送付するものとする。

8. 150. 4. 2. 決定に対する反対の意思表示

クラブが審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、2カ月以内にその意思表示をしなければならない。

8. 150. 5. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから2カ月後に審議会の臨時会合の決定は効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第8. 130. 節の規定にできる限り沿って郵便投票を行った結果に従うものとする。

第9条 国際大会

9. 010. 国際大会の時期および場所

9. 020. 国際大会の招集

9. 030. 国際大会役員

9. 040. 国際大会代議員

9. 050. 代議員の信任状

9. 060. 特別代議員

9. 070. 登録料

9. 080. 国際大会の定足数

9. 090. 信任状委員会

9. 100. 選挙人

9. 110. 選挙管理委員会

9. 120. 役員選挙

9. 130. 国際大会プログラム

9. 140. 代議員の座席

9. 150. 特別協議会

9. 010. 国際大会の時期および場所

理事会は、国際大会が開催される年の10年前までに年次国際大会の候補日および／または場所を決定し、その国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

9. 020. 国際大会の招集

国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発せられ、郵送されなければならない。

9. 030. 国際大会役員

国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長並びに国際大会委員長と会場監督とする。会長が会場監督を任命するものとする。

9.040. 国際大会代議員

9.040.1. 代議員

各代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブの会員でなければならない。

9.040.2. 補欠代議員

クラブは、その代議員を選任する場合に、各代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行うことができる。

9.040.3. 代議員の交替手続

補欠者が代議員に代わる場合は信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員として務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの会議について認めることができる。但し、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替の仕方について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

9.040.4. 委任状による代理者

国際大会にクラブを代表する代議員またはその補欠者をもたないクラブは、RI 定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

9.050. 代議員の信任状

すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者が投票するにはこれらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

9.060. 特別代議員

RI の各役員および現在もクラブで会員身分を有する RI の各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

9.070. 登録料

国際大会に出席する 16 歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

9.080. 国際大会の定足数

9.080.1. 定足数

全クラブ数の 10 分の 1 を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会における定足数とする。

9.080.2. 定足数の不足

本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内においては、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

9.090. 信任状委員会

会長は、国際大会閉会前までに信任状委員会を設置するものとする。同委員会は、少なくとも 5 名の委員から成るものとする。

9.100. 選挙人

正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

9.110. 選挙管理委員会

9.110.1. 任命と任務

会長は、国際大会において選挙人の中から選挙管理委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める 5 名以上の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。

9.110.2. 役員の選挙の通知

会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は国際大会の第 1 回本会議で行うものとする。

9.110.3. 委員会の報告

選挙管理委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。但し大会が別段の指図を行った場合はこの限りでない。

9. 120. 役員選挙

9. 120. 1. 投票権を有する選挙人

選挙人は各役員に対し 1 票の投票権を有する。

9. 120. 2. 投票

すべての役員選挙は無記名投票によるものとし、3 名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ 1 名の場合は、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。

9. 120. 3. 過半数の投票

前述各役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。必要な場合には第 2 選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。

9. 120. 4. 国際大会へのノミニー名の提出。

正規の手続を経て RI 会長、理事、ガバナー、RIBI 会長、副会長、名誉会計に指名されたノミニーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。

9. 130. 国際大会プログラム

国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、出席代議員および委任状による代理者の 3 分の 2 の投票によって随時変更することができる。

9. 140. 代議員の座席

信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これら代議員専用のために各本会議場に確保されるものとする。

9. 150. 特別協議会

国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、いずれの国または国々のために、このような特別協議会が開催されるかを随時決定して大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係の国または国々に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めて発表しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。

第 10 条 役員指名と選挙 — 一般規定

10. 010. 役員指名

10. 020. 資格条件

10. 030. 指名される資格がない人

10.040. 役員の選挙**10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動****10.010. 役員の指名**

RI 会長、理事、ガバナーの指名は、指名委員会とクラブによって、行われるものとする。

10.020. 資格条件

RI 役職の候補者または被指名者は、すべて、瑕疵なきクラブの会員でなければならない。

10.030. 指名される資格がない人**10.030.1. 指名委員**

指名委員会の委員、その補欠者、現実に指名委員に選ばれる選ばれないにかかわらず指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はない。

10.030.2. ロータリー職員

クラブ、地区またはRIの常勤、有給の職員は、事務総長の役職を除き、すべて選挙によることを要するRIの役職につくことができない。

10.040. 役員の選挙

RIの役員は、本細則第6.010.節と第9.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

10.050 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動**10.050.1. 禁止されている活動**

ロータリアンは、選挙によって任命されるRIの役職につくために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、代わりの人にこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

10.050.2. 申し立て

本節に違反している疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたはRI現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後45日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長

は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

10.050.3. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI 役職に一定期間適用される。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細則第 5.020. 節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少なくとも5日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

10.050.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告

選挙による役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したと署名する申告欄が含まれていなければならない。

10.050.5. 選挙審査手続の完了

ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争調停機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失うものとする。

第 11 条 会長の指名と選挙

11.010. 会長の指名

11.020. 会長指名委員会

11.030. 会長指名委員の選挙

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.050. 委員会による指名

11.060. 委員会報告

11.070. クラブによる追加指名

11.080. 第 11.070. 節に規定されていない不測の事態

11.090. 国際大会への指名の提出

11.100. 郵便投票

11.010. 会長の指名

元会長または理事会の現メンバーは、これを会長に指名することはできない。

11.020. 会長指名委員会

11.020.1 組織方法

会長指名委員会は、RI 理事指名のために設けられた 34 のゾーンから選挙された 17 名の委員によって構成されるものとする。その委員は次のようにして選挙されるものとする：

- (a) 偶数年には、各奇数ゾーンから委員が選挙されるものとする；
- (b) 奇数年には、各偶数ゾーンから委員が選挙されるものとする。

11.020.2. RIBI からの委員

RIBI のゾーン内の委員 1 名は、RIBI 年次大会において、または RIBI 審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このような委員の氏名は RIBI の幹事から事務総長に書式証言するものとする。

11.020.3. ゾーン内のクラブの会員

各委員は本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。

11.020.4. 指名される資格がない

会長、会長エレクトおよび元会長は、いずれも指名委員となる資格がないものとする。

11.020.5. 資格条件

この指名委員会の委員はいずれも RI の元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。但し、指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第 16.010. 節、第 16.020. 節および第 16.030. 節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員として少なくとも 1 年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。

11.030. 会長指名委員の選挙

11.030.1. 資格のある候補者への通知

事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事ひとりひとりに書簡を郵送するものとする。その書簡は 10 月 15 日から 30 日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思と能力があるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと 12 月 31 日までに事務総長に通知するように要請する。12 月 31 日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

11.030.2. ゾーン内に適格の理事が 1 人のみの場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事がゾーンから 1 人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員と宣言するものとする。

11.030.3. ゾーン内に適格の理事が2人以上いる場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである：

11.030.3.1. 投票用紙の準備

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一委譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の指名をアルファベット順に記載するものとする。

11.030.3.2. 投票用紙の書式

事務総長は、2月1日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事ひとりひとりの写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称並びに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入のうえ4月15日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

11.030.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数50名を超えるクラブは、50名ごとに1票、端数が26名以上の場合、さらに1票を投じる権利を有するものとする。会員数は直前の7月1日のクラブ会員数に基づく。

11.030.5. 選挙管理委員会

会長が選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は4月25日までに開かれるものとする。選挙管理委員会は、その投票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.030.6. 委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員として公表されるものとする。ゾーンで第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。補欠委員は、本人がその補欠者として選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンにおいて、最高投票が同数となった場合、理事会が同数となった候補者の1人を指名委員会委員または補欠委員に任命するものとする。

11.030.7. 欠員

ゾーンから出た委員に欠員を生じた場合は、1月1日現在そのゾーンの委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい元理事が、そのゾーンからの指名委員会の委員となるものとする。

11.030.8. 任期

委員の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。委員の任期は1年間とする。委員の補欠者が委員会委員に変わった場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その委員を務めるものとする。

11.030.9. 細則に規定されていない欠員

前述の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、その欠員を補充する委員を任命するものとする。委員は、なるべく欠員を生じたそのゾーン内のクラブから任命されるものとする。

11.040. 委員会の職務遂行手続**11.040.1. 委員の氏名の通知**

事務総長は、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知しなければならない。

11.040.2. 委員長の選出

委員の中から委員長を選挙しなければならない。その選出は委員会を開いたときに行う。

11.040.3. 指名委員会への提案

事務総長は、委員会の名で、会長の指名に関し委員会に提案するようクラブに促すものとする。提案は、理事会の定めた書式によって、事務総長を通じて、9月1日までに、指名委員会に提出されるものとする。クラブは、理事会の定めた手続と準備の下に、希望すれば、事務総長またはガバナーから書式を入手できる。

11.050. 委員会による指名**11.050.1. 最適任のロータリアン**

委員会は、会合を開き、職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとし、そして、ノミニーがその指名を受諾したこと、および就任の意思があり、また就任が可能であることを確かめなければならない。

11.050.2. 委員会

委員会は、10月1日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも9名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

11.050.4. 会長ノミニーの辞任と新ノミニー選出手続

会長ノミニーが、就任することができなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミニーをその年度の会長に指名または選挙することは

きないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミニーとして選出しなければならない。このような場合、次の手続を使うものとする。

11.050.4.1. 委員会手続

委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わり、直ちに手続を開始する権限を与えるものとする。

11.050.4.2. 委員会の投票手続

このような手続には、郵便もしくは他の速やかな通信手段、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催などがありうる。

11.050.4.3. 対抗候補者

前述の、指名委員会が改めて会長ノミニーを選出しなければならないような場合には、クラブは、理事会の決定により、対抗する会長ノミニーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数が与えられるものとする。対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第 11.070. 節の規定に従うものとする。

11.050.4.4 細則に規定されていない不測の事態

委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、とるべき措置を決定するものとする。

11.060. 委員会報告。

11.060.1. すべてのクラブに郵送

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后 10 日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから 10 日以内に、その報告書を各クラブに郵送しなければならない。

11.060.2. 候補者のリスト

委員会は、会合の閉会后、第 11.040.3. 項の下にクラブから正式に推薦された全候補者のリストを事務総長に書式証言するものとする。

11.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、対抗という形で指名することができる。

11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、先に指名委員会に正式に推薦された適格のロータリアンの氏名を対抗候補者として提案できる。対抗候補者の氏名は、例会において正式に採択された決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーから事務総長に書式証言されなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したために対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当

該年度の 12 月 1 日までに完了しなければならない。

11.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を 12 月 1 日直後に用意するものとする。

11.070.3. 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

1 月 15 日の時点において、このような対抗候補者が、前年の 7 月 1 日現在 RI に加盟しているクラブの少なくとも 1 パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない）を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミネーは、第 11.100. 節の規定に従って投票に付されるものとする。1 月 15 日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

11.070.5. 支持の有効性

第 11.110.1. 項に規定されている選挙管理委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告する。この選挙管理委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱く然るべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告しなければならない。会長は、何らかの発表をする前に、RI 選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を決定させるものとする。その決定後に選挙管理委員会が会長に報告するものとする。

11.080. 第 11.070. 節に規定されていない不測の事態

第 11.070. 節の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会のとるべき措置を決定するものとする。

11.090 国際大会への指名の提出

11.090.1. 会長ノミネーの氏名を選挙のため国際大会へ提出

事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミネーは、郵便投票が行われていない場合、選挙後、次の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

11.090.2. 会長エレクトの空席

会長エレクトに空席を生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるためにノミネーの氏名を選挙のため国際大会に提出するものとする。ノミネーには、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要

な場合は、第 11.080. 節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。

11.100. 郵便投票

会長選挙が第 11.070. 節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、その手続は次のように行われる。

11.100.1. 選挙管理委員会

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受領し、これを数えるために選挙管理委員会を任命するものとする。

11.100.2. 投票用紙の書式

選挙管理委員会は投票用紙を用意する。単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を列記する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

11.100.3. 投票用紙の郵送

選挙管理委員会は、次の 2 月 15 日までに、投票用紙を各クラブに郵送させなければならない。この投票用紙は、投票を記入して 4 月 15 日までに RI 世界本部内の選挙管理委員会に必着するよう返送する旨指示して郵送されなければならない。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

11.100.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数が 50 名を超えるクラブは、50 名ごとに 1 票、端数が 26 名以上の場合、さらに 1 票を投じる権利を有する。投票数は、直前の半期人頭分担金支払時現在の会員数に基づくものとする。

11.100.5. 選挙管理委員会の会合

選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所に会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。会合は 4 月 20 日までに、開かなければならない。選挙管理委員会は、その投票の結果の報告を、その後 5 日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.100.6. 投票の集計

過半数の投票を獲得した候補者が会長エレクトとして公表されるものとする。必要であれば、第 2 選択票および第 3 以下の選択票をすべて算入するものとする。

11.100.7. 会長エレクトの発表

会長は、4 月 25 日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

11.100.8. 同数の場合

郵便投票が同数となった場合、次の手続を使うものとする。同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が会長エレクトとして公表される。同数となった候補者のいずれも指名委員会選出の人でない場合は、理事会が、その1人を会長エレクトに選ぶものとする。

第12条 理事の指名と選挙

12.010. ゾーン制の理事の指名

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.030. 郵便投票 -- 手続

12.040. RIBI 役員 の 指名

12.010. ゾーン制の理事の指名

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う：

12.010.1. ゾーンの数

世界を34のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアン数が等しくなるようにする。

12.010.2. 指名日程

各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年おきにゾーン内のクラブ会員から1名の理事を指名するものとする。

12.010.3. ゾーン境界

ゾーンの当初の境界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。

12.010.4. ゾーン境界の定期的見直し

理事会は、少なくとも12年に1度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

12.010.5. 審議会によるゾーンの再編成

ゾーンの構成の改正は、審議会の決議による承認を得て、理事会のみがこれを行うことができる。

12.010.6. 新設地区の指定

新設された地区は、審議会の承認を経ずに理事会が適切なゾーンに指定するものとする。

12.010.7. ゾーン内のセクション

ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

12.010.8. RIBI のゾーンからの理事

RIBI のゾーン内の理事 1 名は、RIBI 年次大会において、または RIBI 審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このようなノミニーの氏名は RIBI の幹事から事務総長に書式証言するものとする。

12.010.9. 第 12.010. 節に関する暫定規定

12.010.9.1. 新ゾーンの実施

1995 年 7 月 1 日後のできるだけ早い時期に第 12.010. 節の規定を実行に移す権限を理事会に与える。

12.010.9.2. ゾーン内の当初のセクション

ゾーン内の当初のセクションは理事会が作成し、1995 年審議会で配布された資料に掲げられている通りとする。

12.010.9.3. 理事の指名

1999 年 6 月 30 日まで、新ゾーンには含まれていないが、再編成前の旧ゾーンに含まれていたクラブは、新ゾーンにおける理事指名委員会に適格のロータリアンを提案することができる。

12.010.9.4. ゾーン内で地区を移動させる理事会の権限

1996 年 6 月 30 日までに、新ゾーン内の地区内クラブの過半数の採択した地区決議によって申請すれば、理事会は、当該地区を別の地区に移すことができる。但し、その変更は、本制定案の意図する公平で平等な再編成を持続できるものでなければならない。

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出。

12.020.1. 指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、RIBI を除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、ゾーン全域から集めるものとする。但し、ゾーン内に二つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の各セクションの地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、セクションからの選出に同意したなら、理事を指名するセクション内の地区から指名委員を選出するものとする。

指名委員の選出について、このような合意が効力を有するためには、まず、選出前の年度の 3 月 1 日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨証明しなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような合意は無効になる。しかし、ゾーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この合意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を証明しない限り、この合意は効力を有し続けるものである。

12.020.2. 指名委員会の構成

指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、ガバナーを務めてから少なくとも3年経過したバスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、またガバナー就任以来少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

12.020.3. 選挙

第12.020.8. 項と第12.020.9. 項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

12.020.4. 指名

地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員に指名することができる。但し、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければならない。クラブはこのような指名を書式証言するものとする。この書式証言にはクラブ会長とクラブ幹事の署名が含まれなければならない。このような指名は、地区大会でクラブの選挙人に提示されるためにガバナーに提出しなければならない。地区大会の選挙人は、指名委員の選挙に1票を投じることができる。

12.020.5. 指名委員と補欠委員

最高投票数を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

12.020.6. 指名委員として公表された候補者

地区内で指名委員に指名された者が1名のみの場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

12.020.7. 委員も補欠委員も務めを果たし得ない場合

委員も補欠委員も務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

12.020.8. 指名委員を郵便投票で選挙

事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファ

ベツト順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたうえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、会員数の25名ごとに1票または端数が13名以上の場合さらに1票の割合で投票権を有するものとする。クラブの投票権の数は、選出の行われる月の直前の半期人頭分担当金支払時現在における会員数に基づくものとする。各クラブは少なくとも1票の投票権を有するものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を設置することができる。

12.020.9. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員を郵便投票によって選出することができる。この郵便投票は、第12.020.8.項に掲げられている規定に従って、該当年度の5月15日までに実施されなければならない。

12.020.10. 委員を事務総長に報告

指名委員会の委員および補欠委員の氏名は、選出後直ちに、該当年度の6月1日までにガバナーから事務総長に報告されなければならない。

12.020.11. 第12.020.節に定められていない不測の事態

票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

12.020.12. 招集者、会合の日時と場所、議長選挙

理事と補欠が指名される年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所を指定しなければならない。このような会合は、次の9月15日から30日までのあいだに開かなければならない。委員会はその会合の際委員の1人を議長に選ばなければならない。

12.020.13. 委員会へクラブの提案

7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。事務総長は、そのゾーンまたはセクション内のクラブに対して、そのゾーンからの理事に関してクラブとしての提案を委員会の審議に付すために提出することを促すものとする。事務総長は、提案書の送付先である招集者の住所をクラブに提供しなければならない。この提案は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出されなければならない。そしてその提案書には、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる背景情報および最近の写真を含めなければならない。その提案書が9月1日までに招集者気付指名委員会に到達することを要する。

12.020.14. 指名委員会の会合

委員会は、翌9月中旬に、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。但し、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも60

パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。

12.020.15. 委員会の指名

委員会は当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中から理事と補欠を指名するものとする。このように提出された氏名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、求め得る最も有能な人を指名する責任を有する。

12.020.16. 委員会の選出報告

委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後10日以内に事務総長にその報告を提出しなければならない。10月15日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

12.020.17. ノミニーが任に就くことができない場合

委員会の会合において選出された理事ノミニーが任につくことができない場合は、委員会は先に選んだ補欠を自動的に指名するものとする。

12.020.18. 対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のクラブはまた対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に提案されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手続を経て採択されたクラブ決議に従って提出するものとする。決議は地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。その地区が二つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は地区大会または郵便投票で得るものとする。同意は、ガバナーから事務総長に証明されなければならない。この決議には、任務につく意思があり、その用意があるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真の添付を必要とする。前述の手続は当該年の12月1日までに完了しなければならない。

12.020.19. 理事ノミニーの公表、郵便投票による選出

事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミニーをそのゾーンからの理事ノミニーとして公表するものとする。その公表は、12月15日までに行わなければならない。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の推薦と同意書を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミニーを選ぶことは、第12.030.節に従って郵便投票で行われるものとする。

12.030. 郵便投票手続

第12.020.節の規定によって、郵便投票によって理事ノミニーの選出をする場合、

その手続は次に規定する通りとする：

12.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。但し、第 12.020.1. 項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI 理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

12.030.2. 選挙管理委員会

会長は、投票を審査し、これを数えるために選挙管理委員会を任命するものとする。

12.030.3. 投票用紙の書式

事務総長は投票用紙（単一移議式投票による場合には、その様式の投票用紙）を準備する。各投票用紙には、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は理事会が定めた書式に記載するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

12.030.4. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の 12 月 31 日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛に郵送しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して 3 月 1 日までに世界本部の事務総長に必着するよう返送する旨の指図とともに郵送されなければならない。

12.030.5. クラブの投票

各クラブは、会員数 50 名ごとに 1 票またはその端数が 26 名以上の場合は、さらに 1 票を投じる権利を有するものとする。その数は、直前の半期人頭分担金支払時現なければならない。各クラブは少なくとも 1 票を投じる資格を有する。

12.030.6. 選挙管理委員会と報告

選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は 3 月 5 日までに開催しなければならない。選挙管理委員会は、その投票の結果の報告を、その後 5 日以内に事務総長に対して証明しなければならない。

12.030.7. 投票の集計

過半数を得た理事候補者がノミニーとして公表されるものとする。集計に当たっては、補欠を選出するために第 2 選択票および第 3 以下の選択票をすべて算入するものとする。

12.030.8. 理事ノミニーの発表

会長は、3 月 10 日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミニーの

氏名を発表しなければならない。

12.030.9. 同数の場合

理事ノミニーの郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度の郵便投票が必要とされる。事務総長は投票用紙の準備と郵送を監督する。投票用紙には、第1次郵便投票で最高得票を得た候補者たちの氏名を記載する。投票用紙に、候補者の写真と履歴書を添付する。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送しなければならない。このような投票用紙は、記入のうえ、次の5月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指図とともに郵送されなければならない。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票を審査し、これを数える。そのような会合は5月5日までに開くものとする。選挙管理委員会はその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミニーを通知しなければならない。

12.030.10. 期間の延長

特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用する本節の期日を変更できる権限を有するものとする。

12.040. RIBI 役員 の 指名

RIBI の会長、副会長および名誉会計のノミニーは、RIBI の細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

13.020. ガバナーの指名手続

13.030. 例外：郵便投票によってガバナーを選出

13.040. 郵便投票の書式

13.050. ガバナー・ノミニーの証明

13.060. 有効な指名がないとき

13.070. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留

13.080. 特別選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーを、RI 国際大会で選挙されるロータリー年度の1月までに選出するものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI 国際大会である。このようにして選挙されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の歴年の7月1日に就任するものとする。

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.1. ガバナー指名委員会

RIBI 内の地区を除き、各地区は、指名委員会手続によってガバナー・ノミニーを

選ぶものとする。但し、地区の規模、財政的理由、その他やむを得ない理由等の例外的事情のため、RI 理事会から特に免除された場合はこの限りでない。ガバナー指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして求め得る最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。但し、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

13.020.2. 指名委員会手続を採択できなかった場合

指名委員選出方法を第 13.020.1. 項に定める通りに採択できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の 5 人の元ガバナーを指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、第 13.020. 節に従ってその務めを果たすものとする。このような元ガバナーが 5 名いない場合、RI 会長が、委員の数を 5 人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

13.020.3. クラブからガバナー・ノミニーを提案

ガバナーは、クラブに対して、指名委員会にガバナー指名案を提出するよう要請するものとする。この提案は、ガバナーの定め、通知する期日までに指名委員会に受理されたなら、審議されるものとする。この通知は、提案が指名委員会に受理される期日の少なくとも 2 か月前に地区内クラブに送付されていなければならない。その通知には、提案の送付先が記載されていなければならない。この提案は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、別のクラブの会員であっても、所属クラブの同意をあらかじめ得てあれば、この人をガバナー・ノミニーに推薦できる。

13.020.4. 委員会は最適任のロータリアンを指名

ガバナー指名委員会がその選択を行うに当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

13.020.5. 指名の公表

指名委員会は、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。

13.020.6. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 13.040. 節に規定されているように、郵便投票でガバナー・ノミニーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第 15.050. 節に従って地区大会でガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

13.020.7. 対抗候補者

地区内クラブは、ガバナー・ノミニーの対抗候補者を推薦することができる。対抗候補者は、既に指名委員会に正式に推薦されていたことがなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択され決議に従って提出しなければならない。ク

ラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会によるガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも2週間後とする。

13.020.8. 対抗候補者への同意

前記のように対抗候補者が提案された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者に同意する場合、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の五つのクラブによって同意された対抗だけが有効とみなされる。

13.020.9. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

13.020.10. 対抗候補者の指名

定められた期限までに対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、そして対抗候補者指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーは地区内の全クラブにその旨を傳達しなければならない。この傳達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.11. 対抗候補者の指名が有効でない場合

上述の15日が経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに傳達しなければならない。

13.020.12. 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。

13.030. 例外：郵便投票によってガバナーを選出

事情がそれを必要とし、理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

13.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー指名の公式要請を郵送しなければならない。すべて指名は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名がなければならない。いずれかのクラブから推薦された候補者がそのクラブの会員でない場合は、その候補者が所属するクラブの同意をあらかじめ得るものとする。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーに受理されることを要する。但しその期限は公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が1名のみの場合は投票を要しないものとし、ガバナーはそ

の候補者をガバナー・ノミネーとして公表するものとする。

13.030.2. 2人以上の候補者がクラブから指名された場合

候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者ひとりひとりの氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナー・ノミネー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、理事会の定める書式の投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票用紙にクラブの投票を記入したうえ、ガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指図を添付して各クラブに対して1部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内のあいだに定めることを要する。

13.040.1. クラブの投票

各クラブは、会員数25名ごとに1票またはその端数が13名以上の場合は、さらに1票を投じる権利を有するものとする。会員数は、選出の行われる月の直前の半期人頭分担当支払時現在におけるクラブの会員数とする。但し、選出の行われる前、6カ月以上にわたり、RI または地区に対する支払を怠っていた場合を除く。

13.040.2. 選挙管理委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、選挙管理委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。選挙管理委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。

13.040.3. 過半数の投票

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミネーと宣言されるものとする。

13.040.4. 選挙管理委員会の報告

選挙管理委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得すると、直ちに、この投票結果を、ガバナーに報告しなければならない。報告書には、各候補者の得票数も記載されなければならない。ガバナーは投票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。選挙管理委員会は、ガバナーから候補者に投票結果が告げられてから15日間、投じられた投票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

13.050. ガバナー・ノミニーの証明

ガバナーは、ノミニーの宣言後 10 日以内にガバナー・ノミニーの氏名を事務総長に書式証言するものとする。

13.060. 有効な指名がないとき

国際協議会の 3 カ月前までのあいだに、有効な指名が一つもない場合、そのとき、ガバナーは、第 13.030.1 項以下の手続を再度踏むものとする。

13.070. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留

13.070.1. 資格条件に欠ける

所定の資格条件に欠けるガバナー・ノミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

13.070.2. 指名の一時保留

ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、理事会に、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨ガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。そしてノミニーは、ガバナーおよび事務総長を経由して、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は 3 分の 2 の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

13.070.3. ノミニーを拒否

ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合は、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告しなければならない。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナー・ノミニーをもう 1 度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかつた場合は、ノミニーは第 13.080. 節の規定に従って選出されるものとする。

13.080. 特別選挙

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の方次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかつた場合、理事会が、第 15.070. 節の資格条件を備えたロータリアンをガバナーに選挙するものとする。その票決には、理事会のメンバーの過半数の票を必要とする。

第 14 条 管理上の集団と管理上の区域単位

- 14.010. 理事会の権限
- 14.020. 監督
- 14.030. 管理上の区域単位 (RIBI)

14.010. 理事会の権限

地区に編成されている地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

14.020. 監督

地理的に隣接する二つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーの管理のほかに、他の管理方法を理事会が追加設定することができる。理事会は、そのような管理の設定に当たって、理事会が適切と考える手続規則を定めなければならない。この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 管理上の区域単位 (RIBI)

RIBI に所在するクラブは、RI の管理上の区域単位として組織、運営されるものとする。RIBI は、RI の規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBI はまた、RIBI 内において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI 地区編成委員会としての役を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RI の財務事項を処理するものとする。

14.030.1. RIBI の定款

RIBI の定款は、常に RI 定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。RI と RIBI の定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。

14.030.2. RIBI の定款の改正

地域単位がその権限、目的および機能を遂行するについての域内管理を規定する RIBI 定款の規定は、規定審議会の承認を得て RIBI 年次大会の決定によるのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RI の規定審議会が RI 組織規定を改正したときは、RIBI の定款および細則を RI 組織規定と一致させるために必要な改正は、RIBI の定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

14.030.3. RIBI の細則の改正

RIBI の細則は、RIBI の定款または RI の組織規定に定める通り、これを改正することができる。このような改正は、RIBI の定款および RI の組織規定と矛盾してはならないものとする。

第 15 条 地区

- 15.010. 創設
- 15.020. 地区協議会
- 15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- 15.040. 地区大会

- 15.050. 地区大会の投票
- 15.060. 地区の財務
- 15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件
- 15.080. ガバナーの資格条件
- 15.090. ガバナーの任務
- 15.100. RIBI のガバナーの任務
- 15.110. 解任
- 15.120. 地区の郵便投票

15.010. 創設

理事会はクラブの所在する地域を地区に分割する権限を有する。会長は地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は理事会の指示によるものとする。細則の後段にこれと異なる規定のある場合を除き、関係地区内クラブの過半数の反対ある場合は既存地区の境界を変更してはならない。

15.010.1. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

15.020. 地区協議会

地区協議会は、ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区の活動を統括するために、3月1日から7月1日までのあいだに、毎年開催されるものとする。地区協議会は、ガバナーと協力してガバナー・エレクトが立案・実施するものとする。ガバナーは、地区協議会参加者がRI 国際大会に出席できなくなるような時と場所を避けなければならない。特別の事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可できる。地区協議会に出席を要請されるのは、地区内全クラブの次期会長と次期幹事並びにガバナー・エレクトおよび理事会の指定する者である。

15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

理事会が決定した通り地区内クラブ会長エレクトを指導・訓練するために、毎年PETSを開くものとする。PETSは、国際協議会終了後1カ月以内に開くものとする。PETSは、ガバナーと協力してガバナー・エレクトが計画・実施する。さらに、PETSは、地区協議会と同時に開いてはならない。距離、気候、費用の点で別個に予定を組むことが实际的でない地区は、地区協議会と研修セミナーを同一の場所で続けて開催することができる。

15.040. 地区大会

15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所にお

いて、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会または国際大会の時期と同じであってはならない。理事会は二つ以上の地区が合同して関係地区の境界内で連合大会を開くことを認可できる。例外的な場合に、当該地区の境界外で地区大会を開くことも認可できる。

15.040.2. 開催地の選択

ガバナー・ノミニーが選出され、事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができる。その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。理事会の承認を得て、地区は、ガバナー・ノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数との投票によって、当該ガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかる大会開催地の投票を行うものとする。

15.040.3. 地区大会の決定

地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と本質に沿うものでなければならない。各地区大会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

15.040.4. 地区大会幹事

ホスト・クラブの会長と相談のうえ、ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は、大会の計画を策定し、大会記録の作成についてガバナーに協力することである。

15.040.5. 地区大会報告

地区大会終了後 30 日以内にガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、書面によって、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は 3 部を事務総長に、1 部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

15.050. 地区大会の投票

15.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは、会員数 25 名ごとに 1 名またはその端数が 13 名以上の場合は、さらに、1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。会員数は、地区大会の開催される月の直前の半期人頭分担金支払時現在のそのクラブの会員数とする。地区内各クラブは、その大会の開かれる月の前月までの 6 カ月を超える期間にわたり RI または地区に対する支払を怠っていたものでない限り、少なくとも 1 名の選挙人を送る権利を有する。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会に出席しなければならない。

15.050.2. 地区大会の投票

地区大会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー・ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員、ガバナー指名委員会の構成および職務権限並びに規定審議会の地区クラブ代表議員の選挙、地区資金負担金の額の決定を除き、地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。

15.050.3. 委任状による代理者

所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既にもっている投票権のほか、自分が委任状による代理者となっている欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

15.060. 地区の財務

15.060.1. 地区資金

各地区は、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。

15.060.2. 地区資金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調達されるものとする。1人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

(a) 地区協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。但し、会長エレクトが標準クラブ定款の第8条第4節第3パラグラフに従ってガバナー・エレクトによって地区協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。あるいは

(b) 地区の裁量で、地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。

15.060.3. 地区資金負担金

地区資金負担金の支払は、地区内全クラブの義務である。この負担金未払が6カ月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。

15.060.4. 地区財務の監査報告

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3カ月以内に地区内全クラブに対し、地

区財務の年次監査報告を行わなければならない。この監査報告書は、次の地区大会に提出され、必要であれば討議に付され、正式に採択されなければならない。

15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件

理事会によって特に許されない限り、選出の時点で、次の資格条件に達していなければガバナー・ノミニーに選ばれることはない。

15.070.1. 瑕疵なきロータリアン

本人が指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき会員であることを要する。

15.070.2. 完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

15.070.3. 瑕疵なきクラブに所属していること

本人がガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の年度の最終日において、RI または地区に対して負債残高を持たない、義務機能を果たしている瑕疵なきクラブの有資格会員でなければならない。

15.070.4. クラブの元会長であること

クラブ会長を全期務めたことのある者でなければならない。

15.070.5. ガバナーの任務を遂行できる能力

第 15.090. 節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

15.070.6. 資格条件を満たしていることを証明

ロータリアンは、細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じて RI に、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思をもち、それができる状態にあるということを明記するものとする。

15.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算 7 年以上会員であり、さらに、前述の第 15.070. 節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区における RI の役員である。ガバナーは、担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすに当たって RI の綱領を推進する特別の任務を課せられている。ガバナーは、自ら次の諸項の責務を負うものとする。

- (a) 新クラブ結成。
- (b) 既存クラブの強化助成。
- (c) クラブ相互間の友好関係およびクラブと RI 間の友好関係の増進。
- (d) 地区大会を計画・主宰すること。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画・準備に当たるガバナー・エレクトに協力すること。
- (e) できるだけ年度の早い時期、なるべく前半6カ月間に各クラブを自ら訪問すること。
- (f) 地区内の各クラブの会長、幹事に月信を発行すること。
- (g) 会長または理事会の要請があれば、速やかに RI に報告を提出すること。
- (h) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前にクラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。
- (i) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
- (j) 役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

15.100. RIBI のガバナーの任務

RIBI のガバナーの任務は、審議会の指図の下に、RIBI 定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかに RI に報告を提出しなければならない。また、ガバナーは、地区における RI 役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

15.110. 解任

ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由があるときには、会長は、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30 日以内に釈明するよう勧告するものとする。30 日以内に、当該ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかったときは、会長がガバナーを解任できる。本節の下に解任されたガバナーは、パスト・ガバナーとみなされない。

15.120. 地区の郵便投票

細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。その郵便投票は、第 13.040. 節の手続にできる限り沿った方式で行うものとする。

第 16 条 委員会

- 16.010. 定数と任期
- 16.020. 委員
- 16.030. 会合
- 16.040. 特別委員会
- 16.050. 任期
- 16.060. 委員会の幹事
- 16.070. 定足数
- 16.080. 通信による議事の処理
- 16.090. 権限

16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款・細則、国際大会、地区編成、財務に関する常任委員会を設置するものとする。また、RI に最もためになると理事会が折に触れ判断した選挙審査、ローターアクトなどの委員会をもほかに設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする：(1) 定款・細則一3名の委員から成り、毎年、任期3年でひとりずつ任命する；(2) 国際大会一6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする；(3) 地区編成一3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する；(4) 財務一6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(5) コミュニケーション一6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050. 節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

16.020. 委員

本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべてのRI 委員会の職権上の委員である。

16.030. 会合

本節に別段の規定ある場合を除いて、委員会と小委員会は、会長の決めた時と場所で通知を受けて開催されるものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

16.040. 特別委員会

第16.010. 節から第16.030. 節までの規定は指名委員会または細則第17.075. 節の下に結成された委員会には適用されない。

16.050. 任期

何人も3カ年を超えてRI の同一委員会の委員を務めることは許されない。但し本細則によって別段の定めある場合はこの限りでない。ある委員会に既に3カ年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格をもたないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアド・ホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

16.060. 委員会の幹事

本細則によって、あるいは委員会設置に当たって、理事会の別段の定めのある場合のほか、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

16.070. 定足数

委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。但

し、本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

16.080. 通信による議事の処理

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、適切な通信方法によって処理することができる。但し、本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。

16.090. 権限

会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。

第 17 条 財務事項

17.010. 会計年度

17.020. クラブ報告

17.030. 会費

17.040. 支払時期

17.050. 予算

17.060. 財務見通し 5 カ年計画

17.070. 監査

17.075. 監査運営委員会

17.080. 報告

17.010. 会計年度

RI の会計年度は 7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終わるものとする。

17.020. クラブ報告

毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に各クラブは同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送付されなければならない。

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担当

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように人頭分担当を支払うものとする。1995-96 年度より半カ年米貨 17 ドル 50 セント。人頭分担当は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.2. 追加会費

規定審議会が開催される予定の年には、あるいは、審議会臨時会合後のできるだけ早い時期には必ず、各クラブは、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドルを RI に支払わなければならない。この追加会費は、規定審議会に出席するクラブ代表議員のための費用に充てるものとする。その方法については理事会が定めるものとする。さらに、前述の費用を全額支払った後、残金があれば、審議会の運営費用を賄

うものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

17.030.3. 会費の返還

理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

17.030.4. RIBI の支払う会費

RIBI 内の各クラブは、RI の代行者としての、RIBI を通じて第 17.030.1. 項の規定する人頭分担金を RI に支払わなければならない。各半期に、RIBI 内のクラブから、第 17.030.1. 項の規定に従って RI に支払われる人頭分担金のうち、RI によって保有される部分の総額は、RI が年間 RIBI 内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならない。クラブが支払った人頭分担金の残りは、RIBI に配分され、保有されるものとする。

17.030.5. RI の保有するパーセンテージ

半年ごとに RIBI 内クラブによって支払われる、第 17.030.4. 項の規定する人頭分担金のうち RI によって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI 内のクラブに代わって RI が前年度支出した金額に基づいて、RI の保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するための RI の一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RI の未充当基金残高への拠出金として米貨 50 セント (\$.50) を加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも 6 年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

17.030.6. 支払額の調整

ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、RI に対する債務を支弁するために、自国通貨を過剰に支払わなければならない場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

17.040. 支払時期

17.040.1. 人頭分担金の支払期日

毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日を会費支払期日とし、第 17.030.1 項に定められた基準に基づいて支払われるものとする。但し、第 17.030.2. 項の下に支払う会費は、7 月 1 日を支払期日とし、支払うものとする。

17.040.2. 四半期人頭分担金

会費を支払う半期の 7 月 1 日もしくは 1 月 1 日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。1995-96 年度より米貨 8 ドル 75 セント。4 半期人頭分担金は 10 月 1 日と 4 月 1 日に支払うものとする。その金額は、規定審議会だけが変更できる。

17.040.3. 通貨

会費は米国通貨をもって RI に支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の

通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

17.040.4. 新クラブ

クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

17.050. 予算

17.050.1. 理事会の採択

毎年、理事会は、次の会計年度に対する RI の収支予算を採択しなければならない。総支出の予算額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

17.050.2. 予算の改訂

このような予算は、理事会がいつでも改訂できる。但し、総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならない。

17.050.3. 事務総長の支払承認

事務総長は、理事会承認の予算の範囲内においてだけ、支払を認める権限を有する。

17.050.4. 収入見積額を超える支出

理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、理事会は、RI の純資産を上回る負債を生じるような支出を招いてはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

17.050.5. RI の年間予算の公表

第 17.050.1. 項の規定に従って採択した RI 予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の 9 月 30 日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする。

17.060. 財務見通し 5 カ年計画

17.060.1. 5 カ年計画を毎年見直す

毎年、理事会は、財務見通し 5 カ年計画を審議するものとする。その見直しには、RI の総収入と総支出の予測を記載するものとする。その見直しには、RI の資産と負債と残高の予測をも記載するものとする。

17.060.2. 5 カ年計画を規定審議会に提出

財務見通し 5 カ年計画は、財務に関する立法案の背景情報として理事会から規定審議会に提出されるものとする。

17.060.3. 5 カ年計画の最初の年は規定審議会開催年

財務見通し 5 カ年計画の第 1 年目は、規定審議会が開かれている年度とする。

17.070. 監査

理事会は、少なくとも年1回RIの監査を行う。このような監査は、免許をもつ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県において一般にその権威を認められている監査人が実施する。事務総長は理事会の要求があればいつでも帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

17.075. 監査運営審査委員会

理事会は、6名の委員から成る監査運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、隔年に2名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、年に少なくとも3回会合を開くものとする。監査運営審査委員会は、RI財務報告、外部監査、内部の会計検査制度、内部監査、運営、管理手続、経営基準などを含むすべての財務事項を審査するが、これだけに限定されるものではない。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。監査運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

17.080. 報告

会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、理事会、年次RI国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。さらに、第17.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第17.050.2.項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と10パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を手に入れるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも30日前まで事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

第18条 名称と徽章

18.010. RIの知的所有権の保全

18.020. RIの知的所有権の使用の制限

18.010. RIの知的所有権の保全

理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもつばら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

18.020. RIの知的所有権の使用の制限

RI並びにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することはRIの承認しないところである。

第 19 条 その他の会合

- 19.010. 国際協議会
- 19.020. RI の地域大会
- 19.030. 元会長審議会
- 19.040. 会議運営手続規則

19.010. 国際協議会**19.010.1. 目的**

毎年国際協議会を開催するものとする。その目的は、ガバナー・エレクトに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているエレクトや他の人に、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

19.010.2. 時と場所

理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は2月15日前に開催されなければならない。理事会は、国際協議会開催地を選ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

第 19.010.2. の暫定規定

1998年7月1日現在のRIの契約は、本規定にもかかわらず尊重しても差し支えない。

19.010.3. 参加者

国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる：会長、理事、会長ノミニ、理事エレクト、理事ノミニ、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI 役員ノミニ、RI 各種委員会委員長、およびその他理事会の指定する者。

19.010.4. 特別、または局地的、協議会

非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上のこのような特別協議会もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

19.020. RI の地域大会*

理事会は、クラブ会員の地域大会を招集することができる。理事会は、地域大会に参加するクラブを指定するものとする。理事会はまた大会の招集方法、その組織と運営およびその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

* 地域大会は理事会の指定する地域で開催される。

19.020.1. 開催地

RI の準備する地域大会または研究会は、全ロータリアンが、国籍、人種または宗教にかかわらず、その開催予定地に現実に行くことができる、という書面による保証を理事会が、ホスト国の政府または他の関係当局から得られなかったなら、開催されないものとする。

19.020.2. 目的

地域大会の目的は、地域内のクラブ会員間の知り合いと理解を育成・推進し、また、ロータリーの綱領の範囲内の議題について意見を交換し、話し合う場を提供することである。

19.020.3. 理事会への決議

ロータリーの目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

19.030. 元会長審議会

19.030.1. 構成

クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権はもたないものとする。

19.030.2. 役員

直前会長の前の元会長を審議会の議長とし、さらにその前の元会長をその副議長とする。事務総長は元会長審議会の幹事となるが審議会のメンバーではない。

19.030.3. 任務

元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告することができる。

19.030.4. 会合

会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言を必要と考える場合、元会長審議会を招集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が付託した事項を議題として審議するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を発表しない限り、この報告を公表してはならない。

19.030.4.1. 国際大会での会合

審議会は、国際大会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を開くものとする。

19.040. 会議運営手続規則

あらゆるロータリーの会合、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくは RI 採用の特別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、

当該会合の議長が決定するものとする。このような手続上の問題については、公正さを基本として配慮する。但し、提訴は認められるものとする。

第 20 条 機関雑誌

20.010. 機関雑誌出版の権限

20.020. 購読料

20.030. 雑誌の購読

20.010. 機関雑誌出版の権限

理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可するいくつかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RI の目的とロータリーの綱領の推進について理事会を助ける仲介役を務めることである。

20.020. 購読料

20.020.1. 購読料

各機関雑誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内の各クラブ会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わって RI に送金しなければならない。

20.020.3. 雑誌収入

年度内の雑誌収入は、その一部分といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある場合を除き、年度末に RI の一般剰余金に繰り入れられるものとする。

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。本人が会員となっている限り、その購読を続けなければならない。

20.030.2. 購読義務免除

会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を説めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

第 21 条 ロータリー財団

21.010. 財団の目的

21.020. 管理委員会

- 21.030. 管理委員の任期
- 21.040. 第 21.020. 節と第 21.030. 節に関する暫定規定
- 21.050. 管理委員の報酬
- 21.060. 管理委員会の経費
- 21.070. 管理委員会の報告

21.010. 財団の目的

RI のロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得て改正できるが、そのほかの方法はない。

21.020. 管理委員会

会長が、理事会の承認を得て、任命した 13 名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

21.030. 管理委員の任期

管理委員の任期は 4 年とする。管理委員は再選されることができる。

21.040. 第 21.020. 節と 21.030. 節に関する暫定規定

21.040.1 1994 年 7 月 1 日現在の管理委員

第 21.020. 節にもかかわらず、1994 年 7 月 1 日現在管理委員を務めている者はすべて任命された任期を全うするものとする。

21.040.2. 暫定期間中に管理委員を務める元会長

暫定期間中の元 RI 会長の数が一時的に 4 人を超えるとしても、できるだけ速やか、かつ、公平に第 21.020. 節と第 21.030. 節を実施する権限を RI 理事会に与えるものとする。

21.050 管理委員会の報酬

管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

21.060 管理委員会の経費

管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、財団資産から支出する。但し、次の 2 種類の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。(1) 財団の管理運営に必要な経費。(2) 贈与または遺贈という条件で指示された財団寄付の収益または元金からの支出。

21.070. 管理委員会の報告

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年 1 度 RI に報告するものとする。

第 22 条 補償

理事会は、RI 理事、役員、従業員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

第 23 条 改正

本細則は、第 7.060. 節の臨時審議会の規定を除き、審議会に出席し投票した人の過半数によってのみ改正することができる。

1983年5月31日申請の
国際ロータリーのロータリー財団
法人設立定款抜粋

名称。当法人の名称は：国際ロータリーのロータリー財団である。

目的。本法人は、人道的かつ教育的目的、または1954年国内歳入法第501項(c)(3)もしくは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認した他の目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない：博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好関係を助長すること。

収入と資産の用途

- (a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。但し、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条の他の規定にもかかわらず、(i) 1954年国内歳入法501項(c)(3)（または将来の米国国内歳入法の関係規定）の下に、連邦所得税を免除された法人によって、(ii) 1954年国内歳入法第170項(c)(2)（または将来の米国国内歳入法の関係規定）の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められていないような他の活動を遂行しないものとする。
- (b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン（声明の発表、配布も含まれる）に参加してはならない。
- (c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて（当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く）は、1954年国内歳入法501項(c)(3)または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人会員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

法人会員。当法人の構成は1種類とし、これは、「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。法人会員の選出方法は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事（管理委員を指す）を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならない他の事項については細則に定められている。

国際ロータリーのロータリー財団細則

| 条 | 題目 | 頁 |
|---|-------------------------------|-----|
| 1 | 当法人の目的..... | 255 |
| 2 | 構成員..... | 255 |
| 3 | 管理委員会..... | 256 |
| 4 | 管理委員会の会合..... | 258 |
| 5 | 当法人の役員..... | 259 |
| 6 | 委員会..... | 260 |
| 7 | 管理委員会と法人会員 理事会との合同委員会..... | 261 |
| 8 | 財務報告..... | 261 |
| 9 | 雑則..... | 262 |

国際ロータリーの ロータリー財団細則

第1条 当法人の目的

第1.1項 目的。当法人の目的は、法人設立定款に記載されている通りとする。

第2条 構成員

第2.1項 構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2.2項 選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第2.3項 決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、その理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に通達して行う。

第2.4項 法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない：

- (a) 財団の財産の全支出。但し、次のものを除く：
 - (i) 財団の管理運営に必要な経費
 - (ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出、両者とも管理委員会の承認のみで十分とする；
- (b) 法人設立定款または細則の改正または修正；
- (c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ；
- (d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべてについて、その発表または資金拠出前に。

第2.5項 法人会員の責務。法人会員は次の責務を負うものとする：

- (a) 国際ロータリーの役員とすべてのロータリアンに、直接参加と財政的貢献を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を支援するよう奨励すること。さらに、クラブ、地区、国際レベルの会合、指導力養成、教育プログラム、出版物を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を推進すること；
- (b) 財団の新プログラム、プロジェクト、活動を管理委員会に提案すること。

第3条 管理委員会

第3.1項 総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。但し、特定の事項は、第2条第2.4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、1986年のイリノイ州の一般的非営利財団法または米国イリノイ州の採択する継承法によって現在、または以後認められるすべての権限を行使することが認められている；但し、この権限は、法人定款に述べられている法人の目的を遂行する場合において、また、1986年の米国国内歳入法の第501項(c)(3)とその改正において記述される法人の身分に合致したうえで、初めて行使することができる。管理委員会は、次の具体的任務を負うものとする：

(a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この業務の遂行に当たって、法令または本細則によって別に認められている権能のほかに管理委員会は、次のことをする権限を有する：

- (i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること；
- (ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと；
- (iii) 管理委員会が財団資金の投資として適切と考える貸付、証券、または不動産に投資、再投資すること；
- (iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的な目的を達成するための、使途を指定されていない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための、使途を指定された資金または基金資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って使途の指定された、または指定されていない資金に負わせ割り当てること；
- (v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること—これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーが含まれる。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと；
- (vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること；
- (vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要とされる全経費を財団の資金から支出すること；

(b) 被信託者として設定されたとしても、法人に代わってその地位を評価、受諾、拒否すること；州法または国法において、かつ、またその下に、法律上有効な被信託者としての権限を行使すること、その際イリノイ州信託および被信託人法および他の関係イリノイ州法の下に被信託人に与えられた、すべての権限が

無条件に含まれる；法律上の権限を有するか、被信託者その他の法人その他に代わって決定する場合、財産、資金または他の配当や法定利子の譲渡またはそれらに関して拒否、許可、保留すること；

- (c) 共同出資金などの投資の提携を創設、管理、運営あるいは参加すること；
- (d) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理すること。但し、管理委員会と法人会員が、財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理委員会の代行者としての法人会員によって、または、両者の協力によって、管理すると合意した場合を除く；
- (e) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続的基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること；
- (f) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリー・クラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること；
- (g) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責任を負うこと；
- (h) 世界のいかなる国または地域においても、関係下部組織、他の慈善法人、財団、信託または同種の組織を設立または提携すること；
- (i) 法人会員理事会の提出した、財団に関する RI 定款細則の改正案と財団に関する決議案を、法人会員の規定審議会で審議する前に、審議、承認すること。他の関係者がこのような改正案と決議案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、RI 規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。
- (j) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。但し、このような規定と規則は、RI の定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

第 3.2 項 人数、任命、任期。 管理委員の数は 13 名とする。管理委員は、法人会員の理事会の同意を得て、法人会員の会長が任命するものとする。管理委員のうち 4 名は、法人会員の元会長とする。管理委員の任期は 4 年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。但し、本条本項および第 3.3 項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

第 3.3 項 資格条件。 管理委員は、ロータリー・クラブの名誉会員以外の会員でなければならない。各管理委員は、豊富なロータリー経験を有し、特に財務と財団の支援している活動分野において管理職および方針決定の経験あるロータリアンでなければならない。管理委員は、世界各地から選ばなければならない。

第 3.4 項 辞任。 管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第3.5項 解任。本条第3.3項に掲げる資格を満たすことのできなかった管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、その失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第3.6項により後任者と交代する。管理委員会と法人会員の判断で、管理委員がその任務を十分遂行できないとされたとき、その判断を下した時点で、その管理委員は、管理委員としての役職を失い、本条第3.6項に規定されるように後任が任命されるものとする。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴聞の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、RIの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

第3.6項 欠員。死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第3.2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

第3.7項 委員長。管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長に選ぶ。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、管理委員会が残存任期を務める委員長を選ぶものとする。

第3.8項 報酬。管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

第4条 管理委員会の会合

第4.1項 年次会合。財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所と時で開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望ましければ、相互に都合のよい時と場所で、合同会合を開いてもよい。

第4.2項 他の会合。管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

第4.3項 会合の通知。書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時（期日と時刻）と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、各管理委員の住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の放棄に相当する。但し、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明示した目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第4.4項 定足数と決議方法。その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定するこ

とができる。但し、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数に不足している場合、出席している管理委員の過半数で、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第4.5項 非公式な決議。管理委員会の会合でどのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属するときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

第4.6項 電話による会合。管理委員会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

第4.7項 議長。管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長または副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

第5条 当法人の役員

第5.1項 役職。当法人の役員は、管理委員会の委員長（「委員長」）、副委員長、事務総長とする。

第5.2項 選挙、任期、報酬。委員長と副委員長は、1年を任期として毎年管理委員会によって選ばれるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長と副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決めるものとする。

第5.3項 辞任。役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第5.4項 解任。委員長または副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわらず解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。

第5.5項 欠員。いずれかの役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

第5.6項 委員長。委員長は、当法人の最高の役員であり、管理委員会に代わって当法人のあらゆる運営と活動を定期的に監督、指揮しなければならない。委員長は、自己の権限の一部を当法人の他の管理委員または役員に委任することができる

第8.4項 保証書。管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証書の必要性和金額を決め、このような保証書の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかなければならない。

第8.5項 会計年度。当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

第8.6項 予算。毎年、管理委員会は、次の会計年度の予算を採択するものとする。管理委員会は、その予算を必要に応じて、次の会計年度において改訂することができる。

第8.7項 法人会員による業務に対する支払。財団は、管理委員会が法人会員に要請したすべての運営および他の業務に要した費用を法人会員に支弁する。管理委員会が財団の年間予算を採択したとき、事務総長は、このような業務の費用見積書を提出する。管理委員会は、この見積書に従って、会計年度中、随時、その費用を前払いする。余剰または不足のいずれにせよ、見積と、業務遂行によって生じた実費とのあいだに差のあることが判明した場合、会計年度末における財団と法人会員の会計監査と検査の後に、適宜調整する。

第9条 雑則

第9.1項 補償。1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度まで、財団は現および元管理委員と役員は、このように補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人にも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

第9.2項 印章。当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形をとるものとする。

第9.3項 補助金授与の方針。次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない：

- (a) ロータリアン、但し、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない；
- (b) クラブと地区と他のロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員；
- (c) 前記(a)項と(b)項の配偶者、直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。

第9.4項 細則改正。本細則は、管理委員会が必要に応じて、タイムリーに改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員理事会の承認を得次第効力を発するものとする。しかし、法人会員の定款または細則の規定と矛盾する細則は、RIの規定審議会から承認されるまで効力を発しないものとする。

定款細則の番号の付け方

RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款においては、規定の従属関係を次のように定める：

第4条

第2節

(a) (サブセクション)

(1) (サブサブセクション)

.6 (パラグラフ)

(iv) (サブパラグラフ)

従属する文節は、それぞれ文章全体を下げ、全体の位置付けを分かりやすくした。

文章が直接パラグラフやサブパラグラフに分けられている場合もある。例えば、RI 定款 16 条第 3 節第 1 パラグラフ、標準ロータリー・クラブ定款 5 条第 3 節第 1 パラグラフ (i) サブパラグラフというようになっている。

標準ロータリー・クラブ定款

| 条 | 題目 | 頁 |
|----|----------------|-----|
| 1 | 名称 | 265 |
| 2 | 区域限界 | 265 |
| 3 | 綱領 | 265 |
| 4 | 会合 | 265 |
| 5 | 会員身分 | 266 |
| 6 | 職業分類 | 268 |
| 7 | 出席 | 269 |
| 8 | 理事および役員 | 270 |
| 9 | 入会金および会費 | 271 |
| 10 | 会員身分の存続 | 272 |
| 11 | 地域社会、国家および国際問題 | 274 |
| 12 | ロータリーの雑誌 | 274 |
| 13 | 綱領の受諾と定款・細則の遵守 | 275 |
| 14 | 仲介 | 275 |
| 15 | 細則 | 275 |
| 16 | 解釈の仕方 | 275 |
| 17 | 改正 | 275 |

* _____

ロータリー・クラブ定款

第1条 名称

本会の名称は、_____ ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第2条 区域限界

本クラブの区域限界は、次の通りとする _____

第3条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条 会合

第1節

- .1 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- .2 但し、非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までのあいだのいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- .3 また、例会日が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡し

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

た場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、理事会は、例会を取りやめることができる。本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1 ローター年度に 2 回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが 3 回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されなければならない。

第5条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の 4 種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

RI 定款第 5 条第 3 節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、本クラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアディショナル正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アディショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアディショナル正会員を推薦することはできない。

第4節 アディショナル正会員の 카테고리

本クラブは 3 種類のアディショナル正会員を選ぶことができる。本クラブはその 3 種類のそれぞれから職業分類を同じくするアディショナル正会員を 1 人選ぶことができる。

(a) 第 1 カテゴリ --- 推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアディショナル正会員に推薦することができる。

(b) 第 2 カテゴリ --- 元ロータリアン

正会員は、元クラブ会員をアディショナル正会員に推薦することができるが、この元クラブ会員の職業分類を保持する正会員の承諾を得なければならない。さらに、この元クラブ会員がかつて属していたクラブを退会した理由は、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ でなければならない。

(c) 第 3 カテゴリ --- 元ローターアクター

正会員は、ローターアクト・クラブ元会員をアディショナル正会員に推薦することができるが、この元ローターアクト・クラブ会員の職業分類を保持する正会員の承諾を得なければならない。さらに、この元ローターアクターは、本クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも 4 年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことが

あり、退会した理由が、ローターアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということ でなければならない。

(d) 職業分類保持者の変更

すべてのアディショナル正会員は、本クラブの正会員の 1 人と同じ職業分類をもたなければならない。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になるなど、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアディショナル正会員の 1 人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が 1 名しかいない場合、このアディショナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が 2 名または 3 名いる場合、本クラブはそのうち 1 名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

第 5 節 シニア・アクティブ会員

(a) 一般的資格条件

正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする：通算 15 年以上会員であった者、あるいは現在 60 歳以上で通算 10 年以上会員であった者、現在 65 歳以上で通算 5 年以上会員であった者、現または元 RI 役員。

(b) 元会員

かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

(c) 権利と特典 -- シニア・アクティブ会員身分の制約

シニア・アクティブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持せず、また、アディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

(d) シニア・アクティブ会員の職業分類を充填する者

本クラブは、シニア・アクティブ会員の保持していた職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第 6 節 パスト・サービス会員

パスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および前述の第 3 節と第 4 節によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

(a) パスト・サービス会員の資格条件

次の者は、パスト・サービス会員に該当する。

(i) パスト・サービス会員 -- 引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、RI 定款第 5 条第 3 節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

(ii) パスト・サービス会員一職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう
正会員は、本クラブ理事会の決定によって、これをパスト・
サービス会員に選挙することができる。

(b) 入会金の免除

本クラブの現または元会員がパスト・サービス会員に選ばれた場合、2度
目の入会金の支払を要しないものとする。

第7節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員または
パスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラ
ブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第8節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名
誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員
身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない
し、クラブのいかなる役職にもつづことができない。名誉会員は、職業分
類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、
その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会
員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないも
のとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者およ
び複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資
格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条
件を備えていることを要する。

第10節 公職に就いている人

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業
分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、
学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命さ
れた者には適用されない。本クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙
または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き
正会員としての身分を保持することができる。

第11節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができ
る。

第6条 職業分類

第1節 職業分類

- (a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。
- (b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要
かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の
主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すも

のでなければならない。

- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

第7条 出席

第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(a) 本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
- (iii) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI 理事会を代行するRI 会長の承認を得て招集されたRI 元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会または（RI 理事会の承認を得た）他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI 委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
- (iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
- (v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。
- (vi) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトに出席すること。

(b) 例会のときに、

- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (ii) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。
- (vii) 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 メークアップの通知

本条第1節(a)項の(i)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

第3節 免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) (i) 長期にわたる健康不良/傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実的に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。
(ii) ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。
- (b) シニア・アクティブ会員で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

前述のカテゴリー(a)の(i)と(ii)に該当する会員の欠席は、その出席を免除されているなら、当該期間中クラブの出席記録に算入されない。前述のカテゴリー(b)に該当する会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第8条 理事および役員

第1節

本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節

別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。

第3節

本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第4節

- 1 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- 2 会長は、本クラブ細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることになったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- 3 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員(アディショナル正会員を含む)、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

第9条 入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第10条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
- (i) 本人に落度が無いのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる；または
 - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である；または
 - (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類の事業または専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席その他のすべての条件に引き続き従わなければならない。
 - (iv) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めてつくために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

第3節 再入会

正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払

- 1 所定の期限後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後 10 日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
- 2 このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席

(a)本クラブの名誉会員を除く会員は：

- (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 60 パーセントに達していなければならない。
- (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその 30 パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。会員が現 RI 役員である場合、任期満了まで、所属クラブの例会出席を免除されるものとする。

(b)本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。

第6節 他の原因による終結

- (a)いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b)会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c)前項 (a) または (b) のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d)会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第 14 条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通

告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権一その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第11条 地域社会、国家および国際問題

第1節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうへの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節

- (a) 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

- 1 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、

- 毎年、2月23日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。
- この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

第12条 ロータリーの雑誌

第1節

本クラブがRI理事会によって、RI細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第13条 網領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、網領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第14条 仲介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決されるものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第15条 細則

本クラブは、RIの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第16条 解釈の仕方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

第17条 改正

第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI 審議会もしくは大会、規定審議会または RI 理事会のみが提案することができる。

第3節 手続

- 1 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日までに、RI 事務総長のもとに提出されなければならない。
- 2 RI の事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれるロータリー年度の12月31日までに各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要覧の削除や追加の詳細を付していない改正案の要旨は各クラブに送付するものとする。
- 3 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節

本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アドリショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、RI 理事会の指示により、再審議する場合、RI 細則第2.020.4項に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

推奨クラブ細則

| 条 | 題目 | 頁 |
|----|-----------------------|-----|
| 1 | 理事および役員選挙 | 279 |
| 2 | 理事会 | 279 |
| 3 | 役員職務 | 279 |
| 4 | 会合 | 280 |
| 5 | 入会金および会費 | 281 |
| 6 | 採決の方法 | 281 |
| 7 | 委員会 | 281 |
| 8 | 委員会の職務 | 283 |
| 9 | 出席義務規定の免除 | 284 |
| 10 | 財務 | 285 |
| 11 | 会員選挙の方法（すべての会員身分について） | 285 |
| 12 | 決議 | 286 |
| 13 | 議事の順序 | 286 |
| 14 | 改正 | 287 |



ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および____名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た____名¹の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員____名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された____名²の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計および直前会長である。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付

注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年_____に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第4条第2節は、“本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない”と規定している)

第2節

本クラブの毎週の例会は_____曜日_____時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その

出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節

RI 細則第 2.020.4. 項に規定する場合を除いて、会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月 _____ 開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー 2 名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は _____ とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額 _____ とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨 6 ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日に納入すべきものとする。

(注：ロータリアン誌の購読料は年額米貨 12 ドルとする)

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
 - クラブ奉仕委員会
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも 2 名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長また

は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれ
の資務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：

出席委員会

クラブ会報委員会

親睦活動委員会

雑誌委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中を含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当す

るすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c)会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

人間尊重委員会
地域発展委員会
環境保全委員会
協同奉仕委員会

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a)出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b)職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c)クラブ会報委員会。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d)親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (e)雑誌委員会。この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (f)会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底

的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

- (g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする：

- (a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。
- (b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
- (c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。
- (d) 協同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を

免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に入されない)

第10条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条 会員選挙の方法（すべての会員身分について）

第1節

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前

に漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第 4 節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を RI に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名するものとする。

第 12 条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 13 条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 14 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

012B-JA--(698)

